

平成 2 3 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（2 月 2 4 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（2 1 日間）	4
1. 日程第 3. 議員の辞職許可報告	4
○報告済	4
1. 日程第 4. 議会運営委員会委員の選任	4
○選任	4
1. 日程第 5. 平成 2 3 年度市政執行方針（加藤市長）	4
○教育行政執行方針（藤原教育長）	1 5
1. 日程第 6. 議案第 1 号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定について	1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 9
○質疑（東 千春議員）	2 0
○質疑（佐藤 勝議員）	2 1
○質疑（熊谷吉正議員）	2 4
○総務文教常任委員会付託	2 7
1. 休憩宣告	2 8
1. 再開宣告	2 8
1. 日程第 7. 議案第 2 号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○質疑（佐々木 寿議員）	2 8
○質疑（川村幸栄議員）	2 9
○原案可決	3 1

1. 日程第9. 議案第4号 名寄市特別会計条例の一部改正について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○原案可決	3 1
1. 日程第10. 議案第5号 名寄市教育相談センター条例の一部改正について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○原案可決	3 1
1. 日程第11. 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正に ついて	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 2
1. 日程第12. 議案第7号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方 公共団体の数の増加及び規約の変更について	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 2
1. 日程第13. 議案第8号 平成22年度名寄市一般会計補正予算	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○補足説明（佐々木総務部長）	3 3
○質疑（谷内 司議員）	3 4
○質疑（川村幸栄議員）	3 8
○原案可決	4 0
1. 日程第14. 議案第9号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	4 1
○提案理由説明（加藤市長）	4 1
○原案可決	4 1
1. 日程第15. 議案第10号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算	4 2
○提案理由説明（加藤市長）	4 2
○原案可決	4 2
1. 日程第16. 議案第11号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	4 2
○提案理由説明（加藤市長）	4 2
○原案可決	4 3
1. 日程第17. 議案第12号 平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 3
○原案可決	4 3
1. 日程第18. 議案第13号 平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 4
○原案可決	4 4
1. 日程第19. 議案第14号 平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予 算	4 4

○提案理由説明（加藤市長）	4 4
○原案可決	4 4
1. 日程第20. 議案第15号 平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	4 5
○提案理由説明（加藤市長）	4 5
○原案可決	4 5
1. 日程第21. 議案第16号 平成22年度名寄市病院事業会計補正予算	4 5
○提案理由説明（加藤市長）	4 5
○原案可決	4 6
1. 日程第22. 議案第17号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算	4 6
○提案理由説明（加藤市長）	4 6
○原案可決	4 7
1. 日程第23. 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算ないし議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算	4 7
○提案理由説明（加藤市長）	4 7
○予算審査特別委員会設置・付託	4 8
1. 日程第24. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	4 8
○提案理由説明（加藤市長）	4 8
○報告済	4 8
1. 日程第25. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	4 8
○提案理由説明（加藤市長）	4 8
○報告済	4 9
1. 日程第26. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ いて	4 9
○提案理由説明（加藤市長）	4 9
○適任と認める	4 9
1. 休会の決定	4 9
1. 散会宣告	4 9

第 2 号 (3 月 7 日)

1. 議事日程	5 1
1. 本日の会議に付した事件	5 1
1. 出席議員	5 1
1. 欠席議員	5 1
1. 事務局出席職員	5 1
1. 説明員	5 1
1. 開議宣告	5 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 2
1. 日程第 2. 代表質問	5 2
○質問 (岩木正文議員)	5 2
1. 休憩宣告	7 4
1. 再開宣告	7 4
○質問 (佐藤 靖議員)	7 4
1. 休憩宣告	9 6
1. 再開宣告	9 6
○質問 (日根野正敏議員)	9 6
1. 会議時間延長宣告	1 1 5
1. 散会宣告	1 1 6

第 3 号（3 月 8 日）

1. 議事日程	1 1 7
1. 本日の会議に付した事件	1 1 7
1. 出席議員	1 1 7
1. 欠席議員	1 1 7
1. 事務局出席職員	1 1 7
1. 説明員	1 1 7
1. 開議宣告	1 1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 8
1. 日程第 2. 代表質問	1 1 8
○質問（田中好望議員）	1 1 8
1. 休憩宣告	1 2 6
1. 再開宣告	1 2 6
1. 日程第 3. 一般質問	1 2 6
○質問（高橋伸典議員）	1 2 6
○質問（川村幸栄議員）	1 3 7
1. 休憩宣告	1 4 7
1. 再開宣告	1 4 8
○質問（佐々木 寿議員）	1 4 8
1. 散会宣告	1 5 8

第 4 号 (3 月 9 日)

1. 議事日程	1 5 9
1. 本日の会議に付した事件	1 5 9
1. 出席議員	1 5 9
1. 欠席議員	1 5 9
1. 事務局出席職員	1 5 9
1. 説明員	1 5 9
1. 開議宣告	1 6 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 6 0
1. 日程第 2. 一般質問	1 6 0
○質問 (佐藤 勝議員)	1 6 0
○質問 (植松正一議員)	1 7 0
1. 休憩宣告	1 8 1
1. 再開宣告	1 8 1
○質問 (大石健二議員)	1 8 1
○質問 (上松直美議員)	1 9 1
1. 散会宣告	2 0 2

第 5 号（3 月 1 0 日）

1. 議事日程	2 0 3
1. 本日の会議に付した事件	2 0 3
1. 出席議員	2 0 3
1. 欠席議員	2 0 3
1. 事務局出席職員	2 0 3
1. 説明員	2 0 3
1. 開議宣告	2 0 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 0 4
1. 日程第 2. 一般質問	2 0 4
○質問（黒井 徹議員）	2 0 4
○質問（熊谷吉正議員）	2 1 4
1. 休憩宣告	2 2 4
1. 再開宣告	2 2 4
1. 休会の決定	2 2 5
1. 散会宣告	2 2 5

第 6 号（3 月 1 6 日）

1. 議事日程	2 2 7
1. 本日の会議に付した事件	2 2 7
1. 出席議員	2 2 8
1. 欠席議員	2 2 9
1. 事務局出席職員	2 2 9
1. 説明員	2 2 9
1. 開議宣告	2 3 0
1. 東北地方太平洋沖地震の被災者に対する黙祷、お見舞いの言葉	2 3 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 3 0
1. 日程第 2. 議案の撤回について	2 3 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 0
○承認	2 3 1
1. 日程第 3. 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 8 号 平成 2 3 年度名寄市水道事業会計予算	2 3 1
○予算審査特別委員長報告（川村正彦委員長）	2 3 1
○原案可決	2 3 1
1. 日程第 4. 議案第 2 9 号 名寄市教育委員会委員の任命について	2 3 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 2
○同意	2 3 2
1. 日程第 5. 意見書案第 1 号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の 速やかな制定を求める意見書 意見書案第 2 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書 意見書案第 3 号 旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、 裁判官を常駐させることを求める意見書 意見書案第 4 号 平成 2 3 年度畜産物価格決定等に関する意見書 意見書案第 5 号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書 意見書案第 6 号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を 求める意見書	2 3 2
○原案可決	2 3 2
1. 日程第 6. 報告第 3 号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について	2 3 3
○報告済	2 3 3
1. 日程第 7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 3 3
○継続審査（調査）決定	2 3 3
1. 持田 健議員退任あいさつ	2 3 3
1. 木戸口 真議員退任あいさつ	2 3 3

1. 田中好望議員退任あいさつ	2 3 4
1. 田中之繁議員退任あいさつ	2 3 5
1. 小野寺一知議長退任あいさつ	2 3 6
1. 加藤市長あいさつ	2 3 6
1. 閉会宣告	2 3 7
1. 質問文書表	2 3 9
1. 議決結果表	2 4 7

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成23年2月24日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

	予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第18 議案第13号 平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第2 会期の決定	日程第19 議案第14号 平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第3 議員の辞職許可報告	日程第20 議案第15号 平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第4 議会運営委員会委員の選任	日程第21 議案第16号 平成22年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第5 平成23年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第22 議案第17号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第6 議案第1号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定について	日程第23 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算
日程第7 議案第2号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算
日程第8 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算
日程第9 議案第4号 名寄市特別会計条例の一部改正について	議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算
日程第10 議案第5号 名寄市教育相談センター条例の一部改正について	議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
日程第11 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正について	議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算
日程第12 議案第7号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算
日程第13 議案第8号 平成22年度名寄市一般会計補正予算	議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
日程第14 議案第9号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	議案第26号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
日程第15 議案第10号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算	議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算
日程第16 議案第11号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算
日程第17 議案第12号 平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正	

- 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について
日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議員の辞職許可報告
日程第4 議会運営委員会委員の選任
日程第5 平成23年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第6 議案第1号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定について
日程第7 議案第2号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第4号 名寄市特別会計条例の一部改正について
日程第10 議案第5号 名寄市教育相談センター条例の一部改正について
日程第11 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正について
日程第12 議案第7号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第13 議案第8号 平成22年度名寄市一般会計補正予算
日程第14 議案第9号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第15 議案第10号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第16 議案第11号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

- 日程第17 議案第12号 平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
日程第18 議案第13号 平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第19 議案第14号 平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第20 議案第15号 平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第21 議案第16号 平成22年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第22 議案第17号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第23 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算
議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算
議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算
議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第26号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算
議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算
日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告

について

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 出席議員（24名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三

書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院長	香川	讓	君
市立大務局長	三澤	吉己	君
市立大務局長	三澤	吉己	君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（小野寺一知議員） これより平成23年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出がございます。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 竹 中 憲 之 議員
18番 黒 井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月16日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月16日までの21日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議員の辞職許可を報告いたします。

去る2月15日、中野秀敏議員から一身上の都合により2月23日をもって議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月23日に議員辞職願を許可いたしましたので、御報告をいたします。

また、中野秀敏議員の議員辞職に伴い、建設常任委員長が欠けたため、本日定例会前に建設常任委員会を開催し、互選の結果、駒津喜一議員を委員長に選任いたしました。報告がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により山口祐司議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、山口祐司議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 これより平成23年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成23年度市政執行方針を行います。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成23年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに

私が、市長として市政を担わせていただき、10ヶ月が過ぎました。

この間、多くの市民の皆様や企業、団体などから様々な御意見をいただきました。

私は、市政運営を行う上で皆様からいただいた思いをしっかりと受け止め、自ら先頭に立ち「明るく元気なまちづくり」を積極的に進めてまいりたいと考えています。

しかし、国の財政状況は、2011年度末の国債や借入金など、国の借金は997兆7,098億円に上ると見込まれ、国民1人当たりでは約783万円となり、12年度中にも1千兆円を突破することが想定されています。

また、地方財政は税収が伸び悩み、多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化しています。

さらに、世界同時不況による景気の後退や雇用情勢の悪化、個人消費の落ち込みなど、未だ先行きが不透明な社会経済情勢は、本市の行財政運営の厳しさに、拍車をかけるものと考えています。

本市の台所は、多種多様な市民ニーズに全て応えられるほど豊かではないため、行政の徹底した簡素化・効率化を図るとともに協働のまちづくりを推進するために、市民と行政が情報の共有を図り、連携・協力して、自主性と自立性の高い行財政運営に取り組んでまいります。

また、施策の推進にあたっては、「市民が主役のまちづくり」を基本として、民間の視点を取り入れながら将来をしっかりと見据え、総合計画の施策・事業の着実な推進に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

明るく元気なまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加いただくことが大切と考えています。

4月に施行する名寄市パブリック・コメント手続条例は、名寄市自治基本条例に定める市民参加制度の一つとして位置付けており、まちづくりに関する情報の積極的、かつ速やかな提供による情報共有と、市民と行政が互いの役割を適切に分担して、共に知恵を出し、汗を流しながら連携・協力してまちづくりを進めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

厳しい財政状況の下で、まちづくりを堅実かつ効率的に進めるために、引き続き行財政改革を推進し、組織・機構のスリム化、事務・事業の一元化などに取り組んでまいります。

また、市民と行政が心合わせた協働のまちづくりを進めるために、多様化する市民ニーズに的確

に対応できる職員の育成や資質向上は重要であり、職員研修などの充実に努めてまいります。

三点目は、「財産を活かしたまちづくり」についてです。

本市には、市立天文台きたすばるや道立サンピラーパーク、なよろ健康の森、ピヤシリシャンツェ、道の駅など多くの財産があります。この財産を活用した地域の活性化を図るために、庁内横断的な連携はもとより官民一体となった観光資源、物産などの積極的な売り込みと、観光振興による交流人口の拡大を図ってまいります。

また、地方センター病院である名寄市立総合病院の充実に図るとともに、若者と知識が集積する名寄市立大学を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

平成23年度の予算編成

次に、平成23年度の予算編成について申し上げます。

国の平成23年度予算は、「「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋」、「国民の生活を第一に」、「確固たる戦略に基づく予算編成」の基本理念の下に編成され、子ども・子育て支援、農業予算、一括交付金、雇用対策などに重点が置かれました。

一方、地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は前年度比0.5パーセント増の82兆5,054億円となりました。

このうち、地方交付税は、前年度比2.8パーセント増の17兆3,734億円となり、歳出の別枠加算として「地域活性化・雇用等対策費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされています。

こうした中、本市の平成23年度各会計予算は、財産を活かしたまちづくりによる総合的な地域振興、観光振興などの推進を念頭に、総合計画の具現化を最優先に予算編成を行いました。

主な事業については、ハード事業では、農畜産

物処理加工施設整備事業、玄米バラ集出荷施設整備事業、（仮称）複合交通センター整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、（仮称）市民ホール整備事業などを、また、ソフト事業では、総合計画後期計画策定の関連経費、不登校児童生徒への支援を充実させる教育相談推進事業、総合的な地域振興、観光振興などを推進するための営業戦略推進事業など、多くの事業を盛り込みました。

これにより一般会計予算案は、前年度比7.6パーセント増の200億9,131万2,000円となりました。なお、前年度は骨格予算のため、政策的な経費を加えた肉付後の予算と対比でも、3.7パーセントの伸び率となっています。

また、8つの特別会計予算案は、前年度比1.7パーセント減の75億5,233万7,000円、企業会計予算案は、前年度比3.9パーセント減の97億8,924万1,000円、全会計の総額では、前年度比2.4パーセント増の374億3,289万円となりました。

なお、財源調整として、財政調整基金を3億3,575万1,000円取り崩して予算編成を行いました。普通建設事業の事業量確保、今後の公共施設の建設及び公債費償還に備え、一定額を基金に積み立てることができましたので、財政の健全化は一定程度進んでおり、今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働のまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民ニーズの多様化や分権型社会に対応するため、市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めることが求められています。

名寄市自治基本条例をはじめ、平成23年4月に施行する「名寄市パブリック・コメント手続条例」により、市民の皆様は、より積極的にまちづくりに参加いただくとともに、透明性の高い公平

・公正な行政運営を進めるために、情報の共有を図り、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

合併特例区は、平成23年3月26日の設置期間満了により解散となります。これに伴い風連町合併特例区協議会も解散し、合併特例区に属する一切の権利義務は市が継承し、特例区の事務事業については、市の関係部署に移管されることとなります。

なお、合併特例区解散後は、風連地区の将来を見据えた課題や方策の検討など、協働のまちづくりを推進するために、「名寄市風連地区地域協議会」の設置を予定しており、本定例会での御審議をお願いするものであります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民の最も身近な自治組織である町内会活動を支援していますが、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などに伴い、地域社会の連帯感は、その維持が課題となってきました。

このため地域の課題解決や情報交換、コミュニティ活動の活性化など、小学校区毎に連携・協力する体制として設置された「地域連絡協議会」に対し引き続き支援を行い、活動を促進してまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

個々の人格が尊重され、共に生き、助け合う社会を形成していくためには、学校や家庭、町内会など日常生活の中で人権意識を育む必要があり、法務局や人権擁護委員などと連携して、人権啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画では、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会など、男女共同

参画社会の実現に向けた活動を推進してまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

電算システムの安定稼働を図るため、情報システム機器の計画的な更新整備を進めてきましたが、引き続き更新整備に取り組み、行政サービスの停滞を招かぬよう適切な管理に努めてまいります。

また、今後の業務システム機器等の更新に備え、新しい技術を用いたシステム形態も視野に入れ、調査・検討を行ってまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、友好都市提携20周年を迎えるロシア連邦ドーリンスク市との交流では、ドーリンスク市から訪問団を招き、記念式典やアンサンブル披露を予定しており、音楽や文化体験を通じ、充実した交流となるよう支援してまいります。また、カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生の受け入れを予定しています。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との間で、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、情報発信などの側面からの支援を通じて人的・経済交流を図るとともに、札幌風連会が40周年を迎えることから、記念事業など活動の一層の充実に向けての支援を行ってまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

現在、圏域内には4つの一部事務組合と2つの介護認定審査会のほか、医療・福祉・農業・建設・環境など様々な分野で協議会を設置して、広域行政を進めています。

また、国が進めている「定住自立圏構想」については、土別市とともに圏域の中心的な役割を担

う中心市として、定住に必要な諸機能を圏域として確保するとともに、経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成20年度から「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置し、組織のスリム化や社会体育施設の有料化などについて議論を進めてきましたが、集中改革プランに基づく「新・名寄市行財政改革推進計画」は、平成23年度で終了することから、平成24年度以降に向けた計画の見直しを行ってまいります。

また、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立に取り組むとともに、昨年11月に実施した職員提案推進月間を継続し、ゼロ予算事業などによる職員自らの意識改革や資質の向上に努めてまいります。

陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持

次に、自衛隊関係について申し上げます。

先に示された新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」では、道内の大幅な人員削減が回避されたものの、昨年末の新大綱に基づく部隊改編において、道内2つの高射特科群のうち一つが削減される状況にあると聞いています。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和28年の創設以来、まちづくりの様々な分野で地域と深くかかわっており、定数削減や縮小は、地域の安全・安心、地域社会・経済に与える影響が多いため、関係機関、団体、期成会と連携し、駐屯地の現体制の堅持に向け、国への要望活動に取り組んでまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の啓発と市民一人

ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことのできる体制づくり、さらに、がん検診、特定健診等の受診率の向上を目指し、積極的に生活習慣病予防対策などの推進に努めてまいります。

母子保健事業については、妊婦及び乳幼児の健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防の推進については、国の支援のもと、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の各ワクチン接種対象者に対する全額助成と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、積極的な感染症予防対策に努めてまいります。

5月には新たな保健事業の活動拠点として「ふうれん健康センター」が開設されることから、施設を有効活用した健康づくりや介護予防に取り組んでまいります。

地域医療の充実

次に、名寄市立総合病院について申し上げます。

平成23年度の診療体制については、1月の議員協議会でも報告しましたが、4月から、従来の消化器内科が「糖尿病科」と「消化器内科」に分離・独立しての診療となり、これまで常勤医不在の「呼吸器内科」は、新たに常勤医2名による診療が行われます。

全国的な医師不足が言われる中で、当院においても患者数が一番多い消化器内科の診療体制が縮小されることで、地域の皆様への影響は大きく、御不便をおかけすることとなりますが、消化器内科の診療体制確保を最重要課題と位置付け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

「地域医療再生事業」については、昨年11月に成立した国の補正予算の中に、三次医療圏における課題解決を図る目的で盛り込まれています。

当院では、圏域内の医療機関をオンライン化して、患者情報の共有化を図るネットワークシステム事業、新生児特定集中治療室の新設を含めた周

産期医療体制整備、さらには老朽化した精神科病棟の改築事業及びドクターヘリの利便性を促進するためのヘリポート整備事業など、4事業、基金総額15億円規模の事業を柱とした計画書を作成し、北海道に提出したところであります。

道北圏域で総額15億円と設定されており、全事業が採択されるか不透明であります。8月の交付決定に向け努力してまいります。

公立病院改革プランについては、平成21年3月に策定した「名寄市立総合病院改革プラン」の最終年度となります。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまで計画達成に向けて努力してきましたが、医業収益で大きなウエートを占める消化器内科の診療体制に変更が生じ、計画期間内での目標達成は困難となったことから、プランの改定など新たな改革の方策について検討してまいります。

次に、風連国保診療所について申し上げます。

風連市街地再開発事業により建設された総合支援施設を3月に取得し、5月上旬の診療開始を予定しています。また、現在の施設は、建築後36年が経過し老朽化が著しいことから解体除却して、跡地を駐車場用地として活用してまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様化する保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育事業を展開するとともに、待機児童を出さない工夫を行い、更なる充実に努めてまいります。

障がい児福祉については、総合療育センターにおける児童デイサービスと個々に応じた療育の更なる充実を図るため、関係機関との連携に努めてまいります。

また、子育て相談、児童虐待などについても、

迅速かつ的確な助言と個々のケースに応じた適切な対応に努めてまいります。

「子ども手当」については、国の動向を見極めながら制度の周知と適切な対応に努めるとともに、国の新たな施策である「子ども・子育て新システム」についても、今後の動きを把握し情報収集と制度の研究に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、隣近所の付き合いが希薄になるなど変わりつつありますが、市民が安心して住み慣れた我が家で生活を営むことができるよう、平成24年度から始まる「名寄市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

計画策定にあたっては、総合計画と整合性を図りながら、名寄市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と一体的な計画となるよう、連携を密に進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成23年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,171人で、高齢化率は26.8パーセントとなっています。

独居高齢者対策では、救急医療情報キットの交付を継続しながら、緊急事態への迅速な対応と実態把握を進め、社会的に孤立しがちな高齢者を地域で見守り、支え合うネットワークの構築に努めてまいります。さらに、「名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク」や「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実に向け、地域住民や関係機関と連携を強めてまいります。

平成24年度から始まる「名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定にあたっては、安心して自立した生活が継続できる環境整備と施設介護が必要な方のための施設の充実を考慮し、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方が、安心して快適な生活を営むための「第2期名寄市障がい福祉実施計画」については、平成23年度が最終年度となることから、26年度までの3ヶ年計画を策定してまいります。

新たな支援としては、平成22年度に国の交付金を受けて事業所が開設する共生型住宅に対して、建設に要する経費の一部を支援するほか、市民税非課税世帯に対する経済的負担を軽減するため、通院や外出等に必要地域支援事業の一部を無料化するなど、市独自の支援に努めてまいります。

また、重度心身障害者医療給付事業をはじめ、乳幼児・ひとり親家庭等医療給付事業については、北海道医療給付事業に準じ、引き続き支援に努めてまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

平成25年度以降、後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度が創設され、制度の大幅な改正が見込まれることから、国の動向を注視し、的確な情報収集と制度周知に努めてまいります。

また、高齢化の進行などに伴い医療費が増加する中、本市は、平成22年度に高医療費体質の自治体の指定を受けました。これに伴い国民健康保険事業安定化計画を策定し、保健師など専門的知見を有するスタッフを配置して、要因の分析とその結果に基づく指導、訪問活動など、高医療費体質改善の取組を進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

「資源循環型社会」を形成するためには、市民一人ひとりが意識を高め行動することが大切であることから、廃食用油と古着の回収・リサイクル、生ごみコンポストの普及啓発活動を継続すると

もに、一般廃棄物最終処分場での分別指導を実施してまいります。

また、平成19年度に策定した「名寄市一般廃棄物処理基本計画」については、平成23年度が中間目標年次であることから必要な見直しを行い、「内淵一般廃棄物最終処分場」については、残余容量調査を実施するとともに、適正管理計画を策定して、今後の処分場整備計画に活かしてまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

ここ数年、住宅火災による高齢者の焼死が相次いでいることから、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問の強化と住宅用火災警報器の設置促進を図り、焼死火災の発生抑止に努めてまいります。

本年3月に新しい通信指令装置が本稼働することから、さらに迅速、確実な出動が可能となるよう、体制強化を図ってまいります。

また、本署配置の救急車を高規格救急車として更新を図り、救急業務の高度化を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

昨年7月29日の局地的な豪雨被害を対処の教訓とし、災害対応態勢の見直しや防災資機材の備蓄などを行ってきました。

今後も、これらの災害に対応するため、適時適切に情報を収集分析し、迅速な防災態勢を構築するとともに、行政と地域が一体となって災害に対処してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのために、関係機関・団体等と連携を深めながら、期別交通安全運動のほか「高齢者事故防止」、「スピードダウン」、「飲酒運転根絶」などのキャンペーンを推進し、交通事故の根絶に向け、幅広い交通安全運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

安全で安心な市民生活のために、関係機関・団体等と犯罪防止に向けた適切な情報交換を実施するとともに、青色回転灯装備車や公用車などによる啓発活動を進め、市民生活の安全確保と犯罪のない安全で安心な地域づくりに努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するために、消費者自らが正しい知識を得られるように適切な情報提供と講演会等の啓発活動を進めてまいります。また、消費者生活相談員のレベルアップを図り、適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、平成22年度から本格的に着手しており、平成23年度は北斗団地1棟10戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善工事、北斗・新北斗団地6棟24戸の解体工事及び来年度着工分の実施設計を予定しています。

また、改善事業については、瑞生団地の水洗化及び雑排水整備を平成23年度から2ヶ年事業で実施してまいります。

都市環境の整備

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園については、平成22年度に策定した長寿命化計画に基づき、浅江島公園ほか3ヶ所の改修工事を進めてまいります。

道立サンピラーパーク内の「森の休暇村オートキャンプ場」は、大自然と星の世界を満喫できる施設として、市内外から多くの皆様に御利用いただき、本年1月末現在の利用者数は4,989人となっています。今後も、利用者の利便性の向上と、より円滑な管理ができるよう、管理棟の増築を実施してまいります。

また、昨年オープンした市立天文台きたすばる

の利用拡大を図るため、駐車場の整備を行ってまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定的に供給するため、老朽管更新及び配水管網整備を進めるとともに、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続して実施してまいります。

次に、サンルダムについて申し上げます。

今般、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されたことに伴い、今後、新たな評価軸をもって事業の見直しが進められることとなりますが、これまで多くの時間を費やし、明らかにされてきたサンルダムの必要性はいささかも変わるものではないと確信しています。

検討の場で議論を尽くし、建設事業の継続並びに早期の本体着工の結論を得て、安定的な水源確保に向け取組を進めてまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

平成23年度は、名寄下水終末処理場における自家発電設備の更新、並びに風連浄水管理センター監視装置更新のための設計委託を行い、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の一層の防止を進めるため、雨水排水路豊栄川3号幹線の整備に向け、設計委託を行ってまいります。

個別排水整備事業は、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽10基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続事業では、幹線道路が19線道路ほか1路線の改良舗装を、生活道路では豊栄西10条仲通ほか2路線を実施してまいります。

また、新規事業では、本年から雪堆積場として利用している雪印乳業跡地の周辺整備で実施する

東1条通のほか、南10丁目西仲通の道路改良舗装工事に着手してまいります。

総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保する観点から、バス路線維持対策を推進してまいります。

また、交通弱者の利便性を考慮した新たな交通システムを構築するため、市内循環バス路線再編に係る「コミュニティバスの試験運行事業」を実施して、駅前地区と商業施設、公共施設との交通結節点機能の強化を図るとともに駅前地区の賑わい創出を目指し、推進してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境と生活空間を確保するため、車道445キロメートル、歩道55キロメートルの実施を予定しています。

排雪は、道路幅員確保のためのカット排雪を行い、交通安全対策として見通しが悪い交差点付近の排雪とスリップ事故防止策として危険箇所への砂散布を実施してまいります。

また、効率的・効果的な除排雪体制を築くため、排雪ダンプ助成事業及び市道・私道除排雪助成事業を継続して、除排雪水準の向上に務めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

国は、我が国の農業・農村は危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務として、「食料・農業・農村基本計画」に基づく戸別所得補償制度の導入、農山漁村の6次産業化、食の安全・安心の確保という新農政の3本柱を一層推進するとしています。

本市においては、これらの制度内容を十分検討し、関係団体と協力しながら担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、新たに、昨年の農作物被

害に対する支援制度の創設、油糧用高オレイン酸ひまわりの作付振興、有害鳥獣による農作物被害の緊急対策などに取り組み、農業政策の展開を図ってまいります。

平成23年度は、施策推進の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の前期実施計画の最終年度にあたることから、この間の検証と時代に即応した施策等について検討し、平成24年度から平成28年度までの後期実施計画を策定してまいります。

また、政府が昨年11月に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、協議を開始することとしたTPP（環太平洋経済連携協定）については、農業が基幹産業の本市として、容認できるものではなく、農業団体や関連産業等と連携して対応してまいります。

食育の推進については、「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係団体が連携・協力し、課題の改善を図るとともに、良質な安全な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成23年度産米の配分については、北海道への配分が3.4パーセント減少したことに伴い、本市への配分は1万3,559トンで、前年度に比べ490トンの減少となりましたが、他地区からのうるち米からもち米への等量交換を受入れ、調整を図ってまいります。

戸別所得補償制度については、平成22年度の水田を対象としたモデル対策から平成23年度は畑作へ拡大が図られ、本格実施されます。また、水田利活用所得交付金については、新たに産地資金枠が設定されることとなりましたので、関係団体と協力して有効活用を図り、農家経済の安定に努めてまいります。

また、実需者からは、高品質米はもとより、施設利用による均質化、フレコン・紙袋による物流改善、異物混入対策が求められていることから、道北なよろ農業協同組合が実施する玄米バラ集出

荷調製施設整備事業を支援し、売れる米づくりを推進してまいります。

次に、「中山間地域直接支払制度」、「農地・水保全管理支払制度」及び「環境保全型農業直接支援対策」について申し上げます。

中山間事業は、現在、名寄地域、風連地域それぞれの集落で協定が締結され、平成23年度は名寄地域集落3,207万円、風連地域集落6,319万円の交付見込みとなっています。

「農地・水・環境保全向上対策」は、制度が改正され、「農地・水保全管理支払制度」の「共同活動支援交付金」として実施され、平成23年度の交付額は1億6,477万円を見込んでいます。本事業は、平成23年度で最終年度を迎えますが、全道的に継続の要望が強く、本市においても有効な事業であることから、平成24年度以降の継続について要望してまいります。

また、用水路等農業用施設の長寿命化の活動支援は、「農地・水保全管理支払制度」の「向上活動支援交付金」として新設されたほか、従来の「営農活動支援」は、「環境保全型農業直接支援対策」として分離して実施されることとなりましたので、制度の周知を図り、農業者及び関係機関等と協議を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

農業技術の開発研究及び実用化・普及を図る営農技術指導體制を整備確立するため、関係機関・団体・農業者が一体となり、創意工夫のもとに、高い技術力に根ざした体質の強い農業づくりを目指してまいります。

そのために、引き続き営農技術指導體制の確立、地域適応試験及び実証展示ほの設置、茎頂点培養による優良種苗の供給、土壌診断などに努めるとともに、新たに、油糧用高オレイン酸ひまわりの栽培技術の確立に向けて一役を担ってまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物の需給不安定や配合飼料の高止まり、原油価格による生産資材の高騰などが、酪農・畜

産経営に多大な影響を与えています。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図り、自給飼料基盤に立脚した経営基盤の確立が重要であることから、関係機関と連携し、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。

また、昨年、国内で発生した口蹄疫については、北海道に準じて、市の対策を一部休止していますが、国外では未だに予断を許さない状況であることから、今後も危機感を持って対応してまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

老朽化した食肉センター及びその運営を委託しているニチロ畜産株式会社が操業する食肉加工施設を含めた整備事業については、平成22年度に行った実施設計に基づき、食肉加工施設を整備するとともに、食肉センター改修に必要な実施設計を行い、安全な作業環境と適正な食肉業務を確立することで、畜産振興による地域農業の活性化を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤整備を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」については、共和地区では平成23年に事業完了の予定であり、名寄東地区では、引き続き区画整理・暗渠排水・客土・用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」については、弥生地区で老朽化した基幹的農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、頭首工ゲート・揚水機などの改修を実施してまいります。

昨年の暮れ、北海道知事は、北海道独自の「パワーアップ事業」を、平成23年度以降も継続することを明らかにしました。本市においても基幹産業である農業振興のため、北海道と連携して、

農家負担の軽減を図ってまいります。

また、新規事業として「道営ため池等整備事業（用排水施設整備・小規模）」クラヌマ排水地区が採択され、平成25年度までの3ヶ年計画で排水路の整備を進めることとなりました。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は収穫の時期を迎え、その豊富な森林資源は、道産材の需要拡大への追い風となり、今後に期待のできる状況になってきています。

一方、森林は、地球温暖化防止などの多面的な機能の持続的な発揮が期待される大切な財産であり、森林資源の循環システムを確立し、未来に引き継いでいく必要があります。

今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を図るとともに、民有林の整備に対しても国・道の助成制度を活用し、森林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業について申し上げます。

商工業における道内経済の状況は、設備投資の下げ止まりなど、一部にプラス材料があると言われているものの、社会資本整備の投資低迷、個人消費刺激策の一部終了による反動減、道外観光客数や輸出の減少などから弱含んでいると言われており、名寄地方においても全業種において厳しい経営環境が続いていると感じています。

このような状況の中、平成22年度に引き続き、地域経済活性化事業としてプレミアム付きなよろ地域商品券の販売事業、活性化セミナー開催事業など、地元商店での販売促進や消費拡大を支援するとともに、名寄市都市再生整備計画に併せた中小企業振興条例の整備に着手してまいります。

次に、都市再生整備計画名寄地区の整備のうち、（仮称）複合交通センター整備に係る基本計画については、市の検討案を踏まえて市民意見の募集を行ってきました。

平成23年度は、この検討案と市民意見を基本に詳細設計を行い、施設建設に着手して、平成24年度の完成を目指してまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

名寄商工会議所が事務局となり進めている「地域振興∞全国展開プロジェクト」事業は、平成23年度、「名寄ブランド販売拡大事業」として商談会等への参加や試験販売の実施、通信販売試行などの計画を支援してまいります。これらをはじめ、名寄をどのように売り込んでいくのか、物産振興協会、名寄商工会議所、風連商工会等とも連携を図りながら推進してまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

平成23年3月卒業の高校生、大学生の進路動向については、景気が上昇気流にない状況にあって、雇用も厳しい状況にあります。

本年1月末における市内各校の就職内定率は、名寄市立大学66.2パーセント、名寄市立大学短期大学部55.8パーセント、名寄高等学校100パーセント、名寄産業高等学校93.4パーセント、名寄農業高等学校87.5パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、学校等と連携し雇用拡大に努めてまいります。

平成23年度の緊急雇用創出推進事業は、ひまわりのまち観光推進事業、戦争体験を語り継ぎ平和教育を推進する事業など6件で、29名の雇用を見込み、就業機会の創出に努めてまいります。

また、季節労働者の通年雇用化のため、技能講習資格やホームヘルパー資格取得などの充実、事業主の新分野進出推進セミナー・先進地の視察など、さらにきめ細かな事業展開を図り、雇用の促進に取り組んでまいります。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

「ひまわりのまち」、「星のまち」として映画のロケ地となったことを活かし、市内の財産を活用した観光の充実を図ってまいります。

具体的には、市民にひまわりを育てていただくなどの取組を行い、市民と一体となって地域ブランドを育むことを試み、これらひまわりを活用した事業を以って名寄市「開花宣言」とし、多くの可能性を探ってまいりたいと考えています。

6月11日には「星守る犬」の全国一般公開が予定されており、多くの観光客が本市を訪れることが見込まれますので、名寄を売る絶好の機会と位置付け、再度、おもてなしの心を学び、他の事業とコラボレーションする中で、交流人口の拡大、市民の盛り上がり、なよろのPR、観光の充実に結び付けてまいります。

今後の観光のあり方は、観光関係者だけではなく、市民と連携し、市民とともに推進していく「オール名寄」としての考え方が必要になってまいります。そのためにも、平成23年度に観光振興の指針となるべき計画の策定を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

生涯学習社会の形成

次に、（仮称）市民ホールについて申し上げます。

市民会館の代替機能を含め整備を行う（仮称）市民ホールについては、芸術活動の拠点として、平成23年度に基本設計を実施し、施設の規模や機能などについて検討してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

大学開学から5年が経過し、平成19年4月に入学した第2期生が今春卒業を迎えることとなりました。

平成23年度は、財団法人大学基準協会の評価を受けながら、これまでの歩みを振り返り、次の10年に向けての取組が重要と考えています。

保健・医療・福祉の分野で活躍できる幅広い人材を養成し、地域社会に送り出すことを担う大学として、積極的な情報提供と学習環境の整備・充

実に努め、少人数によるきめ細やかな教育実践により、「名寄市立大学で学ぶことができてよかった」と思われる魅力ある大学づくりを進めるとともに、地域の経済、社会、文化の発展に寄与できる教育研究の向上に努めてまいります。

平成23年度の一般入試状況は、短期大学部児童学科の試験を2月1日に行い、募集人員20名に対し53名の受験があり、2月9日に31名の合格者を発表しました。また、新たに取組んだ大学入試センター試験利用入試では、募集人員5名に対し志願者は33名で倍率6.6倍となり、3月4日の合格発表を予定しています。

保健福祉学部については、前期日程・後期日程合わせて85名の募集人員に対し547名の出願があり、3学科平均倍率は6.4倍となりました。

前期日程では、栄養学科募集人員21名に対し志願者は63名で倍率3.0倍、看護学科募集人員25名に対し志願者は129名で倍率5.2倍、社会福祉学科募集人員25名に対し志願者は124名で倍率5.0倍となり、3学科全体では募集人員71名に対し志願者は316名、平均倍率は前年を0.8ポイント下回り4.5倍となりました。2月25日に札幌と名寄の2会場で試験を行い、3月4日に合格者の発表を予定しています。

また、後期日程では3月12日に試験を行い、3月20日に合格者の発表を予定しています。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成23年度の市政執行方針といたします。

○議長（小野寺一知識員） 次に、平成23年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、平成23年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市における教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協

力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、去年は、なよろ市立天文台「きたすばる」、風連地域交流センター「風っ子ホール」がオープンし、市民の皆様や子ども達に大きな夢を与えると同時に、本市の生涯学習の更なる充実を図る拠点として確かな一歩を踏み出したところであります。

また、風連中学校の移転、名寄東小学校屋内運動場の改築、電子黒板その他のICT機器の導入など教育環境の整備を図る中で、名寄小学校が上川管内教育実践表彰を受賞するとともに、各種の文化スポーツ活動でも名寄の子ども達が全道全国で活躍するなど、名寄市の教育活動が大きな成果をおさめた年でありました。

新年度も引き続き「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を目指して、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

国では、小学校において全面実施となる新しい学習指導要領の円滑な推進、小学校1年生を対象にした35人以下学級など教職員定数の改善、全国的に多発している暴力行為などに係る生徒指導や多様化する進路指導の充実、地域全体で教育に取り組む体制づくりの支援などを重点施策にあげております。

北海道教育委員会では、学力の向上を最大のテーマとして、巡回指導教員制度の継続や研修の充実を図り、教員の資質の向上に努めること、広域人事制度を導入して、教職員の交流を深めること、学校、家庭、地域が連携して、望ましい学習習慣の確立を図ることなどをおして、児童生徒の学力の底上げを図ることとしております。

名寄市教育委員会といたしましては、これら国や道の動きを見極めながら、一つには、学校、家庭、地域が力を合わせて家庭学習や読書を一層励行するなど基本的な学習習慣の定着や、巡回指導教員の配置による授業の質の向上などをおして、児童生徒の更なる学力の向上を図ること、二つには、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会の活性化、

名寄市児童生徒補導協議会や地域関係団体との緊密な連携をとおして、問題行動の未然防止を図る指導体制を確立すること、三つには、教育推進アドバイザーを新規に配置するなどして、スクールカウンセリング体制を充実し、教職員の資質の向上を図るとともに、いじめや不登校などの未然防止に努めてまいります。

名寄地区における小学校の適正配置計画につきましては、名寄市小中学校施設整備計画に基づき、市民の皆様の御意見を伺いながら、適切な配置計画を策定してまいります。

また、昨年12月には、なよろ市立天文台「きたすばる」に北海道大学による1.6メートルの反射望遠鏡が設置され、近々中にフルオープンすることとなっており、学習の場、市民の憩いの場と併せて、学術研究の分野で世界的な発見が期待されることから、名寄市の様々な観光資源と組み合わせながら、「きたすばる」を全国に発信できるよう努めてまいります。

市民ホールにつきましては、昨年、建設場所が決定いたしましたので、新年度においては、その規模や機能について検討を重ね、基本設計を作成してまいりたいと考えております。

以下、平成23年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

生涯学習社会の形成

はじめに、生涯学習について申し上げます。

新年度におきましても、生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら市民講座を実施して、学習機会を提供するとともに、新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための「ジャックの豆事業」の奨励、さらには、市民が自主的な学習に取り組めるよう、既存団体への支援及び協力等の連携体制の整備に努めてまいります。また、公民館分館における学習活動につきましても、情報提供等に努めるとともに、学習機会の充実を図ってまいります。

4回目を迎えます生涯学習フェスティバルにつきましては、「市民バンド活動応援月間」を設けて、児童生徒の活動を支援し、フェスティバルへの参加を促すとともに、開催日を市民文化祭と連動させて実施するなど、さらに充実した内容で開催してまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

現在、稼働しています図書館の電算システムは、平成18年度に導入されたことから、機器の更新を行い、市民がインターネットで図書資料の予約が出来るなど、利用者のサービス向上に努めてまいります。

「名寄市子どもの読書活動推進計画」につきましては、期間を平成19年度から平成23年度までの5年間として策定され、その最終年度にあたることから、第2次計画の策定作業を進めてまいります。

また、図書館司書が直接学校を訪問する「ブックトーク」事業に新たに取り組み、子ども達の読書意欲を喚起するなど、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

現在、登録作業が進められています市内小中学校の学校図書のシステム化につきましては、新年度中に、名寄図書館を拠点とするネットワークを構築して、インターネットにより他校の図書状況を検索し、それぞれが所蔵する図書資料を学校間、あるいは、学校と図書館との間で有効活用できるよう、努めてまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

昨年4月のオープン以来、11ヶ月が経過いたしました。市内は勿論、道内外から訪れる皆様にもたいへん好評を得ており、来館者数も順調に推移しております。

昨年の12月16日には、北海道大学により公開天文台としては、国内で2番目となる口径1.6mの「鏡」が望遠鏡本体に設置され、4月の公開に向けて準備が進んでおります。

当初予定しておりました北海道大学と名寄市に

よる金星探査機「あかつき」の同時観測は、「あかつき」が金星周回軌道に入らなかったため、中止となりました。

新年度につきましては、4月公開予定の口径1.6m望遠鏡や50cm望遠鏡などをおして、神秘的な天文現象を楽しんでいただくとともに、プラネタリアムにおいては、デジタルプラネタリアムの美しい映像を体験していただけるよう新番組を導入してまいります。

今後も、ゴールデンウィークのフルオープン記念事業や星まつりなど、様々なイベントを開催して名寄を広く発信するとともに天文教室などの充実にも努めてまいります。

小中学校教育の充実

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」など「生きる力」を育む教育活動を目指した新学習指導要領が、小学校では平成23年度から、中学校においては平成24年度から完全実施されることから、各校で編成した教育課程が実践をおして確実に評価・改善されるよう努めてまいります。

「確かな学力」の育成につきましては、基礎・基本の定着や学習意欲の向上が特に重要であることから、名寄市教育研究所の研究活動をおして、教師の専門性を高め、基礎学力の確実な定着を図ってまいります。また、読書活動の推進、家庭学習の励行と併せ、地域の教育力を活用しながら学習習慣の定着や学習意欲の向上を図るため、保護者や地域の方々、大学生などによる仮称「放課後子ども教室」の開設に向けて準備を進めてまいります。

次に、「豊かな人間性」の育成につきましては、家庭内での安らぎや学校での有用観など心の安定のなかで、自分を大切にするとともに他人を思いやる態度を育てることが重要であり、中学校3校に配置しております「心の教室相談員」と教育推進アドバイザー等との連携のもとに、教育相談や

道徳教育を一層充実してまいります。また、携帯電話等を媒体とした問題行動や薬物乱用などについては、小中学校生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら、実態を十分に把握して、その未然防止に取り組んでまいります。

三つめの「健やかな体」の育成につきましては、日常的な運動や「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい生活習慣の形成に向けて、体育の授業や学級指導の充実と併せ、保護者への啓発活動を継続してまいります。また、屋外での活動や運動に親しみ、楽しさを実感するよう、地域行事や社会教育活動への積極的な参加を促してまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援教室の増設などの環境整備や支援員の増員に努めるとともに、名寄市立大学等と連携を深めながら、名寄市特別支援連携協議会や特別支援専門家チームによる学校支援の継続、個別の支援計画「すくらむ」の一層の活用を推進してまいります。

名寄地区における適正配置計画につきましては、平成22年度に庁内検討委員会の示した、「名寄市立小中学校整備計画」に基づき、関係する学校、地域の代表者等で構成する仮称「名寄市街地区公立学校適正配置検討委員会」を設置し、対象校、通学区域、施設整備についての実施計画に向けて協議を進めてまいります。

高等学校教育の振興

70年の歴史を刻んできた名寄農業高校が、本年3月31日で閉校となり、農業後継者の育成については、名寄産業高校に委ねることとなりました。

今後も、高校教育の環境整備につきましては、引き続き北海道教育委員会に対し要望などを行ってまいります。

食育の推進

次に、食育の推進について申し上げます。

学校栄養教諭制度が導入されてから3年が経過いたしました。食に関する指導は、子どもの発達段階に応じた具体的な目的に沿って進められて

おり、新年度も小学校から中学校へと繋がって行く体制を確立するため、各学校との連携をさらに進めてまいります。

また、名寄市立大学などの学生が学校給食センターを利用して行う給食経営管理実習を継続するとともに、栄養学科学学生への講義を行うなど、大学との連携を図ってまいります。

平成22年度までの2年間、農林水産省の採択を受けて実施してまいりました学校給食地場農産物利用拡大事業は終了いたしました。これまで同様、地域との連携を図りながら、地産地消に向けた取り組みを強化してまいります。

特に、新年度は、地場産うるち米の利用拡大を目指して、米粉パンを学校給食に取り入れるなど、食材の選定には細心の注意を払いながら、地場農畜産物の積極的活用を推進いたします。

施設整備につきましては、新年度、厨房室に冷房機器を設置し、食中毒防止の観点から厨房内の温度を25度以下に保つなど、今後も、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着化を支援するため、新年度も幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなど、親子のコミュニケーションや子どもの発達段階に合わせた家庭教育支援事業を進めてまいります。また、企業等において、社員が親として子育てに関われる環境づくりに向けての啓発活動を進めてまいります。

生涯スポーツの振興

次に、スポーツの振興について申し上げます。

新年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修などの環境整備に努めてまいります。また、受益と負担の適正化、公平性などの観点から、体育施設の有料化や風連地区と名寄地区の体育施設使用料の統一化等についても検討してまいります。

一流選手による実技指導等のセミナーやアスリ

ートとの交流事業につきましては、引き続き実施し、指導者の育成や技術向上を図ってまいります。

さらに、体育指導委員等による軽スポーツの出前講座を実施し、スポーツ人口の拡大を図るとともに、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援なども行ってまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度で23回目を迎える野外体験学習事業「へっちゃんド」、友好交流都市東京都杉並区の子ども達との交流事業「都会っ子交流」を引き続き実施するとともに、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組むことなどをおして、子ども達の健やかな成長に努めてまいります。

次に、児童センターについて申し上げます。

名寄市児童センター並びに風連児童会館は、自由来館型の施設であり、児童等が遊びやスポーツに親しみ、各種行事や体験活動をとおして健康を増進し、情操を豊かにする安全で安心な居場所となるよう努めてまいります。

また、児童等が来館しない時間帯には、子育ての親子等が気軽に利用できる場所として市民に周知をしてまいります。

なお、新年度におきましては、きめ細やかな交付金事業を活用して、名寄市児童センターの改修工事を行い、施設整備による機能の充実を図ってまいります。

次に、児童クラブについて申し上げます。

風連児童クラブにつきましては、平成22年度に旧風連福祉センター北側の研修室を活用して開設されましたが、新年度も安全で安心な学童保育に努めてまいります。また、南児童クラブは利用希望者が増加したため、保育スペースを一部拡張して、低学年と高学年の2教室に分割するための改修工事を実施いたします。新年度も市民のニーズに応じて仕事と子育ての両立支援と放課後児童

の安全確保を図ってまいります。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年を取り巻く社会環境は、ますます複雑、多様化する中、青少年センターでは、各町内会推薦指導員とともに行う日常の巡視活動や市内小中高等学校で組織している「名寄市児童・生徒補導協議会」等との連携などをおして、青少年の問題行動を早期に発見して、適切な指導に努めるとともに、青少年表彰、健全育成標語の募集などをおして、意識の啓発に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

児童生徒や保護者等からの悩みについて、専門相談員による電話相談や面接相談を行っているハートダイヤルでは、新年度から定期的に適応指導教室と連携してセンターの夜間開放を実施するなど、相談事業の充実を図ってまいります。

適応指導教室では、登校できずにいる子ども達に対して、引き続き学校復帰と自立に向けた支援をしてまいります。不登校となる原因は、学校だけではなく家庭環境その他多岐にわたることが多く、関係機関との協力体制や複合的な連携が不可欠であります。そのようなことから、新年度は「住民生活に光をそそぐ交付金事業」を活用して、教育推進アドバイザーを1名配置し、学校教育におけるいじめ・不登校等の問題について、学校とタイアップした児童生徒及びその保護者への適切な対応や、教職員のカウンセリングマインドの向上に努めてまいります。

地域文化の継承と創造

次に、芸術・文化活動について申し上げます。

毎年好評をいただいております芸術文化鑑賞バスツアーを、新年度も6回予定するとともに、芸術文化事業を積極的に招聘するなど、市民の皆様がすぐれた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

市民ホールにつきましては、芸術文化の拠点として、市民文化センター隣接地を建設位置と定め整備することといたしましたが、座席数など施設

の規模や機能、運営等につきましては、新年度に基本設計を作成し、市民の皆様からパブリックコメント等をいただきながら決定してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度は、開館以来15年間に集積した資料を活用した北国の歴史と自然の理解を深めるための展示会やイベントと併せて、道内の博物館・研究機関等と連携したアイヌ語地名や歴史的建物などの展示会を開催してまいります。

また、緊急雇用推進事業を活用し、収蔵資料のデータベース化を図るとともに、市民の戦争体験談を記録し、後世に伝えるための資料作りをすすめます。

文化財につきましては、名勝指定された「九度山」（くどさん）や天然記念物、名寄市指定文化財について、広く市民に周知してまいります。

以上、平成23年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で平成23年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第1号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

風連町合併特例区は、平成23年3月26日をもって設置期間満了により解散となり、この解散に伴って風連町合併特例区協議会につきましても解散をいたします。市町村の合併の特例に関する法律第5条の34第1項の規定により、名寄市が合併特例区に属する一切の権利義務を継承し、合

併特例区で処理している事務について、平成23年3月27日から市長または名寄市教育委員会の権限に属する事務へ移行されますが、本件は特例区解散後においても風連地区の将来を見据えた区域の課題や方策の検討、区域住民の協力と連携などに関して市長の諮問に応じて区域の政策等について審議をし、答申する諮問機関として地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市風連地区地域協議会を設置しようとするものであります。

当該協議会は、諮問機関のほか広く風連地区の意見を施策に反映できるよう協議を行う場といたします。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議会改革の中で、この条例案は総務文教常任委員会に付託をされる予定になっているのかなというふうに思いますけれども、この場でも若干の質疑を行おうということになりまして、議長からただいま発言の許可をされるコールがございましたので、細部につきましては委員会の質疑、議論にお任せをするといたしまして、ここでは極めて大きなくりの中で大まかな考え方を若干お伺いをしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

今まで合併特例区協議会が5年間続けてこられてきて、これが終了するというで新しい組織を立ち上げるということですが、この5年間の合併特例区の合併特例区協議会の評価について、まずお知らせをいただきたいと思います。

次に、新しくつくられる協議会と町内会連合会との関係、これはどのように整合性をとっていくのか、まずこの2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 東議員から合併特例区協議会の5年間の評価についてということで、どういう総括かということでお話ございました。まだ協議会が進んでおりますので、中間的な総括になるかと思っておりますけれども、そこに触れてまいりたいと思います。

合併協議に基づいて合併特例区が設置されてからはや5年になるとしておりますけれども、合併特例区の設置自体は旧風連町の地域の文化と歴史を継承して、かつ新名寄市の一体化を醸成するという目的で設置されたことは議員承知のことというふうに思います。そういう意味で合併特例区協議会では、地域の振興のための施策事業についての協議をしていただきましたし、またこれまで名寄市になってから地域の課題でありました望湖台等の問題につきましても地域の課題としてとらえて、適切な御進言をいただいていたというふうに思っているところでございます。

なお、これらの地域協議を踏まえて新しく設置する地域協議会は、これまでの地域課題をしっかりと議論してきたということ踏まえた上での設置というふうにお考えをいただきたいと思います。

2点目の町内会連合会と新しい協議会との関係でありますけれども、町内会連合会につきましては町内会活動を前進させるということで、それぞれ各町内会の特殊性を生かしながら活動されていると思いますし、とりわけ風連地区では行政区制度から町内会活動に移ってからまだ1年に及んでいないという期間でございますし、それも含めて現行では一体化された町内会活動を全市一円で取り組んでいるのが実態かなというふうに思っているところでございます。ただし、行政区から町内会に移った中では、一部これまでの行政区制度から踏み込んで町内会活動に向かっているかどうかということについてはまだじっくり検証していませんけれども、風連地区においては町内会連絡会という任意の組織を立ち上げまして、できるだけ新市の町内会活動と歩調を合わせられるような、

そういう活動展開をしたいということで活動を進めているところでございます。

この関係と地域協議会との関係でありますけれども、地域協議会につきましては、1つには先ほど市長のほうからも提案理由の説明がありましたとおり、地域課題についての検討をしていただく諮問機関であるという性格が1つでございます。もう一つには、名寄市に設置されました地域連絡協議会、これ地域主体の協議会でございますが、これらの活動と類似した活動を展開するという、この二面性を持っているということでございますので、そういう面では新しい協議会と町内会連合会とは十分に連携をして今後地域活動を進めていくという、そういう関係になるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 御答弁をいただきました。大枠の部分では理解をさせていただきたいと思えます。

答弁をいただいた中で、名寄地区で進めております学区単位の地域連絡協議会との関係の部分についても御答弁をいただきました。合併協議の中で、風連の5年間の協議会をつくるという、この議論の中で名寄市においても同じ規模のコミュニティーを考えてはどうかという議論の中から学区を単位とする一つのコミュニティーをつくらうということで、名寄地区におきましては地域連絡協議会が設立された、そういう経緯があったのかなというふうに思えます。今叫ばれております名寄地区と風連地区の一体感ということをみんなで求めていこうという考え方の中で、1つにはやっぱり同じ組織で運営していくというのも一つの方法だったのかなというふうにも思いますが、あえて違う組織を、諮問機関であるという部分を加えた組織をつくるという、この意義について若干お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 諮問機関を設置する意義ということのお尋ねでございました。諮問機関につきましては、基本的に合併特例区期間5年間ございましたけれども、ここで事務事業の一元化を含めて作業を進めていただきましたし、そこで未解決の部分も何点かございまして、新しい市となつての一体感を醸成するというのと、できるだけ市民負担の公平さを保つという、こういう観点から、市長の諮問機関として設置するという意義でございます。そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○11番（佐藤 勝議員） 東千春議員と若干類似した質問になろうかなというふうに思いますが、お許しを願います。

今回風連地区に設置されようとしております風連地区地域協議会、それから現在名寄小学校単位7地区にあります地域連絡協議会、それから長年まちづくり、地域づくりのために御努力をいただいております町内会、それからそれを束ねる町内会連合会、その3つをしっかりとわかる形で市民の皆さん、私たちにまずお伝えをしていただきたいということが1点であります。この点につきまして、私平成20年第2回定例会について、住んでいてよかったと思えるまち、それから住民自治、地域自治組織の確立についてということで一般質問をしております。そのときの中尾副市長の答弁といたしましては、合併協定書では特例区設置期間終了後は地域自治区を設置する旨規定されておりますが、名寄地区では時期尚早ということで当面は地域連絡協議会を組織しながら、市民との協働のまちづくりを進めていくということを答弁としていただいておりますが、そのことも含めて、その3つの組織のわかりやすい御説明をいただければというふうに思えます。いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 佐藤議員からは、風連地区に設置されるであろう地域協議会、それから

名寄地区の地域連絡協議会、そしてまた町内会連合会のこのそれぞれの3つの会の性格的なもの、それとそれにどういう差異があるのかということも含めて説明をせよという、そういう質問であったかというふうに思います。まず、合併協定の中身から説明させていただきたいと思いますが、既に議員承知のとおり風連地区におきましては風連地区全体を一つの区域として合併特例区を設置いたしました。合併特例区は、設置期間5年間という一つの法律の定めがございます、それによって消滅するわけですけれども、それ以降については地方自治法で言う地域自治区を設置するという事で合併協議がなされました。

もう一つには、先ほど佐藤議員からもお話ありましたとおり、名寄地区におきましては地域自治区について地方自治法の定めにもよりまして、校区単位にそれぞれ地域自治区を設置するという、こういう協定でございました。20年の中尾副市長の説明では、校区単位に協議会を設置したけれども、協議会については緩やかな形で設置をして住民活動を進めていくという、そういう趣旨のものであったかというふうに思っております。

もう一つ、町内会連合会につきましては、町内会と行政区、これは風連地区におきましては行政区というのは校区制度ということで、行政のほうからの依頼事項も含めてお願いをして、片や住民活動については公民分館等々の連携をしながら活動を進めてきたということでございますけれども、名寄地区におきます町内会活動は風連地区で行いました分館活動等も含めた全体的な地域の住民活動を展開しているということで、これにも差異がございました。それぞれこの3つの異なっているものを一つにまとめたりするということとはとても困難だろうということで、温度差もありますし、それぞれスピード感も違うというふうに私自身理解しているところでございます。

なお、これらの3つのそれぞれの性格を持った協議会につきましては、将来的には地域自治を進

めていく、住民活動を進めていくという意味では整理整頓をしていく必要があるのではないかとというふうに思っているところでございます。答えになったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） わかりました。

それで、さきの12月の議会で特例区の後という後継組織を設置するのですかというような質問をした中で、やはり久保副市長が名寄地区の地域連絡協議会を前進させた組織というふうな御答弁をいただいたかたというふうに思うのですが、ここで確認なのですけれども、平成20年第2回定例会で中尾副市長がやはり地域連絡協議会が充実をして、市民の皆さんの意思が地域自治区となった時点でぜひこの地域自治区に移行していきたいというふうなお考えがござっておりますが、そのことの方針について今現在変わりがいいのかどうかの確認をしたいということと、さらに島前市長がこのことに関しては、私はというのは御答弁いただいた中の引用ですが、私は地域協議会が発展をして地域自治区という形に早晩は当然結びついていかなければなりませんし、結びついてくると、そのように自信を持っておりますというふうな御答弁もいただいているわけですが、そのことについて今現在も変わりがいいのかどうかについての確認をしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協議あるいは合併協定の中で風連地区には5年間という時限がありますけれども、合併特例区を設置をしますと。名寄市については、校区単位程度の規模での地域自治区を設置をします。これは、平成16年の地方自治法の改正に基づく新しい発想での地域づくりということでございます。風連地区におきまして5年を経過して特例区期間が終了した段階で、地域自治区に移行するという事で、名寄市にお

きましては直ちに地域の皆さんと地域自治区設置に向けての協議を進めさせていただきましたが、どうもその時点での地域の皆さんの意思はやはり町内会のこれまでの培った自主活動を発展させての新たな地域づくりが当面望ましいという、そういう御意思が強くありまして、地域自治区でなくて地域連絡協議会ということで、単位町内会ではなかなか機能がしづらくなってきている実態に合わせての調整ということでスタートさせていただきました。この考えは、いずれ地域自治区に進めばということで、今でも考えは変わりありませんけれども、また市民の皆さんの考えも刻々とやっぱり変わりが出てきていると思いますので、その時点でまた改めて地域の皆さんとしっかりと協議をしていきたいと思っておりますし、一方、今回風連地区の新たな協議会の設置につきましては、5年間の特例区期間中のソフトランディングがすべて終了しなかったということがございます。特に風連地区のほうは、公共施設の今後のあり方についてもまだ積み残しの部分がございますので、これについては市長のほうから諮問をしてしっかりと協議をいただいて、答申をいただくということでの公的な役割も担っての今回の協議会設置ということですので、ぜひこのところは名寄とはまた違うということで御理解をいただければと思います。

それで、先ほどからも出ておりますけれども、一体感の醸成であるとか融和というのは当然一番大事に思っていることではございますが、もう一つはやはり互いを理解をして尊重するということが極めて大事なことだというふうに認識をしております。ここのところの調和を図りながら進めていくということで、それぞれ100年の歴史を持ってこれまで歩んできた地域同士でございますので、多少時間のかかる調整部分もあるということも含めてしっかりと進めていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 理解はいたしましたけれども、今副市長のおっしゃった一体感をつくっていくことが非常に大事だと。これは、もうもちろんそのように思います。一方で、やはり自治体が大きくなるに従って、それぞれの地域がそれぞれの歴史、伝統文化、それから思い、願い、課題を持って現在進んでいるということも含めて、近年の地域自治、地域主権ではありませんが、やはり地域のことは地域で決めるという部分もしっかりこれからつくっていくかなければならないという課題の中で、今後新たにつくっていくとする地域協議会、それから今現在名寄市に設置されております地域連絡協議会、それぞれがしっかりとした本来的な役割を担っていくことを求められているわけですが、地域、狭い単位で自分たちの意思を反映され、仕組みをしっかりとつくっていくことについて、今回今副市長の御答弁ですと風連地区についてはソフトランディングをしながら、まだ課題が残っているので、5年間というふうな御答弁もあったかというふうに思うのですが、そのことでちょっと御認識確認なのだと思いますけれども、先ほど20年の定例会のときの御答弁も読み上げさせていただきましたが、いかに一体感を持ちながら、それぞれの地域の独自性を発揮していくか、あるいは地域自治、住民自治を確立していくか、この手法について加藤市長のお考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今久保副市長、中尾副市長からそれぞれ答弁ありました。かぶるかもしれませんが、合併して一体感の醸成と、もう一つはそれぞれの地域文化の尊重ということをしつかりと考えた上での今回の措置だということであろうと思います。名寄市という同じ土俵の中で合わせていかなければならないところと、それぞれの文化や今までの活動を尊重していくところと、まだその整理ができ切っていないというところで

の今回の経過であるというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 今回の条例提案について、今佐藤勝議員の後段の部分とも一部かぶりますけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。

この問題については、自治基本条例の議論過程の中で、今後の新名寄の自治の形というものを地区別、あるいは名寄市全体の自治の形の追求の過程で時間がなかったり、あるいは地区別の制度の変更に対する醸成度がちょっと足りなかったということで、自治基本条例、その中での論議にまで発展をしなかったという宿題、これは行政側も、私たちなり、あるいは市民のレベルの中でもやっぱり宿題が残っていた大きな課題ではないかと思うのです。ただ、風連地区という限定の中で、それも時限的に提案をされています。行政サービスが統一されるまでという程度の、そういう認識でこの条例を提案されたのかどうか、全庁的にいわゆる名寄は旧名寄、旧風連、そして智恵文と、大きな地区でいくとそういう3つの地区に分かれますけれども、風連地区の過渡的な時限的な条例提案の過程の中で、全庁的に名寄市一体感の中での自治の形の論議が庁内論議どれだけされたのかどうかということあたりは非常に重要なポイントになってくるのではないかとこのように考えておりました、そこについてもう少しお聞かせをいただきたいなと思っております。あえて条例提案の中で、私は風連地区という一定の時限的、あるいは地区的な提案に至っているのはちょっと残念かなと、率直に言って。これをどう名寄全体の中に反映をしていくのかという論議がちょっと欠けているような気がいたしまして、1点目の質問にさせていただいておりますので、お知らせをいただきたいと思います。

もう一点は、自治基本条例の4章、5章。4章は私ども議会の役割、責任、市民との関係、5章

は市長等の役割、責任について、市民との関係、どちらも二元代表制の中でより市民の意見をどう執行者的に、あるいは議会的に反映をするかというところも大事なポイントなのですが、あえて市長の諮問委員会という限定のされ方の提案、条例のつくりになっているのですけれども、その辺については自治基本条例との関係ではどう認識をされておられるのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、3つ目は、一部地元紙にも若干出ておりましたけれども、費用弁償のあり方について、これは市長の諮問機関ということになれば当然費用弁償して、費用弁償を出すためには条例に根拠を求めるといってやられているのでしょけれども、これもやっぱりいわゆる3地区のバランス、制度の中身は違いながらも、片方だけに費用弁償を出すのがどうかと。それは、やめろという私の論議ではなくて、名寄市全体の中にそれをどう位置づけていくのかということあたりは、今後の問題にもかかわるのですけれども、そこはやっぱりバランスを欠くという指摘があって当然かなという感じがしまして、そういう議論経過について3点目にお知らせをいただきたいなと思ます。

感情も多少旧名寄の中にはあるのかもしれませんが。5年間の中で、特に小さいほうが廃れていくという過去の全国的な合併の経過の中での危機感、そしてより市民の皆さんのまちに対する思いということなんかで、従前の重点政策的なもの、予算の配置なんかについては風連に偏り過ぎていたのではないかとこの率直な市民の中の意見もあるわけです。それと今回の問題とをリンクさせるわけにはいきませんが、それは合併協議やいろんな論議の中で決まってきたから、私どもの中でのみ込める感覚ではあるのですけれども、そういう市民感情も正直言ってあって、それに加えて条例の提案ということも多少感情的な側面の意見も市民から聞くわけなのですけれども、そういう

執行側としての現状の認識について、合併5年を、ほぼ丸5年になるわけですが、お聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 質問のありました1番目から3番目につきましては、関連がございますので、項目を区切らないでまとめてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

今回の条例制定に至った背景であります。自治基本条例含めて全体的な考え方をまとめた上での条例提案というふうには至っておりません。結論からいいますと、さきほども申し上げましたとおり合併特例区が解散することによりまして、これまで合併特例区が行ってきた事務事業については名寄市のほうに移管されるということで、提案理由の中でも説明させていただきましたが、一切の権限を特例区から市に移譲するということになっております。したがって、これまで特例区が行っていた事業については、市長の手元で事業を展開するという事に相なります。そういう意味で地域の声をしっかり聞いた上で解決しなければいけない課題ということで、特に風連地区内の公共施設につきましてはこれまでの旧風連町で設置した過程がそれぞれございまして、1つには小学校の統合によるコミセンの設置でありますし、郷土芸能をさらに活発化させていくためにその活動の拠点として公共施設を建設したとか、それぞれ地域の個性がありまして、それらの連動性も含めて、その協議をする受け皿としての審議会の設置ということで、諮問機動的な役割を地域協議会にゆだねたということでございます。そういう形でいきますと、市長が諮問する事項について、当然答申をいただくということになりますので、そういう点については審議会、報酬条例に基づく報酬を伴うものというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、最後にありました特例区事業の部分

でいきますと、予算配置が特例区に偏っているように、旧名寄市民から見るとそういうふうに感じられるのではないかとございまして。確かに合併協議の中でもそういう一元化を図る必要があるだろうということでもございましたけれども、1つには合併協議の一つの基本としては長期的な視点と大局的な見地に基づいて合併協議を進めていくという、そういう原点があったかというふうに思っています。そういう面で5年間の設置期間の中で不均一であっても、あるいは公平性を欠く部分があったとしても、旧自治体のそれぞれの事務事業を進めていくという、これは基本理念に立った上での事務事業の推進であったかというふうに理解しておりますので、この点については新しい市になってから5年間たつわけですが、合併協議をして、合併協定をして、合併をした時点に戻って再度考えていただければ、市民の皆さんも御理解いただけるのではないかとこのように思います。

以上、答弁になったかどうかわかりませんが、答弁にかえさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 申しわけないけれども、余り答弁になっていないのです。今後段に言われた名寄地区の市民の中にある一部感情としての事業の偏りみたいのについては、今の答弁で私も理解できます。短期的に見ればそういう側面もあるでしょうと。しかし、長期的に見れば全体的な中における事業の選択をしていかなければならぬというところは、これから今後向こう1年間の中で総合計画後期の論議がどうされていくのかというところあたりで、恐らくそういう論議が感情は払拭されていくのではないかと思いますから、それはわかっております。感情をお伝えをいただけないので。

それで、お答えになっていないというのは、要するに今回の提案が風連地区という限定、あるいは特例区がなくなって事務の引き継ぎだとか、サ

ービスの統一化の問題なんかについて、それはわかるのですが、同じ提案をするのであれば、予算編成で大変忙しい時期ではあったのでしょうかけれども、全市的にやっぱり自治の形をどうするのかという論議経過を市内の論議として少しイメージを膨らませていただきながら提案説明に加えていただくことが非常にわかりやすかったのかなという感じがしております、私あえて時限的に5年後でしたか、28年だから5年後ですね。時限的にこれらがもうなくなるのだよと、この条例も。そういうけちな話ではなくて、いわゆる旧名寄、智恵文も含めた中におけるコミュニティーのあり方、あるいは自治の形のあり方などについて、最低幹部レベルではしっかり熟成をした論議を私どもにやっぱりお示しをしていただくというのは、そしてその過程の中で風連地区の条例提案ということであってほしかったなという感じがしております、改めて中尾副市長あるいは加藤市長からその辺についてお答えをいただきたいなと思っております。

それと、だから費用弁償も当然その中でいい、悪いという話も含めて解消されていくのかなという感じはいたしますけれども、条例によらないとまた金も出しにくいということでしょうから、それはそれとして、これからの所管の付託をされる中で議論を見守りたいというふうに考えておりますけれども、そこは少し大事なところ、金の話ではなくて前段言ったところあたりを自治の形についてもう少しお知らせをいただきたいなと思っております。

それから、もう一つは、自治基本条例との絡みでお答えこれもいただいているのですが、4章、5章、先ほど私が言ったように議会の責任、役割、市民とのかかわり、それと5章が市長等々の役割、責任、市民とのかかわり、それぞれ同様に二元代表制を意識をされた構成になっていまして、いわゆるなぜ風連地区の条例提案ではあるのだけれども、市長の諮問機関だけにとどまるのかどうか。

これは、議会側としても独自にそれが盛り込まれていなくても風連地区のいろんな課題について参考人招致したり、地域の関係の人に皆さんに意見を聞くなんていうことについては当然これからも追求をされていくことになるのですが、そういう面では市長に限定をした諮問機関という、あえてそのつくり方にしているというのは、ちょっと自治基本条例との整合性も含めてすとんと落ちないのかなという感じがしますので、大事な2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 新名寄市としての地域自治をどう進めていくか、言いかえますと地域自治を担う組織の制度設計をどうしていくかということにつきましては、合併後2年程度をかけまして、名寄地区については地域自治区の設置に向けた協議を市民の皆さん、地域の皆さんと精力的に進めてまいりました。ここについては、先ほどもお話をしましたようにやはり町内会ベースでの自治活動を続けていきたいということで、ただし単位町内会では到底対応し切れない部分も出てまいりましたので、それについては小学校の通学区単位での地域連絡協議会ということで活動いただくということで、地域連絡協議会を立ち上げまして、独自の活動、テンポの速さ、緩やかさというのはそれぞれ違いはありますけれども、取り組みをいただいております。この部分につきましては、新たに地域自治を進めるに当たって、果たして515平方キロメートル、人口3万の自治体でどの数の地域自治のエリアを求めて市民の皆さんに自治を進めていただくのがよろしいのか、これについてはまた別途市民の皆さんと協議をする必要があるというふうに思っております。現在名寄市新総合計画の後期計画につきまして策定審議会、市民の委員会を立ち上げましたので、この中の総務部会のほうで、ぜひ今後の新しい名寄市としての地域自治のあり方について、名寄地区、風連地区含めまして協議をいただいて、一定の方向を出し

ていただくと、こういうふうに予定をしております。

一方、報酬につきましては、先ほど久保副市長のほうから答弁させていただいたとおりですが、市長の諮問機関ということにつきましては先ほどもそれぞれ答弁をさせていただいておりますけれども、5年間でどうしても一定のまとめをし切れなかった部分がございます。これについては、一式予算も含めて行政のほうに仕事が回ってきておりますので、それについて市長のほうで諮問をして答申をいただくという、こういうことでの市長の諮問機関という位置づけにさせていただきました。場合によっては、議員の御指摘のように二元代表制としての議会の一定の整理もあるかと思っておりますので、それにつきましては今後冒頭東議員からもお話ありましたように、恐らく委員会付託ということというふうに漏れ承っておりますので、その中でぜひ御議論いただければと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 議会のほうの関係については、私も議会がこれから新選良、選挙を経て新しい形になりますけれども、その中にゆだねていく中で対市民、あるいは自治の形の関係者、市民の皆さんとどう向き合っていくかというところあたりは、諮問制度にするか、あるいはしょっちゅう出ていって意見を聞かせていただくかという、いろんな形がまたあるから、次期に譲りたいというふうに思うのですが、いわゆる今後の風連地区、名寄地区、例えば智恵文地区も含めてどういう自治の形を展望するかという問題について、これから総合計画のローリングの市民委員会の中で総務部会の中で位置づけよということではありましたけれども、そして基本条例で盛り込めなかったというのは、やっぱりこれは地域の町内会、あるいは町内会連合の皆さんが行政側の説明も十分でない、イメージがわからない、屋上屋という論議ももちろんあったりして、とりあえず緩

やかな形で今の校区単位のスタートしておりますけれども、ここはしっかり皆さんどうしましようかという話には多分ならないと思うのです。執行側、行政側が自治の形、これは議会とそういう新たにつくろうとする自治の形でのオーバーラップの問題も法制上のいろんな問題も出てくるでしょうし、あるいはどう市民の皆さんと向き合うかという形に制度の変更や改正なんかについてはいろんな議論がまたあっていいのかもしれないけれども、少しもっとなんかここに皆さんがイメージを膨らませて物を考えないと、やっぱりそれは論議になっていかないのではないかと考えていますので、そこは佐藤勝議員からも多分求められていた課題だと思うので、そう時間かけないでしっかり向こう1年間の中で問題提起をすべきだというふうに思っています。私は、金の話にこだわるわけではないですけれども、やっぱり新たにつくろうとする自治の形、各自治区というのでしょうか、一定の予算配分をしながら、地域の身近な問題についてはもうそこで決めてもらうのだという時代にまさに入ってくる時代ではないのかなというふうに思っていますから、十分そのことも受けとめていただきながら議論を深めて、一定の時間を待ちたいなというふうに思っています。詳細、また優秀な該当委員会の顔ぶれですから、そこに議論をゆだねながら、最終日を待ちたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号 名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定については、総務文教常任委員会に付託いたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、総

務文教常任委員会に付託いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第2号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

風連地区及び名寄地区の公民館は、それぞれの地区で地域住民と一体となった公民館分館活動を行っており、それに伴い風連地区と名寄地区の公民館分館の分館長及び分館主事の報酬額がそれぞれ異なっておりましたが、本件は当該報酬額につきまして地域及び各分館との協議を経て、名寄地区との報酬額に一本化することとなりましたので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国家公務員や道職員及び道内の一部の市におきましては、管理職員が臨時または緊急、その他公務の運営に必要なため勤務時間外に勤務した場合、管理職員に対する特別勤務手当の支給が制度化されております。本件は、昨年発生した大雨災害の際に多くの管理職員が勤務時間外に出動したことを踏まえ、本市においても今後同様な事態が起きた場合の対応を制度化する必要があることから、管理職員特別勤務手当を創設することとして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐々木寿議員。

○7番（佐々木 寿議員） ただいまの案件につきまして、日ごろから災害派遣、甚大な災害について管理職員の方には率先垂範、陣頭に立ってやっていただいているところでございますが、先般新聞に出たことによりまして、ボランティアで町内会で活動している、そういう方々、あるいは今までの管理職のこういう手当に関してやってこれなかった経緯、これについてはやはり管理職であるならば支給する必要がないのではないかという考え方の市民の方もおられるということで、その辺の考え方を少し明確に御説明をいただきたい

と、このように思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今まで名寄市におきましては、管理職が休日もしくは時間外勤務した場合には従前は出しておりませんでした。昨年7月29日、30日の災害の関係についても支給は規定を持っていなかったの、出しませんでした。平成4年に国のほうで国家公務員の関係につきまして、臨時、緊急の業務が生じた場合については、指示によって勤務した者について最大1日1万2,000円の時間外に対しての特別勤務手当を、いわゆる職員の時間外勤務手当を管理職特別手当で支給することができるようになりました。これは、本来業務と異なりまして、緊急、臨時で災害出動ということ、災害対策であるということも含めて、名寄市の今回の提案は一般のイベント等の関係につきましてはそれぞれ民間のボランティアの方々もイベント等に参加していますので、その分については対象外とさせていただきまして、災害限定、市長特認事項につきましては山菜とり等の遭難事故があったときには、これも職員動員かけていますので、管理職については時間外という規定持っていませんので、その2つを今回対象にさせていただいて、規定をさせていただいたものであります。

なお、1万2,000円というのは上限でありまして、実際には支給する方法としましては1時間当たり500円、3時間未満の短い勤務時間については支給はしませんと。3時間で初めて500円掛ける3時間で1,500円が発生して、その後は1時間経過するごとに500円、こういうふうに考えていまして、一般的に市の職員は管理職と一般職員関係なく、地域の町内会の役員も含めて、それからスポーツボランティアも含めて、そこは市の職員ではなくて一般市民として対応させてもらっていますので、災害出動ということに関しましてはこのような形で特別勤務手当ということの規定を設けました。

従前はなぜ設けていなかったということにつきましては、この種の災害が2日間もぶっ通しで、寝る暇もないぐらいの状況で災害対策に当たるといふ事例がなかったことも含めて規定していなかったのですけれども、今回の災害を契機にして対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） わかりました。市民もやはりその部分をよく理解していないのではないかなと私も思われたものですから、ちょっと説明をいただきました。

ある自治体では、今管理職が減俸、減俸で一般職よりも安いから、管理職になりたくないという、この議案とはちょっと違うのですけれども、そういうような、出ているのです。これでは管理職というのがやる気も起こせないし、そういう本来の業務が成り立たないということになりますので、その部分を含めてこのようなものを、管理職は管理職の給料をもらうこと別にしてやっぱりそういうようなものをしっかりともらったらもっただけ管理職の仕事を全うしてもらいたいと、こういうふうに思いますので、今後給与の面も含めてちょっと御検討をいただければ。何か御意見が、見解があれば聞きたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今佐々木議員から叱咤激励いただきましたので、管理職は管理職としてしっかり業務を遂行してまいりたいと思えますし、災害対策等につきましても管理職は一般職よりも先んじて出動命令をかけまして、その後一般職員を動員かけていますので、率先垂範して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 今佐々木議員のほうからも御質問がありました。私のほうも市民の方々から本当にいろんな御意見を寄せられているところでして、例えば非正規雇用という形の方々が今

非常にふえている。また、この時期ですから、新卒者も就職がなかなか決まらないというような報道もされている中で、市の職員、それも管理職手当をいただいている方たちにこれが本当に必要なかどうかというような、そういう多くの意見が出されていきました。道内の約4割の市ということでしたけれども、隣の土別はこういった条例がないということでは市民の皆さん方に理解していただくのは非常に困難な部分もあるのかなというふうに思っています。

出勤するところの部分については、今御説明をいただいたので、理解をしたのですが、勤務1回について1万2,000円を超えないという、このところで1時間当たり500円という、国家公務員、道職員に準じたような先ほどの御説明でしたけれども、例えば今回勤務手当のところいろいろ見せていただいた中で特殊勤務手当というのを探してみましたら、これ1日につき300円というような、そんなようなふうなことも今回わかったわけなのですけれども、今お話ししたような1時間当たり500円にした根拠といたしますか、その辺ももう一度ちょっと御説明をいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今川村議員から土別のお話が出ましたけれども、土別も実は条例化しております。名寄市の条例は、土別の条例を参考にさせていただきまして、土別も今回の災害のときに出勤手当を出しておりますので。

私たち考えたのは、国のほうで決めている金額の上限額が1回の勤務につき1万2,000円と。それで、常識的に考えますと5時半の時間が終わってからずっと勤務を継続していきながら、5時半以降翌朝の8時45分まで、これが時間外勤務になります、一般職員の場合。その場合について6,000円ということで規則のほうで支給額を定めましたので、逆算するとおおむね1時間当たり500円にしかならない。ここは、最低賃金とい

う話は適切かどうかわかりませんが、最低賃金という考え方ではないと。それから、もう一つは、消防団の方々が災害出動するときに4時間で5,500円です。それから、警戒出動で4時間で3,700円です。これがまた4時間を超えますと、2行動ということで2倍になってきます。こういうことも含めると、必ずしも500円という単価が、6,000円を割り返して最大12時間働いて、場合によっては13時間、14時間になる場合についても6,000円打ち切りという上限額決めていますので、その範囲内で支給をすると、そういうふうに考えています。それから、先ほど言いましたように3時間未満の短時間については、実際に来て、マイカーを使ってくるなりタクシーで駆けつけるにしても、そこについては対象外とすると。それから、基本的なスタイルとしましては特別勤務手当の関係については危険な手当、危険な場所で勤務するというような場所については当てるようにしていますけれども、極力特勤手当の関係については全体的に縮小方向に動いておりますけれども、今回は特勤手当ではなくて国のほうに一つの例示があります管理職特別勤務手当という制度で立ち上げましたので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 土別の件につきましては、大変申しわけありません。私の探し方が、調査の仕方がちょっと不十分だったということで、申しわけありませんでした。

今細かく御説明をいただいた部分がやっぱり市民の皆さんの理解を得るというのは、非常に大事な点ではないかというふうに思っています。特に今景気がこういう状況にある中、さっきもお話ししたように非正規職員が本当に多くなっている中で、やっぱり市の職員の皆さんに向ける目というのは非常に厳しくなっているというのが事実だというふうに思っています。そんな中でやっぱり市民の皆さんにより見える、積極的に出ていただい

てアピールしていただく、その部分を含めて特段の配慮をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第4号 名寄市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市特別会計条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行した老人保健制度に係る特別会計につきまして、法律上の特別会計設置義務が平成22年度末をもって終了することから、老人保健事業特別会計を本条例から削ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第5号 名寄市教育相談センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市教育相談センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市児童館条例の制定に伴い、名寄市教育相談センターの位置の欄を女性児童センター内から児童センター内に改め、あわせて内容の付加及び文言の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

市立総合病院では、従来から医療職員の確保に努めておりますが、薬剤師につきましては学校教育法の一部改正により平成18年度から薬学教育が6年制となったことから、全国的に薬剤師が不足し、市立総合病院におきましてもここ数年薬剤師の採用を募集しても応募がなく、慢性的に薬剤師不足の状況にあります。本件は、市立総合病院において必要な薬剤師を確保する方策として、本条例で規定する学資金貸与の対象者を拡大し、薬学部在籍する学生を加えるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第7号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、同協議会に幌加内町を加えることについての協議及びそれに伴う規約の変更を行うため、地方自治法第252条の6の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第13 議案第8号 平成22年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 平成22年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ3億7,528万7,000円を減額して予算総額を199億7,458万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして備荒資金組合超過納付負担金1億円の追加は、合併支援の縮小、公共施設の建設及び公債費の償還に備えるため追加納付しようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金1億3,842万4,000円の追加は、普通交付税や特別交付税で措置されている病院の病床割と救急や精神科など不採算部門の単価アップがあったことから、繰出金を増額しようとするものであります。

10款教育費におきまして大学振興基金積立金1億309万4,000円の追加は、大学図書館の建設を図るため積み立てしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして、市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

11款地方交付税では普通交付税の留保分5,0

32万8,000円を追加し、また19款繰入金では減債基金及び財政調整基金の繰入金を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正及び第5表、繰越明許費補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更あるいは追加、廃止をしようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第8号の56ページから57ページをお開きください。4款衛生費、1項2目予防費で小児肺炎球菌ワクチン予防接種委託料246万4,000円、ヒブワクチン予防接種委託料265万8,000円、子宮頸がんワクチン予防接種委託料578万2,000円、合計で1,090万4,000円の追加は、ワクチン接種者が当初の見込みより大きく上回ることから、それぞれ追加をしようとするものであります。

72から73ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で（仮称）複合交通センター整備事業費4,471万8,000円の減額は、JRからの用地取得に伴う補償料の減額などによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。12ページから13ページにお戻りください。1款市税におきまして市民税で6,754万円の追加は、個人で農業、譲渡所得等の増加と法人におきましては申告所得の増加、さらには収納率の向上などによるものであります。

26ページから27ページをお開きください。18款寄附金1,049万円の追加は、既に予算化したものを除きまして2月4日までに寄附採納した一般寄附金、ふるさと納税寄附金などを予算計上するものでありまして、寄附者の意向に沿いまして地域振興基金のふるさと納税分に109万5,000円、地域振興基金に136万円、地域福祉基金に66万2,000円、文化スポーツ振興基金に53万5,000円、大学振興基金に310万円、文化大ホール基金に105万円、公共施設整備基金に171万円それぞれ積み立てをするものがあります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 60ページの衛生費、第2項清掃費の中でお伺いしたいと思っておりますけれども、まず賠償金の問題なのですが、この後に出てくる専決処分の金額の1万何がしたと、これはそう理解するのですが、この問題については過去に3回の質問をさせていただいております。昨年9月にも質問させていただきましたし、また決算委員会にもその趣旨の説明を求めましたけれども、それなりの理解を得られなかった、そんなことで再度お願いをしたいと思うのですが、これはあくまでも最終処分場によって、カラスの被害によった被害だと私は思うのです、農作物の。それについては、この被害についての賠償金を払うなどということは申しません。当然被害を受けたのですから、行政としての責任は支払いをしなければならぬ、それは理解いたします。でも、今までの中で私が申し上げますように、カラスが減ったのですかと。毎年毎年カラスがふえているのではないのですかと。昨年9月に質問したときには、7月14日に調査したよと。そのときにカボチャを植えてある苗が82株ですか、被

害があって、2万3,250株のうちの82株ですから0.35%の被害がありましたよと。これに対して損害賠償も何もするという話は聞いていませんけれども、これぐらいの被害だよということなのですが、これに対してこの被害額、去年よりも低くなったということでしょう。わなを仕掛けたから、400から500羽のカラスが1年間にとれたと。だから、被害率低くなったようなことを答弁いただいているのですけれども、それだったら1年間に400羽、500羽のカラスが捕獲できたから減ったのだったら、1年間に何ぼふえているのですか。そんな調査した経過があるのなら、教えてください。

私自身ここ何年間最終処分場行っているのですが、毎年写真撮っております。毎年その写真に写っているカラスの数は多いと思っておりますけれども、そんな中でこの被害をなくすため、どのような方策をするのですかと言った経過があります。そうすると、ここ数年間の予算書を見てもカラスによっての農作物の被害があったから、それに賠償金を出している。それをなくすために次の年にはこういうようなことをやって、そのために、被害を防ぐためにこういうような方策でこういうことをやりたいと、それが予算の中に盛り込まれて、当然それはやっていかなければならぬと、被害をなくすためです。それを何もやられていない。あえて申し上げるのだったら、きょういただいたことしの予算書を見ても何の処置もされていない。それだってここ過去数年間において毎年毎年最終処分場の近辺にある土地の作物に影響が出ているから、弁償金を払わなければ、補償金を払わなければ、毎年やっていることでしょう。

そんな中で、ことしは仕方ないと思うのですが、市長にお伺いしますけれども、ことしの予算の中にこれ見ても何もそれに対する処置は取り組まれてないと思っております。金額的にも今あわせて見ましたら、そんなに変わっていませんから。

これからどうするのですか。これからも毎年これに対しての補償金を払うのですか。それをまず第1点お伺いしたいのと、この補償金を払うのは、7月14日に調査してこれだけの株がない。それだってことしは農家の人は大変。大雨、猛暑によって被害がある。それによって農家の収入は大変だから、共済組合のほうにおいては何とか年度内に支払いをお願いしたい、そんなことを要望したり、またその方に対する貸付金をして利子補給をしていきたい、こんな要望なり、それをやってきているのにもかかわらず、今になってこんな補償金を払うというのはおかしいのではないですか。当然これが7月にわかったものだったら、12月、年度内には支払いすべきだと私思うのです。それを今になってこれで補正予算の中出てくるとか、それで債務負担行為で認めてくれと。そんなことやっていること自体がおかしいと思いますけれども、それに対してお答えをお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） 谷内議員からただいま衛生費にかかわる賠償金の関係についてお尋ねがございました。御案内のとおり、この賠償につきましては昭和63年に名寄市処分場の開設に当たり、地域の町内会と締結した覚書に基づき賠償をするものでございます。ただいまのお尋ねのございました、なぜ今の時期にするかということでございますけれども、御案内のとおり農作物の価格の精算が毎年年末になってJAのほうから精算されるということでございまして、それを受けた中で全体の株数に対する今回の被害の株数を出しまして、その損失割合に対して補償するものでございまして、したがって今の時期に補正提案させていただくような形になっておりますし、開設以来何回か補償をしておりますけれども、いずれもこの時期になっているということで、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 特に内淵の最終処分場に

ついでのごみ処理のこれから今後も含めての基本的な考え方がどうなのかという御質問だというふうに思います。カラスの被害等があったということで、これらの抜本的な改善にはやはり最終処分場のごみの中に持ち込まれていく生ごみの混入を減らしていくことが何よりも大切だろうというふうに思っています。その中でなかなか予算には見えにくいかもしれませんが、これまで町内会等通じて一層の啓発活動に努めてまいったわけでありまして、これからも現地での確認調査も含めて、頻度も含めて今以上にしっかりとこれを徹底していきたいというふうに思っています。

もう一つは、新年度に入っても生ごみの袋の例えば大きさの問題、なかなかいっぱいになるのに時間がかかる量の大きさ、今大学生や独居の高齢者の方だとか、そういった少人数の世帯について、果たしてごみ袋がもう一段小さいのがいいのかわかり、そんなような検討もしているということでありまして、そうしたことも含めて一層の市民の皆さんの啓発活動と、そうしたところでの工夫と両面からしっかりとやってまいりたいというふうに考えています。御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 答弁にわかるかと理解できない点もあるのですけれども、価格がわからないから12月だというのでしょうか。ある程度12月中には、7月にもう株が何株減っていたら1株幾らでどうだというのを役所だけでなく関係機関の人たちと相談して、それなりの金額が出てくると思うのです。その中でこんな年ですから一日も早く、やっぱり農協の決算が1月だったら12月の中ぐらいのものでしょうか。それなりの支払いをしていくべきだなというふうに思います。

それから、今市長の答弁、それわかるのです。当然あそこにカラスがいるというのは、食べ物があるからいるのです。きょうも私この市役所に来るまでに、うちを9時ぐらいに出まして9時半

ぐらいまで、道路を走って30分で来ましたけれども、今その道を歩いていたときに、本当にそんなことを思いながら来たときに、電柱にいつもカラスなりスズメがとまっているのだけれども、きょうあたり一羽もそれが見当たらなかった。車には何台も交差したけれども、カラスにもスズメにも一回も会わなかった。これは、全部ごみ処理場に行って、最終処分場に行っているのかなと、そんなことを考えながらきょう市役所に来ました。ですから、先ほどのように、答弁なかったのですけれども、本当にカラスの調査しましたか。去年からカラスを捕獲するためにわなをつくったのでしょうか。それで、わなをつくったら500か400減ると思うのですけれども、それに対してあとのものは爆音器ですか。爆音器を9台か10台だか金をかけてぼんぼんやっただけでカラスはなくなりませんか。その場所から逃げるだけでしょう。カラスを捕獲して初めて減るのです。シカ対策だってそうでしょう。電牧を張っても何してもふえるでしょう。ですから、それは最終的にハンターを頼んで、そうしなければならぬという形で一生懸命それをお金をかけてやっているのです。そうしなければ頭数は減らないのです。カラスには爆音器やって、そのとき逃がしたからって被害はなくなりますか。これからずっとこの被害は続くと思います、このままでは。そのためには、絶対にこれはどこかで何かの処分をしていかなければならぬというのが私のお願いなのです。

それから、市長がこの間からよく言っていますように、名寄市は北海道で一番住みよいまちになったよ。本当にこれはいいことだと私も思います。その反面に裏を返したら、ごみの処理は北海道でワーストワンではないですか。ごみの投げる率も名寄地区なんか半分以上はごみが最終処分に投げておられる、これは前から調査して私申し上げていますけれども。そして、その中に投げたらだめな生ごみを投げるから、カラスがいっぱいいる。インターネット見て調べてください。最終処

分場にカラスがいるのは名寄市だけではないですか。こんなことがあって、本当に名実ともに名寄市が住みよいまち1番になれるか。私は違うと思うのです。そんなこともしっかりと踏まえて、住みよいまち、名寄市が北海道一になったというのなら私も喜ぶのですけれども、やはりその裏側にはそういうものがあって、名実にならないと思うのですが、そんなことを踏まえて今後市長として、本当にこのごみは大変なのですけれども、どのようにしようと考えているか、この辺をしっかりと御答弁お願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） カラスの生息数については、実態的に数を調査したことは今までもございません。しかしながら、カラスそのものの絶滅自体は処分場がある限り極めて困難であるとも考えておりますけれども、今後1年なりかけた中で、他市内の状況も踏まえる中で、カラス駆除の方法等についても検討なりしてまいりたいと考えております。

それから、これまでも9月の定例会などでもお答えしておりますし、市長のほうからも今お答えありましたように、ここは谷内議員と認識同じかと思っておりますけれども、処分場に入ってくる生ごみをなくすことがやはり最大の課題だと考えております。したがって、ことしのまちづくり懇談会の中では、名寄地区におきましてはごみの分別の徹底をお願いしたところでございますし、さらに秋の清掃週間におきましては内淵の処分場におきまして5日間にわたり環境衛生推進員による分別の指導なども行ってきたところでございます。また、ここは新年度の予算に絡まってくるところでございますけれども、今言ったような形で最終処分場における分別指導を環境衛生推進員の協力を得て行うために、予算の中では推進協議会の交付金の中に若干の増額を行う中で、年間4回ほどのそういった分別指導なんかも行うことを今計画をしているところでございます。いずれにしても、

生ごみを持ち込むことをなくすことは市民の皆さんの協力が一番だと考えておりますので、生ごみを最終処分場に持ち込まないということを今後も引き続き周知なり啓発してまいりたいとも考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） いつこの質問をしても部長、同じ答弁でないですか。生ごみを持ち込まないようにします。あえて申しますけれども、この間、先日名寄のほうにも友人、知人がいろいろな話をさせていただきましたときに、私たちはしっかりと分別しているのだよと。個人個人ではです。そうしたら、そのときの言葉です。一般家庭の人のごみは確か、きちっとやっているよと。あそこの処分場に最終的に持っていく一般の車よりも事業系の車が多いではないですかと、そういうことを言われた市民がいるのです。風連にはカラスも一羽もいませんから、それはないと思えますけれども、名寄のほうの方が言われた。そうしていったら、その辺に対して毎日毎日最終処分場に持ってくる方というか、搬入に来る方、一般の方がどれぐらいがいて、事業者の方がどれぐらいがいて、そしてどういう条件になっているか、そんなこともきちっと把握したり、調査して調べたことあるのですか。それは多分ないのではないかと思います。今カラスが何ぼいるかわからない、調査したことないと。もう何年間もそうやって毎年カラスがふえている、ふえているといったら、当然そういうものに対してこうだよという調査もしていかなければならぬかもしれないかあると思うのです。そんなことも何もしないで、ただただそこに食べ物を持っていくからカラスがいるのだ、だからそれ食べ物を持っていかないように一般市民に分別をしっかりとやっていかなければ。しっかりとといったって、一市民としては私はしっかりと分別していますよと、こんなことはありませんというは市民の人は言っています。そうしたら、ど

こから持ってくるかとその人に聞いたら、あそこに来ているのはあの搬入車、事業系の人がいっぱい車で持ってくるではないですかと、その人らではないのですかと、こんなこと言われるのです。そこら辺もしっかりとした調査をして、本当にそうなのか、うそなかわかりませんが、当然それをしっかりとやっていかなければならぬと思うのです。また、市長にしてみたら、今まで名寄給食センターの社長でもありますから、その辺もしっかり踏まえた中で調査してもいただきたい。

それから、9月のとき決算委員会で申し上げましたときに、そのときには今後なくすためにはやはり今現在のまま何ぼやっても、物が動いたら、ほじくり返されてカラスがいっぱいやってくるのだよと。これだけいるので、どうにもならぬから、それを今の段階で土で埋めてもう表面はなくしてしまえばカラスが来なくなるのではないかと言ったら、それはできないと、そんなような答弁だったけれども、そのとき中尾副市長の答弁の中に、最終的に私はそれやめたのですけれども、今後相談しながらやっていきたいのですよと、やっていくから御理解願いますと言われたけれども、一回も相談受けたことありません。何もしなかった。この間も行ってみましたが、ことしの春見たときも今見たときも同じです。何も手を下していません。それで、やった、やったと言って、それでカラスに食われたから損害賠償。その損害も簡単に言っているけれども、市民の税金なのです、これ。それはしっかりとやらなければならない。こんな無駄金なんか使うことないと思えます。そんな中でやっぱりこれからどう打ち出して、今後中間点になるから、さっきの市長の執行方針にありましたように、中間点の見直しをしていきたいと。どんな見直しをするのですか、これ。その辺しっかりとお聞きしたいのだけれども、ただ私が何回質問しても、3回定例会でやったときも質問したのですけれども、同じです。食べ物を減らしたい、持ち込みをやめたい、分別するために市民に周知

強化していきたい、説明会をしたい、そんな話ばかりでしょう。それ以外の説明したことありますか。だから、私が言っているように、何年間かかっても何もやっていないでしょうと。やっていること同じことの繰り返しでしょうと。そして、カラスが減るか。そして、食べ物の搬入が減るか。それを聞いているのだけれども、そういう答弁しかないから、こんなことになるから私はあえて言うのですけれども、やはり名実ともに全道1位になるとなったらそれぐらいまでしっかりやらなければだめだと思いますが、市長の最後の、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熱い御質問を真摯に受けとめさせていただきたいと思います。先ほどもお話ししましたけれども、19年度からの一般廃棄物処理基本計画、平成23年度にしっかりと中間年次で見直すということであります。谷内議員がお話いただいた生ごみのいわゆる混入している割合だとか、そういうのはしっかりとデータでも分析はしていますから、それをどの程度まででは下げるといふ踏み込んだ目標設定も含めて、計画でしっかりと進捗率がわかるような計画に、目に見える形で効果が出るように計画策定に努めていきたいというふうに考えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点御質問をさせていただきます。

1つは、衛生費の57ページ、先ほど御説明があった予防注射の件なのですけれども、前倒して1月から実施されている小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン等々、市民の方々から喜びというか、本当によかったという声をたくさん聞いているところなのですが、今回補正でふやしている。どういった状況になっているのか、もしわかればお知らせをいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、その次のところの新型インフルエンザワクチンがこれがマイナスになっていきます。私の周りに今インフルエンザだったというふうな、もう高熱で大変だったという人が何人かいらして、ワクチン接種していなかったのだというふうに思うのですけれども、そういったことも聞いている中で、減になっているこの状況をお知らせをいただきたいというふうに思います。

もう一点では、8款土木費の住宅費の81ページ、北斗、新北斗の建設のところにかかわっているのですけれども、補正で随分大きな減になっているということで、ちょっと調べてみたのですが、解体工事なのですが、北斗団地のほうの解体工事、これが400万円の減になっています。当初予算では、北斗も新北斗もそれぞれ400万円の予算がついている中で、今回北斗団地のほうが丸ごと400万円減になっている。その前に終わってしまっているのかなというふうな思いもしているのですが、その辺についてちょっとお知らせをいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今川村議員から2点ほど御質問をいただきました。1点目は、ワクチンの関係でございます。12月に補正をさせていただきましたこの3種のワクチンにつきましては、当初私のほうでは名寄市のワクチンの今までの予防の数字といいますか、普及率約20%、2割弱という低い率ということで、25%程度ということで予想させていただきました。全道的に見ましてこの3種ワクチン、3種とも1月から実施しているのは全道市では3市しかございません。名寄市と赤平市、三笠市、この3市でございます。それ以外の部分では、一部札幌市のようにヒブだけという一部の市が6市ということで、名寄市のように1月から、特に12月の暮れのように個々に皆さん方に郵便で周知をさせていただいた、そういう効果ですとか、または新聞、それからテレ

び等の報道で全国的に国が進めるということで、非常に興味を持っていただいた部分がそういうものに反映させていただいているのではないかと考えております。

1月末現在では、小児肺炎球菌の場合につきましては19.4%、それからヒブワクチンについては22.3%、子宮頸がんが予想以上に46.4%ということで、当初年齢的に女性の部分で私たちのほうで考えた部分よりもやはり父兄の方、お母さんの認識が非常に強くて、予想以上にやっていた部分があるということで、予想以上の部分でお金の部分もあわせて約倍というような形で、特に子宮関係は1回やりますと、1月にやりますと次に1カ月後にもう一回ということでありますので、1月の実績の倍ちょっとの部分で今回補正をさせていただいたところであります。

それから、もう一つ、逆に新型インフルエンザワクチンにつきましては、これは当初の部分では国で定められた数字で積算をさせていただいております。これは、今の3つのワクチンと違まして独自で自治体が算出ということではなく、国がこのような数字で平均を割って、この数字を使ってということで流れてきた数字を積算させていただいているものですから、当初全国的な国の試算では若干やはり新型のほうの部分については低い。現実に低い形になったのかということで思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 北斗、新北斗の建設計画の大きく2,600万円程度、大きな減額をさせていただきました。これは、住宅交付金という事業で実施させていただいてまして、当初大きく見積もらせていただいて、実際には発注時にはその値段に見合った部分で発注をさせていただいておりますけれども、最終的に工事ですから何があるかわからないということで、中間では一切補正をさせていただいていません。今の年度末

において道との調整を終わらせていただいて、全体的な精算をする中でこういう大きな数字になってしまったということですので、御理解いただきたいというふうに思っています。個々にはそれぞれには出ているのですけれども、当初の設計が大きく見ているものですから、この差額の部分が大きく出てしまって今回大きく出てしまったということなので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 予防注射の部分では、本当によかったなというふうに思っていますし、待たれていたというのがこの数字になってあらわれているというふうに思っているところです。今お話があったように、あと子宮頸がんワクチンのところでは3回までということですので、また引き続き啓蒙というところら辺でお願いをしたいというふうに思っています。

新型インフルエンザのところ、今のお話で大体わかったのですけれども、私の周りにいらっしゃる方は高熱、もともとそういうふうなというふうに聞いているのですけれども、目の前で見ると本当に大変で、私も今回去年の暮れに思い切って打ってよかったなというふうに思っているのですけれども、やっぱりこれが大きく広まらないためにももっと啓蒙というか、進めていくことが必要かなというふうに思っていますし、また例えば今65歳以上の方たちへの助成もあるのですけれども、思い切って全額助成するぐらいの、そういうのも必要かなというふうに思っているところなのですが、引き続き声かけ等々をお願いしたいというふうに思っているところです。

次、北斗、新北斗のことなのですが、今部長から御答弁あったように、確かにいろんな工事があって、それぞれで考案して、合算するとこの数字になるというのは理解できるのです。私ちょっとお願いしたのは、解体工事のところの部分で、これを御説明いただければというふうに思います。

お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ちょっと説明不足で申しわけありません。先ほど申し上げたように、全体で道のほうの申請するという段階で、3月の段階で道のほうに住宅交付金の申請をいたします。例えば3,500万円の申請をいたします。そうすると、それを平成22年度の予算づけをさせていただきます。3,500万円をです。ただ、4月の段階に入ってきて実施設計をしますと、3,000万円で全体ができるという形になってくるということでもあります。理解していただきましたでしょうか。当初の補助申請をするときの予算を計上させていただいています。実際4月の段階に入って3,000万円で全体ができ上がると、その時点でもう500万円が浮いている状態になってきます。全体見ていただければ、今給排水の事業が2,600万円、解体が400万円というふうに大きな数字が出ていますけれども、その時点でも既にそのぐらい大きく差が出ていた部分がありまして、それを最終の段階になって今の段階で精算をさせていただいたということになります。したがって、こういう400万円とか、2,600万円とかいう大きな数字が出ているという状況でございます。したがって、当初の補助申請の段階の額が少し大きいということで御理解いただけるかなというふうに思っています。実際は、そういうことでこういう大きな数字が出ているというのを理解していただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） すっきりしたわけではないので、実は平成21年度のときの予算で2,000万円の予算が、この解体の部分です。北斗、新北斗の建てかえに向けての解体工事の予算が2,000万円という。21年度の決算、昨年ありました。その中で1,873万円という決算がありました。この中でこれがけりがついたというふうに理解したらいいのかなというふうに私は思ってい

るのですが、その前に平成22年度の当初予算の中で北斗も新北斗も解体工事がそれぞれ400万円という予算になっていました。それで、今回北斗のほうがそのまま400万円が減になって、新北斗のほうは上積みになっているの、こちら辺は理解できるかなというふうに思うのですが、この部分がちょっと理解しがたいということで、もう一度御説明いただけたらというふうに思っているのですが……

（何事か呼ぶ者あり）

○5番（川村幸栄議員） ええ、そうです。解体されている、私も目にしているものですから、どういうことでこういうふうになるのかちょっと理解できなくて。よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 大変申しわけございません。解体の部分、今資料が届きました。平成22年度の部分で住みかえ住宅が不足した段階で、22年度の解体部分を2棟減額をしたということで、2棟の分を400万円というふうに御理解いただければということで、その分を解体してしまうと住みかえ住宅がなくなってしまうということなので、その部分を解体をしなかったということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の科目間の調整と年度末における事業見込みによる各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,073万7,000円を追加し、予算総額を34億1,983万7,000円に、直診勘定におきまして医療機器の購入費が国庫補助の対象事業になったことと診療収入の増加など各費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ50万7,000円を減額をし、予算総額を5億2,631万2,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、人件費の減額と非自発的失業者の所得軽減制度の開始に伴うシステム改修委託料504万円などを追加し、合計で537万9,000円を追加しようとするものであります。

2款保険給付費では、一般被保険者と退職被保険者間において療養給付費及び高額療養費の科目間調整を行おうとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、財政調整交付金で534万8,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で10万円を追加しようとするものであります。

5款道支出金では、北海道国民健康保険財政調整交付金で205万7,000円を追加しようとする

ものであります。

8款一般会計繰入金ではその他会計繰入金で22万5,000円を、基金繰入金ではシステム改修に伴う特別調整交付金が翌年度交付のため342万1,000円を繰り入れ、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、人件費などの調整と血液臨床検査委託料等で105万3,000円を減額しようとするものであります。

2款医業費では、予防接種事業費に係る医薬材料費で192万6,000円を追加しようとするものであります。

3款施設整備費では、公有財産購入費等で138万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入では諸検査等収入で226万円を追加し、4款繰入金では医療機器購入に対する保険事業勘定からの事業勘定繰入金を557万1,000円追加し、収支の調整を図るため、一般会計繰入金を116万円減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ3,316万6,000円を追加し、予算総額を19億6,898万3,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ189万円を追加し、予算総額を2億3,397万7,000円に、サービス勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ961万4,000円を減額し、予算総額を1億1,303万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、地域密着型介護サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費を合計で3,480万円減額し、施設介護サービス給付費を7,200万円追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款道支出金では、歳出の保険給付費の増加に伴い、それぞれの負担割合に応じて増額をしようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄につきましては社会福祉法人利用者負担軽減制度対象者の増加に伴う補助金の増額、サービス事業勘定・風連につきましては人事異動に伴う人件費を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第11号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,208万円を減額し、予算総額を11億9,460万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により651万3,000円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、消費税で平成22年度分中間納付税額について96万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款使用料及び手数料では、使用料の落ち込みなどにより5

92万円を減額しようとするものであります。

6款市債では、事業費の確定により560万円を追加しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金を852万円減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第12号 平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ429万5,0

00円を減額し、予算総額を8,120万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、事業費の確定に伴う調整により410万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では9万2,000円を追加し、2款使用料及び手数料では46万7,000円を減額しようとするものであります。

5款市債では事業費の確定により270万円を、3款繰入金では112万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第13号 平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、予算総額を4,482万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により43万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では給水工事手数料で2万4,000円を、2款繰入金では一般会計繰入金で40万8,000円をそれぞれ減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第

14号 平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整と市場の給水管修繕に要する費用について補正をしようとするもので、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額して予算総額を3,662万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費におきまして需用費の21万9,000円の追加は、給水管の修繕料を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では取り扱い高の減少に伴い70万3,000円を減額し、2款繰入金では67万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第15号 平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ71万9,000円を減額し、予算総額を3億302万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、人件費724万9,000円を減額し、需用費と委託料を合計で24万7,000円追加しようとするものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定負担金の増額と広域連合事務費負担金の確定に伴い622万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、人件費及び広域連合事務費負担金の減額により事務費繰入金を71万円減額し、保険基盤安定繰入金を656万8,000円追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第16号 平成22年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成22年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、各種機器の賃貸借について債務負担行為を設定をしようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして東病院、市立病院ともに入院患者数の減少により入院収益で3億1,881万5,000円を減額、外来患者数の減少により外来収益で2,045万5,000円を減額、交付税の増額により他会計負担金で4,420万1,000円を追加、その他医業収益では手数料等で200万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして地方交付税の増額により他会計補助金では医師の研究研修に要する経費等で6,105万6,000円を、他会計負担金では企業債償還利子に要する経費等で3,292万7,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、特別利益におきまして過年度損益修正益で3,825万3,000円を追加し、収益の総額を78億1,094万7,000円にしようとするもの

であります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で医師、看護師等の採用が予定を下回ったこと等により7,106万円を、材料費で薬品、診療材料等で906万円を、経費で修繕費の減少により656万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費では長期債償還利子等で1,894万1,000円を、雑支出では控除対象外消費税で635万3,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損の増額で1,757万2,000円を追加し、費用の総額を78億7,173万6,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして寄附金等で71万円を追加し、総額を9億3,003万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして企業債償還金等で2,216万3,000円を減額し、総額を11億3,091万8,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品の購入等で3,252万2,000円を追加し、総額を8億6,648万1,000円にしようとするものであります。

次に、各種機器の賃貸借にかかわる債務負担行為について申し上げます。検査機器等4件の賃貸借等について、それぞれ期間及び限度額を設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第17号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成22年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、他会計負担金、水質検査手数料など277万3,000円を追加し、総額を6億2,381万2,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、ボトルドウォーターなよろの水の製造費用241万3,000円を追加するとともに、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で710万6,000円を減額し、総額を6億1,959万1,000円にしようとするもので

あります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では369万9,000円を減額し、総額を1億4,468万8,000円に、また4款資本的支出では606万6,000円を減額し、総額を3億8,316万6,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第23 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第26号 平成23年度

名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算、議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議案第28号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計における予算案は、市立大学や市立天文台きたすばる、道立サンピラーパークなど多くの財産を活用し、総合的な地域振興、観光振興などを推進していくことを念頭に、地域経済や雇用の安定にも考慮しながら、新総合計画の具現化を最優先に予算編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比7.6%増の200億9,131万2,000円となりました。昨年は、市長選挙を控え骨格予算でありましたが、政策的な経費を加えた第2回定例会後の予算額との比較でも3.7%の伸び率となりました。普通建設事業費が前年度比119.6%増の29億5,374万3,000円と大きく増加したことが主な要因であります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は3億3,575万1,000円を予定をしております。

次に、特別会計について申し上げます。平成23年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は、前年度比1.7%減の75億5,233万7,000円となっております。増減の大きなものは、国保の直診勘定が診療所及び総合支援施設の取得が終了したことにより前年度比63.3%減と大きく減少し、一方食肉センター事業特別会計では食肉センター改築の実施設計費を盛り込んだことから前年度比704.1%増と大幅な伸び率となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比

3.9%減の97億8,924万1,000円となりました。内訳は、病院事業会計で医療機器等の備品購入費が減少したことなどにより5.0%減の86億3,570万3,000円、水道事業会計で建設改良費の増加などにより5.9%増の11億5,353万8,000円となっています。

以上によりまして、平成23年度全会計の予算総額は前年度比2.4%増の374億3,289万円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

平成22年6月上旬、名寄市内淵一般廃棄物最終処分場に隣接する名寄市字内淵313番地の圃場におきまして、移植したカボチャの苗82株をカラスが引き抜き、損害が発生をいたしました。

被害を与えたカラスの主な生息場所は、一般廃棄物最終処分場周辺であることから、損害額の90%を本市が補償することで地権者との間で協議が調ったものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成22年11月18日午後1時10分ごろ、名寄市大通南2丁目におきまして、建設水道部所管の公用車が交差点を直進走行している際に左方から直進してきた相手方車両に衝突をされ、破損したものであります。過失割合は本市が25%であり、相手方車両の修理代として本市が6万5,386円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成23年6月30日をもって古瀬和之委員及び猿谷由利子委員が任期満了となります。

本件は、人権擁護委員の候補者として再度両委員を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす2月25日から3月6日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、あす2月25日から3月6日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 黒 井 徹

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成23年3月7日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 出席議員（24名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡辺正尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原		忠君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	香川		讓君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本		剛君

○議長（小野寺一知議員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

15番 高橋伸典 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

加藤市長就任10カ月を経過して外7件を、岩木正文議員。

○9番（岩木正文議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、市政クラブを代表して質問をしてみたいと思います。

まず冒頭に、1990年バブルが最盛期のころ、静岡県清水港にイワシ船がたくさん漁業に出ていて、ほとんどの漁船がイワシを生きのまま持ってこれなかった。しかし、その中の1そうが生きのままイワシを持ってこることができたというお話があります。これは、その漁船の中に何とナマズを入れておいた。そうすると、今まで見たことないイワシは、こんなのでは死んでいられないと元気なまま水揚げされたそうです。この市政運営におかれましても、加藤市長はこのイワシ船のナマズのように行政に対しても、やはり市民に対しても新たな期待を持ってやっていただきたいなということをお願いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

10年、20年先を見据えたまちづくり、責任世代が立ち上がろうと訴え市長に当選され、約1

年を迎えようとしています。民間出身の市長として、行政運営をどのようにとらえているのか、まずお伺いしてまいります。

続きまして、平成23年度予算編成については、JR駅横開発事業、玄米バラ集出荷調製施設事業、また農畜産物処理加工施設整備事業等計上し、200億9,100万円と過去最高額となっています。また、それに伴い職員提案のあった15事業のゼロ予算事業にも取り組むユニークな試みを行うとしております。そこで、この23年度予算に対する考え方をお知らせいただきたいと思います。

次に、昨年共同通信社によります全国都道府県市町村に対してのアンケートがとり行われました。全道179市町村の全首長が回答をしているそうです。そのアンケートは、消費税率の扱い、今の民主党政権の評価等であります。結果は、期待したが、十分な実績が上がっていないというのがほとんど、76%、個別政策では高速道路の無償化、それと子ども手当等どちらかといえば不満だというのが70%以上、ガソリン税率の廃止等59%、子ども手当の支給52%が非常に不調であります。また、高校授業料の無償化については推進の意見がほとんどでありました。消費税率については、将来的に引き上げが62%、税率は66%の首長が10%という結果が出ておりますが、名寄市の首長としてどのように考えているのか、どのようにお答えしたのかお知らせいただきたいと思います。

続きまして、行財政運営について。行財政運営については、まず財政運営の基本として総合計画の前期5年で起債発行額を臨時財政対策債を除いて単年度12億円、5年で60億円を目安として取り組んでいますが、23年度で前期の終了を迎え、目標は守られるのか、また後期に向けての起債の発行についての考え方をお知らせいただきたいと思います。後期につきましても市民ホール等の大事業を控えておりますので、その点を踏まえてよろしく願いいたします。

次に、財政健全化判断比率における実質公債費比率についてお尋ねいたします。財政規模に占める借金返済額が3年平均であらわれたのが実質公債費比率であります。2013年までに18%を切るということを目指しておりますが、現在までの推移をお知らせいただきたいと思っております。

次に、名寄市は平成22年10月1日を基準日とした国勢調査の結果、前回比1,046人の減、3万582人となり、3.3%の減となりました。全道では2.1%の減ですから、減少率が高いということになります。日本全体で少子化が進んでいる以上、人口減は避けられず、減少を前提に物事を考えていく必要もあるかと思っております。この結果を踏まえて今後5年間における地方交付税の算定基準となるわけですが、その影響額をお知らせいただきたいと思っております。

次に、名寄市の職員数の適正化は、計画が早まり、18年から22年の退職者数は定年者数64名、早期退職者数71名となっております。そのことを踏まえ、効果的な行政運営のためにも行政組織の見直しの考えをお知らせいただきたいと思っております。

次に、広域行政についてお伺いいたします。道内で唯一となる名寄、士別の2市が中心を担う複眼型定住自立圏構想は、北・北海道中央圏を構築し、3月28日に宣言を行うこととなりました。国勢調査から見ても人口減は避けられず、複数の市町村が協力をし合えば地域の底力は増すはずであります。来年3月までに5年間のビジョンを策定する予定ですが、中心的役割として名寄市が担うことになることについてお知らせいただきたいと思っております。

次に、産業の振興について。JR駅横複合交通センター整備事業は、23年度実施設計及び工事費合わせて10億200万円の予算計上となり、平成24年12月の完成の予定であります。名寄の顔とも言える中心的な施設であります。商工会議所、市民会館、バスターミナルの機能を持ち合わ

せ、人の流れも大幅に変化していくものと考えられます。パブリックコメントを含め、よりよいものを導いていきたいものと考えております。議員協議会においても議論となりました隣接する株式会社西條への売却の土地の事業展開の進行状況をお知らせいただきたいと思っております。

次に、デフレ時における公共事業の考え方について質問いたします。民主党政権は、コンクリートから人への方針のもと、公共事業関係費を2割削減、来年度も13.8%の削減予定です。5,000億円は地方自治体への一括交付金で措置したと言っておりますが、それでも5.1%の減です。公共事業を請け負う建設業は、国民生活に不可欠なインフラ整備や災害復旧など地域の経済社会を支える役割を担っております。特に地方においては、経済、雇用の下支え効果が大きいと考えております。デフレ時にこそ公共事業が必要であると考えておりますが、国への地方からの働きかけをもっと強く求めていくべきです。見解をお知らせいただきたいと思っております。

名寄市においても財政が厳しい折ではありますが、コンクリートの寿命は50年から60年とされています。道路や橋などのインフラの維持管理を積極的に前倒しをして行うことが重要と考えておりますが、この点についての見解を求めておきます。

次に、名寄地区における市街地再開発は、駅横の開発とともに連動し、計画、実行が不可欠であると考えております。中心商店街の空洞化が進み、空き店舗が平成19年から22年の3年間に19件もふえております。駅横事業において新たな人の流れが生まれ、それを生かす再開発の現状と今後の計画についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、住宅リフォーム事業は、平成18、19、20年の3年間で13億800万円の実績を残したと報告がありました。この不況で経済が落ち込む中、非常にタイムリーで効果的であったと

考えております。平成22年度は見送り、平成23年度においても福祉改修等での対応があるということで見送りとなりましたが、これを受けているのは市内戸数の8%の方にしか補助対象となっていないことを考えると、まだまだ需要があると思われまして、実際対象工事費を下げてもらえれば申し込みたいという声も多数あるのも事実です。改めて考え方をお尋ねいたします。

次に、官民協働による住宅施策であります。セーフティーネット住宅は、平成19年からの住宅マスタープランに盛り込まれましたが、今後の取り組みについてもお尋ねしておきます。

次に、公設地方卸売市場についてお尋ねいたします。名寄市が過疎地域自立促進計画について、市場に対し生鮮食品の安定供給や物流システムの効率化を図るために、まだこれから整備を行うとあります。利用業者、納入農家、また公共施設の納入等必要な施設であることは理解できます。社会的変化、さらに平成20年にはポスフルのオープン等、時代の流れに逆らうことができず、過去40億円も売り上げがあったにもかかわらず、現在平成20年度には13億7,250万円、平成21年度ではこのまま推移いたしますと約11億円ぐらいの売り上げではないかと考えられます。ソフト事業をもっと考えて、今後の市場に対する考え方をお聞きしておきたいと思っております。

次に、観光資源における交通インフラについて。過去からも旭川空港からの入り込みを図ることは議論されてきましたが、天文台及びひまわりを中心とした観光も導くためにも重要な課題だと考えております。交通インフラについての考え方をお知らせいただきたいと思っております。

次に、高齢者福祉と生活環境について。高齢者福祉に対する施策は、高齢者各自の年齢、病状、生活環境等サービスの需要が非常に多岐にわたっております。さらに、いろいろ多岐にわたって求められている現状を踏まえ、高齢者福祉のトータルケアのより一層のきめ細かなサービスへの対応

についてお尋ねいたしたいと思っております。

名寄市の特定健診、21年度の受診率は24.6%と前期を下回る結果となりました。そこで、健康なよる21の進行状況を含め、中間検証についてお尋ねいたします。平均年齢男性79歳、女性88歳、そして健康人生はそれより5年から10年低いとされています。平均年齢に近づけてこそ有意義な人生であることをもっと大きく伝え、健康検診の受診の重要性をもっと伝えることが必要であると考えております。

続きまして、介護予防についてお尋ねいたします。私も3年間在宅で母親を介護し、この介護制度というのは非常にありがたい制度であり、本当その活用に感謝を申し上げる次第でございます。週2回、3回、それでもデイサービスに行き、また私ではつくることのできない在宅における食事を手配をしていただく。本当にありがたい制度でございますが、その前に先ほどの健康人生をふやすということとともに、この介護においてもやはり介護にならないような施策、この介護予防への取り組みをもっともっとふやし、有意義な人生を送っていただくためにも、介護予防についての取り組みについてお知らせいただきたいと思っております。

次に、交通安全対策です。昨年全道において交通事故死亡者数は215人と全国ワーストワнтаイとなってしまいました。名寄市においては昭和29年名寄警察署発足以来初となる2年連続死亡事故者数ゼロを記録し、本日現在906日死亡事故ゼロが継続中でありまして、旧風連町の最長記録1,133日、これはこのままいけば10月中旬に達成となります。しかし、事故の中身を見ますと、65歳以上の高齢者が事故者の27%と一番多くなっていることから、やはり名寄市としても交通事故を防ぐために、高齢者の安全を守るためにも蛍光反射板を全高齢者に配る等、できることから行うことが必要となりますが、見解をお知らせいただきたいと思っております。

また、石油高騰を踏まえて福祉灯油の検討をと

いうことでございますが、やはり今の世界情勢を踏まえて、昨年11月、12月から本年、もう既に十数円の灯油、ガソリンが上がっております。さらに、来月からは電気、ガスの値上がり、そして小麦、食用油の値上げと本当に高齢者、年金生活者の家計を直撃する大きな出来事となっております。どんなに節約してもそれに追いつかない高騰であると思います。過去のように90円、100円とまではいっておりませんが、この冬一生懸命耐えて頑張ってきた高齢者、年金者の方に対する優しい思いやりを持った福祉灯油の検討は考えられないかをお知らせいただきたいと思っております。

次に、市立病院について。初期医療の民間病院との連携についてです。市立病院の混雑と医師の負担に対して、特定の診療科に限らず、比較的病状の軽い病気やけがなどに対し、民間病院を利用してもらうことで専門医の負担を減らし、医師不足に苦しむ地方の病院の状況を改善する効果があると言われておりまして、そう名寄市も訴えてきておりますが、民間との連携について、その効果と現状についてお知らせいただきたいと思っております。

市立病院の駐車場対策について。駐車場計画につきましては、築後38年を経過した精神病棟があるので、精神科医療建物及び駐車場も含めて検討するということがあります。本年2,300万円の予算で老朽化している精神科病棟改築の基本設計を行い、基本設計の中で改築の規模、年次等を決定するとあります。その中に駐車場の計画はあるのか、またどう考えているのかをお尋ねしたいと思っております。

次に、医師の生活環境について。これは、医師の住宅についての環境でございますが、やはりそういった医師不足の解消の面、そして名寄市の経済の活性化のためにもPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、公共サービスに対して20年とか30年の長期契約で民間業者が事業の委託を受ける。具体的には、公共事業を

民間が行う。その対価を自治体が負担するというものでございます。やはり今後民間業者の経済の底上げも含めて、このPFIにおける医師住宅の取り組みについてお知らせいただきたいと思っております。

それと、市立大学について。学生のまち推進条例についてです。名寄市は、大学を重要な財産ととらえ、まちづくりに生かしたいと考えていますが、学生、市、市民が一体となって取り組む事業を模索していくことが大切です。金沢市では、条例が制定され、まちなか学生まつりを実施し、地域住民との交流が深まったそうです。名寄市でも大学でバリ祭が自立事業として行われ、交流の場となっておりますが、市民にも誇れる大学であるためにもやはりこういった一体感を持った事業が行われるのが重要と考えておりますので、見解を伺いたいと思っております。

また、大学の外部評価について、大学の外部評価事業は学校運営の改善を図るとともに、教育水準の向上などを目的に国が制度化したものです。短大部でも既にことしの3月にその受験といたしますか、可否の発表があるそうです。また、来年の3月には4大化の部分についてもあるそうです。この外部評価を受けて合格したことにより、大学に与える評価についてお尋ねいたします。

次に、大学図書館についてです。大学生がどんどん卒業をしていき、この後やはり大学生の学生に対する評価というのが学生同士の中で広がっていくことが考えられます。先輩方に名寄大学はどうだったと聞かれて、先輩の意見として環境は非常に良かったよと言ってもらえるのか、大学の勉強の施設としてやはりもっと、物足りなかったということを言われてしまうのか、これからが人員確保のためにも重要であると思っております。本年度も冷房に対する予算、また就職活動に対する予算ということもつけていただきましたが、やはり大学の、今名寄大学は国の交付金、理科系としての地方交付税と学生の授業料で何とか成り立ってい

るのも現状ですが、名寄の財産である図書館について先行投資として、後期計画には入っておりますが、いち早く取り組むことが必要であると考えておりますので、大学図書館の今後についてお知らせいただきたいと思います。

次に、教育執行方針よりお尋ねいたします。まず、天文台について。オープン以来1年を迎えようとしております。その間入場者数は、予定を大幅に上回る来館者に来ていただいて、非常にうれしい限りでございます。しかし、その中で開館日についてです。今毎週月曜、火曜が休館、これは夏冬一緒でございます。しかし、来館者数の経緯を見ますと、冬場においては来館者数が少ない。夏場に比べて非常に少ないという現状がありますので、1年間をトータルとしてこのオープンしたばかりの天文台、より多くの人に見学、見ていただきたいということを踏まえ、開館日についての考え方をお知らせいただきたいと思います。

次に、名寄市は運営委員会の提案を受けましたが、それを本年度にどのような形で受け入れしたのかもお知らせいただきたいと思います。

次に、児童クラブの充実についてです。全国的には、保育所の待機児童が大都会を中心に問題となっておりますが、今後は児童クラブのあり方というものが非常に重要となってきます。保育所、幼稚園では延長保育を含め6時、7時まで預かっていただけるのが小学生になりますと低学年では2時、中学年、高学年では3時過ぎには帰ってきて、親の共働きの家庭においては親が帰ってくるまでの間非常に子供を預かってほしいという要望があります。名寄地区におきましては、南児童クラブ、コロポックル、どろんこはうすを含め200人の定員となっておりますが、今後はさらにこれの充実が必要となってくるとおられますので、児童クラブの充実に対する見解をお知らせいただきたいと思います。

また、食育につきましては、給食を通して子供たちに小さなときから食の大切さを訴えるという

ことを数年前から行っております。食育がどのように子供たちに理解されているのか、またどのように今後は食育をさらに充実させていくのかについてお知らせいただきたいと思います。

それと、岩見沢市の食中毒を受けて、給食センターの対応、これはもう皆さんも御存じのとおり岩見沢市において生徒、先生含め1,500人以上の方が食中毒になったという大きな問題となりました。これは、センター方式であるがゆえにその給食センターを使った全員にほとんどうつってしまったと。原因は、ブロッコリーの中にあるサルモネラ菌が原因であると言われております。83度で煮沸し、沸騰すれば菌が消える。それがやはりちょっとした油断なのか、50度台での煮沸、沸騰において菌が消滅せず、このような大きな感染となり、二次感染にも広がったということがございます。名寄市給食センターに対して、そのことを受けてふだんからの対応とどのように今回の事件をとらえているのかをお知らせいただきたいと思います。

それと、本年度から新学習指導要領が始まります。本当にこの学習指導要領が始まることによって、ここゆとり教育の検証というものをどのようにとらえているのか。私たち、皆さん方のところは土曜日は授業を受けていたわけです。その土曜日が休みとなって、今度の学習指導要領は同じような内容を子供たちに受けさせることとなります。やはり時間数の確保ということが非常に大きな課題であります。その点からもやはりゆとり教育を検証し、今後の学習指導要領にどのように結びつけていくのかお知らせいただきたいと思います。

また、新学習指導要領におきまして、本年度は小学校から、来年度からは中学校の指導要領が変わりますが、特に中1ギャップと呼ばれるものは、子供たちは英語と数学が一番ギャップの対象となります。その件を踏まえ、英語教育におきましては小学校の楽しい教育から今度は勉強の教育となるわけですから、その点を踏まえ、やはり小学校、

中学校の連携というものが非常に大切となってきます。その連携についての名寄市の取り組み、考え方をお知らせいただきたいと思います。

それと、学習、学力調査を踏まえて名寄市は指導プランをつくり、効果を上げてきたと言われておりますが、昨年のテストの結果、やはり北海道は全国で何と最下位だという非常に残念な結果となりました。名寄市は、学力の中身について公表はしていませんが、その効果はどうだったのか。今後は、指導プランではなく対応していくということですので、やはり名寄市の学力というものをしっかりととらえていく必要があると思います。1月の議員協議会で、青木学長の話聞いたときにありました。名寄市の大学、看護科に入りたいという子供たちは、実際名寄大学を含め三十数名の子が看護の関係の大学、専門学校に進学しております。そのうち名寄大学にはわずか3名しか入っていない。この現実、やはり学力の低下、学力が名寄大学のレベルに追いついていないという現状があります。地元の子たちは、これだけ看護を勉強したいという子が現実にいるわけですから、そういったことも含めてやはり低学年からの学力の重要性というものが非常に重要であると思われるので、その件から指導プランの検証と課題についてお尋ねし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。岩木議員から大項目8つにわたる御質問いただきました。最後の8番については教育長から、残りは私から答弁させていただきたいと思います。

まず、1番、市長就任10カ月を経過してということでございます。10カ月、この間新しい市長として常に緊張感を持ってその職責に務めてまいったつもりでございます。今後ともいい意味での緊張感をしっかりと持続をさせていきたいというふうに考えています。民間出身ということで、行政をどうとらえているかという質問でございま

すけれども、組織のトップとして方針を示して、短期あるいは中期の目標を定めて、その目標に向かって職員が生き生きと仕事に取り組んでいただくようリーダーシップを発揮するという点に関しては、民間も行政も組織に大きな変わりはないと考えています。しかしながら、民間では成果が利益という数値であらわれますけれども、行政においてはなかなかそうした成果が見えにくいという大きな違いも感じているところであります。これは、公共サービスを担う行政の特殊性というものを考慮する必要がありますけれども、できるだけ市民にわかりやすく具体的な目標を設定をしていく、このことに必要性を感じているところでもあります。また、各行政分野においては総合計画との整合性を図りながら、皆さんとお約束した6つの約束、この具体化を図り、10年先、20年先の将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。具体的には、執行方針で述べさせていただいたとおりでございますけれども、将来の名寄市を考えたときに、特に財産を生かしたまちづくり、この推進が重要であると考えておりまして、自治体間競争が激しくなる中で名寄を売り込んでいくことが人、企業、物、そうした幅広い分野に波及効果を生み出すというふうに考えています。足腰の強い、これが経済基盤の確立、あるいは雇用の確保につながるものと考えています。平成23年度は市立天文台のグランドオープン、当市でロケを行った「星守る犬」の上映など名寄を売り込む絶好の機会と考えていますので、この機会をしっかりと生かして取り組んでまいりたいと考えています。

2番目の平成23年度の予算編成に関してでありますけれども、昨年11月1日付で訓令、それに基づく事務連絡を総務部長名で通知し、各課で編成作業を行ってまいりました。訓令では、1つ目には平成21年度の決算、健全化の判断指標は好転をしたが、今後も行財政改革推進計画などに基づき新規事業を抑制し、適正な公債管理に努め

ていく必要があるということ、2つ目には合併特別区が解散をすることから、新たな新市一体のまちづくりを進めていくということ、3つ目には名寄市の財産を生かして総合的な観光振興、地域振興を進めていくことなどを通知をするとともに、11月を職員提案推進月間として予算をかけないゼロ予算事業、あるいは事務事業の改善などについて各職場からの積極的な提言を求めたところがあります。当初の各課からの要求段階では、歳出総額が199億円、歳入総額が191.8億円で7.2億円の収支不足が生じておりました。その後段階的に査定を行いまして、まず財政課長の段階では経常経費を中心に178億7,600万円、総務部長、副市長査定では13事業4,200万円、私の段階で51事業21億7,000万円をそれぞれ査定をして、一般会計では総額200億9,131万円の予算編成となりました。主な事業などについては、市政の執行方針の中でも述べさせていただきましたので、ここでは省略をいたしますけれども、まず普通建設事業の事業量29.5億円を確保しながら、一定程度さらには基金にも積み立てをすることができたということ、あるいはソフト面においても職員提案などによるゼロ予算事業の実施、事務事業の改善、さらには総合案内窓口の本格実施、後期計画策定審議会の立ち上げができたこと、市民の皆さんに一定の評価をいただける予算になったことというふうに考えています。

次に、全国の首長アンケートの中での消費税にかかわるところでございます。共同通信社と加盟新聞社の協力によりまして全国の都道府県、市町村、東京23区の首長を対象に昨年秋から実施されたものであります。昨年の政権交代から参議院を経て、地方を取り巻く現状について首長の率直な意見を聞くために実施されたものであります。調査の内容は、政権への評価のほか、高速道路の無料化などのマニフェストにかかわる施策、介護保険、後期高齢者のみならず、多岐にわたっておりましたが、私も消費税の引き上げに関する設問

も含めてすべての設問に回答したところですので。この場では、消費税にかかわる個別の設問に対する私の回答を述べるのではなくて、回答するに至った私の総合的な考え方を述べさせていただきたいと思っております。

消費税の引き上げにつきましては、菅首相が昨年民主党の参議院選マニフェストを発表する記者会見で言及したのをきっかけに事実上増税論議の封印が解かれて、現在では菅内閣のもとで社会保障と税の一体改革が始まろうとしているということでございます。アンケートでは、全国の首長の87%が引き上げを支持していると。国、地方の財政の見通しが不安定であることを反映した結果になっているというふうに思います。私は、国と地方のこうした深刻な財政状況が浮き彫りとなる中で、地方が求められていることは地方のことは地域で考えると、決めていくと、そういった地方分権、地域主権を実現することが必要であるというふうに考えております。そのためには、地方が自己責任において自立した財政運営を行うことができる財源保障が不可欠になり、消費税、とりわけ地方消費税の拡充が重要であると考えています。年々増加する社会保障費の現状を考えると、消費税を含めた税制の見直しは避けては通れない問題だと考えておまして、今後国において消費税の引き上げを論議をする際には、地方が担っている役割に応じた応分をしていただくよう全国市長会などを通じて要望してまいりたいと考えています。

なお、低所得者層には重い負担となり、懸念の声が出るのも当然のことと思います。歳出の削減、見直しを最大限行う中で、国の形も問いかけると、そうした積極的な国会論戦も期待をしています。

次に、行財政運営についてでございます。起債発行の考え方でありまして、総合計画、前期計画の期間である平成19年度から平成23年度までの5年間について、地方交付税で100%措置される臨時財政対策債を除いて単年度12億円、5年間で60億円を目安に財政の運営をして

きました。これまでの発行状況、臨財債を除いて平成19年度は14億1,970万円、平成20年度は10億8,080万円、平成21年度は19億9,190万円、平成22年度見込みでありますけれども、11億8,870万円、平成23年度当初予算の段階ですけれども、14億7,500万円、合計で71億5,610万円が見込まれています。目標額を大きく上回る見込みとなったのは、まずは加工施設及び玄米バラ集出荷調製施設助成事業など、こうした事業の追加があったということ、加えて過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、過疎債のソフト事業が創設をされたということなどが考えられます。

次に、後期5カ年の起債発行の考え方につきましては、後期計画の中にどの程度の事業を盛りつけるかによっても大きく異なってきますけれども、（仮称）市民ホールの整備事業、小学校の改築事業、大学図書館など大型事業が予想されることから、前期を上回る発行が必要ではないかと思われまます。今後策定審議会の中で必要な事業を議論するとともに、中期財政計画を新たに策定をいたしますので、過度な将来負担とならないよう新たな起債の発行の目標を設定をしております。

次に、公債費比率の目標についてでございます。一般会計の公債費に加えて企業会計、特別会計など公債費に準じた繰出金あるいは負担金を合計して、標準財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率、これにつきましては平成17年度の決算から導入をされました。名寄市は、導入当初から18%を超えておりましたけれども、平成21年度決算で初めて17.9%と18%を切りました。18%を切ったことで平成22年度から地方債の発行が許可制から協議制に変更となりました。お尋ねの今後の推移につきましてはですけども、今後は大型事業などが想定をされるものの、有利な起債である過疎債あるいは合併特例債の積極的な活用を検討しております。17%前後で推移をするものというふうに考えております。

これは、将来の世代に過度な借金を残さないよう適切な公債管理にこれからもしっかりと努めてまいります。

続きまして、国勢調査、その影響と対策ということでございます。初めに、昨年10月に国勢調査を実施しました。市民の皆さんの大変なる御協力をいただき、無事終了しましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。先般北海道から人口及び世帯数の速報値が発表されました。名寄市の人口は3万582人、世帯数は1万3,345世帯となりました。人口は、前回の平成17年に比べて1,046人の減少、また世帯数は276世帯の増加となりました。お尋ねの人口減少による財政面への影響についてでありますけれども、普通交付税で人口を基礎単位にしている部分が全体の35%程度を占めておりまして、平成21年度の実績では1人当たりおよそ12万円が積算をされています。今回1,046人が減少しているということですから、単純計算すると1億2,500万円程度の影響があるものと思われまます。減額影響分につきましては、5年間で段階的に実施をされるというふうに思われまますけれども、減額割合等については現段階では未定であります。人口減少は、財政面を含めて大きな影響がありますけれども、今後ともさまざまな施策を実施して、住んでよかったと思えるまちづくりを進めて、努めてまいります。

効果的な行政運営のための行政組織の見直しの考え方でありまます。簡素で効率的な行政運営を進めるという視点に立ちまして、平成22年度に大幅な行政組織の見直しを実施をしております。23年度は、民間会社発想あるいはトップセールスで名寄を売り込むという、こうした公約を実現させるために、本年の4月から今まで産業振興室、風連地区振興課、企画課に分散をされておりました観光振興、物産振興、広域観光の連携、国内、国際交流、定住、移住促進、企業誘致、あるいは市民会館や複合交通センター施設管理などの

これらの業務を一体的に推進する組織として営業戦略室を経済部に置くことにしました。これによって迅速に名寄からの情報発信、あるいは売り込み、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えています。また、これまで市街地再開発担当は経済部が所管をし、主に風連地区の中心市街地再開発業務を担当してきましたけれども、ほぼ完了したことから、今後は市内全体の都市計画と整合性を図る観点から、建設水道部に所管がえを行い、現在都市建築課にある計画指導係と統合した組織とする考え方であります。

大項目3番目の広域行政についてでございます。定住自立圏構想については、国が新たな広域連携の施策として進めるものでありまして、一定の都市機能を有する都市とその機能を利用する周辺町村とが1対1の協定をもとに連携、協力をし、地域資源を生かした魅力ある地域づくり、安心して暮らせる地域社会の形成などを通じて、長期間における人口定住を促進をさせるという施策でございます。本市においては、現在幌加内町を含めた上川北部9市町村、オホーツク管内の西興部村、宗谷管内の枝幸町、浜頓別町、中頓別町と13市町村で構成する新たな北・北海道中央圏の形成を目指して作業を進めているところでありまして、本年3月28日に本市と士別市とが中心市宣言を行い、圏域マネジメントの中心的な役割を担うことを公表する予定となっております。また、9月には議会の議決をいただきまして、定住自立圏形成協定の締結を行い、明年3月には定住自立圏共生ビジョンを策定しまして、平成24年度から具体的な取り組みをスタートさせたいと考えています。

大項目4番目の産業の振興についてでございます。1件目のJR横の（仮称）複合交通センターの基本計画の策定状況につきましてであります。計画策定に着手する前段において、整備をする施設、機能等について市民意見を求め、それをもとに具体的な基本計画の検討作業に着手してまいりました。現在は、前段の市民意見や関係機関、団

体の要望と利用者の利便性、隣接市との連絡などの諸条件をもとにした基本検討案を作成をし、利便性が高いプランを提示をし、さらに市民意見を求め、最終計画案とするよう整理、検討作業を行っているところでございまして、3月中には基本計画としてお示しできるものと考えています。4月には、この基本計画をもとに施設の詳細設計に着手をし、9月ごろをめどにして建設に着手をし、平成24年12月ごろの完成を予定をしています。

次に、隣接市において事業を予定している民間事業者の施設整備の進捗状況ということでありますけれども、名寄市商工会議所、株式会社西條の3者協議を継続して開催をしております。市の作業状況、株式会社西條の事業の進捗状況についても随時情報交換を行いながら確認をしてきたところであります。直近の協議では、賃貸住宅、商業施設の平成23年8月ないしは9月にこれを着手するという予定だとしていること、あるいは住宅型有料老人ホームについては運営会社の都合により着手時期が流動的となっております。これは国の福祉制度のかかわりから調整が続いていると、こうした報告を受けているところであります。名寄市としては、引き続き3者協議を継続し、事業の進展について協議をしております。

次に、デフレ時における公共事業の考え方であります。議員御指摘のとおり名寄市を含めた道北地方は、景気回復がおくれ、地域経済大変厳しい状況であります。このような状況下の中で、公共事業は地域の経済振興、雇用の安定などに大きく貢献をしてきました。名寄市の一般会計における普通建設事業費の状況は、平成19年度で21億382万円、平成20年度で26億201万円、平成21年度で45億6,035万円、平成22年度、3月補正ベースで19億6,886万円、平成23年度の当初予算で29億5,374万円となっております。平成24年度以降については、後期計画の策定審議会での議論となりますけれども、地域の厳しい経済状況を考えると毎年20億円以上

の事業量が必要ではないかと思われ、特別会計、あるいは企業会計においても一定の事業量が見込まれるものと考えています。また、公共施設、道路橋梁などの維持補修についても点検、補修などを定期的に行って施設の有効活用を図りながら、一定の事業量を確保してまいります。

次に、市街地再開発事業についてになりますが、都市再生整備計画では主として駅横地区、市街地中心部、文化ホール、これらを整備する計画としていますけれども、とりわけ駅横の地区と市街地中心部の整備については関連性が高いというふうに考えています。商店街振興組合、商工会議所とともに、中心商業地域の整備手法等につきまして具体的な協議を進めておりまして、ファサード支援などのソフト事業につきまして商店街の要望等をもとに必要となる中小企業振興条例施行規則の改正について中小企業振興審議会等と協議を進めて事業化を目指してまいりたいと考えています。名寄市としては、駅横地区から市街地中心部へ人が移動するためにも（仮称）複合交通センター内に多目的会議室を整備をして、名寄市だけでなく商工会議所や各種団体ともに各種の講演会あるいはイベント等をここで開催をしていただきまして、人が市街地中心部に流動するような仕組みを関係機関とともに協議をしてまいりたいと考えています。

住宅リフォームの事業についてであります。住宅改修を促進し、快適な住環境の整備及び雇用の安定を図ることを目的に平成19年度から3年間の時限で制度化し、実施をしたものであります。名寄市に登録した施工業者が行う100万円以上の改修工事に対して1件当たり20万円を補助するものであります。3年間で628件、補助額1億2,500万円で、工事費は13億800万円となっておりまして、経済効果は大変大きなものであったと認識をしています。リフォーム助成事業に対しましては、市民、建設業者の関心も高いところでありましたので、受注件数上位の10社に

対してアンケートの調査を実施をいたしました。平成22年12月末現在で事業費50万円以上のリフォームは、10社の合計で109件、事業費で3億3,334万円とのことで、少額リフォームの関心の高さを感じてはおりますけれども、いましばらくは国のエコ制度等がございまして、これらの活用をしていただき、検証期間とさせていただきますというふうに考えています。今後は、庁内においても再検証、協議を継続をさせながら、さらには関係機関、団体、市内建設業界とも話し合っただけでまいりたいと考えています。

セーフティーネット住宅に対する考え方でございます。平成19年度において名寄市における将来の住宅動向、市民ニーズ等を踏まえて、これまでの公営住宅を中心とした住宅計画から、今後は民間住宅を含めた取り組みへの変化、あるいは福祉分野との連携も考慮して、豊かな住生活を推進していくためのガイドラインとして名寄市住宅マスタープランを策定したところです。マスタープランでは、市民の暮らしの安定、あるいは住宅に困っている低所得者層に市営住宅を供給するという基本的な考え方をもとに、セーフティーネットとしての公営住宅と民間賃貸住宅との役割を明確化をし、段階的な仕組みづくりを構築することが必要だというふうにしてあります。住宅ニーズも多様化しておりまして、公共工事の整備だけでは限界があることから、平成24年度に見直しを予定しております名寄市住宅マスタープランの中において改めて民間事業者及び福祉関係者との連携を図った上で、産業振興の面からも努力をしてまいりたいと考えています。

公設市場についてであります。名寄市の公設市場は、昭和38年3月に開設をし、道北の台所を預かる市場としてこれまで進展をしてきました。しかしながら、金融経済の混乱の大きな影響を受け、景気回復も見られない中、大型店舗の進出等に伴う大型店、量販店の販売攻勢を主に受けている状況であります。市場における規制緩和、市場

そのものの見直し、流通の変化、あるいは道北背景人口の減少などもありますけれども、公設市場としての組織力を生かし、地場野菜の量的確保、価格の安定化を図りながら、必要経費の徹底した削減にも努めた営業を展開していきます。

取り扱い高の推移でございますが、昭和59年度で41億円あった取り扱い高は年々減少して、21年度では12億6,000万円となっています。要因としては、先ほど述べさせていただいたことが大きく起因をしていると思っておりますけれども、そのような中であって丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社、懸命な努力をしていると認識をしています。今後移設改修についての議論も始まりますので、より一層同社と連携、協議をしていかなければならないと感じています。並行して今後のあるべき姿につきましても十分な協議を図ってまいりたいというふうに思っています。

観光振興と交通インフラについてであります。人口の減少、過疎、高齢化が進んでいる中、観光振興と公共交通の利用促進による地域の活性化はますます重要な課題となっていると思っております。天文台、ひまわり、「星守る犬」の映画、これらで名寄の知名度を上げるべくPR活動に努める一方で、滞在型観光を促進するためにも近隣市町村とも連携をして旭川空港間の連絡バス等の運行につきまして検討してまいりたいと考えています。

大項目5番の高齢者福祉と生活環境についてでございます。福祉施策におけるトータルケアについて申し上げます。住みなれた地域でできるだけ長く自立した生活を送ることができる環境づくりが福祉政策の大きな基本と考えています。当市の高齢者に対する介護サービスや除雪サービスなど名寄市独自の支援事業は、道内の他市と比較した中ではおおむね整備されているのではないかと判断しております。その中で介護保険料が低額に推移をしているのは、市民個々の健康の意識の高さ、あるいは介護予防策の効果だというふうに思っています。しかしながら、認知症の高齢者が急

激に増加している現状に、権利擁護事業など強化しなければならない事業、あるいは金銭問題、生活環境の悪化により精神的な支援が必要な方への対応策の整備も進めなければならないと認識していますが、高齢者人口は今後も増加する傾向にあります。現状のサービスを維持することが困難な状況になることも予想されることから、利用者負担への理解を求めることも視野に検討してまいります。また、高齢者が身体的、精神的に衰弱する原因として閉じこもりや孤立化が挙げられ、その解決には地域の方々の協力を欠くことができません。名寄市社会福祉協議会が事業主体となって取り組んでおります町内会ネットワーク事業などの整備が急務と考えました。地域と連携を密にして、年をとっても安心した生活を送れる地域づくりを目指してまいります。

健康なよろ21の中間検証ということでございます。生活習慣の見直しあるいは改善を図り、積極的に健康を増進していくために、市民一人一人が主体的に取り組める健康づくりと、それを支援するための環境づくりを目指して、平成20年3月に健康なよろ21計画を策定をしました。その中では、市民アンケートを実施し、生活習慣の実態をもとに食生活、運動、心の健康、たばこ、アルコール、歯の健康と6つの領域と健診状況など生活習慣病の予防に向けた目標とその数値を具体的に挙げてきました。また、実効性を高め、効果的な健康づくりを推進していくため、市民一人一人ができること、地域ができること、行政ができることなど、3者が力を合わせて健康づくりに市民運動としてこれを盛り上げていけるよう身近にできる具体的な取り組みについても盛り込みました。これまで広く市民に周知をしていただくために、ダイジェスト版の全戸配布、また市の広報やホームページを活用し、実践例などを継続的に掲載をしてきました。具体的な実践例としまして、若い子育て中の親の会からの要望にこたえる形で地域の食育推進団体による食育セミナー、保健推

進委員による冬の健康体操教室の開催、さらにはなよろ健康あるキングの実施など、健康づくりに向けての新たな取り組みが地域から広げられ、市民の健康に対する関心が高まってきていると思っています。また、生活習慣病の予防の視点から平成20年度にスタートした特定健診の受診率の目標数値を挙げてきましたけれども、平成20年度で28.9%、平成21年度で27%と全道平均の21.5%よりは上回ってはいるものの、目標数値には至らず、受診率向上に向けての課題もございます。今後も健康なよろ21計画を有効に活用しながら、市民の健康意識の啓発を図り、さらに特定健診受診につなげていけるよう積極的な健康づくりと生活習慣病予防対策に努めてまいります。この計画書は、平成24年度までの5カ年の計画期間となっておりまして、生活習慣の見直しや改善に向けて5年後の評価が求められるものであります。このため、計画の進行管理が必要と考え、これまでの計画策定部会である保健医療部会等の構成員による健康づくり推進連絡会において、計画の具体的な実践や目標数値として挙げられている健診状況などを年1回報告してきておりますけれども、今後も検証の場を設け、健康なよろ21計画の進行管理に努めてまいります。

次に、介護予防への取り組みについてであります。これにつきましては、平成18年、介護保険制度の改正から地域支援事業を行うとともに、高齢者が要介護状態、要支援状態となることを予防するとともに、介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるように支援をしているところであります。本年度は、要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対しては、特定高齢者把握事業により150人の特定高齢者を決定し、運動機能向上、口腔機能向上事業を実施をし、通所型事業参加数は99名、訪問型は50名で99.3%の参加率となりました。教室の取り組みから運動や口腔機能の改善、向上が見られた参加者が多く、これらの改善から

日常生活の意欲につながった方もおりまして、介護予防の効果を上げているところであります。また、元気な高齢者に対しては、一般高齢者施策により高齢者が参加しやすいように町内会館を利用して健康教室等の介護予防、普及啓発事業を52回、990人と多くの高齢者の参加や介護予防サポーターフォローアップ養成講座では2回、30人の参加を実施をしております。これらの講座後には、地域の介護予防事業のサポーターとして活躍をいただいております。介護予防の推進が図られていると考えています。今後とも高齢者の実態の把握に努め、要介護状態になることの予防や要介護状態にあっても進行をおくらせること、さらには要介護度の改善に努めるなど地域支援事業継続をしております。

交通安全対策についてでございます。平成22年度交通事故に占める高齢者の割合、全国では死者数4,863人のうち、65歳以上の方が2,450人と割合として50.4%、北海道では死者数215人のうち、高齢者が99人で割合が46%と高齢者の割合が高くなっています。また、名寄市内の交通事故による死者数については、幸い2年続けてゼロとなりましたけれども、人身事故の負傷者50名のうち高齢者は13人で、全体に占める割合は26%となっております。御指摘のありました名寄市の高齢者に対する交通安全対策につきましては、推進母体であります名寄市交通安全運動推進委員会の平成22年度実施計画の中で、5大キャンペーンの一つとして高齢者事故防止、夜光反射材普及運動を掲げて実施をしております。その一環として、町内会、高齢者を対象とした交通安全教室では、夜光反射板、反射材を配布をして啓発活動を行っています。また、名寄市老人クラブ連合会とともに共催して高齢者交通安全宣言大会の開催をいたしました。夜光反射材につきましては、名寄市交通安全協会と連携をして北海道理容生活衛生同業組合名寄支部にリストバンド式の夜光反射材を寄贈し、散髪等に訪れた高齢

者の方々に渡していただいて、夜間の歩行に注意を呼びかけていただいております。また、高齢者運転の実践的教育としては、名寄自動車学校が名寄警察署と連携をして同校の施設を使い、いきいき安全運転チェックを5月から11月にかけて実施をし、111名の参加があり、高齢者の事故防止に大きな成果を上げていると考えています。今後とも高齢者の交通安全対策については、関係機関、団体等と連携をして取り組みを進めるとともに、その中で夜光反射材の配布、活用については継続し、より多くの方々に利用してもらう方策を模索しながら進めてまいりたいと考えています。

灯油高騰、福祉灯油の検討の件でございます。このたびの原油価格の高騰につきましては、中東地域の政情の不安から端を発した経済不安が世界に広がりを見せておりまして、世界景気を左右する原油相場の動向が今後に与える影響は大きく、昨年暮れの名寄市の灯油価格が約80円だったものが現在では3月7日時点で94円と上向いてきているということでございます。名寄市では、平成19年度192世帯、20年度214世帯、この2カ年において中国の経済発展に伴う原油消費の伸びから原油価格が上昇し、石油価格が高騰したことを受けて、灯油の支援をしております。平成19年度では8月時点と12月時点での灯油市場の価格の差が大きく、高値が続いたこと、平成20年度には需要期を迎えて灯油の価格が高どまりの状況が続いたことなどから、厳寒期を迎えて冬季暖房用の灯油の需要期に当たり、厳しい生活環境にある世帯を対象に生活状況の改善、生活意欲の助長を図るために緊急措置として12月に社会福祉協議会が例年実施をしている歳末助け合い運動義援金配分対象者世帯に対しまして、1世帯当たり100リットル、施設に居住する障害を有する世帯に関しては35リットルを交付をしました。本年度においても経済を左右する石油産油国の紛争において、世界景気に影響を及ぼす可能性が出てきていまして在庫不足が懸念されること

から、価格がことしに入りまして徐々に上昇する気配が見られます。幸いこの冬は暖冬で推移をしております、日本気象協会の情報から推察しますと今後においても大きな変化はないというふうに思われます。議員御指摘の支援の検討につきましては、今後におきましても慎重に灯油価格の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えています。

大項目6番、市立病院についてでございます。民間病院との連携でありますけれども、まず医療を取り巻く状況、近年大きく変動してきております。とりわけ医療機関の規模に応じた役割分担の認識なくしては現在の厳しい医療関係の中では生き残っていくことは容易でない時代に入ってきています。大学病院や3次医療機関など高度な機能を有する特定機能病院、地域密着型の病院、かかりつけ医など役割を再認識し、それぞれの医療機関が患者の皆さんの相互紹介を通じて、患者さんの相互紹介を通じて連携することが求められています。一般的な事例としましては、風邪を引いたとき、あるいは腹痛のときは近くの医療機関、つまりかかりつけ医で診察を受けるのが一般的です。しかし、かかりつけ医が特別な検査や治療が必要だと判断した場合、先進医療機器を備えた医療を行っている医療機関に紹介する。これが病診連携でございます。平成20年度の地方公営企業年鑑には、外来と入院患者の割合を示す外来入院患者比率が報告をされています。それによりますと、当院と同規模の病床数の病院の場合、その比率は160.5%から174.8%となっています。当院の場合は、222.8%でありますから、極めて外来患者が多い状況でございます。他の民間医療機関とは、患者の紹介あるいは逆紹介、予約診療の受け付け、CT、MRIの高額医療機器の共同利用などにより現在も連携を図っているところでもありますけれども、地域医療の確保のため、上川北部医師会等とさらなる連携についてもしっかりと協議をしております。

駐車場対策についてでございます。駐車場の整備計画につきましては、平成23年度から精神科病棟改築事業が始まります。新年度は基本設計、24年度には実施設計、25年度から26年度にかけては病棟改築工事、平成27年度に駐車場の整備事業をこれら一体事業として計画をしております。精神科病棟の病床数は60床程度を予定をしておりますけれども、24時間院内保育所の設置など、規模や改築場所は基本設計の中で決定をされ、あわせて駐車場の整備計画も同様ということでございます。

医師住宅についてでございます。医師用住宅につきましては、病院が保有しているのは院長住宅1戸と研修医用の医師寮2棟10戸でございます。病院としては医師住宅をこれ以上持たないという方針であります。このほかの医師につきましては、ほとんどの方は病院が契約しているマンション等に入居していただいておりますけれども、個人で住宅を借りられている方、あるいは家を建てられた医師もおります。PFI導入による医師住宅の建設をという御質問でありますけれども、医師用住宅につきましては数的にはおおむね充足している状況です。しかし、建築年次の経過している研修医用の医師寮、それと同じ敷地内にあり、手狭となっている院内保育所の取り扱いにつきまして、精神科病棟改築に伴う基本設計の中で議論の対象になると見込まれますので、あわせて検討してまいりたいと思います。

市立大学についてでございます。まず、学生のまち推進条例についてであります。昨年4月、金沢市で金沢市における学生のまちの推進に関する条例を施行し、学生がまちの学びの場、または交流の場として町中に集い、市民と親しく交流し、地域における活動に取り組み、市民、町内会、大学などの高等教育機関、事業者、金沢市が一体となって学生の地域における生活、自主活動を支援することにより、まちの個性と魅力を高めて活力あるまちづくりの推進を図ろうとしています。具

体的には、町内会などの地域の団体、事業者、大学などの教育機関、学生団体などで構成される金沢学生のまち推進会議を組織し、課題の整理や連絡調整を図り、相互連携と協働により個別の施策を推進することとしています。学生の企画提案によるまちづくりコンペの実施、市民アドバイザーによる学生応援窓口の開設、学生による雪かきボランティアなどが取り組まれて実施されているということでございます。名寄市立大学におきましては、地域や市民との交流、連携を推進し、大学が持つ機能を積極的に活用してまちづくりに貢献する、このことを目的に地域交流センターが設置をされ、さまざまな学生ボランティア活動や地域における交流活動に取り組んでおります。今後も地域交流センターの活動充実を図るとともに、総合的で持続性のある地域貢献のあり方、また市民、地域との連携、協働のあり方について研究を深めてまいりたいと考えています。

大学評価についてでございますけれども、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、すべての大学、短期大学は教育及び研究組織及び運営並びに施設及び設備の状況について文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関の評価を7年に1度受け、大学の質を保障する。保障を確保することが義務づけられています。昨年1月に短期大学部が認証評価機関である財団法人大学基準協会に短期大学認証評価を申請をしました。4月以降の書面審査及び9月の実地調査を実施し、12月下旬に評価の結果、貴短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定するという旨の認証評価結果の内示を受けたところであります。今後は、本年3月下旬に正式に認証評価結果が通知される予定となっております。名寄市立大学におきましては、申請資格の要件であります完成年後1年以上経過した大学の要件を満たすことができる平成23年度に第三者評価を受審をするため、本年1月に前述の認証評価機関に申請を行い、2月に申請が受理されたところでございます。本学におきま

しては、大学開学以来毎年教育研究等の状況についてみずから点検及び評価を行い、その結果については自己点検評価報告書にまとめ、大学ホームページ等で公表をしております。完成年度を終え、新しい段階に入ろうとする今、さらなる教育研究水準の向上と大学の質の保障に資するために外部の評価機関による認証評価とその結果の公表が今後も市民の大学として存続していく上で重要なことと考えています。

大学図書館についてでございます。大学図書館は、大学における学生の学習、また大学が行う高等教育及び学術研究活動を支える重要な学術情報基盤の役割を有しております。大学の教育研究において重要な機関の一つであります。近年学術情報資源の電子化の進展により、高度情報化に対応した大学が産出する学術資料を蓄積、公表することを目的とした学術情報発信機能や学生がみずから行う調査、あるいは学習のための基礎資料の整備を含む学習環境を充実する観点から、複数の学生が集まるコミュニケーションスペース、あるいはグループ学習室や学生が1人で学習に没頭することができるキャレルコーナー、これらも備えた施設整備が求められてきています。地域社会に開かれた図書館として新たな大学図書館の整備に向けて、その機能の規模、建設場所等必要な学内論議を進めていただき、今後平成24年度から始まる新名寄市総合計画後期計画の早い時期に着手をできるよう本学にふさわしい図書館のあり方について検討を進めてまいります。

また、大学の施設整備につきましては、開学時及び学年進行にあわせて教育研究目的のための達成のために必要となる講義室、演習室、多目的ホール、学内LANの整備、大学グラウンドの整備等をこれまで実施をしてきましたけれども、開学5年が経過をし、今後は大講堂、学生会館、クラブハウス、これらの整備などが必要となっておりまして、学内での教育環境整備やキャンパス整備計画を担当する委員会等の議論を受けて、教

育環境の保持と学生に対するサービスの向上の観点から、総合計画後期計画の中でその実施時期等を含め、計画的に進めてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の8、教育行政執行方針よりについて順次御答弁申し上げます。

まず初めに、天文台についてお答えいたします。開館日につきましては、施行規則により水曜日から日曜日までと祝日で、開館時間は4月から9月は13時から21時30分までと定められています。また、休館日につきましても月曜日、火曜日、祝日直後の休館日でない日と定められておりますが、金曜日が祝日となる場合については休館日となる土曜日が3連休の中日になることから、弾力的に臨時開館の対応をしております。さらには、幼稚園や小学校などから授業で利用のために午前中の開館の要請があった場合や団体から事前に休館日の見学の希望があれば勤務をやりくりして午前中や休館日も開館し、職員が星座やプラネタリウムなどを説明するというように対応しております。また、ことしの4月29日から5月8日までは、きたすばるグランドオープンに係る諸行事が予定されておりますが、この10日間は他の職員や市民ボランティアの皆様のご協力も得ながら、休館日なしで全日午前10時から開館し、来館者へのサービス向上に努めることとしております。今後は、岩木議員の御提言も踏まえて、グランドオープン後の特に夏場における来館者数の推移を見きわめながら、その対応について検討することとあわせて、お手伝いいただくボランティアの皆様の質の向上についても検討を重ねながら、弾力的な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、運営委員会の提言をどう生かすかとの御質問でございましたが、昨年11月に天文台運営委員会から天文台の普及と今後の運営のあり方に

ついで意見書をいただきました。内容は、1つには夢とロマンを育て市民に開かれた天文台、2つには楽しく参加し、宇宙を学ぶ天文台、3つには広く情報を発信する天文台、この3本柱を天文台運営のコンセプトとし、これをもとにいやしの場、科学体験施設、星と音楽のコラボレーション、観光資源、開かれた天文教室の実施、天文台業務に関する専門的人材の育成、広く情報を発信などの10のテーマを掲げ、天文台の機器を活用した体験活動の工夫、名寄市のPR、関係団体との連携による観光振興などの具体的な意見や提言が盛り込まれております。その中には、天文関係の本に関するコーナーの設置など既に実施しているものもあります。また、プラネタリウムの上映内容の工夫としましては、曜日や季節により上映内容に変化を持たせ、情報の発信につきましては、例えばFM Airてっし、週1回のPRなどラジオ局、テレビ局、「じゃらん」など旅行雑誌社との連携による情報の発信などを行っております。平成23年度につきましては、内部での協議を行うとともに、協力団体の方とも連携しながら、できることから実施してまいりたいと考えております。

次に、児童クラブ、学童保育所の充実についてお答えいたします。最初に、名寄市における児童クラブの設置状況についてであります。名寄市には児童クラブが4カ所あり、そのうち2カ所が公設となっております。公設の南児童クラブは主に南小学校区、風連児童クラブは主に風連中央小学校区の児童を対象としており、民間の2カ所につきましては学童保育所コロポックルが主に東小学校区と名寄小学校区、どろんこ学童すまいるが主に西小学校区と豊西小学校区の児童を対象として児童クラブを運営しております。

次に、各児童クラブの運営状況についてであります。平成22年度は民間のどろんこ学童すまいるは隣接する住宅を改修し、9月1日から、民間の学童保育所コロポックルは旧中央保育所を整備、改修し、9月27日から、公設の風連児童ク

ラブは旧風連福祉センターの解体にあわせて北側の研修室を専用施設として整備、改修して1月21日からそれぞれ運営を開始するなど、待機児童の解消と利用児童の保育環境の整備を目的として3カ所について改善が図られております。平成23年度には、南児童クラブの利用希望者の増加に対応するため、児童クラブに隣接する用具室を改修して保育室の面積を拡張するとともに、保育室を仕切り、高学年と低学年に分割して活動するための改修工事を実施する予定となっております。今後とも学童保育体制や施設の充実を図り、児童の健全育成と安全な生活の場所を確保することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

次に、食育についてお答えいたします。名寄市では、平成20年4月から2名の栄養教諭を配置し、主として学校における給食を通して食に関する指導を行ってまいりました。栄養教諭制度を導入してから3年が経過いたしました。子供の発達段階に応じ、目的に沿った指導を行っており、今後とも引き続き生産者からのアドバイスや農業体験等を通じた食育への指導を図るなど、学校給食に地場農畜産物の積極的な活用を図りながら、地産地消の意義を理解し、地域や家庭へつながる食育の推進に向けた指導を進めてまいります。

次に、岩見沢市学校給食センターにおける学校給食による食中毒事故後の名寄市学校給食センターでの対応についてお答えいたします。名寄市学校給食センターでは、これまでも児童生徒に安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、施設の衛生管理や給食従事者への指導について栄養教諭を中心に管理、指導の徹底を図るとともに、毎年8月には給食従事者、食材納入業者等を対象に食中毒防止衛生講習会を開催、さらには年2回の名寄保健所による指導、監視を受ける中、衛生管理の徹底を図るなど、事故の未然防止に努めてまいりました。また、今回の事故報道を受け、改めて学校給食に従事する職員によるミーティングを

行い、危機管理マニュアルの確認をするなど、事故防止に向けた注意の喚起を促したところであり、新年度当初には、HACCP推進委員会を設置し、事故防止のための衛生管理組織を立ち上げるなど、さらに万全を期してまいりたいと考えております。

次に、ゆとり教育の検証についてお答えいたします。まず初めに、ゆとり教育の成果や課題は何かとのお尋ねでございましたが、以前の学習指導要領は知識偏重であったことの反省に基づいて、現行の学習指導要領では指導内容や授業時数を削減し、子供みずからが考え、学ぶことのできる時間を保障しようというねらいのもと、総合的な学習の時間を新しく設け、ゆとりの中で学ぶとしたことから、現行学習指導要領がゆとり教育と言われるようになり、御案内のとおり基礎学力の低下が危惧されてきたところでもあります。現行の学習指導要領では、学力とは知識ばかりではなく、思考力、判断力、表現力や学ぶ意欲であると定義されておりますが、この理念は新しい学習指導要領へ引き継がれ、確かな学力、そして生きる力の育成へとつながってきております。総合的な学習の時間の新設などにより、みずから学ぶ意欲や表現力などについてはある程度の成果が上がってきているものの、基礎、基本の定着や応用力の伸長については十分とは言えず、新しい学習指導要領では授業時数をふやし、対応することとなりました。教育委員会といたしましても全国学力・学習状況調査では、知識だけではなく、思考力や表現力を問う問題が出されていることなどから、これらの評価、検証を通して確かな学力の定着に努めるとともに、今後とも学校、家庭、地域がタイアップして望ましい学習習慣の定着を図ってまいりたいと考えております。

また、授業時数の確保等についてであります。各小学校においては新学習指導要領のねらいに基づき、確かな学力や生きる力の育成に向けて教育課程の編成作業を行っている中で、今のところ時

数の確保などについて特に課題となる事項は生じておりませんが、新年度における教育活動を通して今後課題を精査していきたいと、このように考えております。

次に、英語教育における小中の連携についてであります。小学校の外国語活動では積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や外国語になれ親しむことが主なねらいであり、聞くこと、話すことの素地を養うことが求められております。一方、中学校における外国語は、読むこと、書くことが加わり、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、コミュニケーション能力を高めることが求められています。このようなことから、学習活動における中1ギャップなどが生じないように、系統的、段階的に指導していくことが大切であり、例えば風連中央小学校では風夢プロジェクトの一環として、中学校の先生が小学校に出前授業を行うなどの実践もあります。今後は、それぞれの学校で作成した年間指導計画の交換や小中間の授業参観交流などを積極的に促すとともに、名寄市教育研究所の教科班においても小中連携教育の研究を推進するよう努めてまいります。

次に、指導プランの検証と課題についてお答えいたします。平成19年度に第1回目の全国学力・学習状況調査が実施された折に全道に先駆けて指導改善プランを作成して以来、3年間にわたりその結果をまとめ、校内研修時での活用などに取り組んでまいりましたが、名寄市の子供たちの実態把握と指導の重点、指導方法の工夫などにおいて活用が図られてきていると評価しております。また、これらの取り組みを通して学校ごとに学力向上に向けての指導改善プランが作成されるなど、学校、教職員の意識の高まりも見られ、具体的には漢字の読み書きなどで成果があらわれてきている部分もあります。今後も授業の質を高めること、学習が定着するまで繰り返し教えること、将来の夢を持たせ、勉強に励みを持たせること、基本的

な生活習慣を守るなどについて各学校が具体的な方策を立てて確かな学力の定着を図るよう指導してまいります。家庭との連携につきましては、地道な取り組みではありますが、今後とも適切な宿題の継続や学校だより、パンフレットでの啓発活動、PTA活動での講話などを通して学校と保護者が十分に話し合い、理解を深めるよう指導してまいります。

私からは以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○9番（岩木正文議員） 御答弁ありがとうございます。私も1時間聞いていてちょっと何を聞いていいか、なかなか集約するのが難しい現状でございますが、数点についてお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、23年度の予算編成につきまして今お答えいただきました。先週から今週にかけて国の衆議院による予算特別審議、また参議院、きょうも今現在やっていることと思われませんが、なかなかその現状を見ても予算関連法案が現実的に通るのが難しいように私は思えてなりません。もしこの予算関連法案が通らなかつた場合、子ども手当等の名寄市における影響というものはどういったところにあらわれてくるのかお知らせいただきたいと思います。

それと、るる市長の各答弁の中で交通インフラ及びほかのことでやはり定住自立圏構想との兼ね合いの部分が非常に多くあると思いますので、今後さらに定住自立圏構想の中身について検討をいただければなと思います。交通インフラもそうですし、市場の関係もやはり例えば給食のない美深町等要望があれば名寄給食センターで給食をつくることも可能でしょうし、それが市場の取り扱い高、また地産地消の販売高にもつながってくるということも考えられますので、そういったこともぜひこれはお考えいただければなと思います。

それと、今駅横の部分で株式会社西條さんが28年8月から9月、またもう少し後に福祉住宅、

高齢者住宅に着手したいということのお話はありましたが、メインとなりますスーパーの部分に対する情報交換、協議の状況はどうなっているのか、その2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 2点ということで、23年度の予算の今の国会審議にかかわって、名寄市の予算がどう影響するのかということと今の駅横の2つということでよろしいですね。

お尋ねありました予算関連法案が通過する見込みがないのではないかと影響でございます。まず、子ども手当の関係でありますけれども、御承知かと思っておりますけれども、支給の根拠が恒久法ではないということで、年度内に成立をしないと児童手当が復活すると、こういうことになります。また、公債特例法、これは赤字国債が発行できないということでありますから、予算の全体に影響してくるということで、万が一こういうことになりますと中途での資金ショート、あるいは新たなそうしたつなぎの借り入れ等も発生するということになるのかもしれませんが、また、地方交付税法の改正案というのがありますけれども、これらが通らないということでありますと4月の概算交付の際に別枠加算、特例加算、こうしたことが平成23年度の改正分が減額されるおそれも出てくるのかなと。また、税制改正法案ということでは、税制面での細かな部分で入れると影響が出てくるものというふうに考えられます。とりわけ子ども手当での窓口の関係は、児童手当になると所得制限等も新たにまた調べ直さなければならないということでのやりとりが出てくるとかということで、大きな混乱も出てくるものと想定をされますけれども、今察知している情報をしっかりと見きわめて、できる限り混乱のないように、そうした場合が起こった事態においてもあらゆるシミュレーションをして、皆さんにできるだけ御迷惑をかけた対応に心がけたいというふうに思っています。

もう一つ、駅横の関係でございましたけれども、

ずっとこれは名寄市と商工会議所、西條さんとの3者協定を継続して続けてきているわけですが、ここ2月、3月の3者協定の中である程度前進をしてきているものと考えております。答弁にもお話ししましたけれども、商業施設と住宅の部分については夏、8月から9月の着工ということを考えているというお話でございました。その後も残りの計画の部分含めてしっかりとこの協議を継続してお互いの一体開発を実現し、にぎわいづくりに努めてまいりたいというふうを考えています。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○9番（岩木正文議員） 商業施設、スーパーの部分も本年度8月の予定ということであれば、同時進行できる可能性もありますので、ぜひさらに協議を進めていただきたいなと思います。相手が民間企業ということもございますので、そこはやはり駅横の一体化ということは非常に市民も待ち望んでいますし、結局行政の部分だけができて、民間の土地開発公社が販売した土地がなかなか施設とか計画が追いつかないというような状況にならないように、行政、商工会議所、また西條さんとのともにそういったことでの売却であったと思いますので、さらに煮詰めていただくことをお願い申し上げたいなと思います。

それと、市長にもう一点さらにお聞きしたいと思います。市長は、観光的なことに重点を置いてやられています。今教育長のほうから答弁をいただきました天文台の開館時間と時期なのですが、やはりこれはお孫さんが夏場におじいちゃん、おばあちゃんのところに来るであるとかいう形で、観光施設としての立場というのが非常に重要だと思うのですが、その施設が月曜、火曜お休みであると。夏場においてせっかく来たけれども、休みだったということが観光施設としてとらえた場合、いいのかどうか。それと、開館時間は1時からですが、夏場の夏休みなどは別に10時から来るお客さんもいるのではないかと私思うのです。

そういった開館時間、その分を冬の期間、閉園する時間をふやしてバランスをとることができないのか。極端なこと言うと、しょさんべつ天文台は冬場はお休みです。観光施設としての天文台、それにつながる道立公園との連動も踏まえたと、やはり私は月曜、火曜を観光施設が休みになるということにはいかがなものかなとは考えておりますが、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 天文台の営業日数あるいは時間についての御質問ありましたが、今教育部局での管轄ということでございます。しかしながら、議員がお話のとおりこの天文台が教育的な観点のみならず、産業の観光の振興にも資する施設であり、またその願いも市民の皆さんが持っているということも私もそのとおりだろうというふうに思っています。4月29日にグランドオープン、いわゆる1.6メートルの望遠鏡を市民の皆さんを初め広く民間の皆さんに一般公開をするということで、北海道大学とも協議が進み、この日程となりました。ちょうどゴールデンウィークの頭の期間ということで、4月29日から5月8日まではぜひともゴールデンウィークのグランドオープン期間と位置づけまして、当然休みもなく午前中から営業していきたいというふうに考えています。ただ、継続的にこうした運用というのは、天文台という施設がとりわけ職員の皆さんの専門性が高いということもございます。また、ボランティアスタッフの皆さんにお手伝いいただくということも、なかなかその専門性からも長い目で考えていかなければならないということも側面もあるというふうに聞いています。教育長の答弁もありましたけれども、ぜひともそうしたいろいろな夏休みですとかお客様が集まりそうな期間での営業、または営業時間、そうしたものは弾力的に運用していきたいと。あわせて今後の休館日のあり方についてもぜひとも検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○9番（岩木正文議員） 費用対効果と職員の配置の問題はございますが、何としてでもスタートした天文台、多くの方に来ていただいて、見ていただきたいという思いはあると思いますので、やはり可能な限り観光施設の夏場の週2日閉館というようなことはないように、何とか方策を考えていただければなというふうに思っております。

それと、市長はこういう言葉御存じですか。合成の誤謬。経済学においては、一人一人にとっては望ましいことであっても多くの人の効果が立ち合わさるとかえって望ましくない事態が起きるといふ言い伝えがあるのですけれども、これはどこで思い出したかというトスフールの問題のときにどこかの大学の先生が言っていました。これは、イオンができたことによって名寄市が住みよいまちナンバーワンにランクアップしたというのも、これ消費が拡大されたということで事実ではございますが、その結果として町中の3年間での19店舗の空き家だとか空洞化、そして市場の売上高の減少と各いろんなまちづくりにおいてはやはり余りよくないことも起きることがあり得るのだよということが十分大切なこととございますので、これからの視察においてもそういったことを頭の縁に置いておいていただいて、るる検討いただければありがたいと思います。

それでは、続きまして教育関係なのですが、まずこれ天文台についてでございます。やはり私は、何としても天文台のことにつきましては市民皆さんが誇れるものであって、市民皆さんがいろいろな知識であるとか、人に誇れることを自分から身につけていただきたいという思いがあります。例えば超新星と言われて、新しくできた星だと思っている方がたくさんいます。これは、星の最後である。星が消滅するときなのだよとか、水金地火木土天海冥、私たちはそうやって覚えましたけれども、今は水金地火木土天海で終わりです。これがおじいちゃん、おばあちゃんがそういったこと

をちゃんとわかっていて、子供たちに、自分の孫に教えて、それだけ名寄の天文台はすばらしいいい施設だし、やっぱり市民一人一人がそういったことを理解しているということが大切なことであると思います。例えば太陽の1,100万分の1、地球が1メートルだとしたら、太陽が名寄駅にあるとしたら、名寄の位置はどこかという瑞穂ぐらいなのです。それだけ差が広いということは、いろいろおもしろい例えで天文学ということも十分できますので、おじいちゃん、おばあちゃんのための天文学講座というようなものを開催していただくとか、そういった名寄市民全体で天文台を盛り上げていくソフト的な物事をぜひ検討いただければなと思います。

それと、今回の第一生命でしたか、今年度の世相を反映した川柳がありました。その中で私一番ショックを受けたのは、小学生、将来の夢は正社員。これは、私はもう議員になって8年間気づきの教育が必要であり、そういった教育をしていくべきだということを訴え続けておりますが、やはり何か将来の夢は正社員と、こういう世相になってきたことが非常に残念でなりません。もっともっと子供たちというのは、昔でしたらプロ野球選手、昔でいうスチュワーデスだとかお花屋さん、ケーキ屋さんという夢を、学校の先生、夢があったような気がするのですが、親自体が今の時代を見て、何としてもいいから正社員という考えが非常に多いよということなので、そのことをこれはちょっと基本的にやはり家庭とのキャッチボールをもっともっと教育という立場からやっていかななくてはならないのではないかなと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず初めに、天文台の件につきまして市長にも御質問がございましたが、先ほども少し触れさせていただきました。グラントオープン後の入館者数などの推移もやっぱりしっかり見ていきたいと。そういう中で本当にその

ことが必要となれば、条例とか施行規則も変えていかなければならないわけでございますので、そういうことについても検討させていただきたいと、そんなことを思っているところであります。初山別などは、冬はちょっと観測に適さないのです。それで、休館日となっているというふうに私はお聞きしておりますが、名寄は幸い冬もしっかりと観測できますので、そういうことも含めながら、再度検討していきたいと、こう思っているところであります。

それから、高齢者の天文教室などもということでございました。これ新年度ぜひまた担当の者にもお話ししながら、高齢者が楽しく学べる、そういう天文台の工夫もしていければなと、こんなことも考えているところであります。

子供の夢については、私はこれはたまたま川柳だから、おもしろおかしくとらえられたのかなという気がするのですが、例えばある生命保険会社の小学校1年生のあなたが将来になりたい夢はという、そんな調査だとか、それから化粧品会社なんかもやっております。こういう調査では、やはり男の子はサッカーの選手とか、野球の選手とか、あるいはお医者さんなどが上位を占めているのであります。最近、博士というのもノーベル賞の影響で上位を占めておりますし、女の子はやはりケーキ屋さんとかお花屋さん、それから看護師などが依然として上位を占めております。こういうことから、やはりまだまだ子供は夢を持っていたらいいと私は判断しておりますし、もちろん各学校では子供たちにしっかりと大きな夢を持たせる、そういう工夫をこれからも続けていかなければならないと、こう考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○9番（岩木正文議員） ありがとうございます。夢を求めるといことは、非常に大切なことでございます。そのことによって子供たちもやる気が出、自主的な勉学に励むということにもつながる

と思いますので、ぜひそういったことを継続し、やっていただきたいなと思います。

次に、新学習指導要領でございますが、私の娘はことしから中学1年生になります。中学1年生の説明会に行つてまいりました。そうすると、月曜から金曜日まで毎日6時間、来年から、24年度から新学習指導要領に時数がふえる。これどこでふやすのかと。小手先の時間数を何とか確保すればいいよというだけの問題ではなくて、私が危惧するのはやはり子供たちの楽しみである運動会であるとか学芸会の練習時間が減り、そういったことが学習時間の確保のために子供たちの楽しみを奪うようなことがどうしても起きてしまう。これも前も言いましたけれども、小学校5年、6年生の遠足をなくしてしまったと。今豊西小学校だけまだ残っているかどうかわかりませんが、これは私の小さいときの思い出でいえば、やはり遠足というのは今はもうひどい状態になっていますけれども、テレビ塔ですか、NHKだとかある内淵の。あそこまで歩いて行って、大変だったけれども、何もないところだったけれども、何か楽しかった思い出というのは残っているわけです。ですから、やはりそういった子供たちのお互い仲間で楽しみ合う時間がどんどん、どんどん削られていく。それを削らないと、時間数は確保できませんよ。そのためにもただ単に時間数というのではないですけれども、これはやはり本当に真剣に考え、学力の定着とともに有意義な小中学校生活を送れる環境というのもつくってあげるのも教育委員会の役割ではないかなと思っております。ですから、前から私も何度も言っていますが、開校記念日なんか休みにしなくてもいいと、もう週2日休んでいるのですから。それに、夏休み、冬休み、1日、2日休みが少なくてもいいような気がするのです。これは、もう本当名寄教育委員会が覚悟を決めてやるとなれば、今はもう道だとか国だの許可なくして名寄独自でやっていいよというシステムに変わっているわけですから、そういっ

た名寄、教育のまち名寄、小中高、大学と連携して、教育に本当に力を入れているのだよ、子供たちの気づきのためにこうやって努力しているのだよという何かしっかりとの方針を持って、その第一歩として進めていっていただければなと思います。その点についてお伺いすると、給食については本当危機管理の徹底、これだけはしっかりとやっていただきたい。ほんのちょっとした惰性の中からこういった食中毒で、本当岩見沢市だけではなく、非常にこういったことは大変なことだということがあります。ですから、やはり危機管理の徹底をしっかりとやっていただきたいと思っております。このごろの給食、非常にいいです、メニュー。私は、議員になったときにおにぎりがなくて、ラーメンとパンではだめだから、おにぎりを復活させてくれと。やっと復活していただきましたし、このごろは一歩進んで、皆さん、給食で手巻きずしです。私も驚きました。子供たち、中学生はどうかかわからないけれども、小学生にとっては非常に楽しんで、給食が楽しみでこの日は絶対休めないという、うちで回転ずしへ連れていくのとは違う楽しみが子供たちにはあるようで、やはり給食における食育というのは影響が大きいなと思っております。その件について2点、ちょっと教育長のほうからお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) まずは、学習指導要領についてであります。今お話しのとおり新しい学習指導要領では時数もふえておりますし、教科書も2割程度厚くなっております。ですから、子供たち、勉強する面ではこれまでよりも少し腰を据えて勉強しなければならないのではないかと、こんなことを考えているわけですが、やはり大切なことは今議員のお話のとおり学力という面一面だけで学校教育活動をとらえてはいけないということでもあります。やはり健やかな子供を育てるためには、勉強とあわせて昔のようによく学び、よく遊べなのであります。ですから、そうい

う時間もしっかりと確保する。1つには、やはり私は社会教育の果たす役割も大きいのではないかと、こう思っているのであります。したがって、少年団活動だとか、あるいはその他さまざまな協会や何かのお力をかりながら、子供たちが伸びやかにスポーツ活動や文化活動をしていく、こういうことを名寄市教育委員会としてしっかりと考えると、そういうことも今の議員のお話の中には含まれていたのかなと、こんなふうを受けとめさせていただきました。学校ではしっかりと勉強する。そして、少年団活動や部活動の保障をしてやる。そして、それを受けて社会教育や地域の人たちが子供たちを健やかに育てていく。そういうことで新しい学習指導要領を乗り切っていかなければならないと、こう考えているところであります。

給食センターにつきましては、名寄市は大変進んでおりまして、新年度からHACCPという事業も取り組みます。これは、北海道では3番目でございます。保健所からの認可を得てこの事業を推進してまいります。これはまさに危機管理であります。推進委員会を立てて危機管理を行いながら、食中毒が絶対起きないように、そういう取り組みを進めていこうと。そういうことで、またさらに安全、安心な給食に努めてまいります。給食の内容については、スタッフが大変毎年頭を悩ませておりまして、子供たちからもたくさん意見を聞きながら、市長と私も風連中学校だとか、南小学校で給食のお話もたくさん伺ってきました。これらをたくさん反映させて、さらに子供たちに喜ばれる給食づくりに励んでいきたいと、こう思っております。

○議長(小野寺一知議員) 岩木議員。

○9番(岩木正文議員) 給食、子供たち楽しみにしておりますので、やはり栄養価というのが非常に、1日の半分の栄養価のバランスを給食がとるということですので、バランスとともに喜ばれる給食、今後ともつくり上げていただきたいと思います。

最後に、やはり教育長の御努力によりTTふえましたが、昔から見ると。またさらに、このチームティーチングを利用して、やはり子供たちの先生と、またそれにサブでバックアップして教えてあげる先生をもう少し何とかふやすことができないのか、頑張っていたきたいなということを要望して、あとは予算委員会でまた質疑をさせていただきます。本当またよろしく願いいたします。

それでは、私この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政執行方針及び新年度予算案にかかわって外3件、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、同僚議員との重複を避け、市民連合を代表して平成23年度市政執行方針及び教育行政執行方針を中心に質問してまいります。午前中の質問と一部重複をいたしますので、御理解をいただきたいと思います。

1点目は、市政執行方針及び新年度予算案にかかわってであります。市長は、執行方針の中で国の財政状況に触れ、今年度末の国債や借入金など国の借金が997兆7,089億円になることを見込むとともに、23年度中にも1,000兆円を突破することを想定、加えて地方財政においても税収の伸び悩みなどから多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化していると述べましたが、その原因について改めて市長の見解をまずお伺いします。

加えて世界同時不況による景気の後退や雇用情勢の悪化、個人消費の落ち込みなどいまだに先行

きが不透明な社会経済情勢により、本市の行財政運営の厳しさに拍車をかけるものと考えていますとも述べておりますが、その見解と見通しについてもお伺いします。

さらに、これらの状況から、行政の徹底した簡素化、効率化を図り、自主性、自立性の高い行財政運営、民間の視野を取り入れながら将来を見据えると強調しておりますが、それぞれの具現化に向けての見解をお伺いしたいと思えます。

市長は、今回の市政執行方針の中で市政推進の基本的考え方についても明らかにされました。1つ目は市民と行政との協働であり、2つ目は行財政改革の推進、そして3つ目に財産を生かしたまちづくりであります。この3点の具現化に向け、基本的考えをお伺いします。まず、市民と行政との協働についてであります。4月に施行する名寄市パブリック・コメント手続条例は、市長が述べられているとおり市民参加制度の一翼を担うものであり、情報の提供及び共有に果たす役割が期待されるものであります。このことが市民と行政が互いの役割を適切に分担して、ともに知恵を出し、汗を流しながら連携、協力するまちづくりに通じることになるのか、改めて整合性と具現化についての見解をお示しいただきたいと思います。

行財政改革の推進の必要性はだれもが認識するものですが、一方では過度の行財政改革は職員の意欲低下、市民サービスの低下なども懸念されます。改めて市長の考える組織機構のスリム化及び事務事業の一元化についての見解をお伺いします。

さらに、職員研修などの充実により多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の育成や資質向上を図るとしてはありますが、その具現化についての見解をお伺いします。

最後に、財産を生かしたまちづくりについてであります。市長が述べておりますように、名寄にはさまざまな財産があり、これらを生かしたまちづくりは今後の名寄市にとって重要であると考えますが、市長が主眼を置いているのは交流人口の

拡大を目指していると読み取れますが、私はその前提に3万1,000市民が名寄市の財産をしっかり認識し、みずから生活するまちの財産であるという共通認識が必要と考えますし、そのための取り組みがあってしかるべきと思いますが、見解をお伺いします。

次に、市財政の今後の見通しについてお伺いします。23年度は、名寄市の課題であった（仮称）複合交通センターや（仮称）市民ホールなどの整備事業に取り組み、基本設計費及び実施設計費が計上されています。今後進められる総合計画後期計画協議の中で具現化に向けてさらに検討が加えられるものと存じますが、今定例会の補正予算で計上した名寄市立大学図書館建設に向けての大学振興基金積立金約1億円を含め、各種施設整備の事業費及び建設年度見込みについてまずお知らせをいただきたいと思えます。

その上で、財政運営についてであります。今後中期財政計画を策定し、健全財政の堅持に努められると考えますが、国の財政状況、道の財政状況から推察して、地方の厳しい財政事情への一定配慮は限界に達しているのではないのでしょうか。先ほど述べましたように、市長自身も本市の行財政運営の厳しさに拍車をかけるものと考えていると見通しを示しています。改めて今後の財政運営の見通しについての見解をお伺いします。

また、市長は普通建設事業の事業量確保、今後の公共施設の建設及び公債費償還に備え、一定額を基金に積み立てることができたので、財政の健全化は一定程度進んでいるという認識を示されましたが、将来の動向を見据えての認識であるのかお伺いします。

さらに、島多慶志前市長は身の丈に合った行財政運営を基本としていましたが、市長の行財政運営の基本についてもお伺いします。

次に、教育行政にかかわってお伺いします。まず、平成22年度全国学力・学習状況調査結果を受け、公表されました今後の取り組みと教育行政

執行方針の整合性についてであります。市教育委員会は、昨年4月20日に行われました全国学力・学習状況調査の結果について市のホームページで公表し、学力向上などを旨とした重点的な推進項目を明らかにされました。その中で基礎的事項の定着について、時間の確保、適切な宿題や定期的な学習など単元を見直した指導及び一層の事業の改善、充実と具体的な手法を含めて強調されていますが、教育行政執行方針の中では学力向上については国や道の動きを見きわめながら、学校、家庭、地域が力を合わせて家庭学習や読書を一層励行するなど基本的な学習習慣の定着、名寄市教育研究会の研究活動を通して教師の専門性を高め、基礎学力の確実な定着を図るなど、手順については理解しながらもトーンダウンの印象が否めません。確かに教育行政執行方針の中で一部に具体策を確認できますが、重点的に推進するという姿には至っていませんので、改めて整合性についてお伺いします。

また、（仮称）市民ホール建設については、昨年12月に市民文化センター隣接地に建設として決定し、23年度において基本設計に着手することとなります。同ホールの座席数などの施設規模や機能、運営などに関しては基本設計後のパブリックコメントを受け、決定される計画ではあります。芸術、文化の拠点としての活用策、つまりソフト面の方針が見えません。施設を有効活用するための取り組みや運営にも影響を与えると考えますが、有効活用の具体策についての見解をお伺いします。

次に、名寄市立総合病院についてお伺いします。市政執行方針の中で市長は、名寄市立総合病院について23年度の診療体制は4月からの従来の消化器内科が糖尿病科と消化器内科への分離、独立、さらには常勤医師不在であった呼吸器内科で新たな常勤医2名による診察が行われると述べました。成人病の一つである糖尿病の検診科が誕生するとともに、呼吸器内科が常勤体制となることは望ま

しいことではありますが、消化器内科の診療体制はあくまでもことし4月時点であり、現状で推移していくと6月に1人、9月に1人が退職。つまり10月からは、閉科という事態も考慮しなければなりません。執行方針では、消化器内科について診療体制が縮小、御不便をおかけする。診療体制確保を最重点課題と位置づけ、引き続き全力で取り組むと述べておりますが、同病院で患者数が一番多い診療科が消化器内科であり、その数は21年度実績で外来延べ患者数約3万5000人、入院延べ患者数約1万9,300人に達しているのは御承知のとおりです。ことし1月24日に開催された議員協議会で、佐古院長は私の質疑に答え、財政的影響額は2億8,200万円程度と試算したことを明らかにしましたが、この際改めて財政的影響の試算についてお伺いします。

また、23年度が最終年度となる名寄市立総合病院改革プランについて、医業収益で大きなウエートを占める消化器内科の診療体制に変更が生じ、計画期間内での目標達成は困難となったことから、プランの改定など新たな改革の方策について検討するとしていますが、執行方針の中での消化器内科に対する姿勢との整合性、財政的影響額との整合性、さらにはプランの改定及び改革方策についての基本的見解についてお伺いします。

今定例会初日の22年度名寄市病院事業会計補正予算で、医師、看護師の採用予定が下回ったことから、7,106万円の減額補正がされたことに象徴されるように、毎年医療スタッフ確保が大きな懸案事項となっています。しかし、例えば名寄高校の21年度の進路を見ますと、札幌医科大学に2名、旭川医科大学に1名が進学しているのに加え、北海道医療大学10名、北海道薬科大学1名、さらには看護系学校に10名が進んでいます。当然名寄の名寄市立大学にも8名が進学しています。コースは不明ですが、医療関係に進む生徒が毎年確実に存在しているにもかかわらず、資格を取得しても地元に戻ってくる数がわずかな

のが実情です。しかし、景気が低迷し、就職氷河期と言われる現在、手に職をつけたいと願う保護者、生徒はますますふえる傾向となることが予想されておりますので、この際市、教育委員会、市立総合病院の3者が一体となって市内の中高校生に対する医療教育に乗り出すとともに、資格取得後に名寄に戻り、医療スタッフに加わっていただけるような制度改革や制度創設を検討する必要がありますのではないかと考えますが、御所見をお伺いします。

また、消化器内科の診療体制が縮小する中において、内視鏡センターを持ち、消化器内科医師が固定している士別市立病院に転院を勧められている高齢者も少なくなく、中には自宅から名寄駅までハイヤーを使い、列車で士別に行った後、士別駅から士別市立病院までハイヤー、帰りも同じようなルートで自宅に戻る市民も多くなっています。一方、小児科を初め士別市民が地方センター病院である名寄市立総合病院を訪れるケースも多くあること、さらには急性期患者の受け入れは名寄市立総合病院及び士別市立病院、慢性期は東病院となっている状況もあることから、この際名寄市立総合病院、東病院、士別市立病院の3公立病院を巡回する医療バスの運行を緊急避難的な意味合いで早急に検討されるべきと思いますが、御所見をお伺いします。

以上のような情勢下にあっても、地方センター病院の役割を担う名寄市立総合病院の機能充実のためには、地域医療再生事業の採択は何としても果たさなければなりません。道北圏域では総額15億円枠であり、同病院が求めているのは4事業で基金総額15億円規模とほぼ同額という厳しい内容ではありますが、交付決定の8月に向けどのような努力をされようとしているのかお伺いします。

次に、名寄市の各種課題についてお伺いします。最初に、土地開発公社のあり方についてであります。昨年末市民連合として平成23年度の市政要

望を行い、土地開発公社についての解散を含めて今後のあり方を明確にされることを求めたのに対し、市長は22年度末までに解散年度を含めて対応を明らかにすると回答されましたが、年度末が間近に迫った今、土地開発公社のあり方についての見解をお伺いします。

平成15年12月1日、国立療養所名寄病院の経営が名寄市に移譲され、市は上川北部医師会に経営委託をして名寄東病院として新たなスタートを切りました。東病院は、1つに名寄市立総合病院などの急性期医療を補完する後方病院、2つに高齢化社会に対応する長期療養患者への在宅医療、介護サービスの実施などを挙げ、新たな地域医療の一翼を担い続けてきましたが、一方、過去の議会議論では現在の公設民営という経営形態について10年を一つの節目として、その後については協議するという方針が当時の理事者より示されていますが、この節目を2年後に控えた今、改めて東病院の維持と将来の経営形態についてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

市長は、昨年12月29日、営業戦略推進委員会を設置されました。ことしの仕事始めの1月6日に開催された部次長会議でも同委員会について触れ、企画については庁議などで随時報告していく。企画にしても実行が伴わなければ無意味であることから、ぜひとも部次長には協力を願いたいと述べられておりますが、改めて営業戦略推進委員会の設置意義と庁内合意形成及び名寄市を全国に売り出す具体策についてのお考えをお伺いします。

都市再生整備計画名寄地区についてであります。まず2月4日に公開し、25日までに市民の意見募集を求めた（仮称）複合交通センター基本設計に関して、ホームページでは事前に市民の皆さんから整備に当たっての要望や会議室を利用して団体などから意見を伺いながら施設プランを立案したとしていますが、どういう要望、意見が出され、プラン立案に至ったのか御説明をいただき

たいと思えます。

また、（仮称）複合交通センターについては、23年度詳細設計、施設建設着手、24年度完成と具現化に向けて着実に進んでいますが、一体開発されるはずの民間所有地についてはいまだに具体的姿が見えません。昨年9月7日の各派代表者会議で示された23年度事業は着実に実施されるものと市では判断しているのか、改めてお伺いします。

加えてソフト事業に関しては、中小企業振興条例の整備に着手しか挙げられていませんが、今後の取り組みについてもお示しをいただきたいと思えます。

風連国保診療所について、5月上旬の診療開始が予定されることを明らかにされました。風連地区住民の皆さんにとっての朗報と期待されるようですが、現在の施設は老朽化が激しく、解体、除去することは理解しながらも、跡地について駐車場用地として活用というのは余りにも策がないように感じますが、御所見をお伺いします。

名寄の基幹産業が農業であることはだれもが熟知していることとは思いますが、目まぐるしく変わる農業政策、担い手不足、高齢化に加え、EPA、FTA、そしてTPPなど激変する国際情勢とまさに元気を出すどころか将来への不安感ばかりが気になる状況といっても過言ではないと思えます。この状況下にあつて名寄市の第1次産業を元気にさせる一翼を担うのは、やはり地域地産地消の取り組みをより積極的に進めることにあるのではないのでしょうか。今現在道の駅を初め基幹道路である国道の数カ所で団体及び個人が名寄産品を販売していますが、市街地では一定時間を定めた夕市、朝市以外恒常的に名寄産品が買える場所は限られている状況であります。市長が期待されるように、ことしは多くの交流人口の流入が期待されていますので、地産地消の取り組みが市街地でもサンピラー公園周辺でも積極的に展開する仕掛けも必要と考えますが、御所見をお伺いします。

名寄市立大学は、開学から5年が経過し、23年度は財団法人大学基準協会の評価を受けることとなりますが、市長はこれまでの歩みを振り返り、次の10年に向けての取り組みが重要と考えていると述べられておりますが、何をもって今後10年に向けての取り組みが重要とお考えなのかをお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐藤靖議員からは、大項目4点にわたっての質問をいただきました。2項目を教育長から、残りを私から答弁させていただきますと思います。

まず、1番の市政執行方針及び新年度の予算編成にかかわってでございます。バブル経済が崩壊しておよそ20年が経過をしました。この間国のみならず地方自治体においても借金はふえ、平成20年度末の地方債の残高、交付税、特別会計からの地方負担分の借入金などを含めた総額は197兆円ということでございます。お尋ねの地方の疲弊あるいは地域間格差の拡大などについては、幾つか考えられると思いますけれども、大きく次の2点が考えられると思います。1つは、国の構造改革による三位一体改革、平成16年から18年までに集中的に実施をされましたけれども、これが挙げられると思います。三位一体改革では、1つ目に国庫補助金、負担金の廃止あるいは縮減、2番目には税源の移譲、3番目には地方交付税の見直しと、この3点が重点的に行われました。これは、国の財政再建が優先をされ、結果的に地方交付税が大きく減少し、地方の財政状況の悪化に拍車をかけました。

2つ目には、都市と地方の格差の拡大が挙げられると思います。道内では、179市町村のうち79.9%に当たる143の市町村が過疎指定を受けておりまして、名寄市を含めた道北地方は大半が過疎市町村でございます。過疎の市町村は、人口減少はもとより少子高齢化の進行、あるいは雇用の場の不足など多くの課題がございます。しか

しながら、地域の特色を生かして個性あるまちづくりを進める過疎市町村は数多く見られます。名寄市においてもこうした地域間の競争に勝ち残っていけるよう市立大学、天文台など地域の財産を生かしたまちづくりを積極的に進めております。

次に、世界同時不況による景気後退、雇用の悪化などによる本市の行財政運営への影響、さらには今後の行財政運営全般についての見通し等について申し上げます。2008年、米国のサブプライムローン問題に端を発しました世界同時不況による景気後退は、雇用の悪化、税収減など国民生活や国の財政にも大きな影響を与えました。国は、景気を刺激するために大型の補正予算を平成20年度に1回、平成21年度に2回、平成22年度に1回、合計4回編成をし、名寄市においても12億円近い臨時交付金が配分されました。また、三位一体改革によりまして地方交付税の総額は大きく減少しましたが、平成20年度からこれも増加に転じ、名寄市の財政運営にも好影響を与えています。今後の見通しにつきましては、国の政治情勢が不透明なため予測は困難ですけれども、交付税の合併算定がえが平成28年度から5年間で段階的に縮減をされるということが決まっておりますから、地方交付税の増減にかかわらず、スピード感を持って行財政改革に取り組むことが財政運営の基本であると考えております。

次に、行政の徹底した簡素化、効率化、自主性、自立性の高い行財政運営などについては、市政執行方針の中でも述べさせていただきましたが、まず市民と行政との協働を基本にしたまちづくりを進めてまいります。自治基本条例、パブリック・コメント手続条例等に基づきまして、市民の皆さんへの積極的な情報の提供、まちづくりへの参画、町内会連合会との連携及び支援などを充実させるためにも職員研修などを充実をし、職員の意識の改革、資質の向上などにも努めてまいりたいと考えています。

(2)の市政の推進の基本的な考え方というこ

とでございます。この市民と行政との協働という部分につきましては、明るく元気なまちづくりを進めるために市民と行政が連携、協力して協働のまちづくりを進めていかなければならないと考えています。そのためにまちづくりに関する情報発信を行い、情報共有を図り、市民が行政運営に積極して参加をしていただくことだというふうに思っています。その取り組みの一つがパブリック・コメント手続条例ということでございます。このパブリックコメントを実施することで、行政が政策案などを作成し、市民から意見をいただき、政策等に反映をさせていくことが既に協働の作業ととらえておまして、このことが市民と行政との連携、協力につながり、協働のまちづくりを進める第一歩ととらえております。

組織のスリム化については、平成22年4月に5部から6部とする組織の見直しを行いました。その後職場状況調査を実施する中で、問題点あるいは課題を整理し、改善等を行ってきています。職員の削減については、合併時の計画では退職者が1けたの場合は7割補充、2けたの場合は6割補充を基本に、これを上回るペースで実施をしてきています。具体的には、平成21年度から平成23年度で45名、平成24年度から平成26年度で28名、合計で73名削減を目標に進めてきています。合併により制度、事務事業の一元化が必要とされた事業で合併特例区終了までに統一できなかった事業については、今後段階的に統一できるよう作業を進めてまいります。

名寄市におきましては、平成22年3月に新名寄市人材育成基本方針の策定をしまして、多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の育成や資質の向上を図るために、各種研修への派遣あるいは職場内研修の充実を力を入れています。また、職員提案制度につきましても今後も毎年11月を職員提案推進月間と位置づけて、職員意識の改革に取り組んでまいります。人事管理システムの構築につきましても人事希望調書の有効活用や人事

評価制度の導入に向けて今後も試行を続けてまいります。職場環境の整備として、職場研修、いわゆるOJTや職場マニュアル等の作成、活用を心がけて、管理職はもとより全職員が主体的、積極的に取り組むことができる体制づくり、今後も進めてまいりたいと考えています。

名寄市には、天文台、サンピラーパーク、健康の森、道の駅、ひまわりなどすばらしい地域資源があり、これらを財産を生かして地域の活性化を図るために官民一体となって観光資源や物産などを積極的にPRし、名寄市を売り込んでまいりたいと考えています。議員御指摘のとおり、交流人口の拡大、これのほかに名寄市の知名度のアップにつきまして力を入れているところでございます。交流人口の拡大による地域の活性化を実現をしていくことは、地域の魅力を再認識し、より一層市民参加型のまちづくりが図られる可能性も秘めていると考えています。市民に名寄市のよさを再発見、再認識をしていただいて、地域への愛着心の向上が図られるよう、またおもてなしの向上につながるよう広報なよろあるいはホームページ、ポスター、新聞報道などを通じて積極的に市民に情報を提供してまいりたいと考えています。今後は、市民の意識の高揚と市民相互の連帯意識を高めるために、市と民間団体による実行委員会を立ち上げ、売り込むための方策あるいは集客を図るための方策などを検討し、交流人口の拡大による活力のあるまちづくりに努めてまいります。

次に、名寄市の財政の今後の見通しなどについてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、先般後期計画の策定審議会を立ち上げ、平成24年度から平成28年度までの5年間に実施をする事業、まちづくりのあり方などについて委員の皆さんに議論をしていただいているところであります。お尋ねの今後の施設整備計画などについては、審議会での議論となりますから、明確にはお答えできませんが、現時点で想定される大型事業としては、（仮称）市民ホール整備事業、これ概算事業

が約20億円、大学図書館建設事業、これに関しては市立図書館との機能分担等は今後の検討になると思います。事業費は未定です。市立病院の精神科改築事業、概算事業費12億円、食肉センターの改築事業、これは概算事業費が6億円、小学校の改築事業、これは事業費は未定と、こうしたことが想定をされます。事業年次につきましては、食肉センターが平成24年度、市民ホールは平成24年度に実施計画、25年から26年に本体工事と。精神科病棟は、平成24年度に実施計画、25年度以降に本体工事の予定となっています。大学図書館、小学校の改築については、審議会の中で協議をしてみたいと考えております。

次に、今後の財政の見通しについてでありますけれども、町財政は国の地方財政対策の影響を大きく受けることから、今後の見通しは決して楽観視できません。先ほども申し上げましたとおり、地方交付税が減少しても安定した財政運営を行うには、行財政の改革の推進が不可欠であります。スピード感を持って行財政改革に取り組むことで、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。

財政健全化について、これに対する認識についてでございますけれども、平成23年度予算では普通建設事業費の事業量29.5億円を確保しながらも、一定額を基金に積み立てすることができたこと、また将来の公共施設を整備するため、大学振興基金等に、また公債費の償還に備えて減債基金を3億円積み増しすることができたこと、また実質公債費比率が平成21年度決算では17.9%、初めて18%を切り、今後も17%前後で推移をすることが想定をされること、これらのことを踏まえて執行方針の中では財政の健全化は一定程度進んでいるというふうに述べさせていただきました。しかしながら、地方交付税を含めた今後の地方財政対策の見通しは不透明でありますし、繰り返しになりますけれども、今後も行財政改革を着実に推進をしながら、財政の健全化を進めてまい

ります。

次に、行財政運営の基本についてお答えをいたします。島前市長は、御指摘のとおり身の丈に合ったという行財政運営の考え方を基本にしておりました。私も基本的にはその考えに賛成でございます。身の丈に合った行財政運営、これを基本としながら、民間的発想による行政運営、あるいはバランスのとれた財政運営を心がけて、市民の皆さんとともに住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、3番の名寄市立総合病院にかかわってでございます。1番の消化器内科の診療体制の縮小の影響等でございます。平成21年度消化器内科における実績では、議員からもお話ありました外来での延べ患者数は3万469人、延べ入院患者数は1万9,252人と。一番患者数が多い診療科となっています。医業収益面では、外来で3億2,391万5,000円、入院では6億2,856万4,000円、合計で9億5,247万9,000円と。外来、入院、総収益の15.5%となっている状況でございます。4月から消化器内科医が5名から2名体制となり、糖尿病科、呼吸器内科が新設をされますが、当院で患者数が一番多い消化器内科医の減員の影響が多いものと試算をしまして、平成22年度当初予算に比べて外来では4,636万2,000円の減額を見込み、入院では4億7,937万6,000円の減額を見込みました。また、病床稼働率につきましては、平成22年度下半期の入院稼働率が落ち込んだことから、平成22年度稼働率88%に対し新年度の稼働率を78%で積算をしています。

なお、4階東病棟の再編につきましては、4月から消化器内科と呼吸器科をそれぞれ20床、それに糖尿病科15床として運営をし、7月以降は消化器内科を10床にして糖尿病科を20床とする予定であります。地域医療の連携、再編の中、市民の皆様、周辺住民の皆様にも御迷惑をおかけしますが、しかるべき診療体制の確保に今後も全

力で取り組んでまいります。

公立病院改革プランについてのお尋ねがございました。御存じのとおり公立病院改革プランの策定には、総務省からガイドラインが示され、その中で経営の効率化については平成21年度から23年度までの3カ年において経常収支の黒字化ということが言われております。この改革プランの策定に当たっては、現状の医師の数を基本としてDPCの移行によります医業収益の増、業務改善などによる経費の節減、そしてジェネリック薬品の採用や診療材料及び医療消耗品の絞り込みによる材料費の削減、これらを主な内容として平成21年度にプランを策定し、病院事業を運営しているところでございます。その結果、計画初年度の平成21年度の決算では前年度に比べて約1億600万円の赤字額を削減をし、経常収支比率は98.1%となりました。計画2年次の今年度決算見込みは、経常収支比率は99.1%と黒字には至りませんでしたけれども、前年度の決算に比べて約9,000万円の赤字額の圧縮が見込まれています。このように計画については、これまでのところ比較的順調に推移をしてきたところでございますけれども、計画最終年次となります平成23年度につきましては御承知のとおり消化器内科の規模の縮小という全くの想定外のことがございまして、赤字予算を余儀なくされているところでございます。新年度は、赤字予算となりますけれども、減価償却費を含んでの赤字ということでありまして、決算でも流動負債が流動資産を上回る、いわゆる資金不足、もしくは不良債務の発生までには至らないという見込みでございます。しかしながら、消化器内科という大きな診療科の医師の不在ということが長引きますと、不良債務の発生も十分に予想されることから、その解消に向けてプランの改定が必要になってくるものと考えているところでもございます。そうならないように、市政執行方針でも述べましたけれども、診療体制の確保は重要課題と位置づけて、引き続き全力で取り組ん

でまいります。御理解いただきますようお願いをいたします。

中高生に対する医療教育についてのお尋ねがございました。非常に重要なことであると思えますし、また難しい部分もありますけれども、これまでの名寄市立病院での実績を御説明をいたします。1つには、名寄中学校に出向いて総合的な学習の時間で看護師の業務について説明をしてきています。これは、前半14名、後半13名と。美深あるいは西興部の中学生に対しては、それぞれ2名ずつ看護師の希望の生徒の職場体験学習の受け入れをしています。高校生に対しては、夏休みにふれあい看護体験というのを実施をしています。市内と名寄近郊の高校の進路指導の先生と直接会って、奨学金貸与について御説明をしている状況であります。本年度は、初の試みといたしまして名寄保健所、名寄市立大学、士別市立病院の4者で看護系進学者のための応援講座を3月14日午後から名寄市立病院で開催することになっています。そのような取り組みを継続させることも重要であると認識をしていますし、資格取得者が戻ってくる取り組みについても研究をしてまいります。

次に、医療バスの運行についてのお尋ねがございました。消化器内科の診療体制の縮小に当たり、転院される患者さんの交通手段ということでは検討しなければならぬというふうに考えています。今後名寄市立総合病院の消化器内科医師の確保には、佐古院長とともに全力で取り組んでまいります。士別市立病院との病病連携ということもこの先協議をしていかなければならないと考えているところであります。それは、地域におけるそれぞれの病院の果たす役割についてということでありまして、病院間の医療バスの運行という御提言もぜひとも協議検討もさせていただきたいというふうに思います。

地域医療再生事業についてのお尋ねがありました。昨年11月に成立しました国の補正予算に3次医療圏における課題解決を図る目的で盛り込ま

れたものでございます。こうしたことから、道は高度な医療を提供する道内6つの3次医療圏ごとに地域医療再生計画を策定するとしておりまして、各圏域ごとに15億円を助成し、医療環境を改善しようとするものであります。道北圏域では、本年1月19日に上川総合振興局におきまして事業内容等の意見交換会が開催をされました。8病院と1消防組合の9団体から要望があり、その中から要件を満たし、緊急性の高い事業が優先される旨の説明を受けたところであります。名寄市立総合病院は精神科病棟の改築、ドクターヘリポートの設置事業、ITネットワーク整備事業、周産期医療体制の整備事業などを柱といたしました基金総額15億円の計画書を提出をしたところでございます。今回の事業計画書の提出期間、極めて短かったため、各医療機関は計画書の作成に苦慮をしたようでありますけれども、名寄市立病院は平成21年度に計画した事業をベースに策定をいたしましたので、そのようなことも含めて道の担当者にしっかりPRをしてきたところでございまして、一つでも多くの事業が採択されるよう最善の努力をしてまいります。

次に、名寄市の各種課題についてでございます。まず、土地開発公社でありますけれども、土地開発公社を含めた第三セクターの今後のあり方につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行によりまして、土地開発公社を含む第三セクター等の負債、損失補てんなどが将来負担比率の算定に積算されることとなりまして、総務省から第三セクター等の抜本的改革に関する指針が示されました。これを受けまして名寄市といたしましても、名寄市第三セクター庁内検討委員会を平成21年7月に立ち上げて、庁内で議論をしてまいりました。当初は、平成21年度中に取りまとめをする予定でしたけれども、株式会社ふうれん望湖台振興公社の方向性が決まらなかったことから作業がおくれて、本年2月に検討委員会からの報告を受け、名寄市第三セクター等改善

計画を策定をいたしました。

改善計画では、土地開発公社の今後のあり方については公社が所有する保有地を名寄市が段階的に取得し、平成26年度中の解散を目指すということにいたしました。今後の保有地の取得の見込みにつきましては、平成22年度末の簿価3億1,520万円に対しまして、平成23年度は（仮称）市民ホールの建設予定地、簿価7,044万円、平成24年度は大橋地区の公共残土用の用地等、簿価7,964万円、平成25年度は内淵の山林、名高残地、旧東中学校跡の緑道など8,049万円、平成26年度は旧営林署跡地など8,463万円を予定をしています。また、解散の際には第三セクター等改革推進債を使用することも検討しましたが、市民ホールの取得用地後の簿価は2億4,450万円と比較的少ないということ、推進債を使用することでの実質公債費比率の悪化するという影響、あるいは財政支援は支払いの利子の2分の1に限られているということなどを考えまして、借入れをしないで一般財源での取得を考えています。御理解をいただきたいと思っております。

東病院についてでございます。名寄東病院は、平成15年12月1日、旧国立療養所名寄病院を10年間の病院形態維持を条件に国から移譲を受けて開設をし、現在は105床全部を医療病床に変更しまして、慢性期医療を軸に内科、リハビリテーション科にて医療サービスを提供しております。管理運営につきましては、上川北部医師会との10年間の管理運営委託に関する基本協定をもとに、平成18年8月までは管理委託、その後は指定管理者として各年度協定を締結をして実施をしているところでございます。御質問の基本協定期間以降の考え方についてでありますけれども、まず本病院の必要性として市立総合病院の急性期医療に対しての東病院は慢性期患者の受け入れと大きくすみ分けがされておりました、東地区唯一の病院として地域での役割も大きいものと認識をしています。しかしながら、医師あるいは看護ス

スタッフの確保、老朽化した建物の改修など大きな課題を抱えているのも現状でありまして、名寄市のような小規模自治体で2つの公立病院を維持することは困難であると思われまますので、国の施策の動向を見据えながら関係機関と協議を進め、長期的な視野に立って慎重な対応をしてみたいと考えています。

営業戦略推進委員会についてでございます。名寄市では、現在地域間競争が激化する中、名寄の観光資源、あるいは物産を積極的に国内外に売り込むために昨年からさまざまな取り組みを始めたところです。この取り組みは、行政だけでなく観光や物産販売の拠点となる関係各所、各種団体、市民とともに進めることで大きな成果を生むため、名寄市という地域を売り込むイメージや情報を互いに共有していくということが必要となりますが、行政としても関係各課との情報の共有、あるいは意見交換をより一層行うことが必要と考えまして、昨年の12月に市役所の各部から推薦された8名の委員で構成をされる名寄市営業戦略推進委員会を設置しました。特に観光振興につきましましては、産業、教育、文化などさまざまな分野に波及をしていくことから、コーディネイト役としての営業戦略推進委員会を設置することで庁内の横の連携の強化が図られるのはもちろんでありますけれども、民間団体との協働によりまして取り組みを進めることができるというふうに考えています。

次に、庁内での合意の形成ということでありましたけれども、名寄市を売り込む方策にかかわる営業戦略推進委員会の提案内容が確定した段階で庁議に報告をし、合意形成を図る手順となっておりますけれども、全庁的な情報共有を図るという観点からも庁議での意見を踏まえた提案内容を部次長会議及び課長会議でも報告をし、職員への周知を図ってまいります。

次に、市民の意識の高揚に向けた方策ですけれども、まずは目に触れ、興味を持ってもらうことが重要であると考えております。広報なよろを通

じた積極的な啓発活動を行うなど、営業戦略推進委員会だけでなく行政全体のコーディネート力を強化をして、市民みずからも名寄市を売り込もうという意識の高揚が図られますよう努めてまいります。と考えていますし、新年度は天文台という花が、また名寄市を舞台に撮影された映画という花、そしてさらにはひまわりなどさまざまな名寄市の花が咲き誇り、地域資源を生かしたまちづくりをより一層推進するチャンスであると考えています。しっかり取り組んでまいりたいと思います。

名寄市を売り込む地域資源はさまざまありますが、営業戦略推進委員会では4月29日にグランドオープンする天文台を当面核となる地域資源と位置づけました。現在市と民間によるきたすばるグランドオープン実行委員会におきまして、天文台が所在をする道立公園サンピラーパークを中心としたにぎわいづくりについて検討をしています。また、新年度は名寄市と「星守る犬」のPRを兼ねたポスターを作成する予定でもございます。映画がヒットをすることがロケ地となった名寄市のPRにもつながるため、営業戦略推進委員会では行政全体での取り組みが必要と考え、各部署で考え得るポスターの掲示場所について調査をしました。現在担当部署において報告された掲示場所の中から、不特定多数の人々が目にする掲示場所を抽出しておりますけれども、5月の下旬には全国各地の施設に作成したポスターが掲示をされ、映画と連動した名寄のPRが図られるものと期待をしています。

都市再生整備計画名寄地区についてでございます。（仮称）複合交通センターの基本計画案を取りまとめるに当たりましては、具体的な検討に着手する前段での施設の必要性などを説明し、意見や要望を伺って基本計画案を策定をしてみたいと考えています。この時点では、5件の意見要望をいただいていたところでございます。要望内容については、施設のデザイン、図書館の併設、観光物産販売やトイレ設備の充実等のほか、音楽活動も可能にな

るような意見要望というふうになっていました。また、このほか市民会館の貸し会議場を利用している24の団体に対しても文書にて移転新築をする新たな施設を引き続き利用していただけるかお伺いをし、回答があった20団体、9割の団体が継続して利用したいと回答があったところでございます。名寄市としては、これらの要望をもとにバスターミナルや観光インフォメーション機能、業務機能、貸し会議室をどのように配置すると市民の利便性が高まるのかの検討を加えて、基本検討案とさせていただきますところであります。また、この基本検討案に対しては、2月4日から28日までの間で再度市民の意見をいただくように市民に周知をしてきたところでございます。この間の要望意見としましては、観光向けのインターネット環境の整備、あるいは観光物産機能の充実、レンタサイクル、公共交通結節点の整備のあり方など5件の意見がありましたので、基本計画に反映できるかどうか現在作業を進めているところでございます。これら意見を踏まえた中で、3月中には基本計画を完成する予定として作業を行っているところであります。

隣接地で事業展開を準備をしています民間事業につきましては、昨年9月7日に開催をされました各代表者において平成23年度において事業を推進する報告をさせていただいたところでありますけれども、名寄市としても改めて3者協議を定期的に開催をしまして、平成23年度の事業スケジュールを確認をしてきています。一般賃貸住宅、商業施設の整備日程につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、平成23年8月から9月ごろの着工予定としていることを確認をしているところであります。ただし、住宅型の有料老人ホームにつきましては、都合により着手時期が流動的となっております。事業全体がおくれているという報告を受けております。名寄市では、具体的な施工業者、着工時期などの確認のため、引き続き3者協議を開催をしまして、事業

の進捗について協議をしております。また、駅横地区のにぎわいの創出を市街地中心部に誘導する手段についても商店街、振興組合や商工会議所とも具体的な協議を開始をしております。市街地中心部のイメージアップを図るとともに、商業振興に貢献できる施策となるよう必要な協議を継続をしていきたいと考えています。

次に、国保診療所の跡地の活用について申し上げます。現在の診療所につきましては、昭和50年11月に建設をされ、建築後35年が経過をし、老朽化が著しいため、解体、除去する予定であります。また、風連市街地再開発事業により取得した診療所は、5月2日から診療開始をする予定で準備を進めています。跡地につきましては、当初より市街地再開発の計画の中ではいろいろな用途に活用ができるよう空地として位置づけております。再開発事業により整備をされた駐車スペースは約90台、駅前公共駐車スペースが20台程度ありまして、合わせて110台の駐車スペースがありますが、すべてのスペースが共有となっておりますので、常時使用できるスペースは半分程度ではないかと考えています。市街地でのイベント等では、風連地区の文化祭の2日間に延べ1,000人の来場者、風連ふるさとまつりのあんどんパレードのときには現診療所の駐車場も夜間利用されている状況であります。さらには、道北なよろ農協の総代会では290台の車両が路上を含む施設周辺等に駐車をしている状況でありまして、農協からは駐車場の話もお聞きをしています。この地区には、公共施設としてのふうれん地域交流センター大ホール、国保診療所、ふうれん健康センター大研修室があり、3施設合わせますと約150台程度の駐車スペースが施設の設置者として必要であると考えています。診療所の跡地は、敷地面積が1,600平米、駐車台数、乗用車換算しますと約40台が確保できると考えておりますので、既存の駐車スペースと合わせて施設等利用される方々への利便性を考慮しながら、駐車場などの活

用を図ってまいりたいと考えています。

元気な1次産業づくりについてお答えをいたします。厳しい経済情勢の中、農業従事者の高齢化や担い手不足、農畜産物の価格低迷など多くの課題を抱える名寄市農業において、市内農畜産物の市内での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的な発展と商工観を含めた地域経済の活性化に寄与するものと考えています。地産地消を進めていくためには、生産者、農協、行政を初め消費者や商工業者との連携を図るとともに、安全、安心で良質な農畜産物を基本とした産地づくり、名寄市農畜産物を利用した加工品づくりを推進をするとともに、都市と農村の交流を促進して、観光客も含めた地域内農畜産物の消費拡大を図ることが必要です。名寄市には、市内外で大きな評価を得ているモチ米、カボチャ、アスパラ、バレイショ等々の農業資源が豊富でありまして、観光資源についても健康の森、サンピラーパーク、望湖台自然公園、ひまわり畑、道の駅、そして天文台きたすばる、これが本年4月グランドオープンするなど充実をしておりますので、これらを農業あるいは商工業、ホテル、飲食業等との観光と連携する必要があると考えています。

名寄市街地における直売所の取り組みにつきましては、農家の女性グループ、畑のめぐみ会が旧北洋銀行跡地で毎週水曜日、道北なよろ農業協同組合名寄支所の駐車場で毎週土曜日夕市を開催しています。農家の熟年グループ、新鮮朝市の会はポケットパークにて毎週日曜日に朝市を開催しています。農家みずからの常設直売所、おいしっくは通年にわたり開設をしています。また、市内のスーパーにおきまして農家みずからの野菜コーナーを設置しているところもございます。また、アスパラまつり、あるいはふれあい広場のイベント等においても農家の直売所が開設をされておまして、これらが地産地消に大きな役割を果たしています。御質問のとおり市街地においては限られておりますけれども、取り組みがなされてお

まして、サンピラーパーク、健康の森周辺ではファームレストランも芽生えてきたような経過もございます。行政といたしましては、生産者等の意向も取り入れながら、地産地消マップ等によるPRなども努めていきたいと思っておりますし、情報提供などできるだけの支援もしてまいりたいと考えています。

名寄市立大学についてでございます。平成18年4月に前身であります市立名寄短期大学を4年生大学に改組して開校しました名寄市立大学、5年が経過をしようとしています。学部完成年次である昨年3月には、第1期生が卒業しました。ようやく大学としての基礎づくりができたものと考えております。これまでの4年間における教職員は、学生の参加も得て教育、研究、社会活動、大学運営等のあらゆる面で試行錯誤を繰り返しながらもよい大学づくりを目指して取り組まれ、一定の成果を上げることができているものと思っておりますけれども、一方では当初の計画が達成されていないもの、あるいはまたその途上であるものがございます。これらを踏まえてこれまでの歩みを振り返り、確認をしながら進んでいくことが重要でありまして、平成19年度から自己点検評価を実施をし、平成23年度には第三者評価機関である大学基準協会による認証評価を受けることとなっております。この評価結果は社会に公表されることから、全学挙げて準備を進めているところでございます。

現在の本学をめぐる状況は、退職職員の後任の確保の課題、本学の教育、研究に対応した施設整備の課題、児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部の再編など、検討しなければならない残された課題は多くございます。特に管理の面で効率が悪く、手狭になっている大学図書館、あるいは座席数が不十分な学生食堂など厚生施設については改善が望まれておまして、厳しい財政状況の中ではありますけれども、新名寄市総合計画後期計画の5カ年の中で施設整備ができるよう計画的

な財源の確保にも努め、学生にとって魅力ある大学づくりと市民に期待される大学づくりに向けて一步一步課題を解決していかなければならないと考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の2、教育行政にかかわってお答えを申し上げます。

まず初めに、平成22年度全国学力・学習状況調査結果を受け、公表した今後の取り組みと執行方針との整合性についてお答えいたします。平成22年度全国学力・学習状況調査の概要につきましては、ただいまお話がございましたように今年1月に市のホームページに掲載いたしました。その中で今後の取り組みの重点課題として、授業改善、規則正しい生活習慣の確立、キャリア教育、よさを認め励ます学習環境の整備の5点を挙げたところであります。この5点と教育行政執行方針との整合性について申し上げますと、1つ目の授業改善につきましては教師の技術力の向上が必要であり、巡回指導教員等による授業の質の向上や研修の場となる教育研究所の研究活動の一層の充実が重要と考えております。2つ目の規則正しい生活習慣や学習習慣につきましては、これまで同様に学校、家庭、地域が力を合わせ、基本的生活習慣の定着を図るとともに、（仮称）放課後子ども教室などの試行を通して学習意欲の向上に取り組んでまいりたいと考えております。3つ目のキャリア教育や4つ目のよさを励ます活動につきましては、心の教育や読書活動の励行、社会教育との連携を図りながら推進してまいります。5つ目の学習環境の整備につきましては、天文台など地域にある教育環境資源の有効活用や地域の人々との交流を通して自己の目標を定めながら努力するよう支援してまいります。地道な取り組みではありますが、これらを確実に実践していくことが基礎学力の定着への早道である、このように考えております。

次に、（仮称）市民ホールについてお答えいたします。（仮称）市民ホールの整備につきましては、御案内のとおり国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業を活用し、市民文化センター横に建設することとしたところでございます。今後の予定としましては、市長の答弁にもございましたように平成23年度予算に基本設計、地質調査、用地取得費などを計上しながら、ホールの全体像を検討し、平成24年度には実施設計を行って施設の細部を明らかにした後、平成25、26年度の2カ年にわたり建設工事を行って、平成26年度にオープンする計画でございます。

平成23年度の基本設計では、施設の規模や機能はもとより活用方法も含めて検討を重ね、その過程で市民の皆様からのパブリックコメント等の意見を伺いながら、より利用されやすい施設づくりを目指してまいります。市民懇話会からの報告書では、新しくできるホールの役割や活用方法について、住民が気軽に集い、文化に親しみ、創作活動を通して名寄地域の文化を担う人材育成を推進するとともに、幅広い地域住民が集い、交流できる場、さらにはすぐれた舞台芸術を鑑賞する機会提供の場について報告されております。具体的な活用方法につきましては、平成23年度で行います基本設計において十分に検討を重ねてまいります。現在市民会館を利用されている団体、さらには文化センターを利用されている団体とも新ホールの活用について利用しやすい施設づくりを含め、協議してまいります。

有効活用の具体例とのお話でしたが、例えば昨年度から実施しておりますなよろ舞台芸術劇場におけるプロによるワークショップや公演を今後とも継続して、すぐれた舞台芸術鑑賞の場とするなど、その活用のあり方について積極的に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいた

いただきましたけれども、議長にお許しをいただきたいのですが、通告をしていたもののうち2つが1ページ読み飛ばしまして、教育委員会に聞こうとした教育行政の名寄地区適正配置及びオープンスペースのことについてはちょうど1ページに入っていたのですけれども、それを完全に読み飛ばしましたので、改めてここでちょっとお伺いすることをお許しをいただきたいというふうに思います。

まず、名寄地区適正配置の関係でありますけれども、これは教育行政執行方針の中でも名寄市立小中学校整備計画に基づいて、関係する学校、地域の代表者などで構成する（仮称）名寄市街地区公立学校適正配置検討委員会を設置し、対象校、通学区域、施設整備について協議を進めるというほうで述べられておりますけれども、一方、庁内の関係職員で構成された名寄市立小中学校施設整備計画策定委員会というところも整備計画案を示しております。それによりますと、1つには平成29年度までに名寄市街地区の小学校配置について適正配置と通学区域の見直しを5校から4校体制に再整備すること、2つには名寄小、名寄西小、名寄東小の3校については施設整備と耐震化が図られていること、3つには名寄南小及び名寄豊西小については旧耐震構造に加え老朽化も激しく、改築、改修、補強が必要ということにしておりますけれども、その上で名寄市街地区の適正配置の推進と連動した小学校施設の整備を図ると。つまり計画案では、既に再編対象校を限定しているような印象が否めませんけれども、改めて計画案と執行方針の整合性について聞きたいのと、もう一つは29年度までに市街地区の小学校を5校から4校ということでもありますけれども、旧耐震基準で建設された校舎及び屋内運動場が10校22棟、全体の55%を占めるという状況から、その後も再編ですとか統廃合が続いていくというふうに予想されます。その中で名寄市では、特に小学校では60年以降オープンスペース教育というのを積極的に導入されておりますけれども、そのオープ

ンスペースの評価と今後の校舎施設整備についての考え方をまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） それでは、こちらから改めて2点についてお答えさせていただきます。

最初に、名寄地区適正配置計画についてであります。次代を担う子供たちに対して良好な教育環境を確保し、保障していくための適正な配置につきましては、平成20年1月に名寄市小中学校適正配置等検討委員会からいただいた答申をもとに平成20年4月には名寄市立小中学校適正配置計画の基本方針を、また平成21年1月には耐震化計画を策定して施設整備を行ってまいりました。ただいま議員のお話にございました名寄市街地区の小学校5校から4校への再編につきましても、この適正配置計画の第1期の中で将来的な児童数の動向を把握し、将来の見通しに立った適正配置を考慮に入れ、5校から4校の再編の方向性を示すとともに、実施時期については学校施設の老朽化の状況、耐震化等の改築、改修等の時期も考慮し、検討することとしたものであります。今回の名寄市立小中学校施設整備計画案につきましても、これまで策定された名寄市立小中学校適正配置計画並びに名寄市立小中学校耐震化計画の両計画と連動した計画的な施設整備を行うための基本的な考え方や進め方を示すとともに、平成29年度までの計画期間内において推進すべき事項として、名寄市街地区の適正配置と連動した施設整備の必要性について示したところであります。執行方針では、これら諸計画に基づき名寄市街地区における適正配置を推進していくに当たり、名寄市街地区公立学校適正配置検討委員会を設置して、保護者や地域住民等の参画のもと、1つには適正配置の対象校、2つには通学区域、3つには施設整備等について実施計画に向けた協議を進めることについて述べさせていただきましたので、御理解をいただきたいと、このように考えております。

次に、オープンスペース教育の評価についてで

ありますが、広々とした空間の中で伸び伸びとした学習活動が展開されるようにとの思いから、名寄小学校や東小学校、西小学校、中名寄小学校、下多寄小学校、智恵文小学校にはオープンスペースが設置されております。これらの学校では、図工、総合的な学習の時間、社会などの教育活動における作業スペースとして、また発表会などの集会スペース、作品、発表物などの展示スペースとして活用しております。小規模校では、給食を全員で食べる憩いの場としても活用しております。このように特に小学校においては、広い空間で多様な教育形態がとれるなど、ゆとりある教育環境となるほか、学級が閉鎖的な環境にならないなどの効果が報告されております。課題につきましては、音、人の動きなどいろいろな刺激に適切に対応できない、あるいは困り感を覚える子にとって音の遮断ができないとか、あるいは不審者が侵入した場合の対応が難しいなどが挙げられますが、グループ学習や学年全体での指導場面での効果は大きく、また隣の教室の音が聞こえるなどの問題に対しましても学習への集中を高める授業の工夫改善がなされることによって解決できるものと考えております。このようなことから、今後の小学校における施設整備に当たりましては、オープンスペースによる教育効果を踏まえて、さらに充実した教育環境の構築を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 失礼しました。いずれにしても、適正配置については、これは過去も名寄市も校区の見直しですとかやってきたときに、やはり一定の時間のかかる、それは御父兄の皆さんの意向、あるいは地域の意向、いろいろありますでしょうけれども、そこはより慎重に対応していただきたいことをお願いしたいのと、かつ名寄のまちづくりにも影響を与えることもあり得ますので、市長の言葉ではないですけれども、スピーディーな対応と。慎重かつスピーディーな対応を

求めておきたいというふうに思います。

市政執行方針及び新年度予算関係では、るる御答弁をいただきました。市長の基本的考え方は十分理解できるものでありますけれども、私やっばり一番心配するのは、市長自身言っているように市の行財政運営の厳しさというのはこれからますます拍車がかかる。それは、国の予算を見てもそうでありますけれども、税収を上回るような国債を発行して国家予算を積んでいくというのはもう既に限界になると。一方では、地方に温かい施策が続きましたけれども、それもある意味では限界に来る。もう一つは、市立総合病院も私は消化器内科の影響がどの程度でとどまるのかというのは非常に懸念をしております。先ほど市長のお話の中にもありましたように、今名寄の市立総合病院では不良債務は発生しておりませんが、多分このまま推移を、今の医師不足、あるいは看護師不足、あるいはいろいろな部分を含めると非常に厳しいと、確保は。これは、否めない事実だと思えますし、そのときに不良債務が発生する。今のままで推移すれば、私は四、五年以内に発生していくのではないかと。例えばお隣の、失礼な話ですけれども、土別の市立病院なんか見ると、当初は2,800万円ぐらいの不良債務の発生が、事情は、中は違いますけれども、5年間で12億円ぐらい不良債務が膨らんでいくと。今では土別の税収の半分近くが病院に向けられると。それをやっていると、当然ながら市民ニーズの多様化はわかるのですけれども、あるいは名寄市の課題をやらなければいけないというのはわかるのですけれども、もう少し慎重に名寄市立総合病院の成り行きを見守りながら、計画があってもよかったのかなど。23年度にこれほどの基本設計や何か入っていきますと、当然ながら先ほどもお話ありましたように近い年度でつくっていくというふうに市民の皆さんも期待するのですけれども、一方では病院の赤字が一般財政にどれぐらい影響を与えるかというのは読みができない。その2つのことを

含めて、今回改めて市長の判断に至った経緯というのをお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市政執行方針にかかわって、新年度の予算、改めてその考え方をということでございます。国の財政の状況は、非常に厳しいということで認識同じくしております。一方で、そうした状況の中でこれからは地方に向けられる交付税も含めた先行きが厳しいものというふうに思いますし、一方で地域もそれぞれの地域で地方分権ではないですけれども、それぞれの特徴を出してまちづくり頑張りなさいと、こういうことなのだろうというふうに思います。そのためにまずは、この地域の長い目で見た足腰の基盤をしっかりとしていかなければならないということは常々申し上げてきたところでございます。今年度お金が、随分予算が膨らんでいる部分での例えば加工処理施設、あるいは玄米バラ集出荷施設、そして駅横の整備計画、これらすべて中長期的な産業の振興にかかわるものであります。とりわけ加工施設に関しましては、国の交付金事業でありまして、このタイミングでなければやり切れない。やれることができなかつた事業であるというふうに思います。一方で、この事業をやることで今後も食肉センターが20年、30年にわたってこの地域でしっかりと根を生やし、そしてまた新たな雇用も、あるいは産業のクラスターも生んでいただけるものというふうに考えているところでございます。そうしたこのタイミングでこそできた事業、あるいはその裏と言ったらあれですけれども、財源についてもほとんど有利債、過疎債あるいは合併特例債を活用しているということでございます。そうした配慮もできているというふうに思います。また、先ほどもお話、繰り返しになりますけれども、そうした中でも中期的なそうした大型の建設事業も控えているということでの基金の積み増しもしっかりとできているというふうに思いますし、

足元の雇用、景気的情勢にも配慮して30億円の建設事業も予算配分できたと。目先あるいは中長期にわたってバランスよく配慮できて、そして健全化にも一定程度の配慮のできた予算であるというふうに自負をしています。

病院のことに關しての御質問もありました。当然厳しい状況であるということは理解をしておりますし、またこの現状をしっかりともとに戻していく努力をこれあきらめずに絶対していかなければならぬというふうに思っています。今定住自立圏の関係では、3月に中心市宣言をしますけれども、そうした病院での各町村とのこれから連携ということもあるということでありまして。これまで名寄市だけで対応をしてきたことも、当然この周辺の名寄市の病院を利用させていただく皆さんとも連携をして、しかるべきところに訴えていくということもしていかなければならぬでしょうし、またそうした市町村ともこれまで以上に連携して、この病院を支えていただくことがあるのかどうかということもしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思っています。私としても、佐古院長ももちろんですけれども、現在持ち得る情報や、あるいはさまざまな協会や、そうしたところとも出向いてこの現状を訴えて打破していくことをあきらめずにしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今市長のほうから最後のほうは病院の話が出ましたけれども、私も病院は、これは21年度決算審査特別委員会、あるいはさきの議員協議会に出席をいただいた佐古院長が2つの注目すべき発言を行ったと。1つは、救急外来について崩壊状態という言葉をお使いになりました。もう一つは、医師の確保については限界というお言葉を使いました。この崩壊状態と限界というのは、まさに病院の今の状況をしっかりと言い当てているのか、当事者として適切であったのかどうか、ちょっとわかりませんが、

これが今の病院の状態だと私は認識させていただきました。だから、消化器内科についてもこれからどうしていくのか。市長は、確かに今おっしゃったように全力で医師確保に努めるという状況でありますけれども、病院全体を考えたとき、院長がこの2つの言葉を使った現状というのはどう認識されているのか改めてお聞きしたいのと、その病院を医師確保だけにかかわらずどう打開されようとしているのか、お考えをお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 救急医療の崩壊という言葉、繰り返しになりますけれども、名寄市はもちろんですけれども、周辺の町村ともしっかりとお話し合いをさせていただいて、そうしたところからの直接救急外来に来てというようなこともこの救急の崩壊の一つの要因としてもあるのかなというふうにも思っています、そうしたこともぜひ話し合いをさせていただいて、この市立病院の救急の機能がしっかり確保、これからも機能していけるように、こうした定住自立圏ということを結ぶに当たって再度しっかりと協議をしまいたいというふうに思っています。

北海道病院協会という協会ありまして、ここの医師派遣事業というのがあるのです。佐古院長ここの協会の常務理事ということでありまして、何度もこちらのほうにも出向いていただいているという話を聞いています。こちらの協会としても名寄のこともしっかりと受けとめていただいていると。しかしながら、北海道にお医者さんがなかなかいないという現状もあるということで、今後ぜひとも北海道から本州へも医師確保をこれしていかなければならないという認識を持っているということでございます。あらゆる情報、手段を駆使して、診療体制をできる限りもとの状態に戻せるように私も全力で邁進してまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、ここ最近消化器内科が非常に縮小するという中で、私市民の方から、2人から衝撃的な言葉を受けました。1つは、消化器内科にかかっている年配の方が病院側から、ドクターから転院してくださいと。そして、自分で選んでくださいと。それに紹介状を書きますという話をされて、その方はセンター病院がある名寄でおれは医療難民みたいなものだという話をしています。もう一人の方は、これは病院がだんだんここ数年いろんな診療科を含めて縮小あるいは閉鎖していく中で、言っていたのはもう名寄に住めない。これだけ年寄りになって、なかなか名寄に住めないで、子供のいる札幌に移転しようと思っているというお話を聞きました。この2つは、これからやっぱり名寄にとって地域医療をどう守っていくかというのは重要な施策の一つであります。そういう意味で御提案申し上げた医療巡回バス、研究はされるようでありますけれども、名寄市病、士別市病、東病院、そしてその次に出てくるのは必ず今度は病病連携から病診連携ということで、市内の例えば個人病院もある。次に出てくるのは、広域自立圏を使ってでも、次他の町村の公立病院を回るというバスがやはりこれ必要になってくる時代が来るだろうと。ただ、今名寄市にあって、これは消化器内科の医師がいなくなるまで、いなくなるように最大の努力をいただくのですけれども、いなくなった後、あるいはそれ以前も含めて緊急に私はこれ協議すべきだと、病院を回るバスについては。悠長に半年あるいは1年をかけるのではなくて、もう既に転院を余儀なくされて士別の市立病院に通っている患者さんは市内に高齢者の方いらっしゃるわけですから、そういうことと、あるいは名寄市立総合病院の救急外来を含めて崩壊状態を少しでも緩和するために、そのことが役立たないかを含めて早急に検討されるべきというふうに思ひますけれども、改めてその辺の決意を市長からお伺ひをしておきたいというふう

に思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 医療の循環バスにつきましての改めての御質問ありましたけれども、もちろん検討、研究してまいりますけれども、一方で診療するそれぞれの時間だとか、そうした細かな調査もこれ必要になってくると思います。やみくもに走らせてニーズに余りかみ合わないということがあっても困りますから、しっかりと調査し、速やかに、スピーディーに研究、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 誤解をされたら困るのですけれども、私はやみくもに走らせてというのは一言も言っておりませんので、それはちょっと誤解があったら困りますので、いずれにしても早急な検討をお願いしておきたいと思います。

それと、全体的に市政執行あるいは新年度予算にかかわってでありますけれども、行政が政策を展開する目的の一つに、やはり税収増ですとか働く方の福利厚生の上向というのがあると思いますけれども、市長もお手元なり最近読まれたと思いますけれども、北星信用金庫の景況レポート第29号というのが2月に発行をされました。その中で昨年7月から12月までの今期よりもことし1月から6月までの来期の見通しに不安を持っている企業が多く、季節的要因を差し引いても厳しい内容が続くと判断される。あるいは、設備投資においても今期は3分の1の企業で実施したが、来期は4分の1の企業しか実施する予定がない。あるいは、経営上の問題として売り上げの停滞、減少、同業者間の競争の激化、利幅の縮小が依然として上位を占めている。特に売り上げの停滞、減少は全体の59%の企業が深刻な問題として受けとめているのですけれども、この状況を市長はどう受けとめ、さらにはどう施策に反映されようとしているのかお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 足元のこの地域の経済の状況についてお話がありましたけれども、先ほどともちょっと若干繰り返しになりますかもしれませんが。先般新聞報道等では、ハローワークの名寄地域の求人が全道の中では一番いいという状況もあるということでございます。一概に、いろんな角度から経済の状況というのは見きわめなければならぬというふうに思いますけれども、しかしながら絶対的には余り先行きが見通せないというところはあるのかもしれません。先ほどの建設事業量の確保もありましたけれども、昨年度というか、22年度との比較しての10億円程度の積み増しできたということは、そうした意味で足元のそうした景気にも一定程度配慮できた予算組みであったというふうに自負をしています。また、食肉センター、あるいは先ほどの繰り返しになりますけれども、駅横の整備の計画に関しても、こうした長い目で見た経済、産業の振興に光を与えていけるものになれると思いますし、またそうしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 次に、複合交通センターの計画案の公表について、ちょっとこれ実務的なものもありますので、茂木経済部長にお伺いしておきたいと思いますけれども、市長の御報告にもあったように2月4日から25日までこの施設の複合交通センター基本設計に関する市民意見を募集しますということで、25日まで公表して、ここに書いてあるとおり会議室を利用している団体から意見を伺いながら、基本プランを策定したので、市民の皆様に報告しますということで募集をしているのですが、この基本検討案について関係団体との協議というのはどういうふうにお進めになりましたか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） これについては、特に市民会館に入っている団体が今回の複合交通セ

ンターに入りたい意向ということをいろいろ聞き及んでおりまして、そこの団体の関係についてどのようなスペースだとか、あるいは機能が必要なかというようなことについて事前の協議をするというようなことで、そういった形の協議をさせていただいたということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それは、協議をしたというふうに受けとめて結構ですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 基本計画の策定の期間の関係がありまして、一部の関係団体とは十分な協議をしたというようなことは言い切れない状況はありますけれども、協議は重ねていたということで、完全に協議をし切ったというようなことではなかったのですが、期間の関係から一部そういった部分もありましたということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、吉原市民部長、今の市民会館には市民相談室があるのですが、ここのプランではのっていませんけれども、それは理解をされて、のせないということでも公表したということよろしいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 吉原市民部長。

○市民部長（吉原保則君） ただいま市民相談の関係についてのお尋ねがございました。現在市民相談、御案内のとおり市民会館に入居しておりまして、2名の相談員が交代で相談に当たっております。年間192件ほどの相談を承っております。この部分の複合交通センターへの移転の部分につきましては、消費者センターの部分とあわせてたしか去年の11月ぐらいの段階で私どもとしての一定の要望をしたところがございますけれども、若干庁内における連絡調整なり、あるいは確認が不十分であったということも含めて、ホームページの中ではそのような結果になったというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 確かに連絡調整がなかった、あるいは時間がなかったというのはあると思うのですが、市民の皆さんに意見募集をするプランを関係団体と十分な協議をしないままにインターネットで公開をして、しかもそれに意見募集を受けるというやり方が本当にいいやり方なのか。例えば一部団体では、もう既に要望をしたけれども、全く違う形で広さや何かを含めて公表されたと。だれも聞いていないということがあるのです。今の市民相談もそうですけれども、ここでも事務室の中に市民相談の一言もないのです。部長は、消費者センター云々とはおっしゃいますけれども、消費者センターはのっているけれども、市民相談はないのです。ということは、十分な協議がないままにこれが公開されたということ。これから確かに実施に向けて計画をしたときに、もっと煮詰めをするのですけれども、この辺はやっぱりしっかりしないと、例えば消費者センターと消費者協会で応接室の共同利用はいいです。将来合併予定というのは、公的機関と民間団体が合併という言葉を使うという事はあり得ない。それは、業務委託はあるかもしれない。合併するなんていうのはあり得ないです。それが堂々というインターネットで公開される。そのことが本当にこの事業を市長が願うようににぎわいをつくっていく事業に、あるいは関係団体を含めてみんな理解をして一緒に歩めるようなものになっていくという判断を担当部長はされておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今言われたように、ホームページに消費者協会と消費者センターの合併の予定という、これらについて本当にきちっとした協議が調わないままに載せてしまったという部分については、非常に申しわけないというふうに思っております。今後誤解のないようにきちっと協議しながら進めていきたいというふうに思っております。申しわけありませんでした。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 市長にお伺いしておきますけれども、この経過は今の質疑でおわかりになったと思います。それに対して市長に別に何も求めることはないのですけれども、私は基本的に市長が目指している協働のまちづくり、その原点は行政と市民、あるいは行政と関係団体を含めて連携を密にする、いろいろな意味で意思疎通を図る、意見調整を図るものも含めてやっていかなければいけないと。特にこれから（仮称）市民ホールですとか、いろいろな大型の公共施設をつくるときに、先行して行政がやるのではなくて、先ほどの市民ホールもそうですけれども、校区の再編なんかもそうですけれども、やはりしっかりと住民と話し合う、関係者と話し合うという姿勢を貫くことが大切だと私は思うのですけれども、その辺の市長の指導力を求めたいのですが、市長はどういうふうに思いますか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの私の答弁の中でも何回も協働のまちづくりと。情報をオープンにして、皆さんとしっかりと話し合いを進めていく中でのまちづくりをしていきたいということを何度もお話をしているとおりでありまして、これからはそうしたまちづくりをしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 次に、今複合交通センターのお話をさせていただきましたけれども、駅横、民間に売却した土地の関係でありますけれども、午前中の質問の中ではことし8月ないし9月ということで着手するというお話がありました。これは、市長も御承知だと思いますけれども、この土地を売却するに当たっては議会では議長の発言、あるいは附帯意見ということで、何としてもこの事業を一体開発としてやっていくのだと、進めろと、そのための関係機関との協議、あるいは議会への報告をちゃんとするというように

意思疎通を図ってきました。昨年9月の代表者会議では、23年度から着手すると。しかも、ミニスーパーあるいは賃貸住宅についてはほかの事業に先行して着手しますよと。これが昨年9月の代表者会議で出された資料であります。ところが、ここになってきたらことしの8月か9月という話になって、もうどんどん、どんどんずれてきている。3者協定書の中では、土地を譲渡したら速やかに事業に着手するための協議をするという協定書を3者で交わしていて、なおかつこの段になってもまだ8月か9月と。その保障を含めて、民間に売却した土地、あるいは民間がやる事業ですので、余り行政が口出すのはいかがかと思っておりますけれども、今のままではやっぱり市民理解を得られないというふうに判断しますけれども、市長はこれまでの推移を見て、いかなる判断で今後臨まれようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 駅横の、特に民間部分の整備について計画がなかなかおこなわれているのではないかとございます。3者協定の会談の中でのお話を聞きましたけれども、とりわけ商業部門のところについてはできるだけぎわいを持たせるためにテナントをぎりぎりまで募集をしてしっかりとやっていきたいという思いがあったようですけれども、それが1月中で断念をして、社内で商業部門は1店舗のままでいくという決断をされたということでありまして、そうしたことも含めておこなってしまったというような話聞いています。もう社内の決断が出たということがトップから示されましたので、8月、9月の着工ということは実現されるものというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 私もそういうふうに御期待は申し上げますけれども、今までの推移から見て本当にそれが可能性として100%というふ

うに市長は認識をされているのか。期待はされていると思いますけれども、100%の認識、あるいは本当にそれがされなかった場合、市長は次の判断はどういうふうになされるというふうになっているのか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 8月、9月という着工がされなかった場合には、3者協定、速やかにという文言がやっぱり正しいのか、正しくないかということがあるのかと思います。改めてこの3者協定をしっかりと実効性が担保できるものに見直しをしていくということも、そうしたことがないと願っていますけれども、もしそうしたことがあった場合には今までの3者協定も見直していく必要があるのではないかとこのように思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 駅横については、21年5月27日に3者協定書というのが結ばれて、2年経過の間に御承知のように昨年末長崎屋の跡が解体ということになりました。駅横がこの事業が着手されないと、さらに空き地がずっとそのまま続くという状況になりますので、これは非常に辛い判断になるかもしれませんけれども、市長はやっぱりこの8月ないし9月ということですので、やるのでしたらその後実施設計や何かも含めてもっと早いときに形が出てくると思いますので、その判断をしっかりとお持ちになるように、御発言があるようですので、中尾副市長にお伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 島前市長が手がけた事業について、加藤新市長に引き継ぐという私の役割がありまして、その意味では私の責任は大変重いというふうに認識しております。今回つい先日、先方の経営者、トップの方も入っての協議ということで、これまで御質問に市長のほうから8月ないし9月には事業に着手するというお話をお話をいただいております。これまで議会のほうには、3者協議で決めたことについて報告をさせて

いただきながら、なかなかお話をしたスケジュールどおりに進んでいないということもまた事実でございまして、これについても商工会議所も立ち会っての3者協議の中で先方のほうにしっかりお伝えをして、今回の先方で表明をしている事業の着手が場合によっては実施を見ないということであれば、改めて3者協定のそのものを再検討して、より実効性のある、より時期を明確にした中での協定のし直しをするということも含めて先方にお話をさせていただいて調整をしておりますので、ぜひ今回は進んでいくということで確信を持って進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今の市長あるいは副市長の発言は重いというふうに受けとめさせていただきます。これは、市の決意を含めてというふうに受けとめさせていただきますので、ぜひ市民が期待するにぎわいをつくるために最大の御努力をいただきたいというふうに思います。

次に、営業戦略推進委員会、市長の肝いりで誕生したということでもあります。4月には、午前中の質疑にあるように営業戦略室というのを新たに立ち上げると。1つは、これは趣旨は違うのですが、名寄市は過去まちづくり推進室というのをこれも一種営業の先導役になるということで誕生させました。このころは、当時の一村一品運動ですとか、いろいろまちづくり運動というのが積極的に展開される時期でもありましたし、この機会に名寄をしっかりと売り出すように、常勤者は机にいらなくてもいいと。営業に出ろという形で、当時の市長が肝いりで、これもまちづくり推進室というのを誕生させました。しかし、実態はなかなかそうはなり切れなかったと。行政の機構の一つとして組み入れたときに、まちづくり推進室はやはり設置した側は十分に当初の目的の機能を発揮したと考えるかもしれませんが、市民の側としては余りそういうふうには発揮されなかった

のではないかというふうに思いますけれども、市長が今回やろうとしている営業戦略室のほうとまちづくり推進室、性格は違うにしろ、まちづくり推進室をどういうふうに評価あるいは分析をされて、今回の戦略室とはどういうふうに意味合いを違えていこうというふうにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 申しわけございませんけれども、まちづくり推進室のことは私はよくわかりませんし、そのことを検討もしていません。この時代にこれから自分がやらなければならぬというこの目標を定めたときにこの組織が必要だと感じて、副市長あるいは部次長の皆さんとも相談をしてこの組織をつくり、今やってきている経過でございます。ぜひとも営業戦略推進委員会、あるいは営業戦略室をつくっていきたくてしっかりと目標を見据えて、さらに具体的な目標を定めて、それに邁進していくように頑張っていきたいというふうに思います。先ほども言っていますとおり、地域の今のそれぞれの地域間競争の中で営業という感覚は絶対に必要だというふうに思っていますし、また行政だけではなくて当然民と官が一体となってこれを推し進めていくことが何よりも必要であり、今その組織が必要だと感じてここに組織をしたところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 市長の性格がもろに出たというか、まじめに言うというのはいいのですけれども、行政は一方では継続性ですとか、温故知新ではないですけれども、古きをたずね新しきを知るということもそうでありまして、行政が今までやってきて、やっぱりこれはうまくいった、うまくいかなかったという評価をして、新たに立ち上げるものは市長の思い入れは大切なのです。だけれども、今までやってきたことが何が悪かったかというのはきちっと分析をして、ではここにはこういう役割を持たせたら動くのではな

いかという判断があってもよかったかなと。余り正直にお答えになられると、私も次の言葉に困るものですから、そういうことだけを指摘をしておきたいと思います。ただ、どうしても営業戦略推進委員会、あるいは営業戦略室、同じような名称、営業推進委員会は例えばこの3月で廃止をされようとしているのか、その整合性、委員会と推進室との整合性というのは特化をして推進委員会に課題を与えて出てくるというシステムを庁議というところにいきなり持っていくのか、戦略推進室というシステム、組織が、セクションがあって、そこを通らずに持っていくのか、推進委員会と戦略室の役割というか、それがちょっと不明確なような気がするので、その辺の市長のお考えをお聞きしておきたい。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 営業戦略推進委員会は、とりわけこの4月の天文台のグランドオープンに向けて、天文台は教育部局ということですから、そうしたことも含めて全般的な各部門、部門にまたがって検討が必要であると。また、これを機会にこれからの行政のいろんな物事は当然一つの部局でおさまるような事業というのはなかなか逆に難しいのかなということもありまして、そうしたことも含めて、横の連携も含めて、また4月のオープンをにらんでの推進委員会の立ち上げでございます。4月からは、部署を改めて営業戦略室と固めるということですから、営業戦略推進室のそれ以降の業務というのはまた若干今までと違っていくことになるとは思いますけれども、これは継続して残させていただいて、庁内のそうした若手、あるいはそれぞれの部門での懸案事項をそこで膨らませていく。あるいは、情報の共有、交換をしていくという機能は営業戦略推進委員会の庁内でもまた持ち続けながら、営業戦略推進室ではそのアイデアもしっかりと持ち合わせて民間の皆さんともまた意見をすり合わせて一つの事業を売り込んでいくというような流れにしていきたいと。

おわかりいただけますでしょうか。そんなイメージでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 時間の関係もあります。今回の代表質問では、大まかに市長の姿勢をお伺いさせていただきました。この後予算委員会もありますので、細かなことは予算委員会のほうでやらせていただきたいと思いますけれども、特に観光に係って、ことしは「星守る犬」の映画公開がありますけれども、これは野間井部長が専門だと思えますけれども、これも公園法からいくとあの建物は2年間ということであるのが基本でありますので、ある意味ではこの1年が名寄の観光を売り出す勝負ということになると思えますので、市長はいろんな財産が名寄にあると。交流人口もふやす。加えて名寄市民の皆さんがやっぱりそれを財産と思えるようなまち、特に名寄に観光客が多く来たときに、例えばタクシーに乗りました。まちで人に道を尋ねました。そのときに名寄ってどんなまちですかと言ったら、皆さんがこんなまちですよ、どんなところありますか、こんなものがありますと答えられるぐらいにやっぱり情熱を高めると。名寄はどんなまちですか、寂しいまちですよ、名寄に何がありますか、何もなくてなんて、そんな言葉が市民から出てくるようだと本当の市長が願っているまちづくりというのはできないというふうに私は思っておりますので、ハード面、あるいは全国に売り出す政策面、ある意味ではもっと大切なのは市民の皆さんへの意識の高揚だと思えますので、ぜひそのことにも力を注いでいただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時02分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市立大学の発展と将来構想外5件を、日根野正敏議員。

○12番（日根野正敏議員） 凜風会を代表いたしました大きな項目で6件、さきの質問をいたしました岩木議員、佐藤靖議員とも重複する部分がございますけれども、よろしくお伺いをいたしましたと思います。

まず初めに、名寄市立大学の発展と将来構想についてお伺いをいたします。卒業シーズンを迎えて、名寄大学の卒業生がそれぞれ各分野の専門的な高いレベルの知識を身につけ、名寄の地ではぐくんだ誇りと自信を持って日本の各地で立派に活躍をしてくれることと思えます。名寄大学は、これからの日本の社会に一段と必要とされる福祉、医療、栄養、児童の優秀な専門家を育てる大学として、また名寄市にとっても知識や経済、そして若い活力の発信源として重要な一翼を担っています。今後も名寄市全体で守り、発展するように努力をしていかなければなりません。そのためには、教育環境の整備や優秀な人材の確保、地域との交流と理解、そして協力が必要と考えます。

そこで1点目に、教育環境の充実を目指し、必要とされる大学図書館の整備と将来を見据えた大学の中長期的な施設整備計画が必要と考えますが、見解をお伺いをいたします。

2点目には、教育内容や資格の充実を目指し、児童学科の4年制の転換と各学科の大学院設置の可能性についてはどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

3点目に、教育現場を支える大学のスタッフの現状と優秀な教員確保に向けての対策についてはどうされているのかお伺いをいたします。

4点目に、大学と地域を結ぶ地域交流センターの活動について、市民に幅広く理解されるよう今後も継続的な努力が必要だと思えますが、現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

大学関係については最後の質問になりますが、日本の人口も平成16年をピークに減少し始め、少子高齢化の時代、学生確保に苦慮する時代がやってくるのも時間の問題だととらえています、この課題解決に向けての対策をどう立てていくのかをお伺いをいたします。

次に、大きな項目の2件目、活気ある名寄市に向けて。町中の活気を取り戻すことと利用者の利便性の向上を目的に（仮称）複合交通センターが平成23年度着手される運びになっていますが、完成後予想される効果と次につながる構想をどう考えておられるのか、1点目にお伺いをいたします。

2点目に、この事業は民間と連携で一体的な開発を行う計画では当初はコープさっぽろが名乗りを上げていましたが、地元企業を優先し、株式会社西條に土地開発公社の保管する土地を譲渡いたしました。譲渡後速やかに開発を行う予定とのことでしたが、いまだに着手されていないのが現状です。今後の計画、スケジュールについてはどのように予定されているのかお伺いをいたします。

3点目、老朽化した市民会館にかわり、以前より建てかえが望まれていた（仮称）市民ホールの建設について、平成23年度の基本設計から始まり、平成26年度の完成に向けてスタートしますが、想定される施設の機能、建設費の上限についてはどのように考えているのか、また近隣には土別市民文化センター、あさひサンライズホール、美深文化会館COM100などの類似施設があるので、近隣にない特色のある施設が望ましいと考えておりますが、現状のお考えをお伺いをいたします。

4点目に、名寄市の観光の発展について、現状の目標とそれに向けてのビジョンはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

5点目に、名寄市もかつて昭和の中ごろには風連と合わせまして5万人余りの人口がありました

が、先進国の定めとも言える少子高齢化の中、毎年約350人程度の人口が減っています。これらを食いとめるには、子供をたくさんつくれる方策をとるか、ほかのまちから移住してもらうしかありません。現在行っている移住、定住対策の内容と今後に向けては強化をすべきと考えますが、そのお考えをお伺いをいたします。

大きな項目3点目、教育行政について。1点目に、小中学校適正配置計画第1期と連動し、具体的な小中学校の再編や施設整備の実施に向けて昨年より庁内で施設整備計画策定委員会を立ち上げ、検討されてきたと思いますが、その計画の概要と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

2点目に、平成23年度から小学校1年生の35人学級が実施されます。対象になる学校と増加する学級数はどのようになるのかお伺いをいたします。

3点目に、ゆとり教育から学力低下が叫ばれ、近年徐々に授業時数がふえ、特に仕事になれていない新任教師の心身の疲労から、最悪の場合には自殺にまで陥るケースがテレビやほかのマスコミで多く取り上げられておりますが、市内教職員の勤務実態の把握と対応についてはどうされているのかお伺いをいたします。

4点目に、食育教育については、知識で得る教育、わかりやすく表現しますとテストに出せる食に対する教育は行われてきていますが、テストには出せない心で感じる道徳的な食育教育を考えていく必要があると考えますが、御見解についてお伺いをいたします。

大きな項目4点目、豊かな農村を目指して。1点目、ひまわり油の振興について、名寄市の観光も含め、ひまわりの花の時期は花を見て楽しみ、その後油をとり、農産物としての価値もあるということになれば一石二鳥ということになりますが、ひまわりの油採集としての経営的な採算性と将来性はどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

2点目に、地産地消の推進について、今までの取り組みとしては生産者からの一方的な対応が主であったように感じますが、今後地産地消の拡大を推進していくのであれば、地元の消費者のニーズに的を射た対応をしていかなければならないと考えますが、その取り組みについてどのように進めていくのかお伺いをいたします。

3点目に、平成23年度に計画をされている玄米バラ集出荷調製施設整備事業について、対応面積、今後の個別出荷に対する考え方、農協以外の業者の利用の考え、またこれらを利用することによる農家のメリットについてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

4点目に、新農業・農村振興計画の達成度はどのようにとらえているのか、また次期計画策定についての反映と考え方をお伺いいたします。

5点目に、後継者、新規就農者の育成について、北海道農業開発公社が行っている担い手支援制度のほか、市独自の魅力ある取り組みやPRの工夫が必要と考えますが、その点について御見解をお伺いいたします。

6点目に、農業、農村の役割ときれいな景観づくりについてですが、農業、農村の持つ役割は農業、農産物の生産による経済行為のほか、空気や水の浄化、田舎ならではのほのぼのとした景観形成であります。近年は離農者の増加により1戸当たりの面積の増加などで生産農地以外のところの管理放棄や買い手のいない農地や宅地の荒廃もふえてきています。観光振興にも一役買っている農村の景観を末永く保持していくために、農業者の理解と対策が必要になってくると考えますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

大きな項目5件目、財政課題についてお伺いをいたします。1点目に、新市になり5年が経過をし、合併特例債の利用額が40億円を超え、あと5年間の期限の中で利用上限総額76億4,000万円、残りの利用額で約30億円強であります。今後の予定されている大型事業と予想される額に

ついてお伺いをいたします。

2点目に、行財政改革について、平成19年から平成23年度まで5年間の具体的な目標72項目を掲げ、行財政改革がスタートし、きょうまできましたが、この間の進捗状況と積み残している課題についてお伺いをいたします。

最後、大きな項目6件目、清潔なまちづくりについてお伺いをいたします。1点目の一般廃棄物最終処分場について、内淵処分場については埋め立て予定期間、平成11年度から平成21年3月までの計画でありました。また、風連地区につきましては、平成12年7月から平成27年3月の計画でありましたが、両地区の今現在の現状と今後の展望についてお伺いをいたします。

2点目については、収集体制、風連地区のステーション方式から戸別収集への見込みと資源ごみの両地区の収集体制の展望についてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目に、内淵にある一般廃棄物最終処分場をえさ場とするカラスの問題や分別の不徹底について、今後の取り組みについてどのように強化していくのかお伺いをいたします。

4点目に、ごみのないきれいなまちづくりは行政だけの力では到底できるものでないということは理解しておりますが、市民の皆さんにより積極的に日々意識をしていただくために行政のできることをしていかなければならないと考えますが、その点についての御見解をお伺いいたします。

この場からの質問は、以上とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま日根野議員から御質問がございました。大項目6点にわたりましたけれども、大項目2の（3）と大項目3を教育長から、残りを私からの答弁とさせていただきます。

まず、名寄市立大学の発展、将来構想についてでございます。まず、施設整備計画、図書館につ

いてでありますけれども、大学の図書館につきましては大学開学にあわせて図書館の拡張整備を行い、本館、分館2カ所で運営をされ、計画的な図書あるいは学術雑誌、視聴覚資料、電子情報等の体系的、量的な整備と利用環境の改善を図ってきたところであります。現在の蔵書数は7万9,000冊を超え、そのうち開架図書数は6万5,000冊となっております。収容能力から見て余裕のない状況となっております。大学図書館は、大学における不可欠な学術情報基盤の役割を担う機関の一つでありますけれども、近年電子化が進み、従来の図書館の枠を超えた高度情報化に対応した大学が産出をする学術資料を蓄積、公表することを目的とした学術情報発信機能、あるいは学生が集まるコミュニケーションスペース、さらにはグループ学習室、キャレルコーナーやリフレッシュゾーンなども備えた施設整備が求められてきています。地域社会に開かれた図書館として新たな大学図書館の整備に向けて、その規模、建設場所等必要な学内の議論を進めていただいて、今後平成24年度から始まる新名寄市総合計画後期計画の早い時期に着手をできるよう大学にふさわしい図書館のあり方について検討を進めてまいります。

また、大学の施設整備につきましては、開学時及び学年進行に合わせて教育、研究目的の達成のために必要となる講義室、演習室、多目的ホール、学内LANの整備や大学グラウンドの整備等を実施をしてきましたけれども、開学5年が経過をし、今後は大講堂、学生会館、クラブハウスの整備などが必要となっております。学内の教育環境整備やキャンパス整備計画を担当する委員会等の議論を受けて、総合計画後期計画の中で実施時期等を含め検討してまいります。

児童学科の4大化と大学院設置の可能性でありますけれども、平成18年4月に短期大学の主要部分を母体に4年制の名寄市立大学が開学をしましたが、児童専攻は児童学科と名称を変更し、引

き続き名寄市立大学短期大学部児童学科として、保育士と幼稚園教諭2種免許を養成しているところでございます。当時児童学科を4大化しなかった背景は、短期大学のままでも学生募集と就職対策には大きな支障がないとした判断、事情があったというふうなことでございます。その後北海道内の情勢を見ますと、これまでは人気のあった教育、保育系の学科にも陰りが見え始め、定員の確保に苦慮している状況であります。幸い本学では、全入ではなく、2倍前後の入試倍率を維持してきていますけれども、この数年間の間に志願者が大きく減少している状況でございます。また、全国的に見ても保育士を養成する4年制大学がふえてきており、既に学生定員においては短期大学、専門学校を逆転しております。またさらに多様な保育ニーズにこたえるために保育士の専門性をより高めるべきであるとの要求も強まってきております。こうした将来の見通しが厳しい状況を踏まえて、学内の将来計画検討委員会での喫緊の課題として児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部の再編と、これが素案として平成22年3月にまとめられました。現在4年制課程での保育士、幼稚園教諭1種、児童福祉司などの養成について学部再編、強化の視点から、学内の部局長会議で検討が進められているところです。具体的には、保健福祉学部の栄養、看護、社会福祉に児童を加えた4学科構成によるとするならば、大学の理念や学部の教育目標の適切性についての検討が必要であること、また交付税の算定根拠は今のままで推移するのか、また入学者の確保や卒業生の就職先の拡張は可能なのか、定員数の設定及び施設の整備計画はなど、課題に対しましては上部関係機関との事前折衝や分析を進めているところであります。学内での案がまとまり次第協議をすることとなっておりますので、推移を見守って対処していきます。

大学院の設置につきましては、当面の課題としての学部教育の充実に力を注ぎ、学内の協議が先

送りされてきたところがございます。しかし、これも全国的に見ても4年制の大学において大学院を併設していない大学は少数になっており、高度専門職業人の養成や看護、栄養分野における本学教員の安定的確保のためにも必要性は高いと判断をしておりますが、教員の確保や財政面などでの具体的な検討が求められておりますので、大学とも十分協議をしております。

大学スタッフの関係でございます。保健福祉学部の教員の組織は、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、教養教育部で構成をされて、60名の教員が在籍をしています。職員構成は、教授22名、准教授16名、講師11名、助教、助手11名で、大学設置基準で定める必要教員数、また講師以上の専任教員に占める教授の割合も満たしている状況となっておりますが、各学科においては科目担当の専任教員の適正配置には不足状態にあるため、昨年4月以降これまで6回の公募を実施し、看護学科で1名、社会福祉学科で1名の教員を採用しました。また、本年4月からは看護学科で1名、社会福祉学科で2名の教員の採用が内定をしています。しかしながら、教員の転出に伴う後任の確保が難しく、特に看護学などの専門領域の教員は近年の栄養系、看護系大学の新設や学部の増設を受けて教員の不足に拍車をかけている状況となっており、公募に対して応募が少なく、また適任者がなかなか得られないといった厳しい状況となっております。教員の確保は、学生に対する教育や教育体制に責任を持つ大学として当然の責務でありますので、可能な限りの情報収集と関係機関への働きかけ、あるいは候補者への折衝など必要な人材の確保に向けなお一層の努力をしております。

地域交流センターの効果と課題についてでございます。名寄市立大学地域交流センターは、大学と地域を結ぶ支援機関となり、大学が持つ機能を活用して地域及び市民との交流、連携を促進することを目的として発足をし、さまざまな活動に取り組んでいます。地域交流センターの組織体制は、

大学の全教員及び登録された市民、学生、団体により構成をされ、運営に当たっては学長から委託された5名の市民の皆さんが参画をしています。平成22年度の主な活動状況につきましては、まず学生のボランティア活動では学生の登録制度の創設やボランティアカレンダーを作成して、学生個人やサークル単位でボランティア活動に参加しやすい体制をつくるとともに、サポートチームを組織し、ボランティア活動に参加しようとする学生を支援をしています。2月末現在で138件の依頼があり、90件の学生ボランティア活動に延べ800名の学生の皆さんが参加をしています。2つ目には、ペットボトルのキャップを回収し、再資源化と発展途上国へのポリオワクチン寄贈を目的とするエコキャップ活動の取り組みと推進につきましては、地域の団体、企業、町内会の御協力もあり、本年度は約649キログラムで54人分のワクチンの回収実績となりました。3つ目に、学生の視点による名寄市立大学の広報活動につきましては、エフエムなよると北都新聞社様の協力によりまして、学生による番組放送や連載記事の掲載により、学生の活動や大学の話題を市民の皆さんにお伝えをしてきました。地域交流センターでは、今後もこれらの活動を継続するとともに、地域や市民の皆さんとの連携を強めることが課題となっていることから、より開かれた地域交流センターとなるよう協力団体との懇談、協議の機会をふやすなど積極的な取り組みと連携を推進していくこととしております。

学生確保に向けての将来の課題でございます。入学者の受け入れにつきましては、地域指定枠も含めた推薦、社会人選抜、一般入試及び転入学と多様な志願者のための機会を設けてきており、また試験方法としては調査書やセンター試験等により基礎学力を見るとともに、小論文と面接により志願者の意欲、適性、創造性を評価するように努めております。保健福祉学部入学定員140名に対する4年間の入学者の推移は、平成19年度で

151名、平成20年度で147名、平成21年度で146名、平成22年度153名、平均で149名となっております。また、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.02となっております。志願状況は、募集人員を大きく上回る志願者を得て高水準を維持し、平成19年度5.0倍、平成20年度4.7倍、平成21年度3.4倍、平成22年度5.9倍、平成23年度5.3倍と逓減傾向を脱しております。詳しい分析評価に基づくものではありませんけれども、その原因としては18歳人口は平成22年度入試で増加に転じたものの、平成23年度入試では再び減少しました。しかし、国公立志望者は前年比105%、地元志向や学費負担が少ない国公立大学の人気の安定、あるいは就職に有利な資格系統や医療系の志望者の増加などが考えられます。大学では、今後の課題として入学者に道内出身者が占める割合が増加傾向にあるため、公立大学の特性を生かしてより一層の確保を図るために教員を中心に事務職員が連携をして、高等学校の進路指導担当教諭や高校生に対する高校訪問の実施、札幌市を初め道内主要都市における進学相談会の実施、各学科で工夫を凝らしたオープンキャンパス、保護者相談会の実施など積極的な対応を図ることとしております。

また、大手予備校が実施をした高等学校の先生方を対象としたアンケート調査では、受験生の傾向として就職を意識した学部系統を選ぶ、通学可能な大学を選ぶ傾向が強まっており、進学に当たっては奨学金の活用を考えている生徒がふえているとの回答が8割に達しているなど厳しい経済環境が高校生の進路選択や進学において影響を及ぼしていることがうかがえます。本学保健福祉学部におきましては、昨年第1期生を送り出し、学生の就職率は学部全体で97.5%でありました。この結果は、課題を残しつつも順調なものであったと受けとめますけれども、学生に対する就職支援の充実強化、あるいは学生生活全般にわたる包括的な支援、方策の推進を図るとともに、入試広報

活動を通じ受験生、保護者、高等学校などに周知を図り、本学の知名度の向上と志願者の確保に取り組んでまいります。

大項目2番、活気ある名寄市に向けて、複合交通センターの効果と構想ということでございます。（仮称）複合交通センター整備につきましては、平成23年度に建設着手する計画で、本年度にあつては用地取得、基本設計に取り組み、準備を進めているところです。基本設計では、公共交通機関の結節点整備、貸し会議室や業務機能を整備することや民間商業施設を駅横地区へ集中をさせることで、これまでこの地区になかった人の集中が期待できると想定をしています。この人の集中は、地区のにぎわいを創出することとなること、この地区から商店街中心部まで効果の波及を期待しているところです。商店街中心部には、駅横地区でのにぎわいを吸収できる取り組みを商店街振興組合、商工会議所と協議をし、具体的な対策となるよう協議を開始しています。具体的な計画、準備が整い次第、議会に協議、報告をさせていただきます。

次に、株式会社西條の計画について申し上げます。先ほどの重複をしますけれども、3者協議で確認をした計画内容では、これまでの説明どおり一般賃貸住宅、商業施設整備、有料老人ホーム、これらについて事業展開をしていく内容で、基本的には変わっていません。住宅商業施設は、平成23年8月から9月ころ着手をし、おおむね七、八カ月間の工事を経て年度内に供用する内容で報告を受けています。ただ、有料老人ホームの着手につきましては、運営会社の都合によりまして着手時期が流動的となっており、事業全体がおくれ、御迷惑をかけていると報告を受けています。行政としては、引き続きこの3者協議を継続し、事業の進捗状況について商工会議所とも確認をしながら、民間事業の推進について協議をしてまいります。

観光の発展に向けての目標あるいは過程のビジ

ョンということでございます。今後の観光のあり方につきましては、観光関係者だけでなく市民と連携をし、市民とともに推進をしていく観光振興計画の策定が必要と考えています。さまざまな関係団体や市民、学識経験者などの意見交換の場から、名寄市の観光の現状と課題を整理し、観光振興の具体的な数値目標、戦略、推進施策の設定など着実に観光におけるまちづくりを進めていかなければなりません。平成23年度に観光振興計画策定のための予算を計上いたしましたので、この地域、自然、農産物と人を生かした交流観光のまちづくりを目指します。また、今年度は、市立天文台きたすばるのグランドオープン、名寄市が実名で放映をされます映画「星守る犬」の全国一斉公開など、名寄市を全国に売り出す絶好の機会ととらえており、市民、地域、観光関連事業者、産業界、行政のそれぞれがふさわしい役割を担い、協働のまちづくりを目指してまいります。

また、行政における観光部門については、名寄を売り込んでいく政策実現のため、商工業の振興、物産振興、国内、国際交流、移住、定住促進を含めた総合的な地域振興を促進する組織を庁内に置くため、産業振興室の再編を予定しております。

移住、定住対策の現状と充実ということでございます。名寄市は、平成17年11月に北海道移住促進協議会に加盟をし、交流人口の拡大をテーマとして掲げ、平成18年度より住んでみたい北海道推進会議等と連携を図りながら、行政と民間組織が協働の視点に立ち、効果的なプロモーション活動の事業に取り組むべく、関東、関西圏の団塊の世代の退職者や移住希望者に向けて道北の中心都市、医療の充実したコンパクトシティー名寄市としてPRを行っているところでございます。

また、ホームページ上にワンストップ窓口を開設し、体験メニューとして夏季のパークゴルフ体験、木工クラフト体験、冬季のカーリング体験、スノーモービル体験、歩くスキー体験、通年での天文観察体験などを紹介をしながら、ちょっと暮

らし体験の取り組みや移住相談に対応して、随時受け入れを行っているところであります。これまで移住等に関する問い合わせ、相談は、毎年五、六件が寄せられ、資料の提供や名寄市訪問の際には公共施設案内やオリエンテーションを実施してきておりますが、今年度も9件ほどの相談が寄せられておりますけれども、移住相談というよりも就職先を求めている相談が多く寄せられている状況で、実績として詳細な把握はできていませんけれども、移住窓口を通じて移住された方はこれまで2世帯4名で、短期移住では1世帯2名、大体毎年1カ月程度ということですが、と実績ではなっています。今後もさらなる交流人口の拡大に向けたPR活動を行い、道内各市町村や北海道と連携をし、より魅力的な移住体験ツアーなどについても検討を行いながら、積極的に取り組みを進めてまいります。

大項目4番の豊かな農村を目指して、まずひまわり油の振興についてでございます。油用のひまわりにつきましても、平成22年度から市内生産者11戸による名寄ひまわり生産組合を設立をして、油脂加工業者と契約をし、原料の供給を行っています。栽培の目的は、ひまわりを輪作体系に取り込むことによる生産性の向上と農業経営の安定、また契約栽培による原料種子の安定供給、いわゆる食農の連携、ひまわりによる地域振興と地元農産品のブランド化による歴史あるひまわりのまち名寄市の知名度のアップ、また農業者と商工業者の連携による経営資源を有効活用したひまわり油などの新商品の開発による6次産業化の推進などとしています。平成22年度は、生産組合全体で29.2ヘクタールの作付を行い、開花時には200万本の黄色い大輪の花が一斉に咲き誇り、多くの人を楽しませてきましたが、春先の低温、6月以降の高温多雨により大きな被害を受け、収穫目標数量10アール当たり200キログラムを大きく下回り、102キログラムとなったところであります。

このひまわりの原種は、アメリカ産の高オレイン酸種のF1で、日本ではまだ栽培されておりません。油脂としては、オリーブオイルの成分をしるぐ高品質のものでありながら、国内に栽培データがないため、出荷までの作業には大きな困難を伴っています。しかし、今後の展開によっては、播種の時期を早めることで小麦の前作も考えられ、また緑肥作物としての位置づけも期待できることなどから、当面は名寄市の振興策といたしまして種子代の支援、また栽培技術確立の支援などを図ることとさせていただいております。種子代の支援策では、栽培計画に基づき平成23年度の作付計画面積を35ヘクタールとしていることから、これにかかわる種子代相当額として平成22年度の実績から勘案いたしまして、10アール当たり3,000円程度と見込んでおりまして、生産組合としては平成24年度に40ヘクタール、目標年の平成26年度に50ヘクタールへと拡大していくこととしています。また、栽培技術確立の支援策としましては、生産組合への委託試験を想定して、1つ目には栽培密度の生育影響の確認の試験、2つ目には播種時期が丈や収量に与える影響の試験、3つ目には窒素施肥量が生育に与える影響試験などを80アールで8カ所程度の圃場において実施をしようとするもので、委託料として資材費、管理経費等を考慮し、10アール当たり3万円程度を見込んでおり、農業振興センターにおいてその一翼を担い、栽培データの収集を初め栽培技術の確立に向けて取り組んでまいります。

地産地消の推進についてであります。先ほどの佐藤靖議員とのお答えとも一部重複しますがけれども、御了承いただきたいと思っております。名寄市では、平成28年を目標とした新名寄市農業・農村振興計画を策定しており、その中における地産地消推進の位置づけでは、地産地消の取り組みにより消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係の構築や地域の農産物、食品を購入する機会の提供など

地域農業と関連産業の活性化を図るとともに、学校給食に地場農産物を使用することにより、食に関する理解、関心の増進など食育の推進を図ることとしています。また、それに基づき平成19年に策定をした地産地消推進計画では、地産地消を推進するため、生産者、農協、行政を初め消費者や商工業者の連携を進めるとともに、安全、安心で良質な農畜産物を基本とした産地づくり、名寄市農畜産物を利用した加工品づくりを推進するとしております。具体的には、名寄産モチ米の消費拡大では現状1,790俵に対して2,500俵、名寄産牛乳の消費量の向上では現状が7.2キロリットルに対して8.0キロリットル、アスパラ、カボチャの消費拡大では現状が4.3トンに対して5.7トンなどのほか、直売グループ会員の増加、学校、福祉施設等における地場農畜産物の利用促進を含め11の項目にわたって具体的な目標数値を掲げ、計画を実現するために関係機関、団体が連携して推進をしているところでございます。

また、これまでの地産地消推進の取り組みにつきましましては、1つ目には地産地消マップ等を作成をしまして広報、ホームページ等でも周知をしております。2つ目には産業まつりや地産地消フェアの開催を通じ、農協を初め直売所、朝市、夕市等の生産者グループの方々と地元消費者との交流を深め、さらにはふるさとクッキングスクールを開催をし、名寄産のモチ米と大豆を用いたみそづくりなど地産地消の推進を図っているとともに、3つ目には給食センターにおいては地産地消率60%、全国平均では35%となっているところでございます。

お話にありました消費者ニーズにつきましましては、より安全で安心な食の高まりから、国においても昨年新たな食料・農業・農村基本計画を策定をし、農山漁村の6次産業化の対策、食の安全、消費者の信頼確保対策などを推進をしていくこととしています。いずれにいたしましても、地産地消を推進をしていくためには、生産者や農業団体、行政

を初め、消費者や商工業者との連携を図るとともに、良質な農畜産物を基本とした産地づくり、地元農産物を活用した加工品づくりなどを推進するとともに、交流を促進して観光も含めた地域内農畜産物の消費拡大を図ることが必要と考えています。

玄米バラ集出荷調製施設の整備事業についてでございます。道北なよろ農業協同組合では、実需者からの品質の均一化と物流改善の要望にこたえるために、平成15年度に名寄地区において玄米バラ集出荷調製施設の整備を図ってきましたが、風連地区分についても対応が可能となるよう年間の目標処理能力を既存の1,550トンから4,200トンに増設すべく計画をしたところであります。これまでの設置経過等から、国の補助事業などで対応すべく、道北なよろ農業協同組合も含めて上川総合振興局とも協議を行ってきましたけれども、既存施設の増設、改修については補助金の適化法の関係から一部返還という事態も生じることとあわせて、総体的には国の予算枠が減額をされる中で、採択に当たっては大変困難な状況となったところであります。しかし、道北なよろ農業協同組合においては、玄米バラ集出荷調製施設の設置によって全量が施設利用となり、これまで以上に異物除去による食の安全や物流の改善につながり、産地の評価が上がることを期待されることから、平成23年度に風連地区において新たに施設整備をすることといたしました。具体的な内容につきましては、道北なよろ農業協同組合が事業主体となり、年間の目標処理能力を2,700トンとし、目標の1日処理量を60トンとするもので、仮置き場、荷受け設備、タンク設備、調製設備、色彩選別機、計量、出荷設備などの整備を予定しておりまして、事業費につきましては4億8,625万5,000円を見込んでおり、昨年10月に負担軽減に向けた要望があったところでございます。市といたしましても補助事業等の活用が断念される中で、従来の経過等を踏まえ、起債の対象となる

事業費の2分の1の支援について今回予算を計上させていただきます。

また、御質問にありました個別出荷等の行方につきましては、個別検査との併用となりますけれども、個別の調製にはどうしてもばらつきが生じるため、目標年数を決めて施設利用型へと誘導していきたいと考えています。また、北集業者等への取り扱いにつきましても個別の調製となるため、対応策を検討したいとしていますが、名寄市といたしましても現在の半乾施設と同様に利用が可能となるよう道北なよろ農業協同組合と協議をしていきたいと考えています。農家個々へのメリット等につきましては、紙袋からコンテナへと転換することにより、労働力の軽減や経費の削減などが考えられるところでございます。

新農業・農村振興計画の達成度と次期計画に向けての反映についてお答えをいたします。新名寄市農業・農村振興計画につきましては、平成19年3月に合併後の名寄農業、農村の基本指針として策定をしたところでありまして、計画期間を市の総合計画と合わせて平成28年度までの10年間とし、前期計画が平成23年度までの5カ年と後期計画が平成28年度までの5カ年に分けて計画を実現するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定をしているところであります。平成19年度からの5年間につきましては、国のこれまでの価格政策から所得政策へと大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、品目横断的経営安定対策、さらには内容を一部見直して水田・畑作経営所得安定対策が創設をされ、生産調整関連では新産地づくり対策から産地確立対策に移行され、平成22年度においては国が直接生産者に支援をする戸別所得補償制度モデル対策に変更をされております。また、優位性の維持や生産性、品質の向上を図るため、農業生産基盤整備として道営農業農村整備事業の6地区が完了し、継続の東地区が平成26年の完了を目指し推進をしています。さらに、農地・水・環境保全向上対策が打ち

出され、市といたしましてもこれらの対策の積極的な推進を図るとともに、国、道などの施策を考慮しながら、市の農業青年チャレンジ事業等の単独事業を通じて産地づくりを推進してきたところでございます。

総合計画における位置づけにつきましては、基本目標4の想像力と活力にあふれるまちづくりに登載させていただいておりますが、平成22年度当初予算までの実績額ではおおむね67%の進捗率となっており、平成23年度の実績を勘案しますと、さらに達成度は向上していくこととなります。市の現状においては、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加をし、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠な課題となっており、加えてTPP交渉等における国際情勢など今後におきます本市の農業、農村を取り巻く情勢が大きく変化をすることが予想されているところであります。このような状況下におきまして、市の産地づくりを確実に実現していくことを目的としております振興計画の見直しにつきましては、実施計画に基づく農村の目指す5本の柱である収益性の高い農業の確立、多様でゆとりある農業経営の促進、農業の担い手の育成と確保、環境と調和した農業の促進、豊かさや活力ある農村の構築に基づき、市民、生産者、関係機関を連携し、議論を重ねながら、活力と潤いのある農業、農村を目指しての実現に向けて検討してまいりたいと考えています。

後継者、新規就農者の育成についてお答えをいたします。農業の担い手の育成と確保につきましては、平成19年に策定をいたしました新名寄市農業・農村振興計画に基づき、次代の農業を担う意欲と能力のある担い手を育成確保するため、農業経営や生活改善に積極的に取り組む農村青年組織への活動支援、農家子弟はもとよりUターンや農外からの新規参入者の受け入れ態勢の整備を進めるとともに、その中核となる農業振興センター

の充実と機能の強化を図り取り組んでいるところでございます。支援策につきましては、後継者対策といたしまして農業後継者の就農を奨励するため、農業後継者育成奨学金を受けた方への助成、または奨学金を借りずに就農及びUターン就農した方への助成をする農業後継者就農奨励補助金を実施をしております。また、名寄市農業後継者対策協議会では、主に後継者の婚活に関する事業を行っており、昨年は美深町と共催で道内女性を対象に3回当地に出向いていただく農婚塾in名寄・美深というツアーを女性11名、地元男性12名の参加で行い、現在も数組のカップルが交流をされていると聞いています。

担い手対策の取り組みでは、地域農業における担い手及びリーダーの育成を図るため、中長期の調査、研修に助成をする地域農業担い手育成事業、また農村青少年の組織化された団体を対象に自主的活動等を助長し、農業後継者の育成確保を図るために支援をする農業青年活動支援事業、また農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成する農業青年チャレンジ事業、新たに農業を営もうとする者に対して新規就農者等の早期定着及び経営の安定を図るために助成をする新規就農者等支援事業などを行っております。後継者及び担い手対策は、国の農業政策に大きく影響されるところでありますけれども、名寄市といたしましては今後も地道な対策を進めるとともに、平成23年度に策定をいたします新名寄市農業・農村計画後期実施計画の中においても関係機関、団体等と有効性のある施策を模索していきたいと考えています。

6点目、農業、農村の役割ときれいな景観づくりについてお答えをいたします。農業、農村の役割については、農地において安心、安全な農作物を持続的に生産する場としての役割のみでなく、農地、農村が持つ多面的機能が注目をされているところです。この多面的機能についてですけれども、農地が持つ保水力等による災害防止機能によ

り、水田の湛水機能を活用した田んぼダムなどによる下流域での洪水防止への取り組みが行われていることに加え、農地への作付による土壌侵食防止機能や地下水の循環による地下水涵養機能などが挙げられます。

次に、用排水路には水質を浄化する機能があり、水質浄化により環境への負荷を緩和するとともに、農地や用水路、排水路には日本ザリガニ等の希少生物や地域固有の水生物が生息をしており、これらの生物をはぐくむ生態系保全の機能があり、施設を適切に保存することによりこれらの機能の効果は高まると考えられます。また、水路や農道などの施設に花木を植栽したり、農地に景観作物を作付することにより、もともとの自然環境との相乗効果が生まれて、農村景観の美化につながっている一方で、開拓以来各地域で伝承してきた伝統文化の継承により、農村文化がはぐくまれてきており、これらの機能をまとめて農村を訪問することによる健康回復の機能も都市の住民の間では大きな役割となっています。

きれいな景観づくりにつきましては、これらの農業、農村が持つ役割、とりわけ多面的機能を維持保全していくことがきれいな景観づくりにつながるものと考えられ、名寄市では中山間地域等直接支払制度による集落や農地・水・環境保全向上対策での活動組織において農地や水路、農道等の保全活動や水路、農道等施設への花木の植栽や農地への景観作物の作付など農村景観を向上する取り組みが行われており、特に農村景観を向上する取り組みは小中学生を初め多くの農業者以外の方の参画により実施をされてきています。地域においてこれらの保全活動や景観形成のための活動が継続されることにより、きれいな景観づくりが持続されることにつながるものと考えています。

大項目5番、財政課題についてであります。合併特例債利用の現状、今後の利用計画についてでございます。合併特例債は、合併後10年間まちづくりに必要な事業に対して活用することができ、

これまで平成18年度は4事業で2億850万円、19年度は11事業で3億1,670万円、平成20年度は9事業で7億2,380万円、平成21年度は14事業で15億6,380万円、平成22年度は見込みでありますけれども、13事業で7億9,390万円、平成23年度は当初予算で12事業、8億8,920万円、6年間合計では63事業で44億9,590万円を予定しています。平成24年度以降の見通しにつきましては、先般後期計画の策定審議会を立ち上げましたので、具体的な事業の盛りつけは審議会の中での議論ということになりますけれども、現時点で想定される大型事業としては（仮称）市民ホールの整備事業、概算事業費20億円、大学図書館の建設事業が事業費未定、市立図書館との機能分担等は今後検討するというところであります。市立病院の精神科改築事業が概算事業費で12億円、食肉センターの改築事業が概算事業費6億円、小学校の改築事業が事業費未定と、こうしたことが想定をされます。

次に、限度額との関連でございますけれども、平成23年度までの6年間でおおよそ45億円が見込まれ、今後大型事業も想定されることから、10年間の合計では60億円から70億円程度、限度額に占める割合は8割から9割程度と想定しています。合併特例債といっても30%は一般財源で償還する借金でありますから、事業を厳選しながら、必要な事業に有効活用してまいりたいと考えています。

行財政改革の進捗状況、課題についてでございます。平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画に基づき、平成20年度から市長を本部長とする実施本部を立ち上げて、組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の見直し、公共施設のあり方などについて検討、見直しを行ってまいりました。平成22年度においても5月27日に名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げて、組織・機構検討部会、事業等見直し検討部会の2部会を設置をして協議を進めてきま

した。具体的には、検討項目72項目のうち平成22年度までに実施できたものが45項目、一部を実施したもの11項目、調査検討を行ったが、実施できていないもの14項目、平成23年度において実施を予定しているものが2項目となっています。今後としましては、風連地区のコミュニティセンターの地域による自主管理運営方式への移行と無料施設の有料化として社会体育施設の市営プールと名寄地区の学校開放等があります。また、風連地区の年間共通券については、両地区の使用料の統一を行った上で廃止をするよう24年4月の実施に向けて協議を進めてまいります。現在の新名寄市行財政改革推進計画については、平成23年度で終了することになりますが、行財政改革については今後においても進めていかなければならないことから、平成23年度においてこれまでの検証等を行った上で新たな計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

大項目6の清潔なまちづくり、1つ目の一般廃棄物最終処分場の現状と展望についてであります。内淵の処分場は、平成11年4月に使用を開始し、当初平成21年3月までを埋め立て期間としていましたけれども、生ごみの炭化处理、分別の徹底、資源ごみの集団回収等によりごみの減量化が図られてきたことにより、今後約6年、平成28年度まで使用できるものと考えています。また、風連処分場は平成12年7月に使用開始し、当初平成27年3月までを埋め立て期間としていましたけれども、内淵処分場と同様の理由により今後7年、平成29年度まで使用できるものと考えています。平成23年度は、平成19年に策定をした名寄市一般廃棄物処理基本計画の中間年となっていることから、この計画の見直しを行ってまいりますが見直しに当たり平成23年度において内淵処分場の残余容量調査を実施をし、より正確な資料、データとして活用してまいります。

管理体制につきましては、内淵処分場は直営、風連処分場は委託となっています。内淵処分場に

ついて委託を検討してまいりましたが、委託による費用削減効果が見込めないこと、現在事務レベルで協議を進めている処分場の広域設置の方向性を見きわめる必要があることなどにより、当分の間現状の管理体制を維持することとしました。

収集体制についてでございます。ごみの収集につきましては、地域事情や歴史的な経過の中で名寄地区では戸別収集、風連地区はステーション方式を基本に実施をしています。風連地区について収集回数の増、名寄農村地区と同様にとの要望があり、検討してまいりました。平成23年4月から埋め立てごみ、プラスチック容器包装類につきましては、現在それぞれ月1回、隔週1回を週1回収に変更するとともに、市街地地区の炭化ごみにつきましては現在夏期間のみ週2回収集をしていましたが、通年週2回に変更し、住民サービスの向上に努めてまいります。今後とも高齢、単身世帯の増加が見込まれる状況を踏まえ、市民の意見を十分に聞きながら、収集方法について検討を進めてまいります。

また、資源ごみにつきましては、缶、古紙類など収集したものを売り払い、平成21年度は545万円の収入がありました。町内会、団体で取り組んでいる集団資源回収では約370トンの資源回収がありました。きちんと資源ごみを回収することでごみの減量化が図られるようさらなる取り組みを進めてまいります。

さらなる分別の徹底に向けてということでございます。ごみの減量化、リサイクルをさらに推進するためには徹底した分別が不可欠であります。各団体、学校における説明会、事業所、個店に対する指導を継続して行うとともに、昨年9月から10月にかけて5日間実施をした処分場現場における分別指導、説明を平成23年度は環境衛生推進員の協力も得ながら、年4回、延べ12日間実施してまいります。また、少量の炭化ごみ、生ごみを埋め立てごみに混入をされているのが散見

をされておりますことから、炭化ごみの有料袋について単身世帯、学生等少量の生ごみ排出に対応するために、3リットルのごみ袋の導入を検討しているところであります。

協働できれいなまちづくりをということでございます。名寄市では、春、夏、秋の年3回清掃週間を設定をしまして、各町内会、事業所等における清掃活動をお願いをしているところです。各団体においても自主的に公園、河川敷、駅前、主要道路などの清掃活動が行われています。この活動時には、ボランティア袋を配布するとともに、収集したごみは職員が収集運搬をしているところです。多くの市民の皆様がこれらの活動に参加をしていただき、きれいなまちづくりに御理解と御協力をお願いするところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目2の（3）、（仮称）市民ホール建設に向けて想定規模と建設の特色はについてと大項目の3、教育行政についてお答えいたします。

まず初めに、（仮称）市民ホールの建設につきましては、市民懇話会からの報告をいただきながら、昨年その建設位置を用地面積と機能等の点から市民文化センター西側に決定し、芸術、文化の拠点として整備することとしたところであります。市民ホール建設に係る総事業費は、交付金事業上限以内の20億円として、20億円の40%が交付金で、残り60%につきましては合併特例債を充当し、市の財政負担を極力軽減するものとしております。本年度は、基本設計を進める中で他の市町の維持管理や運営の実態などを踏まえながら、施設の規模及び活用方法を含めた全体像を明らかにし、市民の皆様からパブリックコメントも伺いながら、より利用されやすい施設づくりを目指してまいります。

市民ホールの機能につきましては、ただいまの日根野議員の御提言のように特色ある施設として

の考え方やそのほかにも旧名寄市時代からの文化大ホールに対する市民の熱い思いもあるわけではあります。現在の名寄市民会館にかわるものとしての押さえ方が1つにはあり、また名寄地区中心市街地の活性化対策として実施する駅横整備の社会資本整備総合交付金事業を活用して整備することから、制約も多く、機能的には多目的に利用できるホールとなるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、大項目の3、教育行政について御答弁申し上げます。初めに、小中学校適正配置計画の実施に向けた取り組みについてお答えいたします。これまで教育委員会では、児童生徒の減少による学校の小規模化への対応に向けた小中学校適正配置計画の基本方針、耐震基準の見直しに伴う耐震化への対応に向けた小中学校耐震化計画を個別に策定してまいりました。今後は、これらの計画と連動した計画的な施設整備が必要であることから、適正配置計画の基本方針の第1期として平成22年度に庁内で施設整備計画検討委員会を設けて名寄市立小中学校施設整備計画案を策定し、計画推進に向けた基本的な考え方と進め方を示させていただきました。この案につきましては、現在市民の皆様の見解を伺っているところであります。その中では、平成23年度から名寄市街地区の小学校5校を4校に再編することとあわせて、学校施設耐震化対策にも取り組むこととしております。

具体的な日程につきましては、平成23年度に名寄市街地区のPTAの代表、地域住民、学校代表で組織する（仮称）名寄市街地区適正配置検討委員会を設置し、1つには適正配置対象校、2つには通学区域、3つには施設整備等について検討していただき、平成24年度中に適正配置実施計画を策定いたします。その後実施計画をもとに（仮称）統廃合準備協議会を設置し、統廃合に関する諸課題について協議していただく中で、対象となる地域の方々の十分な理解と協力を得ながら、円滑に推進できるよう努めてまいります。また、

改築等に係る施設整備に向けた取り組みについても並行して取り組み、平成29年度までには名寄市街地の学校再編と施設整備事業の完了を目指してまいりたいと考えております。

次に、35人学級の実施についてであります。文部科学省は御案内のとおり平成22年8月に公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画を策定し、平成23年度から少人数学級の推進を図るために小学校1、2年生の35人学級を実施する予定でしたが、財源の関係等から2年生は見送られ、1年生のみ実施されることとなりました。このことにより名寄市において35人学級の該当するところは、名寄小学校、名寄東小学校、名寄西小学校、豊西小学校の4校で、それぞれが2クラス編成となる予定となっております。平成24年度の該当校は、現在のところ豊西小学校1校が2クラスを予定しております。今後も保護者の移動等により多少の変動が予想されますが、教育委員会としては文部科学省の動向に目配りしながら、教室の整備や教員の配置に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)、教職員の勤務実態の把握と対応についてお答え申し上げます。学校現場での教職員の勤務状況等の管理は、学校長の所掌事務となっております。しかしながら、ただいまお話がございましたように昨今は教育活動が多岐にわたり、学校に求められていることも多種多様化していることから、保護者や地域、PTAのかかわりなどで定時に退勤できないことも実態としてあるところでもあります。北海道教育委員会では、時間外勤務縮減に向けての全道統一した取り組みとして、1年を前期、後期とに分け、さらには時間外勤務縮減強調週間などを設けて縮減に向けた対策を講じおります。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも職員会議など各種会議の効率化、事務事業の計画的な遂行、また部活動や少年団活動の指導者の複数配置など時間外勤務の縮減を図るよう各学校に対し指導するとともに、子供たちと向き

合う時間の確保に向けて一層の創意工夫を図るよう求めてまいります。

次に、(4)、食育教育の現状についてお答えいたします。名寄市におきましては、いち早く平成20年4月より栄養教諭制度を導入し、子供の発達段階に応じた具体的な目的に沿って食育教育を進めてまいりました。昨年度からは、生産者を招き、直接授業で講話をいただいたり、生産者のインタビューを教材として活用するなど、学校給食における食材の生産過程を学び、物づくりにおける苦労や安心、安全な食材に感謝することを学んでまいりました。また、各学校では児童生徒が農業体験を通して育てることの大切さを学ぶなど、自然の恵みに感謝する心を養うとともに、食育が持つ重要な役割について認識を深めてまいりましたが、今後とも栄養教諭が行う食に関する指導などを通して総合的な食育教育の充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 答弁をいただきました。それでは、大学の関係から再質問をさせていただきます。

大学の施設整備については、総合計画の中には、言ってみれば5年に1度ローリングをしながら大学の整備計画を盛り込んでいくというようなことになっていると思うのですけれども、私は大学のそういった施設整備計画については大学自身である程度中長期的な展望を持って計画をすべきではないかなというふうに感じているのですけれども、小学校、中学校についても適正配置や整備計画、総合計画に入れる前段の計画を持って、それらを持って総合計画に入れるというような順番になっていると思うのですけれども、やはり大学もそういった中長期的な整備計画を持った上で総合計画にのせていくというような順番といたしますか、そういったほうがいいのではないかなというふうな気がするのですけれども、当然これは名寄市全体

の財政計画にも長く見られるわけで、そういったところの見解についてまず1点目にお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大学の学内での施設整備計画がどうだということでありましたけれども、まさに今先ほどの児童の4大化のお話もありましたけれども、そうしたことも含めて大学内でのこれからの教育のあり方をどうしていくかということも含めて、施設整備とあわせての学内の議論が進んでいるというふうに思っています。図書館が大きくクローズアップをされていますけれども、そうしたことも含めた施設整備、何が優先されて何が必要なのかということを経時系列的に、そうした計画が学内で議論されて出てくるというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、児童学科の4大化についてなのですが、児童学科を4大化にするということになれば、文科省に提出をしている大学の理念だとか、あるいはまた交付税にも、それは未定なのですが、かかわってくるというようなことも考えられるわけなのですが、非常にハードルが高くて難しいのではないかなというふうに受けとめたのですけれども、そのハードルよりもむしろ大学院の設置のほうが可能性としては、また大学の学生のニーズからいっても高いような受けとめ方をしているのですけれども、その辺の見解についてお伺いしたいのと、それからまたこれはちょっと関連で要望になるかもしれませんが、学長なのですから、学長の立場は言ってみれば大学の野球でいえば監督に当たって、オーナーは加藤市長ということになると思うのですが、決算、予算審査のときに今まで大学の学長というのは出席をされていなかったのですが、将来にわたっての大学のあり方だとか、いろんな部分で答弁を求められる場合もあろうか

と思うのですけれども、そういった場合にオーナーというよりもやっぱり監督が答えるべきではないかなと私は思っているのですけれども、この辺は要望として次に協議をしていただきたいと思います。最初の質問だけお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 児童学科の4大化と大学院の設置についてのお問い合わせがありました。まさにきょう文科省のほうに学長と、課長来ていませんけれども、行って、まずは児童学科の4大化に向けてのこうした学部の再編成や、そうしたことを含めてどうでしょうかという前段の意見交換をしに東京に上京しているというところでございます。ハードルがどっちが高いということはちょっと言いにくいですが、4大化のほうについてもなかなかそうした認可の部分でのハードルは高いだろうというふうに思いますし、今の現状の社会情勢、あるいは4年制出た幼児の、あるいはそうした資格者が一方で就職のニーズとマッチングしているかという問題、さらには資格ということですから、国の法律の、国の資格のそうした政策も見きわめて進めていかなければならない問題であるというふうに考えています。

大学院の設置につきましては、各地で先ほどの答弁をさせていただいたとおり4年制の大学では大学院の設置がかなり多いということとございまして、一方で定員に全く満たない大学院が大半であるという話も聞いていまして、こちらもニーズはあるということも十分承知してはおりますけれども、一方で財政的なハードルも大変高いものであるというふうに思っています。各地の大学の状況も見きわめて、慎重に進めていきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは、2番目の活気ある名寄市に向けてということで、先ほど西條の開発の部分で佐藤靖議員との議論を聞いておりますけれども、8月、9

月ごろには商業施設を着工するというので、もししなかった場合は3者協議の内容を見直すというような答弁をされておったのですけれども、その見直しの中身です。こんなことはないと思うのですけれども、また先延ばしということになれば見直しの中身というか、行政側の覚悟的な、当然法的な制約もつけるというような覚悟だと思っておりますけれども、その辺の中身、もしあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま進めております計画がうまくいかなかった場合ということを仮定しての協議を積極的にしているわけではございませんが、これまでの経過からして実効性が担保されるための取り決めはどうかという話は先日させていただいて、現在進めております根拠となっている3者協定が速やかにということも含めて規定をされておりますので、時期の点と実効性のある計画の具体的なものを改めて文章にした協定のすり直しと。それが果たせなかった場合に3者間でどういう対応をしていくのかということも想定をした協定書のすり直しということは3者の中で合意をしているということで進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、市民ホールのことについてなのですが、社会資本整備総合交付金事業ということで制約があって、なかなか特色あるホールが難しいというような答弁だったと思っておりますけれども、多目的なホールということで、今の市民会館は多目的なホールということでいえば風連の新しくできた風っ子ホールも多目的なホールで、いすがなくて平らでステージがあるのを考えているのか、それとも固定いすで階段状になっているホールをイメージすればいいのか、その辺もう一度確認させていただきたいのと、いろんなところを私も映画館なんか行ったりなんかしてあれするのですけ

れども、できればいすだけは少し上等なものといえますか、座って30分でおしりが痛くなるようないすでは困るわけで、やはり2時間、3時間そこで座ってみんながいろんなことを聞いたり、ゆったりしているの、その辺要望なのですけれども、お願いしたいなと思っておりますけれども。

それから、観光の関係なのですけれども、名寄市と杉並区は昔から、風連町時代からいろんなつながりがあって、今でも深く携わっているのですけれども、杉並区の人口は54万人というすごく大きな区でありますけれども、そんなところにやっぱり名寄のアンテナショップ、名寄を発信するブースがあってもいいのではないかなというふうに私は思っているのですけれども、その辺の考え方、2点についてお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 杉並区との友好交流都市ということで、4月の組織の再編の中でも営業戦略室を置くということでありましたけれども、今までこうした国内、国際交流の事業も各部局にそれぞれ分かれていましたけれども、これも1つ営業戦略室のほうにまとめて、もちろん交流という観点は大事ですけれども、もう一つで議員お話とおりに産業の振興という部分での結びつきの強化ということは、特に杉並区さんの場合は54万人という都市ですから、求められていくのではないかなというふうに思います。今までこれまでも特例区の事業でアスパラの販売ですとか、学校給食でのアスパラの活用、さらには昨年には名寄商工会議所の青年部の皆さんが秋口に杉並の区役所の前にて初の名寄市の特産物の販売も行いました。また、独自に名寄商工会議所青年部と杉並の商連、連合会青年部と、この交流も実施をきておまして、今も一部交流もまだ続いているという話も聞いています。平成21年6月に確認をしました共同アピールに基づく都市と農村の共生といった取り組みの中で、民間活動の推進と地域活性化の目的で杉並区の商店街連合会が株式会社協働す

ぎなみというのを昨年4月に設立をしています。この協働すぎなみさんが杉並区の交流自治体6市町村、その他協力自治体6市町村のアンテナショップ、ふるさと交流市場を昨年10月に開店をしました。ここに名寄市の特産品を現在も置かせていただいています、加えて物産、観光のPRもそこで行わせていただいているということであり、今後も積極的な売り込みを図りますし、民間交流、物産交流、交流人口の拡大に結びつける受け皿づくりをしっかりとつくってまいりたいというふうに考えています。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） いいです。いすは要望なのですけれども、イメージとして平面で、風連のようなホールなのか、それとも固定いすのこういう階段的なホールなのか、その辺の確認をまず。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 大変失礼いたしました。社会資本整備総合交付金事業の中では、市民の憩いの場、交流の場というような、そういう規定がございまして、そういう意味では一部座席は指定席を用意しなければならないと、こういうことになっておりますので、風っ子ホールとは違った趣になっていくのかなと、こんなふうに考えております。いすにつきましては、最大限の努力をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） お願いします。

それでは、教育行政について、適正配置の関係なのですけれども、それぞれ今後施設、学校整備に入っていくと思うのですけれども、その順番を決めるときに3年ほど前に耐震度優先順位をつけられているのですけれども、これ順番を堅持して建てかえをしていくのか、それとももうちょっとグローバルな考え方の中で適正配置を総合的な判断の中で行っていくのかまずお伺いしたいのと、

それから市街地区5校を4校へということで再編し直すという答弁あったのですけれども、5校を4校ということは、例えば新しい学校を1つ建てて2校を廃止するのか、それとも今ある学校を1つ削って、その1つの通っている子をどこか配分するのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、小中学校の適正配置につきましては21年と22年にそれぞれ基本的な考え方を示しておりますが、大きく3つに分かれていますのでございます。これは、名寄市街地区の適正配置、もう一つは風連地区の適正配置、それから農村、郊外地区の適正配置ということで、これをそれぞれ耐震度調査などに基づきながら検討していくと、こういうことになっております。特に難しいのは、農村、郊外地区の適正配置でございます。と申しますのは、風連地区の適正配置は現在の小学校、中学校をそのまま1校として存続させるという考えですので、単に耐震度計画、言ってみれば校舎の大規模改造とか、そういう視点だけで考えていけばいいということですが、名寄市街地区は今議論している5校を4校に、もう一つの農村、郊外地区についてはまさに統廃合も絡んできますので、しっかりと検討していかなければならないということで、並行して考えていく。その視点としては、名寄地区市街地の適正配置計画については耐震化も連動させて、やはり老朽化した校舎は危険でございますので、こういうものをいち早く解決していくことがねらいの一つにしっかりと含まれていなければならない。そういうことから、取り急ぎ平成29年度までに名寄市街地区で耐震化もあわせた新しい校舎建設に向けて取り組みを進めると、こういう意味でございます。農村、郊外地区につきましては、今後同時進行しながらも地域の考えをそれぞれまとめながら、教育委員会と地域とがしっかりと協議をしながら、どういう配置が望ましいか検討していく、これが主体になっていくのかなと。したが

いまして、農村、郊外地区に優先順位は現在のところはございません。差し迫っては、日進、風連地区の中学校が新年度から休校扱いになるというところまでは地域の要望として私たちも話し合いが終わっております。今後は、地域とそれぞれ話し合いを進めながら、統廃合等について考えていかなければならないと、こういうことでございます。

それから、名寄市街地区の考え方がありますが、基本的には4月から立ち上げます市街地区適正配置検討委員会の中でお考えいただきたいと、こう思っているところであります。5校を4校にするときどういう形にするのか、あるいはどういう校舎あるいは校区を対象に5を4にするかは、基本的には委員会の中で御議論いただきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは、35人学級についてはことしから1年生だけ始まるわけなのですからけれども、確認で、来年度も1年生だけなのか、それとも来年度は1、2年生が対象になるのかお伺いしたいのと、それから食育については心で感じる教育と私は言っているのですけれども、なかなか難しいだろうなというふうに自分で言いながらも思っているのですけれども、先ほど教育長の答弁では苦勞を教えるというか、そんな表現もちょっとあったと思うのですけれども、そうではなくて、私は苦勞は余り教えるべきではないと思っているのです。農家に行ってもどこに行っても、やっぱり楽しさを先に教えてほしいなというふうに思っているのです。楽しさを教えれば、そのうち嫌でも嫌な部分は出てくると思うので、その辺はそういうふうに願いたいと思っております。その辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず初めに、教職員定数の改善でございますが、35人学級、当初は1

年生、2年生を23年度に実施するということができたが、予算の関係で実施できなかった。しいまして、23年度は新1年生のみ。では、24年度はといいますと、23年度の1年生はそのまま35人学級で2年生に進んでいくものと私は考えております。そして、新たに24年度の新1年生についても35人学級を実施すると。しいまして、今の予算状況の中で、しかも政変その他がないとすれば6年かかって35人学級が小学校全部で実現するのではないかなと。まだ文科省からそういう話については出ておりませんが、そんなことを推測しているところであります。

それから、食育に係るお話では、実際に生産する方の苦勞話ということでございまして、子供たちはそういうこともある意味では大切なのかなと、こんな意味でお話しさせていただきました。日根野議員のお話のとおりで、つくる楽しさだとか、育てる楽しさというのはもちろん大切なわけでございます。それぞれ各小学校では、農業体験だとか、それから実際に学校の庭の中で野菜を植えたりとか、そういう経験をしております。そして、収穫をしてみんなで収穫祭を味わう。一緒に食べるとか、こういう経験は非常に子供たちにとって、もちろん苦勞もあるわけですが、最後には大きな楽しみとなって残っていくのではないかと。こういうことを大切にしながら、食育教育の一端を担っていきたくと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 次に、農業振興について何点か、最初にひまわり油の関係なのですが、これ道の駅でも売って、私も買わせてもらったのですが、非常に高価で、きのうインターネットで見たら、この値段だと2リットルのひまわり油が買えるようなひまわり油もあるのですけれども、私はこれは値段下げないほうがいいと思うのです。もっと高くてもいいのではないかと考えているのですけれども、高くすれば高いなりだけのわけをちゃんとPRしていったほう

がいいのではないかなというふうに思っていますし、それから先ほど目標は200キロですね、種の収量が。それで、200キロ今まで満たしていないと思うのですけれども、200キロとれたとしたら、農家の手取りは10アールどのぐらいになるのか、まずちょっと聞いてみたいなと思って、お願いしたいと思います。ぜひこれは成功してほしいと思っていますので。

それと、地産地消の考え方なのですから、まず地元でおいしいものができた。新しい品種改良なりなんなりでできたとすれば、やっぱり地元の人々にまず真っ先に食べてもらえるような流通といいますか、そういう地元に戻せる流通が必要ではないかなというふうに私は思っていて、例えば一昨年ゆめぴりかという、平年作でありますとデータの的には新潟のコシヒカリよりもおいしいという、機械ではかったときにです。そういったお米が名寄でもできているわけですが、しかしながらゆめぴりかは地元の人には余り食べられなくて、どこか遠くへ持って行ってしまおうというような、これは農協の一つの、農協とかホクレンの戦略といえは戦略なのですから、しかしながら地産地消を大事にするのであれば、やっぱり地元でまず最初においしいものを食べてもらうというような考え方を持たなければだめではないかなというふうに私は思っているのですけれども、その辺の行政としての考え方について、この2点についてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ひまわり油、高いということで、200ccぐらいですか、あれで1,350円ですか。確かに高いというふうに私も実は思っているのですけれども、高いという、その理由というか、そういったものを含めてのPRというのは必要かなと思っています。お話としてはもう聞いているかと思いますが、いわゆる高オレイン酸のひまわりということで、悪玉コレステロールを下げると。善玉はそのまま残してという、こ

こが非常に大きな売りというお話を聞いておりますし、いわゆる健康ブームですから、そういった部分の中でもっともっと宣伝効果を発揮して、PRしていけばというふうにも思いますし、あと1点はやはり油としての部分だけではなくて、いろんなドレッシングであるとか、そういった付加価値を高めるさらなる商品開発というものが重要なのではないかなというふうに考えておりますし、そういったことについても行政としてもできる範囲で応援をしていきたいなと思いますし、いろいろとPRもしていきたいなと思っています。

それから、ひまわりの収量の関係です。200キロという目標収量でいけば、大体キロ250円程度ということで5万円というぐらいの数字なのです。農産物全体的な部分から見れば、例えばソバであるとか、あるいは春小麦であるとか、この辺の水準かなというふうに思うのですが、残念ながらこの種の作物、今度所得補償制度という部分にのっかりましたので、そういう部分から見ると、例えば一定の補償的なものがなかなかないということがございます。そこで、今回予算的にもちょっと将来的にやはり収量を確保して作業工場に納められるという部分をきちっと定着をさせるという部分で若干の支援策、そして栽培のための確立の試験の部分なんかについても予算措置をさせていただきましたので、何とかきちとした栽培に基づいて目標収量以上のものがとれるようにということを含めて、この辺については市の振興センター、あるいは普及センターも含めてそういった栽培法の確立等に向けてきちとした対応をしていきたいなとも思っております。なかなか新しい作物が定着するって本当に難しいのですけれども、面積的にも目標を50町に置いておりますから、そういう意味ではやはりうまくいけば農家の中では一定の作物になるというふうに考えております。

それから、地産地消の考え方ということなのですが、特にゆめぴりかに特化した話だとは思いますが、ここは名寄市というだけの判断にはなか

なかなりません。これは、農協の系統もそうですし、北集の系統もそうなのだろうと思いますが、やはり評価を下げるような形にはしたくないという、そういう前提がありますから、きちっと厳選したゆめびりかを消費者にお届けをするということで、その辺については今の段階においてはこれはだれでも自由に販売をするということができない仕組みにもなっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。もっと名寄においても今販売しているお米にかわる部分としてこういった新しい商品も出せばいいなというふうには考えておりますけれども、それにはもう少し時間がかかるのかなと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） 農業関係については、最後に玄バラ調製施設の関係なのですが、これも、これ玄米バラ施設ですから、最後の乾燥まで仕上がって、それを農協に調製だけを頼むというような施設だと思っておりますけれども、そうなりますと農家側に見れば今までは機械は全部使うと。全部使った最後に、物によってはそのまま袋に入れて出せるような状態のものをもう一回調製するというところでございますので、例えばそれに伴ってはコンテナに入れて農協に持っていったり、あるいはフレコンバッグに入れて農協に持っていくというような施設整備が今度農家側はかかってくるというようなことも考えられるのですが、その辺の農家に対する施設整備に対する考え方というのは今のところ持っているのか、持っていないのか、その辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） この玄バラの施設を

やることによって、農家の負担の関係です。当然のように農家ではもみすりをして、そして一定の調製をしてというところまでは今までと同じような形の工程を組むわけですが、さらにこれをJAの施設に運ぶ手だてというのが必要になってまいります。そのとき考えられる部分としては、玄米の仮置き場というようなことでの今の農舎等のある人はいいのですが、なければ少し増築をしなければならぬとか、あるいはフォークリフトだとか、そういった施設整備がやっぱりそれなりに農家によっては出てまいります。このことについては、ちょっと農協とも今相談中でございますけれども、市と農協で農業振興資金という低利の資金制度がございます。この資金制度を活用して、農協としてはまだ検討中ですが、最終的には金利ゼロというような資金対応をして農家の整備にこたえていきたいという考え方を持っています。正式に決まっておりますけれども、何とかそんな方向で対応してまいりたいと。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○12番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは、清潔なまちづくりに対して質問したいと思っておりますけれども、内淵処分場については当初の計画より7年延長というか、長く延びているということで、また風連については2年計画よりも長く延びるのではないかなというような予想も出ているわけですが、データの的には一定程度の分別が進んで、それだけ量が減ってきたのかなというふうには評価はできると思っておりますけれども、この間から谷内議員も質問されているカラスの問題については、これは現場の対応次第といたしますか、例えば持ってきたらだめな生ごみを見たときに持ってきた人をそのまま持ち帰ることができるかどうかでカラスが来るか来ないかというのは決まってくると思うのです。風連の場合は、最初から民間委託だから、直営だからというわけではなくて、風連だって昔は直営でやっていたわけで、直営でやっていたときから厳しかったから、そう

いうものがまじってこないということでございますので、行政側が現場でそういう対応をできるような指導ができるかどうかということだけだと思うのですが、その辺の考え方を聞いて、私の代表質問を終わりたいと思います。

署名議員 高橋伸典

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 特に名寄市における処分場の、とりわけ生ごみの混入によるカラスに向けてのということでございます。ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、処分場における分別指導の説明を徹底するというお話もありましたけれども、昨年5日間実施をしたということですが、今回は12日にわたって実施をしていくことであるとか、あるいは一般のごみの中で埋め立てごみの中に生ごみを混入しているというケースもかなり多くなっているのかなということでございます。生ごみの現在の袋の大きさももう一段小さい袋を導入することで、こうしたことが改善できるのかということも検討してまいりたいというふうに思っています。

署名議員 山口祐司

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時58分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成23年3月8日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
日程第3 一般質問

23番 東 千 春 議員
24番 宗 片 浩 子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
日程第3 一般質問

1. 欠席議員(1名)

14番 渡 辺 正 尚 議員

1. 出席議員(24名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷 吉 正 議員
1番 上松 直 美 議員
2番 佐藤 靖 議員
3番 植松 正 一 議員
4番 竹中 憲 之 議員
5番 川村 幸 栄 議員
6番 大石 健 二 議員
7番 佐々木 寿 議員
8番 持田 健 議員
9番 岩木 正 文 議員
10番 駒津 喜 一 議員
11番 佐藤 勝 議員
12番 日根野 正 敏 議員
13番 木戸口 真 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 田 中 澄 昭
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 三 澤 久 美 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐々木 雅 之 君
市 民 部 長 吉 原 保 則 君
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市 立 総 合 病 院 長 香 川 讓 君
事 務 部 長
上 下 水 道 室 長 扇 谷 茂 幸 君
会 計 室 長 竹 澤 隆 行 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

○議長（小野寺一知識員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出が出てございます。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 上 松 直 美 議員

2番 佐 藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

風連特例区終了後の振興について外3件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） おはようございます。議長から御指名がございましたので、緑風クラブを代表して質問をさせていただきます。

大項目1番、風連特例区終了後の振興について、このことにつきましては小項目1点しかございません。名寄市風連地区の今後の方向について。平成18年3月27日に旧名寄市、旧風連町と合併をし、風連地区に特例区制度が設置されました。本年3月26日で終了いたしますが、終了後の風連地区の方向については今年の12月の第4回定例会において市としての方針が示されたところでありましたが、風連地区それぞれの地域で積み上げられてきた歴史、文化などが尊重されてこそ真の郷土づくりと私は考えております。改めて市としての基本的な姿勢について考えをお聞かせ願いたいと思います。

名寄市役所風連庁舎には、経済部、建設水道部の2部と監査委員事務局、農業委員会事務局がありますが、今後の活用と体制についてお伺いをい

たします。

大項目2点目の名寄市農政の今後について、小項目1番の農業振興センターの今後について。執行方針には、高い技術力に根差した体質の強い農業づくりを目指すとありますが、全体的な取り組みが見えてこないような気がいたしております。名寄市振興作物の一つでもありますアスパラガスの大苗供給事業という方向は今後どういふふうになってきたのか、こういう点からも振興センター設立当初の原点に立ち返って、農業者も含め、関係団体と今後の展望を図るべきと思います。今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思いません。

小項目2番目の6次産業化の取り組みについてお伺いをいたします。農業者が農産物の生産から販売までを個人的に対応することは難しい面があるので、行政としてもこの制度活用等に向けた取り組みについてお伺いをいたしたいと思いません。

続きまして、大項目3番目、名寄市小中学校適正配置計画について、これも一つのあれですけれども、小学校の再編について、この点につきましては私も今回で5回目というふうに思っておりますけれども、質問させていただきたいと思いません。平成20年度に名寄市立小中学校適正配置検討委員会が設置をされ、各小中学校の10年、15年後の、あくまでも予測ではありますが、児童生徒数の提示、各学校施設の老朽化、耐震化の状況を示したわけでありました。本年は、名寄市街地区公立学校適正配置検討委員会が設置をされました。このことについての御説明もお願いいたしますけれども、風連地区の郊外、農村地域の小学校の適正配置について、現時点での考え方をお伺いをいたしたいと思いません。

最後に、4点目、市職員による営業戦略について、今後の営業戦略推進委員会の方針について。加藤市長公約を具体化した若手職員による営業戦略推進委員会が発足したことは、大変前向きな取り組みと思うところであります。このような新し

い発想に対しては、多くの市民が期待をしているものと信じております。市長のマニフェストの一つでもある名寄市の財産を生かしたまちづくりを民間企業にいた感覚で今後どのように進め、名寄市の売り込みを図るのかをお伺いをいたします。

以上をもちまして、この場からの質問とさせていただきます。

なお、先日の3人の同僚議員の代表質問の中でかなりダブった面もあろうかと思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。ただいま田中好望議員から大きな項目で4つの御質問をいただきました。大きな項目の1番、2番、4番については私から、3番目については教育長から答弁させていただきます。

まず初めに、特例区終了後の風連地区の今後のまちづくりの方向と総括についてお答えをいたします。議員御承知のとおり平成18年3月27日に旧名寄市と旧風連町が合併をして、新名寄市が誕生して5年が経過をしようとしています。また、合併前の地区住民の不安の解消と旧風連町で取り組んでいた独自の事務事業、あるいは名寄、風連双方同様の事務事業でも内容に相違がある事務事業のうち、一定期間特例区で行うことが効率的かつ利便性を図ることができ、新市の一体性の円滑な確立に資するという考えで設置をしてきました特例区につきましても本年3月26日をもって解散することとなります。特例区の振興策にかかわるものにつきましては、新名寄市総合計画を策定する際に特例区協議会の意見をいただき、また市街地再開発事業の取り組み、旧福祉センターの取り扱い、さらには各種使用料等の見直しなど風連地区にかかわるものや規約で定められた特例区事業などについて、特例区協議会等の意見を聞きながら対応して、法の目的に沿って特例区の運営がなされてきたものと考えています。特例区の事業につきましては、特例区の解散後は市に継承され

ることとなりますけれども、地域施設管理事業のコミュニティセンターの地域の移管の問題、利雪、克雪事業の補助金の問題など特例区の期間の5年間では一元化できない事業もございます。一方で、新名寄市が住民と行政の役割分担を通してともに協力をしながら進める協働のまちづくりを目指していることを踏まえ、旧風連町にとって歴史ある行政区制度から住民自治組織制度、いわゆる14町内会に移行され、町内間の情報共有を目的に風連地区町内会連絡会も設立されたということは一つの大きな前進と考えています。

また、ハード面では、道の駅、本町地区の市街地再開発などの事業の取り組み、あるいは風連中学校の校舎の改築では風連高校の閉校後の校舎を改修をして中学校として利活用するなど旧風連町のいわゆる3大事業と言われた事業も着実に進められてきました。一方、ソフト面におきましても旧名寄、旧風連の両市町が一体感を持てるように両地区でのイベントへの相互の参加などを通じて人と人とのつながりを大切にし、あるいは一緒になって取り組みがなされてきており、確実に変化があらわれてきているものと考えています。

特例区終了後の風連地区の方向と地域づくりについては、平成23年度に策定をする総合計画の後期計画の中で、風連地区にかかわります事業等も含めて審議をすることとしています。また、残存する地域課題につきましても地域の皆さんに理解を求めて対処していく考えでございます。引き続き地域の将来を見据え、地域住民の結びつきを重視するとともに、地域文化の継承と発展を大事にし、これまでの歩みをもとに新たな文化の創造などを主体とした活動に転換をし、区域内のコミュニティ活動の活発化を図り、課題や問題を明確にして区域の住民が連携、協力し、行政との協働による活動、提言など地域住民の意見を大切にして市政に反映をし、風連地区、名寄地区がさらに融合されるよう努力をまいります。

事務事業の一元化、統一につきましては、お互

い100年以上の長い歴史のある文化、伝統、慣習のある両市町の合併であることを踏まえ、この5年間で一元化できていない事業も含めて時間をかけて整理するもの、あるいは時間をかけなくてもできるものの判断をし、新名寄市の一体性の円滑な確立に向けてソフトランディングを図ることを目的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、合併特例区終了後の風連庁舎の活用と体制についてお答えをいたします。合併協議の中で名寄庁舎と風連庁舎の分庁方式が決定をされ、合併当時の5部制のうち、風連庁舎には経済部、建設水道部の2部と監査委員事務局、農業委員会事務局を設置をし、また名寄庁舎には総務部、生活福祉部、教育部の3部と議会事務局を置いて市政の運営に当たってきております。この間両庁舎を有効活用すべく、改修工事等を実施してきておりました。平成23年度には風連庁舎の事務室改修及びボイラー更新等も行います。効率的で投資が無駄にならないことと住民サービスに支障が出ないことを考慮して、当分の間は現体制で臨みたいと考えています。

大項目の2点目、名寄市の農政の今後について、まずは小項目1点目の農業振興センターの今後についてお答えをいたします。現在の農業振興センターにつきましては、農業農村活性化農業構造改善モデル事業、これを活用して建設をし、平成3年9月に運営を開始しております。主要施設の概要ですが、管理棟が土壌分析室、組織培養室を備えた木造2階建てで約400平方メートル、格納庫2棟、耕地面積が3万4,315平方メートルなどとなっています。事業内容といたしましては、産地づくりへの対応や一般畑作物の作付制限、農家戸数や農業者労働力の減少、農業従事者の高齢化の進行、担い手の育成確保といった課題を抱える中で、本市の農業が基幹産業として安定的に発展していくためには、生産コストの低減、消費者ニーズに即した安全で安心な農作物を供給できる体制を築くことが求められておりました。そのた

めには農地の流動化や構造政策、担い手づくりなどの的確な推進と相まって、農業技術、土地利用の高度化及び高収益作物などの戦略作物の設定とその生産技術の確立を図る必要があります。その成果を生産現場へ迅速に反映し、普及事業及び情報提供の一層の充実強化を推進をしていく観点から、農業技術の開発研究及び実用化普及のため、営農技術指導体制を整備、確立するため、関係機関、団体、農業者が一体となって創意工夫のもと、高い技術力に根差した体質の強い農業の実現に向けた各種栽培試験、農業技術指導、情報提供、組織培養、土壌分析などを基本とした事業展開に取り組んでいるところでございます。設置の当時は、転作強化の中、地域農業生産システムの確立と土地利用型農業と高付加価値農業を効率的に組み合わせた振興作物産地づくりを推進をし、複合経営の確立を目指し、役割分担として施設園芸は農業振興センター、水稲経営に関しては普及センター名寄支所と関係機関、団体が連携をして取り組んで今日に至っております。農業情報システムに関しては近年の技術革新に伴い、道北なよろ農業協同組合から直接発信をする体制になっていま

す。現在の新名寄市農業・農村振興計画においては、旧名寄市の第2次名寄市農業・農村振興計画及び旧風連町時代の風連町地域農業振興計画と連携した基本方針に基づき、目指す姿と方向として収益性の高い農業の確立が掲げられておりました。農畜産物の安定的な生産を基本に土づくりと新技術の導入などにより、生産力、品質の向上と生産コストの低減、アスパラガス、花卉、トマト等の高収益作物の導入、拡大や付加価値の向上など農業所得の確保、向上を図ることが求められております。そのために農業振興センターでは、土づくり推進と並行して土壌診断に基づく施肥法の改善と肥料高騰の中で窒素分析による施肥量の適正化を図り、農家経営の経費節減などを今後とも進めてまいります。

また、新技術の導入では、今後求められる経営面積拡大に伴う育苗、移植栽培の限界に伴う低コスト稲作経営の実現に向けた関連方式による直播栽培並びに疎植栽培等新技術の地域適応性の試験、実証展示圃の設置を行うとともに、北海道でも有数な産地であった特産作物の食用ユリ、これの作付拡大を目指し、組織培養によるウイルスフリー球の供給に努めてまいります。

アスパラガスの大苗供給事業につきましては、名寄市の振興作物としての推進と育苗期間の短縮、収益性の改善向上を目的として旧風連町時代の平成13年度から取り組んでまいりましたが、当初からアスパラ大苗の一定の普及段階までと農業振興センター技術職員の営農指導等の本来業務を行うこと、さらには生産者に育苗を任せられることができたことによりまして、道北なよろ農業協同組合とも十分協議を行った中で、平成21年度からは大苗供給、平成22年度からはセル苗の供給を全面的に委託をする方向で取り組むこととしております。

次に、小項目2点目の6次産業化の取り組みについてお答えをいたします。国におきましては、地域経済の活性化を図るために基幹産業である農業と商工業の連携を強化し、相乗効果が発揮されるようにと平成20年7月に農商工連携促進法が施行されたところでございます。新政権移行後も1次産業の農業、これを加工する2次産業、さらには流通販売を行う3次産業を一体的にとらえ、経営の多面化により生じる付加価値を農業経営に取り込む、いわゆる6次産業化を推進する支援策を打ち出し、この六次産業化法が本年3月1日に施行され、地域資源を活用した農林業者等による新事業の創出についての事業計画の申請が農林水産省において動き出してきております。近年当市におきます取り組みにつきましては、先進事例として道内外で評価を受けておりますふうれん特産館のもち加工がありまして、さらには本年より本格的に農業者との契約栽培によるひまわり油の搾

油施設も稼働しています。加工に関しては、取り組みが少ない状況にありながらもトマトジュースで3団体、漬物、みその加工で3グループなどと徐々に芽は出てきておりますので、今後とも農業サイド、商工業サイドの両面から情報提供や支援をしてまいりたいと考えています。

また、昨年6月に発足をしました商工会議所が主体となる新「なよろブランド」商品開発プロジェクト委員会、これを設立し、農商工の関係者が本格的な地域資源を活用した新たな商品開発に実際に取り組んできております。このプロジェクトには13社が加盟をしており、昨年9月に続いて参加者、本年2月に東京で行われました試作品展示会に向けてはひまわり工房の無添加名寄産ひまわり油、北の耀き、えびす食品のアスパラ入り海鮮玉、江端商店の手延べアスパラ健康麺、創作キッチンたまさぶろうの米粉を使ったレアチーズケーキ、喜信堂のスイーツ、星に願いを、千花の特製プリン等の6商品が開発をされ、既に商品化されているものもあり、今後の販売、販路拡大へ期待を膨らませているところでございます。このプロジェクト委員会につきましては、日本商工会議所の取り組みでありまして、単年度での事業内容とはなっていますけれども、平成23年度については市の地域経済活性化推進事業を活用し、より商品価値を高めた名寄ブランドの開発、販売拡大事業の展開等を継続していくこととなっております。

こうした中で、国では平成22年11月に地域資源を活用した農林業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林業者等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした六次産業化法を打ち出し、基幹対策としては農林漁業者の加工販売への取り組み促進、農山漁村に由来する資源の活用の促進、市場拡大策としては国内市場活性化、海外市場開拓、関連対策としては品目産地担い手対策、あるいは6次産業化向けの制度融資、

農山漁村の交流促進、研究開発の促進など種々の施策を推進していくこととしていますので、今後ともこうした情報を的確にとらえて、関係機関、団体等と十分協議をしながら、この制度の活用を図ってまいります。

大項目4番目の営業戦略推進委員会についてでございます。市長就任以来、地域の活性化を図るため、公約の一つであります名寄市の豊かな自然、天文台などの地域資源を生かしたまちづくりを推進をしておりますけれども、本年4月に天文台がグランドオープンをし、6月には映画「星守る犬」が上映をされ、8月にはひまわりが市内じゅうに咲き誇るなど、この間名寄市を売り込む絶好のチャンスであるとして、各種団体、市民が一丸となって各種事業にアイデアを出し合い、行動していくことができるよう、これらのコーディネート役として12月29日に名寄市営業戦略推進委員会を設置をしました。庁内6部と病院、大学各1名ずつ、40歳前後の8名の職員で構成されております営業戦略推進委員会では、関係部署、各種団体、市民などと連携、協力をして各種イベントの開催、物産の販売による名寄市の売り込みの具現化とPRを図るために現在まで毎週1回、計9回の会議を開催をし、協議を重ねてまいりました。3月2日には、この報告を踏まえて経済部産業振興課を事務局としたきたすばるグランドオープン実行委員会が立ち上がりました。今後は、市と民間団体による実行委員会の中で営業戦略推進委員会の提案に基づき、詳細な事業内容を決定をしていくこととなります。名寄市が激化する地域間の競争に生き残るため、営業戦略推進委員会の論議を参考に、新年度は名寄市の観光の振興計画などの整備を進めていきたいと考えておまして、今後とも民間会社名寄市的な発想でより目標を明確に具体化した名寄市の営業戦略、あるいはブランド戦略の構築を図り、官民一体となったより一層の地域の活性化に努めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、名寄市立小中学校適正配置計画における小学校の再編について御答弁申し上げます。

名寄市立小中学校適正配置計画におきましては、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団の中での成長、教職員の指導体制の充実、児童生徒に対する多様な選択肢の提供など、教育水準の維持向上を基本理念に地区別適正配置計画を策定し、地域の皆様の御理解を得ながら、各地区ごとに推進することとしております。地区別の推進内容といたしましては、名寄市街地区では小学校5校体制から4校体制への見直し、風連市街地区では小学校1校、中学校1校の維持となっております。ただいまお話のございました郊外、農村地区では学校と地域コミュニティーや住民とのかかわりが特に密接であることから、地域の実情に応じて欠学年の状況や入学者の推移、学校施設の老朽化の状況、耐震化の推進などを考慮し、適宜検討を行いながら、中心となるべき学校への統合も視野に入れて再編を進めることとしております。

名寄市の小学校は、名寄市街地区に5校、風連市街地区に1校、郊外、農村地区に位置する小学校は5校で、合計11校あります。その中でも郊外、農村地区に位置するそれぞれの小学校の中には、児童数が減少し、さらに欠学年が生じている学校もあります。児童数の減少に伴う学校の小規模化は今後さらに進むと予測しており、子供たちの教育環境や教育内容の充実に向けた計画的な適正配置の推進は重要な課題と受けとめております。今後におきましては、平成23年度から名寄市街地区の5校から4校への再編に向けた検討委員会を設置し、適正配置の対象校の検討、通学区域の検討、施設整備の検討等について協議を進めます。ただいまは、風連地区における郊外、農村地区の小学校に対する考え方のお尋ねがありました。風連地区、名寄地区を問わず、郊外、農村地区の適正配置につきましては今後とも地域からの要望

があれば児童数の動向や地域実情の把握に向けた懇談会などを開催するなどしながら、学校施設の老朽化、耐震化の推進なども考慮して、そのあり方について地域の皆様と一緒に検討してまいりたい、このように考えております。

私からは以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 田中議員。

○17番(田中好望議員) それぞれ御答弁をいただきまして、私としては大項目の4つのうちのそれぞれの方向性が見えた。詳しい説明をいただいたというふうに理解をしております。

それで、再質問といいたしてもなかなか見つからないかなというふうに思っているところがございますけれども、何点か質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず今藤原教育長から答弁がございました小学校の適正配置で、私も5回目ぐらいかと思うのですけれども、このことにつきましてやらせていただいておりますけれども、先ほどの答弁の中で郊外の農村部の小学校につきましては、これは私よりも教育関係の方が御承知かと思っておりますけれども、もう欠学年ができているところがかなりあります。そういった中でやはり例えば日進地区、東風連地区、下多寄地区、風連でいえばです。そこで小学校をなくすということは、地域の疲弊を招くということになるかと思っておりますけれども、私は子供たちの親の目線、また子供たちの目線で考えたときに、これは風連地区のことですけれども、中央小と早く一緒になって、いわゆるそれこそ2クラスも3クラスもできませんけれども、そういった中で最低30人近くの1学年、そういった中でやはり義務教育をさせるというふうになってもらえないかなと。先ほど言いましたように地区から要望があればよろしいのですけれども、昨年の風連、日進中学校がことしから風連中学校、2人ということですが、1年生です。そういった中で日進小学校も3年後には中央小と一緒になるといったことが協議が終わったように聞いておりますけれども、そういったこ

とを最終的に例えば今の教育上のこういったことで中央小と一本化をして、同等のいわゆる行政が進める教育関係で一緒になりませんかということ行政側からは言えないのですか。

○議長(小野寺一知議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) 今郊外、農村部の小学校について、1つには確かに地域にとって大切なコミュニティーの要素をなしていると。このことをしっかりと見据えなければならぬというふうにお話もございましたが、あわせて子供の公教育を保障するという視点から、行政でもこの判断をしていきなさいと、こういう御指摘かと、こう受けとめさせていただきました。確かに日進中学校を1つ例にとりますと、このまま存続しますと教員は2名になります。そういう中で中学生が本当に例えば入試で必要な5教科の教育をしっかりと受けることができるのかということになれば、大変疑問が残るわけでございます。そのようなことなどについては、学校を通しながら、地域の皆様ともこれまで2年、3年にわたって話し合いを続けてまいりました。その結果、地域としては苦渋の決断だったのでしょうか。新年度から中学校は特例として休校扱いにする。この休校という意味の中には、今議員のお話のようにこれから先のことも一定程度視野に入れた、そういう取り扱いなのかなと私は受けとめているわけでありまして、そういう措置をとることになった。小学校においてもしかりでございまして、やはり生徒数が著しく少なくなった場合に本当にみんなと同じようにひとしく教育を受けさせることができるのかという、こういう懸念はあるわけでございます。そのことを教育委員会としてはしっかりと受けとめていかなければならない。そして、そういう視点から地域ともお話をしていかなければならないというのは御指摘のとおりであります。ただ、行政からこの地区の学校をなくしようということにはやはりならないわけございまして、地域の皆さんと一緒に考えていく。そして、地域の合意形

成ができた中で、やはり学校の統廃合は考えていくのが本筋ではないかと、こういうふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 今のお話のとおりだと思います。ただ、やはりこのまま黙っていないとか、何らかの形で、はっきり言えば議会ともそういう話があったと。提案があったと言って、そういったことを含めて、日進を含めて風連地区のいわゆる郊外の3つの小学校の地域に対して考えてみてはどうですかということを提案をしていただきたいということを要望して、今後に向けて教育のまち名寄ということで、そういったことでやはり児童生徒数の強化に努めていただきたいというふうな要望で、教育関係については終わらせていただきたいと思うのです。

続きまして、農業振興センターの今後の取り組みについてでありますけれども、先ほど答弁でもいただいたように設立当初はやはり農家経営の経費節減などを含めて設立されたといったことで、今後とも農家経営の節減等に御尽力をいただきたいというふうに思いますけれども、それと先ほどこれは茂木部長にちょっと答弁をいただきたいかなと思うのですけれども、それでよろしいですか。直播栽培並びに新技術の地域適応試験、展示圃等の設置を行うとともにということで、新しい作物との方式ですか、そういったことで1つ、これはかなり無理かなとは思っているのですけれども、水稻の種子を新しく振興センターで開発できないかということは無理ですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 育種という部門だというふうに思いますが、そういう部分になるとかなりやはり専門的な知識あるいは施設含めてなかなかそまでの部分というのは簡単ではないなというふうに思っております。こういった部分は、ほとんどは試験場です。道立の試験場のほうで行っておりますけれども、そこで開発したものをい

ろいろ試験をすると。そして、普及のための実証をするという、こんなことが中心になろうかなというふうに思いますので、そこら辺も役割の分担の中で育種の部門は国なり道のほうでやっていただくということになると思いますので、ここはなかなか無理だと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 同じ6次産業化の取り組みについては、いわゆる農産物の加工を中心として商工連携でやるということだというふうに思います。農産物の下落によりまして、農家経営が厳しい状況もありますし、例の今大変日本で問題になっておりますTPPの問題等々で、これがどういう形になるかはまだ先が見えませんが、農家経営が厳しい状況でありますので、この制度、施策をぜひとも推進をして、農家経営の下落にストップをかけるという形で取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは、あくまでもまた要望でございます。

それでは次に、4番目の市職員による営業戦略推進委員会でございます。これ8名の職員で40歳前後というのですけれども、ちょっとレベルの低い話かもしれませんが、例えば何年間とか、任期というのはあるのですか、これはその推進委員の中で。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 営業戦略推進委員会については、今までも御質問があり、答弁もさせていただきましたが、12月末に委員会を設立したということです。当面は、4月のグランドオープンに向けて、ここは一つの大きな皮切りになるというところで、天文台は教育の部局でありますけれども、一体的に売り込んでいくために、これを機会に各部門から意見を持ち寄り、あるいは情報を集約し、また集約したものを発信をそれぞれの部局でしていくという、そうした横断的なつながり、そしてそれを今度は民間のそれぞれのかかわる皆さんと一体となって営業していくための

コーディネート、そうしたことを求めていくというところでございます。これも答弁させていただきましたけれども、4月に機構改革を行い、新たに経済部に営業戦略室ということで、組織としてこれを設置をします。今の産業振興室をより交流部門であるとか、国内、国際交流、あと移住、定住の問題ですとか、そうしたものをそこに集約をして、より効果的な営業に結びつけるようにということでございまして、今の担っている機能が4月以降はそちらのほうに幾分かはシフトしていくということになるかと思っておりますけれども、引き続き横断的な営業戦略推進委員会、庁内の委員会も4月以降も少し形は変わっていくかもしれないですけれども、保持をして、それぞれの部局での情報の収集と、あとは1つの部局でおさまらない、またがるいろんな事案というのもこれから出てくると思っております。そうしたことの連携、調整も含めて、この産業振興、営業戦略室とは別に庁内の横断組織は今後もぜひとも残していきたいというふうに思っています。期限については特に決めてはおりません。

○議長（小野寺一知識議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） いずれにいたしましても、先ほども壇上の中でも申し上げましたけれども、この委員会というのは本当に評価されていると思うので、ずっと継続をして名寄市を全国的に売るということで御尽力をいただきたいというふうに思います。

それでは最後に、最初の特例区終了後の風連地区の方向についてでありますけれども、旧風連町時代の3事業、御承知かと思っておりますけれども、本町再開発事業、それと道の駅、風連中学校の校舎改築等の問題、これはいわゆる合併前の旧風連町時代から議論のあったことございまして、合併後特例区制度の中でことしの6月ごろですか、最後ですけれども、もう完成したというふうに思っております。これは、いろいろな意見がございましょうけれども、仮に上川郡風連町だけであれば

これだけのことができたかなという理解はしております。いわゆる何回も言いました合併のスケールメリットの一つだと、そういうふうに理解しております。それと、それぞれ特例区終了後等につきましては、地元新聞でもありましたけれども、一体化に向けてちょっといろんな意見があるようございましてけれども、これにつきましてはまだ私は申し上げませんが、いずれにいたしましてもこれからは特例区制度が終わったわけですから、いわゆる風連地区、名寄地区の市民同士の一体感を求める、そのことを重点にやっていただきたいと。それには、先ほど答弁にありました地域住民の御意見を大切にして市政に反映をし、緩やかな一体性の円滑な確立に向け、一体化に向けて御尽力をいただきたいというふうに御要望を申し上げます。

それと、もう一つは、いわゆる加藤市長がちょうど1年前の今ごろ挙げました公約を決して乱さずに、そのまま持続をして、やはり多く市民の声も参考にしながら、行政運営に当たっていただきたいというふうに思います。これで終わらせていただきたいのですが、何かございましたら、御答弁願います。

○議長（小野寺一知識議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 最後にエールをいただきまして、ありがとうございます。1年たったということで、この1年はもちろんでありますけれども、これまでの特に5年間を経過した風連と名寄市との合併という節目の年でもあると。そうしたこともこれまでの皆さんの歩みもかみしめながら、地域の皆さんの御意見もしっかり受けとめてこれからのまちづくりに邁進してまいりたいというふうに思います。今後とも御協力、御理解をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知識議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 時間的には2時間ということでありましたけれども、いろいろさつき冒頭申し上げましたように4つの中でダブった面

もありまして、事前に昨日報告もされておりますし、また答弁を聞きますと本当に現在、それからこれからの方針を事細かく御答弁をいただいたので、これ以上再質問等につきましてはありませんので、ここで終了させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終わります。

議事の都合により13時まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午後0時59分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民福祉の充実について外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名を受けましたので、通告に従いまして、質問をしてみたいと思っております。

まず初めに、大きい項目の1番目、市民福祉の充実についてお伺いいたします。高齢化が地球的規模で進行する中、我が国では少子高齢化、また核家族や要介護の高齢者の増加などが進む中、合計特殊出生率が傾向的に低下し、各地域で人口減少が続き、地域社会を取り巻く環境は変化してきております。このような中、地域における保健福祉の動向は、社会福祉基盤構造改革が進む中、利用者本位の福祉サービスの実現を目指し、地域福祉計画づくりが新たな課題の中となってきました。ゼロ歳からの幼児から100歳を超える高齢者に至る人々のライフステージに対応した健康増進計画の策定が課題でもあり、さらに次世代育成支援計画の策定が強く求められているなど、しっかりとした保健福祉計画の策定とその内容の充実度が強く期待されております。

障害者自立支援法では、昨年9月、長妻厚生労

働大臣が新法、障害者総合福祉法の制定に向け、内閣府の障がい者制度改革推進会議が議論を始めました。平成13年8月の新法施行を目指しております。この間の制度の改善を求める者の声が上がリ、つなぎ法施行を目指しており、その緊急措置として今回の改正が行われました。加藤市長は、市政執行方針の中で子育て支援の推進について、次世代を担う子供や子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めるとありますが、その中で障害児福祉については総合療養センターにおける児童デイサービスと個々に応じた療養を進めることが重要であり、国では障害者デイサービスは20歳までとなっておりますが、学齢期の子供放課後活動や冬休みの活動や社会生活に向けての訓練の場となっております。名寄市の児童デイサービスの取り組みの状況と課題についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、子ども手当についてお尋ねいたします。平成23年度予算が3月1日、衆議院で可決いたしました。しかし、子ども手当関連法案を含め26本が重要財源がまだ通過しておりません。岡田幹事長は、子ども手当をやめ、所得制限を設け、児童手当として拡充すると言っております。参議院では法案が通らず、衆議院に戻っても3分の1の可決の可能性がないと報道されておりますが、各市町村は子ども手当の執務に変更しているため、法案が通らなければ支給が難しくなると言われております。名寄市の児童手当に変更になった場合の支給のおくれ、所得制限導入に伴う影響、取り組みについてお知らせいただきたいと思っております。

次に、地域福祉の充実についてお尋ねいたします。理事者は、地域福祉について少子高齢化が進む中、地域で住む人々が連携を深め、互いに助け合い、一人一人が大切にされ、子供、障害者、高齢者が安心して住むことができる地域をつくることが大変重要であると言われております。名寄市地域福祉計画策定をする中で、町内会や自治会単位、いわゆる生活弱者を対象に安否確認や話し相

手などネットワーク活動への取り組みを行い、災害時要援護の対応、地域福祉の向上を目指すことが重要と考えられます。国や自治体の財政運営も国からの福祉団体への補助金が削減される中、地域でのボランティア、町内会活動が重要と考えられますが、他地域では除排雪作業、見守り、声かけ運動、高齢世帯、寝たきり高齢訪問、買い物送迎、子供から高齢者へのお誕生日がき作戦、子供へ的高齢者の文化の伝承、介護の激励会等々さまざまな活動を推進しております。名寄市の現状と問題点と計画策定への取り組みをお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉の充実についてお尋ねいたします。名寄市の高齢者率は、8,171名で26.8%と。独居高齢者の救急医療への情報キット、救急隊の早期対応、病院での対応という形で命のカプセルの交付が行われております。この交付状況、継続内容、今後の計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者の福祉の中で健康増進や体力づくりがありますが、介護を必要としないし、病気でもない。しかし、近い将来つえを必要とするかもしれない。人生に不安を抱えている後期高齢者が現在日本には500万人おられます。このような人たちが一番必要としているのが健康維持であり、健康増進であり、そのための運動施設や指導者が必要とされております。高齢者に対するケア、老人医療や介護の範囲にとどまることなく、予防のための政策や活動はまだ不足しているのが現状であります。本市の高齢者への健康の維持や健康増進のための施設や取り組みの状況についてお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、障害者福祉の推進についてお尋ねいたします。今回の改正で福祉サービスの対象に身体障害、知的障害、精神障害、それと発達障害者が法律上明示されておられます。今回改正で国で成立し、応益負担から応能負担となり、低所得者は1割を超えない利用者負担となったほか、日常生活

支援の必要な人が共同で暮らすグループホームと介護が必要な人向けのケアホームは家賃の負担が多かったため、所得の条件などを満たせばケアホーム利用への助成が可能となりました。また、視覚障害者には同行援護サービスの創設、また相談支援の充実では相談支援体制の強化が図られ、総合的な総合支援センターの開設、また自立支援協議会の開設というふうにあります。名寄市の福祉計画の現状と問題点、今後の取り組みについてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、支給の決定のプロセス、重度障害者のサービスについてお伺いいたします。支給決定のプロセスの見直しについてお尋ねいたします。サービス利用の計画は、計画の作成が支給決定後になり、対象が限定されるなどの理由から、余り利用されていないというのが現状だそうです。重度障害者へのサービス利用計画作成も大幅に拡大すると国では今回の法改正で言われておりますが、名寄市の現状と今後の取り組みについてお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、大きい項目の2番目、雇用対策についてお伺いいたします。2008年秋のリーマンショック以降、大企業が人件費を抑え、新卒採用を大幅に絞り込むことが大きな要因で、景気悪化の最悪期を脱した今も大企業は新卒採用に慎重な姿勢を崩していません。平成23年、民間企業の求人総数は58万1,900名、平成22年の72万5,000人から19.8ポイント減少しております。また、大企業がグローバル化を進めようとする中、外国人学生の採用に意欲的なことも就職難に拍車がかかることの大きな要因とされております。景気低迷の影響が高校生や大学生にも就職難が直面しており、名寄市の新卒の内定状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、文部科学省と厚生労働省の調査によると、今春卒業予定の大学生の内定率は68.8%という調査が始まった1996年以降最悪の水準になったそうです。男子は前年同期より2.9ポイント減

の70%、女子は5.8ポイント減の67%で、いずれも過去最低を更新しております。実際何十社もの採用試験を受けても内定が得られず、2000年の就職氷河期よりも厳しい超就職氷河期を迎えたとも言われております。そのような中、高校生や大学生にも焦燥感に駆られた学生が少なくありません。各地域では、就職説明会の開催、求人開拓の強化、ハローワークの就職ジョブサポーターによる個別就職支援等々が行われております。本市としての連携と対策についてお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、平成23年度緊急雇用創出推進事業の計画、また名寄市の23年度臨時委託職員の採用計画があればお知らせいただきたいというふうに思います。

課題となっているのは、中小企業の学生のミスマッチの解消です。不景気が続き、安定的な大企業志向の学生が強いのに対し、中小企業では人手不足が続いています。将来性の高い中小企業は少なくありませんが、こうした情報が学生には希薄なもの事実であります。合同就職面接会、合同企業説明会の実施による企業と学生の出会いの機会を提供するマッチング事業の取り組みについて理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目の3番目、放課後子ども教室についてお尋ねいたします。この計画は、本年度から進めるというものですから、その計画内容についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、次の私塾連携については、この放課後子ども教室の答弁をお聞きしまして、再質問とかえさせていただきます。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 高橋伸典議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。大きな項目1点目は私から、2点目は経済部長から、3点目は教育部長からの答弁とさせてい

たきます。

初めに、大きな項目1点目、市民福祉の充実についての小項目1点目、子育て支援についての名寄市総合療育センターにおける児童デイサービスについて申し上げます。当センターは、名寄市を初め下川町、美深町、音威子府村、中川町に居住する就学前の障害のある児童を対象として、一人一人に応じた支援計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、所長1名、指導員5名で療育に当たっております。定員は60名ですが、本年3月1日現在で64名の児童が通所しております。また、各町村に指導員を派遣し、健診時における発達相談の実施、幼稚園や保育所を訪問しての発達や言葉の相談を実施しております。

政府は、障害者自立支援法改正案を国会に提出するとともに、平成22年12月10日に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施設を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布及び一部の施行についての通知が出されました。その内容は、障害児支援の見直しや自立支援法の見直し、児童デイサービスでは児童福祉法への移行、通所施設の実施主体では都道府県から市町村へ、放課後等デイサービスでは児童福祉法に新設となり、平成24年4月の施行を目指しております。当センターの現状は、1つとして対象が障害児童であること、2つ目として施設そのものが就学前児童用となっていること、3つ目といたしましては一人一人の療育を実施していること、4つ目といたしましては定員を超えての療育を実施していることなどから、当センターでの学齢期における支援の時期は現段階では困難と考えておりますが、今後とも情報収集に努め、制度の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、子ども手当について申し上げます。予算関連法案が可決された場合の影響についてですが、次回支給月の平成23年6月においては、現行の

子ども手当制度が適用となる平成23年2月、3月分と児童手当制度が適用となる4月、5月分が混在して支給されることとなります。この状況は、子ども手当制度が始まった最初の支給月、昨年の6月と同じ状況であります。支給事務的に大きく違う点は、児童手当制度に戻りますと所得制限が復活するところにあります。それに伴い、昨年導入した子ども手当システムを改修し、所得の判定を可能にするための対応が必要になります。その基礎となる所得についても平成22年1月以降の転入者は、平成23年4月、5月分の児童手当の判定に必要な所得状況が名寄市では把握できないため、児童手当用の所得証明書等を前居住自治体等にて取り寄せていただく必要が出てくるなど、受給者の方にお手数をおかけすることも考えられます。

また、名寄市の新年度予算においては、今回法案が可決するのを前提に予算編成を行っているため、児童手当制度に戻った場合については補正予算により予算の組み替えが必要となってくることも考えられます。対象児童につきましては、平成23年4月以降分は中学生が対象外となること、また所得要件により対象外となる世帯も発生し、平成23年6月支給時には2月、3月分の子ども手当のみの支給となる世帯が出てくることも予想されます。法案が可決した場合においても3歳未満が2万円になるなどの変更が伴います。市の窓口での混乱が心配されますが、現状の変化に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2点目の地域の福祉について申し上げます。都市部においては、隣近所における住民同士のつながりが希薄化し、地域が本来持っている相互扶助機能は徐々に失われてきている状況にある中、少子高齢化と核家族化が進む社会を迎え、医療、介護、子育てなどの社会保障制度が見直され、生活に直結する年金問題等さまざまな課題が生じてきております。こうした中、住みなれ

た地域において市民一人一人がともに支え合い、生活を営む上で市民と行政との協働による安全で安心な住みよいまちづくりも求められております。現在健康福祉部では、介護、障害、次世代、健康に関し、それぞれの分野において個々の計画が作成され、進められておりますが、これらの計画と整合性を図るとともに、災害時における要援護者への支援を地域とともに進めていくなど、これらを含めた計画を平成22、23年度の2カ年間で策定するものであります。この計画は、平成28年度までの5カ年とし、地域実情を踏まえた地域福祉の基本理念、基本目標、施策の方向性を示した計画を名寄市保健医療推進協議会地域福祉部会において審議の上、策定してまいります。名寄市地域福祉計画を作成する上で基礎となるアンケート調査を名寄市社会福祉協議会と合同にて実施し、アンケートは年代別無作為抽出により、市民1,500人の方々に協力をお願いし、回答をいただきました。2月17日の締め切りでは、751名からの回答をいただき、回収率が50.1%となりました。現在は、名寄市立大学に協力をお願いし、集計及び分析作業を行っているところです。

名寄市では、せわずき・せわやき隊が結成され、保護者と地域とのかかわりをふやし、子供たちや子育て家庭を地域で見守る活動のほか、警察や保健所等の関係機関と連携した徘徊高齢者SOSネットワーク事業、町内会連合会を通じての命のカプセルを配布し、ひとり暮らしや体が不自由な要援護者の把握、見回りといった地域福祉を行っているところです。また、名寄市社会福祉協議会では、町内会ネットワーク事業を通じ、一人の高齢者の声かけ、食事会、サロン活動など町内会単位での活動やふれあい広場の開催、ボランティア活動等地域福祉に取り組んでおりますので、これらを踏まえ、地域福祉計画ではだれもが幸せに暮らせる地域社会であって、隣近所や町内会のみならず、個々が福祉の担い手として参加できる地域福祉体制づくりを実現するためのものです。子供か

ら高齢者までが地域に住んでいてよかったと思える住みよいまちにするため、名寄市の地域福祉計画と名寄市社会福祉協議会の地域福祉実践計画が一体性を持った計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、小項目3点目の高齢者福祉の充実について申し上げます。名寄市の65歳以上の高齢者人口は、平成23年2月末現在で8,185名、高齢化率は26.85%となっており、独居高齢世帯も年々増加している状況にあります。市では、昨年4月から独居世帯など生活に不安を持つ高齢者世帯に対し、万一の場合に備えての救急医療情報キットの利用を呼びかけてきました。2月末現在の配布数は850世帯、地域包括支援センターで管理している情報件数は915名となっており、該当する世帯の6割程度が設置されたものと推定されます。名寄消防署の救急出動においては、これまで5件の利用が報告されております。平成23年度以降におきましても町内会や介護保険サービス事業所、民生児童委員の方々などの協力を得ながら、市民周知を徹底し、配布とともに支援が必要な世帯の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の介護予防における健康増進につきましては、要介護状態になるおそれのある高齢者に対しまして平成18年の介護保険制度改正による地域支援事業の運動機能向上、口腔機能向上事業を実施し、できる限り要介護状態にならないように支援し、成果を上げてきているところです。また、元気な高齢者に対しまして要望のあった町内会、老人クラブに出向き、健康教室や介護予防教室を行っており、多くの市民に参加をいただいております。御質問の冬期間に高齢者みずから行う体力向上や健康増進の施設利用の状況は、年間を通じて福祉センターで開催している高齢者を対象とした健康づくり体操教室やスポーツセンターにおいては卓球やテニポン、トレーニング室ではウォーキングや各種スポーツ教室が開催され

ており、申請できればだれでも利用できることになっております。また、教育委員会では浅江島公園に歩くスキーのコースを開設し、市民文化センターにおいて用具の無料貸し出しも行っております。学校開放事業につきましては、5人以上のグループがあれば学校教育に支障のない放課後や土、日曜日の利用が可能ではありますが、利用率が高く、少年団や各種スポーツ団体などの利用者とは新年度に入る前に調整を行っている状況にあります。夏季の市内のプールの利用につきましては、高齢者が利用できる専用コースの設置はされておりましたが、学校水泳事業やイベント以外は自由に利用が可能な状況にありますので、多くの市民の皆さんの利用を期待しております。プール利用の周知には、月ごとの利用計画を作成し、プール施設の窓口で配布しておりますので、御利用いただきますようお願い申し上げます。

介護予防に関する健康増進については、今後も現状の事業を継続するとともに、元気な高齢者の健康増進についてはスポーツ等を通じて健康増進を図っていただけるように体育協会や教育委員会、保健センター、地域包括支援センターなど関係機関と連携をとり、高齢者が参加しやすい環境づくりを進めるため、検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目4点目の障害者福祉の充実について申し上げます。国において現在平成25年度からの施行を目指しております障害者自立支援法、（仮称）障害者総合福祉法の改正に向け、新法成立までの間における障害者自立支援法の内容の一部を見直し、障がい者制度改革推進会議の意見を受けとめていく予定となっております。議員から御質問の1点目、利用者負担の見直しにつきましては、応能負担を原則に経済的不安を抱える方々が安心して障害福祉サービスが利用できるよう障害者自立支援法の一部が改正され、国が定める福祉サービス及び補装具においては低所得者、市町村住民税非課税世帯の利用者の負担が平成22年4

月1日から無料化とされたところであり、名寄市といたしましても平成23年4月1日から地域実情を勘案した地域生活支援事業として、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業に対して低所得者の利用者負担を無料化し、障害福祉サービス等の利用者負担の軽減を図ってまいります。

2点目の相談支援につきましては、市の相談窓口や道から委嘱を受けた相談員を初め、市内の福祉サービス事業者や名寄保健所が行う精神保健相談、北海道身体障害者福祉協会が行っている障害者110番のほかに名寄地区精神障害者家族会や名寄断酒会など各団体等が行っている相談があり、障害者が地域で安心して暮らせるよう関係機関、団体と連携し、対応してまいりたいと考えております。総合的な相談支援センターの設立につきましては、具体的な内容が示されておらず、今後動向を見きわめてまいりたいと考えております。

また、名寄市の障害者自立支援協議会につきましては、国の指導を受け、平成19年度において各事業所、団体から推薦を受けた委員8名から成る協議会を設置し、各事業所において相談を受けた実態の情報を共有し、問題解決に向けた調整、対応を協議しております。問題解決が困難な場合は、道の地域づくり委員会に申し立てを行い、解決に向けた指導を受けるようになっております。

3点目の地域における自立した生活のための支援につきましては、障害者の自立の訓練の場としてグループホーム、ケアホームがありますが、利用の際に係る経費につきましては低所得者の方が支払う家賃に相当する額は全額公費負担で賄い、利用者が負担するのは食事代や光熱水費等自己負担をしてもらうようになっておりますが、経済的負担を少なくすべく、利用する際には利用者1人当たり月額1万円を上限に助成する制度を平成23年10月から施行を目指し、国において検討が進められております。

4点目の障害福祉サービスを利用する際の利用

計画につきましては、計画の作成が支給決定後になっておりますが、対象者が重度心身障害者や施設から地域に生活の場を移す方々に限定され、障害程度区分に応じ、市と社会福祉協議会が協議し、利用者に合ったサービスを選択し、利用計画をもとに提供することになりますが、認定の期間内において障害程度区分が変更となった場合においても計画を見直し、利用することができるようになっております。名寄市内で重度心身障害のある方は、2月末現在で651名が資格を取得しており、医療が必要な方に対し平成21年度決算で5,531万4,000円を給付しておりますが、障害福祉サービスでは主に訪問介護や療養介護を中心に約40名の方に障害福祉サービスを利用いただいているところでございます。名寄市では、重度心身障害者に対してはハイヤー料金助成事業と重度視力障害者に対しましては電話料金助成事業により日常生活の利便を図っており、今後も引き続き障害者福祉の増進を支援してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目2点目、雇用対策について、初めに新卒の内定状況についてお答えをいたします。

当市の市内3つの高等学校及び大学の進路動向報告を各校よりいただいておりますので、1月末における内定状況を報告をさせていただきます。名寄市立大学では、進学6名を除き144名中108名の内定、未定が36名で内定率75%となっております。前年度の卒業生の内定率は97.5%でございました。名寄短期大学では、進学4名を除く43名中39名の内定、未定が4名で内定率90.7%となっております。前年度卒業生内定率は100%でございました。名寄高校では、進学135名を除く14名中14名の内定で、内定率100%であります。前年度の卒業生内定率は100%でございました。産業高校では、進学5

5名を除く46名中43名の内定、未定が3名で内定率93.5%であります。前年度の卒業生の内定率は84.4%でございました。農業高校では、進学12名を除く24名中21名の内定、未定が3名で内定率87.5%となっております。前年度卒業生内定率66.6%でございます。高卒の内定率は、1月末現在ハローワークなよろ管内で86.9%、全国の内定率が77.9%、道内では63.1%となっております。また、大学内定率は12月1日現在で全国の内定率が68.8%、道内は69.9%となっております。また、市内事業所内定者は市立大学11名、短大1名、名寄高校9名、産業高校13名、農業高校7名の計41名となっております。

次に、国、道等の関係機関との連携と対策についてお答えをいたします。日常的なハローワークなよろとの連携につきましては、主にハローワーク側から求人情報、新規学卒者の職業紹介状況等の情報提供を随時受けております。また、平成22年度においては6月に経済団体、各事業所への求人要請を始め、特に高校卒業予定者の厳しい雇用状況を踏まえ、ハローワークなよろ、上川教育局、上川総合振興局、当市の4者共催による高校生のための企業見学会、企業説明会を開催してまいりました。国関係では、ハローワークなよろにより設置されております名寄公共職業安定所雇用対策推進協議会においても経済、建設団体、民間企業、大学、高等学校、関係官庁等との情報交換を行っております。

次に、緊急雇用創出推進計画及び市の臨時嘱託職員の採用状況についてお答えをいたします。平成23年度に予定しております緊急雇用創出推進事業は、6事業、総額4,242万9,000円、29名の雇用を予定してございます。各事業でございますが、1つにはひまわりのまち観光推進事業として事業費で1,565万3,000円、11名の雇用を予定しております。NPOなよろ観光まちづくり協会に委託する事業でござい

当は産業振興課で、事業の内容といたしましては映画ロケ地としての観光情報の発信事業、パンフレット、ポスターの作成、ひまわりのイベント、キャンペーン等を行う事業であります。

2つ目には、戦争体験を語り継ぎ平和教育を推進する事業として407万7,000円、3名雇用で民間委託事業、担当は北国博物館、事業内容は戦後65年経過し、戦争体験者の貴重な体験記録を残し、平和教育の教材として体験者証言映像をDVD化する事業であります。

3つ目には、博物館収蔵品有効活用データベース整備事業として467万6,000円で、3名を雇用いたします。民間の委託事業で、担当は北国博物館、事業内容は博物館の収蔵品データベース化を行い、保存、検索のための操作業務を行う事業でござい

ます。4つ目には、名寄市地域安全確保改善事業として750万円、5名の雇用で民間委託事業、担当は環境生活課、事業内容は倒壊危険のある家屋等の調査、撤去を行い、安全確保を行う事業であります。

5つ目には、農地環境保全整備事業は706万3,000円、5名の雇用で民間委託事業、担当は土木課、事業内容としては農地保護のために普通河川環境整備として除草、立木伐採、堆積土砂の処分などを行う事業でござい

ます。6つ目には、環境保全景観向上事業として346万円で2名を雇用いたします。市の直営事業で担当は管理課、事業内容は市街地道路や公園の環境整備、安全確保パトロール等を行う事業でござい

ます。以上でございます。次に、23年度の市の臨時嘱託職員の採用計画については、市庁舎関係として平成23年度嘱託職員124名、臨時職員141名で、合計265名の雇用を予定してございます。それ以外では、市立病院、嘱託職員6名、臨時職員199名、合計205名の計画であります。水道では、嘱託職員3名、臨時職員2名、計5名となります。一般

会計の募集につきましては、嘱託職員が定年退職、任期満了による新規募集で35名、同じく臨時職員は任期満了による新規募集8名となっております。

なお、嘱託職員、臨時職員の面接は2月27日に実施済みで、6号臨時職員は3月12日に面接の予定でございます。

新規市職員の採用につきましては、平成23年度は一般事務職7名、土木技師2名、保健師4名、水質検査技師1名、消防士2名の合計16名であります。なお、24年度の募集確定は7月末を予定しております。

次に、マッチング事業の推進でございますけれども、就職を希望する者と人材を求める企業との間で相互に情報を把握することは極めて重要な課題と認識しております。求人する事業所側とハローワーク、高等学校を初め、関係団体と求職する本人との連携、協力は不可欠でございます。昨年8月に初めて開催しました高校生のための企業説明会に市内高校を初め近隣含め6つの高校から71名の生徒、上川北部の13企業、団体の参加をいただきました。その成果や課題を検証し、ハローワークを初め関係団体と協議し、今後の方向性を見出していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私からは、大項目3、放課後子ども教室についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、これまでの全国学力・学習状況調査におきまして市内の小中学校においてテレビやゲームに費やす時間が全国より多い結果が続いていることから、市内の全小学生を対象に放課後の帰宅から午後5時ころまでの様子につきましてはの調査を行ったところであります。その結果、約半数の小学生は少年団活動や塾などの習い事や児童クラブに通っております。残りのうち約2割の子供は、勉強や家の手伝いをして過ごしており

ます。冬期間の調査のため、外で遊ぶ子供は少なく、約3割の子供たちが家でテレビを見たり、ゲームをして過ごしていることがわかりました。教育委員会といたしましては、こうした現状を踏まえて、ゲームなどで過ごしている子供たちに勉強や運動に取り組む機会を与えるために、再来年度、平成24年度から仮称であります。放課後子ども教室の開設を検討しているところであります。現在構想の段階であり、平成23年度に準備を進めますので、具体的な計画内容につきましては明示をできませんが、先行の他の自治体での取り組みや保護者、学校などの意見を参考に、関係機関と連携をとりながら、できれば平成23年度中に一部試行も検討をしたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問と要望をさせていただきます。

まず、福祉計画の部分で、今回障害者福祉が発達障害が追加されまして、法律上明記されたことによって、自閉症の子やアスペルガー症候群だとか、注意欠損だとか、多動性障害の子供たちもこの障害の福祉サービス対象になるということで、きのうもちょっとあるテレビで札幌の発達障害の子供たちのテレビが出ていました。その中でこの発達障害というのは、途中でなるのではなくてもう生まれつき持っている障害なのだと。そして、自分を親が怒りつけたり、子供を褒めたりしてはいけないというふうに言われていて、本当にその子を見ているとどこが発達障害なのかなと。注意欠損だとかありますけれども、本当にそんな感じはしないで、私はずっとテレビ見ていたのです。その中で名寄市というのは、この障害児放課後デイサービスを名寄、下川、音威子府、美深、中川で進められていて、所長1名の職員5名で64名の方を見ているのですけれども、この方はきっと就学前のお子様だというふうに認識しています。その部分でこのほかの小学校から学童児という、

高校までの方々というのは、結局はいろんな施設で見ておられるのか、名寄市としてどういう施設があって、どういう支援を行っているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。とりあえずそれをお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員の御質問の就学以降ということの御質問だと思いますが、現在教育委員会のほうでは小中学校特別支援学級ということで6種別、また知的だとか自閉ですとか弱視ですとか、そういう6種目にわたりまして各学校において学級をつくってございます。トータルでいきますと37学級ということで聞いてございます。また、その部分と、それからコロポックルだとかどろんこはうすだとか、それからまた児童クラブだとか、そういう部分においても障害児の方々、トータルをしますと私のところで8名ほどそういう方々がそれぞれのほうで、児童クラブ等で支援を行っているということでお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。これは、まだ障害児の放課後デイサービス事業までいってなくて、ある程度の名寄市が単独で進めた障害の部分だというふうに思うのですけれども、障害者の自立支援法が改正になって、ある部分の問題点というか、こういう課題があるよというのがありまして、その中で障害児の放課後デイサービス事業なのですけれども、この改正になるまでのつなぎの法案で改正になった部分で、放課後だとか夏休みにおける居場所の確保もこの部分には入ってくるということなのですけれども、名寄としてはこのデイサービス事業というのは平日のみの部分なのか、それとも土日も別個にやっている部分なのでしょう。それをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在総合療育センターの中では、基本的にはやはり平日という対応をさせていただいてございます。ただ、父兄の方の要望によりまして外への、学校でいきますと遠足ですとか、そういうような近くの公園ですとか、そういうところに行ってやるという場合は、お父さんにも参加をしていただくということで、土曜日ですとか日曜日だとか、そういうような形の対応は部分的にはさせていただいているところです。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 課題ということで出ていましたので、名寄はそんなことはないなと思いましたけれども、ぜひ保護者の方々だとかの意見を聞いて、放課後デイサービス事業に近い状況にできるような形で進めていただきたいなというふうに思います。

次に、子ども手当についてちょっとお伺いいたします。今回まだ予算関連法案が通っておりませんので、先ほど言ったように本当に名寄市では児童手当の方と子ども手当2カ月ずつ受ける方等々がいるというようにお聞きしましたし、よそから来る方は所得証明書や何かとりに行かなければならないという部分もあります。その中で今回全額児童手当に変わった場合、この児童手当の財源というのは皆さんの子供の、所得制限、所得の控除と住民税の控除を削ってつくるということで進めていったはずなのですけれども、一概には全員が同じレベルにはならないというふうに、年収も違いますし、子供の数も違う。奥さんがいないかもしれないだとか、非課税世帯であるだとか、いろんな部分があると思うのですけれども、もし児童手当になった場合、所得制限が設けられます。名寄としてどれぐらいの人数の方がこの所得制限によって児童手当になって、もらえなくなる影響が出るのだとか、あと通常年収が700万円ぐらいで、妻、そして子供が2人いれば約38万円の控除があったのですけれども、10%の税率を掛け

て1人3万8,000円税金がふえます。その部分の子供2人いたら7万6,000円になりますし、これはもうことしの1月からもうスタートですから、でも住民税のほうは来年6月からスタートですから、これが33万円の10%という約3万3,000円、それが2人でしたら6万6,000円の2つ合わせて年間約13万2,000円増税になってくるということで、一概にこの部分全部ではないというふうに思いますけれども、その影響等がもしあればちょっと教えていただきたいというふうに。児童手当になったら、第1子は一応1万円ですけれども、年齢によって5,000円、5,000円、第3子から1万円だとか、いろんなモデルケースがありますので、一概に言えないのですけれども、そういう状況が出て影響のある方だとかあれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員おっしゃられるとおり、控除の関係がなくなることによって現実に増税という言葉が適切かどうかわかりませんが、そのような受け取り金額が少なくなるというのが実態だと思います。現在私のほうで今時点で把握している部分で、所得の制限で受け取れなくなることが予想される世帯は約27世帯程度と認識をしてございます。ただ、これについてはまた転入、転出という動きもございますので、定かな数字ではございませんけれども、今の時点ではそのような数を把握しているところでございます。先ほど議員おっしゃられたとおり、この状況になりますと子供が逆に多くなれば多くなるほどそれぞれの手取り分が少なくなるというのが実態だと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。本当にこの所得の部分と今、国会の部分も含まれてきますけれども、そういう増税になる部分、

また逆転することはないというふうに、私は今のところ児童手当になっても逆転まではいかないというふうに思いますけれども、児童手当になった場合はほとんどちょんちょんになるケースが多いという部分が見受けられますので、しっかりそこら辺の対策というか、市としての対応をお願いいたします。

続いて、地域福祉についてお尋ねいたします。今命のカプセル事業の部分が出ていました。命のカプセル事業で約850世帯、915名、この方に配布されていると。これ年度の予算の部分では、1,500世帯だったというふうに思います。それで、今ちょっと各町内会というか、町内会の方々をずっと回らせていただいている中で、隣の町内会の方はいただいたのに、うちまだ来ていないという状況がすごく何軒もあるものですから、町内会によってやっぱり配布状況が変わっているのか、それともまだ動き出していない町内会があるのかというのを教えていただきたいのと、23年以降、今単身世帯のみのスタートだとか、重度の方の部分をスタートさせていると思うのですけれども、ある家庭の高齢者のところに行くと、できれば高齢者全員の方に配布してほしいという意見も多々聞いたものですから、次のこれからの状況だとかがあれば教えていただきたいというのと、このカプセル事業というのがカプセルをつくって冷蔵庫に入れてという方法もあるのですけれども、まだ予算がなくてできない部分、病歴だとか、病院のかかりつけだとか、薬だとか、それを書いて紙にコピーしてあげて、私はカプセルがまだ届いていない、これから配布される高齢者のためにそういうのを書いて冷蔵庫にマグネットで1枚張っておいても安心かなと。高齢者のためにというふうに思うのです。そして、カプセルが来たときにそれをつくって入れればいいのであって、私はできれば高齢者全員の配布を進めるべきではないかなという考えを持っているものですから、その部分ちょっとあれば教えていただきたいというふう

に思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在22年度実施させていただきました命のカプセルについては、今議員お話しのとおり1,500世帯を予算を計上させていただきまして、町内会を通じて配布をさせていただいたところであります。この数につきましては、現実に町内会のほうでお持ちをいただいて、まだ町内会の行事として配られていないという実態も担当のほうから調査した結果、報告を受けております。町内会では既に持っていったという実態もございまして、事業としてまだ進んでいないという部分もございまして、御理解をいただきたいと思います。

もう一つは、高齢者全員というお話もございましたが、今回の命のカプセルにつきましては当初に御説明申し上げましたとおり、御夫婦でも、またお一人でも、また体の弱い、自分としてもちょっと心配だと、御夫婦でいたとしてもこの命のカプセルについては御希望があれば皆さんには配布をということで、町内会を通じて御説明申し上げますので、もし議員のほうに市民の方からそういうお話がありましたら、ぜひ町内会長、または市のほうにお話をいただければ配布をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。よろしく申し上げます。本当に高齢者の方、いつ倒れるかわからないような状況の方もおりますし、そんなのがあるのという高齢者の方もいました、まだ来ていない方で。しっかりと配布のほう、町内会の方にお世話になっておりますので、無理には言えませんので、できれば早い段階で配布できるようにお願いいたします。

あと、健康増進について質問いたします。今いろんな部分で健康教室だとか介護教室、総合福祉センターを使ってやられているということをお

れまして、私がお聞きしたのは冬の間高齢者の場合、やはり歩く場所がないと。今高齢者というのは、心臓病だとか脳卒中だとか糖尿病だとか生活習慣病を抱えている方が大変多くて、軽運動というのですか、歩いたり、そういう部分というのが健康のためにいいと。老いるというのは、老人の筋肉が衰えるから老いてくるという、その筋肉を強めるのはそういう軽い運動だとか、歩いたり、しゃべったりするのがきくのだよというふうにお聞きしましたので、名寄としても冬の間やはり道路は滑りますし、先ほどプールや何かはある程度日程を決めて報告を出しているというふうに言っていましたので、それを広報にでも出せば、高齢者の方この時間は学校教室で使っているから行かないで、この時間はあけていこうだとかいう部分つくれますし、スポーツセンターは本当にできれば1週間に1回、午前中なんていうのはだれも使っていませんので、体育館をあけてあげて、高齢者歩行運動教室、教室でもないですけども、ただ歩くだけでもいいですから、使わせてあげるとかという部分をやってあげればいいかなというように思っています。

もう時間がないので、最後に雇用について。今大変厳しい雇用状況の中で、名寄は本当にもう名寄新聞に出ているようにすばらしい就職率をおさめているなというふうに思っておりますけれども、去年8月行われた上川支庁、教育庁、名寄商工会、高校、名寄市で行った初説明会に6校、71名、13企業が参加されたということで、この事業というのはことしも継続して行われるのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今お話ありましたように、大変効果的な事業だというふうに思っておりますので、続けていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にありがとうございます。大変厳しい状況の中で、高校生、大学

生、この就職活動、なかなか自分の仕事に合うところが見つからないという状況の中で右往左往しているのが高校生、大学生です。できれば行政が中心となって高校生、大学生が未来のすばらしい就職ができる体制を整えていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

TPP（環太平洋貿易協定）交渉参加への対応について外4件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

TPP交渉参加への対応について、まずお伺いをいたします。市政執行方針で加藤市長は、農業が基幹産業である本市として、協議を開始することとしたTPPについては容認できるものではなく、農業団体や関連産業などと連携して対応するとしています。関税を原則撤廃し、農産物の輸入完全自由化を進めるTPPは、日本農業と地域経済に深刻な打撃となります。このことから、農業を基幹産業とする名寄市議会として、昨年12月議会においてTPP参加反対の特別決議をし、国への意見書を提出したところです。道北なよろ農協では、署名を集め、垂れ幕、旗などで市民にアピールをしています。名寄市としても独自の具体的な表明が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

TPPは、農林漁業、地域経済、医療などへの影響は非常に大きく、農業分野の関税を完全に撤廃すれば農水省の試算でも日本の食料自給率は13%まで低下し、米の自給率は1割以下になってしまうといわれています。菅首相は、農産物を関税撤廃することで平成の開国と言っていますが、日本は既に平均で11.7%と下げしており、鎖国どころか世界でも最も開かれた国の一つとなっています。また、経済産業省はTPPに参加しないと雇用は81万人減るとしていますが、農水省はTPPに

参加した場合の雇用減を農業やその関連産業などを合わせて350万人とし、参加しない場合の4倍以上になると試算しています。このようにTPP参加は、日本農業を破壊するだけでなく、地域経済の破壊を進めます。そこで、農林業、地域経済への影響についてどのようにとらえているのか伺いたいと思います。

医療への影響についても伺います。TPP交渉に向けた24の作業部会では、農業、工業などにとどまらず、労働、安全、医療まで、あらゆる人、物、金が自由化の対象です。日本医師会は、昨年12月1日、定例の記者会見の中でTPP参加に向けての日本医師会の見解を発表しています。TPPへの参加によって日本の医療に市場原理主義が持ち込まれ、最終的には国民皆保険の崩壊につながりかねない面もあると懸念されるとしています。混合診療の完全解禁、公的医療保険の安全性が低下する、外資が経営する病院の設立、医師、看護師、患者の国際的な移動が医師不足、医師偏在に拍車をかけ、さらに地域医療を崩壊させると懸念事項を挙げています。医療への影響についてお考えをお聞かせください。

大きな項目2つ目、人権尊重と男女共同参画社会の形成について伺います。今夫婦間の暴力、子供への虐待、いじめの問題など社会問題となっています。互いを認め合い、尊重し合うことが大切であることは言うまでもありません。1月13日、上川総合振興局主催のデートDV防止にかかわる研修会に参加する機会をいただきました。この中で恋愛中の男女間で起こるデートDVが夫婦間の暴力へ、そして児童虐待へとつながるケースが多いと言われていました。総務省の取り組みが強められています。人権擁護委員会による講演が名寄高校、産業高校、名寄農業高校、下川高校等で行われています。名寄市立大学保健福祉センターでは、ライフ・スキル講座などが行われていると言われます。ある高校の養護の先生は、在校生や卒業生からのDVに関する相談がふえていると言

ます。いろいろな情報によって男女間のつき合いの中で、これはDVではないかな、DVだと思うなど気づき始めているのではないかと思います。人間関係を大切にすることは、人権尊重につながります。DVへの認識、人権尊重の考え方を育てるには、子育ての段階から必要ではないかと言われていています。子育て中の親や教育者などへの研修など、情報提供が必要ではないでしょうか。

そこで、教育の推進について伺います。DV問題に対する考えや関心、共通の認識になっていないのではないかと、こんな懸念をします。学校教育の中で生徒、教師に対する研修の必要性を感じているところです。この教育の推進についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目には、デートDVへの対応についてお聞きしたいと思います。男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進するとしていますが、具体的な対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目に、観光振興への対応についてお聞きします。市政執行方針において市政推進の基本的な考え方として、1点目に明るく元気なまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加していただくことが大切、3点目に観光振興による交流人口の拡大を図ると述べられています。また、観光振興については、観光関係者だけでなく、市民と連携し、市民とともに推進していくオール名寄としての考えが必要と述べられています。交流人口の拡大は必要とは思いますが、まず市民が行事等に参加し、楽しむことが必要であり、何よりもPRする大きな力となるのではないかと考えます。

そこで、お伺いいたします。市内交通の利便性について伺いたいと思います。天文台への交通手段、自家用車の方はホームページの道案内がとてもわかりやすいと思います。しかし、車のない方、路線バス利用の方はサンピラー交流館前で下車をして、徒歩で天文台まで行かなければなりません。また、新しく建設が予定されている文化ホールへ

の交通手段についても市民の方からどうやって行ったらいいのかという不安の声が寄せられています。市内交通の利便性についてお考えをお聞かせください。

2つ目には、公衆トイレの利便性について伺います。町中には、5丁目商店街のポケットパークがありますが、冬期間は利用ができません。今駅前に複合交通センターができれば、JR利用の方たちには安心して利用してもらえと思いますが、町中のトイレが少ない。また、コンビニ等でかりにも買い物しないでは利用しづらいとの声が聞かれます。地方からおいでの方たちばかりではなく、市内の高齢者の皆さん方への気配り、心配りが必要だと考えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

4つ目に、中学校の武道必修化に向けての安全策について伺います。柔道における安全指導について伺いたいと思います。2012年度から実施されます中学校の武道必修化に向けて、安全面での取り組みについてお伺いをします。特に柔道における安全指導についてお伺いをしたいと思います。中学校の部活動における死亡事故の確率は、柔道が飛び抜けて高くなっています。愛知教育大学教育部の内田講師の学校での死亡事例の調査研究によるものです。1983年から2009年度までの27年間で110人の死亡、脳障害を初め何らかの後遺症を抱える事故が261件も起きているといいます。特徴としては、部活動中の事故が大半を占め、柔道固有の動作、投げわざ、寝わざ、受け身によって死に至ることが多い。2つ目には、初心者者の死亡が多く、中学1年生では54.1%、高校1年生では64.4%に上っています。3つ目には、頭部外傷を受けての死亡が多い、こういった特徴があらわれています。海外の柔道事故は、ほぼゼロとされています。文科省は、昨年7月、「学校等の柔道における安全指導について」と題する緊急通知を学校や中高体連らに送付しています。安全指導が何より重要だと考えます。

取り組みについてお知らせをいただきたいと思いをします。

最後に、石油類の高騰への対応についてお伺いをします。昨年12月ごろからじわじわと値上がりが続いています。灯油を含め石油類の高騰に対し、市民の暮らしを守るための対応について伺いたしたいと思います。投機マネーが原油先物市場に流れ込む、またリビアなどの中東、北アフリカ情勢の激変で供給不安が起きています。2007年から2008年のように急騰ではありませんが、負担は大きいものがあります。つい先日灯油、ガソリンがまた値上がりしました。中東情勢によっては、史上最高値に迫ることが懸念されています。ことは幸い暖冬ではありますけれども、名寄市は4月までは暖房を欠かすことができない地域でありますし、また高齢の方々にとっては5月に入っても暖房は不可欠です。こうしたことから、昨日の代表質問の答弁の中では慎重に推移を見守り、検討したいとのことではありましたが、福祉灯油実施に向けてのお考えをお聞かせをいただきたいと思いをします。また、道内市町村の実施状況についてもお知らせをいただきたいと思いをします。

農作業もそろそろ始まり、機械の燃料費などの負担増に不安を示している農家の方々もいらっしゃいます。農業への支援について、どのように考えられているのかお聞かせをいただきたいと思いをします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま川村幸栄議員から大きな項目で5点の御質問をいただきました。大項目1点目の小項目1と2、大項目3点目の小項目2、大項目5点目の小項目2につきましては私から、大項目1点目の小項目3は市立病院事務部長から、大項目2点目の小項目1及び大項目4点目は教育部長から、大項目2点目の小項目2及び大項目3点目の小項目1については総務部

長から、大項目5点目の小項目1は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1点目、TPP交渉参加への対応について、農林業への影響についてお答えをいたします。これまでの名寄市の主な対応といたしましては、昨年12月20日に旭川で行われました上川地方総合開発期成会主催のTPPを検証し地域を守る上川地方総決起大会へ市長を初め各団体約170名の方に参加していただきました。ことし2月18日には、市及び各農業関係機関が開催した名寄地域農業セミナーにおいて「TPPが地域に与える影響について」と題し、JA北海道中央会から講演をいただいております。JA道北なよろでは、名寄市民向けにTPP交渉参加反対のパンフレットの全戸配布及び署名活動を予定しており、市も協力をさせていただいております。

御質問の農林業への影響についてでございますが、TPPは原則100%関税撤廃とされておりまして、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きいアメリカやオーストラリアなどを含む複数国との交渉となることから、厳しい交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3,000戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17万人の雇用が消失するなど極めて影響が大きいと言われております。農業の役割は、食料の供給、食料の安全保障など直接的な生産活動と国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能と言われる社会的な効用がございます。林業におきましても防犯や製材品等の輸入拡大につながり、我が国の木材産業は大きな打撃を受け、原木を供給する林業の発展に支障を来し、森林の公益的機能発揮が損なわれるだけではなく、山村地域の経済、雇用にも大きな影響を与えております。TPPにより人が暮らし、営農していることで維持されている農村地域が崩壊へと向かうこ

とが懸念されます。名寄市議会におきましても先般の11月30日に開会されました第4回定例会においてTPP参加の即時撤回を求める決議を全会一致で行っていただきましたので、これを名寄市の姿勢といたしまして農業団体、商工団体、消費者団体等を含め地域一丸となって対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域経済への影響についてお答えをいたします。農林水産省が試算した国内農産物生産等への影響試算では、農産物の生産減少額が約4兆1,000億円、農業の多面的機能の喪失額が約3兆7,000億円で、農業関連産業も含めたGDPが年間約7兆9,000億円減少すると試算しております。農業と食品製造業の割合が高い北海道、東北、九州は特に影響が大きく、北海道農政部の試算では農業生産額が5,563億円、関連産業が5,215億円、地域経済が9,859億円、北海道の損失総額は2兆1,254億円に上ると試算してございます。先日の農業セミナーにおきましてJA北海道中央会が名寄市における影響を品目ごとに現在の生産額とTPP導入後の生産額を比較し、説明されておりました。試算の内容は、米については輸入増加で生産量が1割程度となり、現在生産額31億3,000万円が3億1,000万円程度に、牛乳では飲用以外は壊滅し2割程度となり、11億8,000万円が2億4,000万円に、豆類は大豆が壊滅し4割程度、麦類は秋小麦が壊滅し3割程度、バレイシヨは生食以外は壊滅し5割程度、てん菜は壊滅、その他畜産では豚が壊滅、牛につきましても黒毛のみ3割程度となり、全体で現在生産額約80億円がありますが、TPP導入後は42.5%の約34億円程度になるものと試算しております。農業生産額の減少だけで約46億円の損失となり、当市における他の関連産業につきましても農産加工会社、食肉加工会社、製めんやもち加工会社、農業機械会社、肥料等資材会社などを含め、生産、販売に大きな影響が出るとともに、雇用にも影響が大きく、関連産業も含めた

名寄市経済への影響は多大なものになると考えてございます。

次に、大きな項目3点目の観光振興の中で、市街地の公衆トイレの利便性についてお答えをいたします。市街地の公衆トイレにつきましては、御案内のように5丁目にポケットパークで御利用いただいているほか、近隣の大型店、病院、公共施設などを利用されている状況がほとんどと認識しております。公衆トイレの設置につきましては、高齢社会において必要性を認識しながらも、コンビニを含めた商店街、大型店、病院などに頼っておりまして、商工会議所、商店街振興組合などと気軽に利用できる商店街づくりなどについて意見交換をしているところであります。また、商店街としてもぜひ御利用いただきたいという気持ちは持っておりますけれども、利用者側にとっては遠慮なく利用することはちゅうちょする状況にあると感じております。公衆トイレの維持管理につきましては、光熱水費、清掃、保守点検、除雪などの費用を要しますので、現状は公共性を有する施設や商店街などを御利用いただくようお願いをいたします。今後においては、JR名寄駅横の整備にあわせて建設予定の（仮称）複合交通センターの利用や民間の集客施設等も利用できるようになると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、大きな項目の5点目になりますけれども、石油類の農業関係への支援ということでございますが、平成20年夏に原油価格が1バレル、これ160リッター当たりなのですが、134ドル前後まで高騰し、日本のガソリン価格も1リットル180円前後となったことがございました。国は、同年10月に肥料、燃油の価格高騰に対する緊急対策を講じましたけれども、その後の価格が下がったこともございまして、名寄市においては肥料のみの対策ということで、燃油対策の対象になった生産者はおりませんでした。現在の原油価格は、1バレル100ドル前後と高い状況となっております。

ますけれども、今後の中東地域の政情不安においてはまだまだ上昇することも考えられます。雪解け後に本格的な農作業が始まってまいりますので、その折の状況の中で原油価格の上昇について注視をしてみたいと考えております。

また、営農形態の中で冬場にハウスを加温して農作物を生産している農業者は極めて少ないというように考えておまして、この辺においての名寄においての影響は少ないというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 大きな項目1の3番目、TPPに参加した場合における医療への影響についてお尋ねがございました。このことにつきましては、昨年12月に議員からもお話がありましたとおり、日本医師会から政府のTPP参加検討に対する4つの懸念があるとの見解が示されております。その概要につきましては、1つ目には日本での混合診療の全面解禁による公的医療保険の給付範囲の縮小、2番目として医療の事後チェック等による公的医療保険の安全性の低下、3番目として株式会社の医療機関経営の参入を通じて患者の不利益拡大、4番目として医師、看護師、患者の国際的な移動が医師の不足、医師偏在に拍車をかけ、さらに地域医療を崩壊させるなどの4点が強く警戒されるものとなっております。保険診療と自費診療の併用を認める混合診療の解禁は、国民皆保険の崩壊につながりかねない面もあり、また医師の海外からの参入については医療の教育水準の違いから日本の医療水準が低下する危険性も考えられます。日本の医療は、高い医療水準が確保されている国内の医師免許のもとで提供されなければならないものと考えます。

TPPが医療問題にも深くかわり、専門家から警戒されていることは、社会全般に余り知られておりません。こうした影響については、もっと多くの議論が必要ではないかと考えております。

TPPの参加につきましては、政府は6月までに一定の結論を出すため、参加判断に向けた議論を行っていることから、それらの状況について見守っていきたいと考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2の小項目1及び大項目4につきまして答弁をさせていただきます。

まず、大項目2、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてのうち小項目、教育の推進についてでございます。近年は、ドメスティック・バイオレンスと言われる家庭内での暴力行為や児童虐待など命までも無視した事件が多発し、大きな社会問題となっており、思いやりの心や生命を尊重し合う態度など、豊かな心をはぐくむ大切な時期である学校教育における人権、人格教育の必要性はますます高まっていると認識をしております。各学校におきましては、道徳の時間をかなめとして全教育活動を通じて指導することが求められており、小学校低学年では人としてやってよいこと、やってはならないことを区別したり、判断する力を育てることを重点に、また高学年では男女間のあり方について互いの人格の尊重を基盤にして、協力し合うことの指導が行われております。例を申せば、名寄南小学校では道徳の学習の一環として名寄市の人権擁護委員会の方に御来校いただき、6年生を対象として人権教室を実施をしております。いじめに関するビデオを見たり、講話を聞くほかにも子どもの人権110番のカードを一人一人に手渡しするなどして人権意識の高揚に努めております。教育委員会といたしましては、今後も各学校での道徳の時間の充実や人権擁護委員会、生徒指導連携協議会などの関係機関と連携を図りながら、人権意識をはぐくむ教育を推進してまいります。

次に、大項目4、中学校の武道必修化に向けての安全策について、特に柔道における安全指導の

取り組みについてです。新しい学習指導要領の実施に伴い、平成24年度から中学校においては武道が必修となり、各学校ごとに相撲、剣道、柔道を実施することとなります。指導内容につきましては、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけたり、礼に代表される相手を尊重する伝統的な行動の仕方を大切にすることなどとなっております。また、健康や安全に気を配ることについても指導要領に明示をされており、体調の変化などに気を配ること、危険な動作や禁じわざを用いないこと、用具や練習及び試合の場所などの事故や仲間の安全に留意すること、わざの難易度や自己の技能、体力の程度に応じてわざに挑戦することなどの具体的な事項が示されております。また、指導する教員に対しては、文部科学省や北海道教育委員会主催の研修会も今年度開催をされております。教育委員会といたしましては、用具類の整備に努めるとともに、道教委主催の柔道、剣道講習会など指導に当たる教師の積極的な研修会への参加を通じ、事故が起きやすい事例などの研究と体調に異常を感じたら直ちに運動を中止するなど事故防止や安全指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2の（2）、デートDVへの対応についてお答えします。

平成13年度に施行された配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法では、事実婚も含めて配偶者からの暴力を対象としています。しかし、結婚していない恋人間の暴力、デートDVといいますが、これにつきましてはDV防止法の適用対象とはなっていないのが現状であります。名寄市におけるデートDVの実態調査は行っておりませんが、家庭児童相談員に寄せられる相談件数は平成22年3月までで244件、このうちDVに関する相談件数が6件

となっており、名寄市においてもデートDVの被害は発生しているものと考えられます。また、DVに関する相談はデリケートな部分もありまして、相談することもできずに悩んでいる市民もいるものと思われまます。こうした状況を踏まえまして、名寄市では広報なよろによる啓発活動を初め、大学生を中心としたワークショップを開催し、デートDVに対して問題意識が持てる取り組みを進めてまいりました。また、平成21年度からは現在の健康福祉部社会福祉課が相談窓口となり、被害者の早期発見、相談体制の確立に努めてまいりました。今後の対応といたしましては、デートDVを防止することが男女共同参画社会の形成を実現する大変重要な課題であると考えております。そのためには、若いうちから人権尊重に基づく男女平等意識の確立を図る必要があると考えておりますので、中高校生や大学生を対象としたワークショップや啓発活動を行いながら、家庭や学校から被害防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の3、観光振興への対応についての（1）、市内交通の利便性についてお答えします。市内公共交通機関の利用者の減少が続いている中で、観光、交流人口の需要増加を図ることにより、公共交通の活性化を図ることも重要であると考えております。現在市内を運行するバス路線につきましては、市内循環線、東西線、徳田経由線の3路線で運行経路も中心部に限られ、同一方向への運行となっているため、利用しづらいとの意見が寄せられている状況であります。本年度から駅横再整備事業にあわせて市内バス路線の再編のため、3年間程度の実証試験運行を繰り返しながら、利便性の高い路線ができるよう市民ホール完成に向けてバス運行についての検証も行い、検討をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、きたすばる天文台までの足をとのこととございますが、現在運行しております日進ピヤシ

り線はサンピラー交流館までの運行となっております。サンピラーパーク内の交流館から天文台までの道路につきましては、道立公園内の園路として設置されておりまして、路線バスが運行する基準の道路形状とはなっておりません。今年度北海道が予定しております公園内園路の改修工事が終了後、バス路線の天文台までの延長の協議等を行い、路線変更を検討するなど取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目5点目の石油類の高騰への対応についての小項目1点目、福祉灯油の実施について申し上げます。代表質問でも質問があり、重複することを御了承いただきたいと思っております。

灯油の価格がことしに入り中東地域の政情不安から徐々に値上がりを見せ、昨年暮れに約80円であったものが現在は約94円と緩やかではあります。値上げ傾向にあり、生活する上で少なからず影響を与えている状況にあるものと考えております。福祉灯油の助成につきましては、平成19年度に192世帯、143万円、20年度に214世帯、106万7,000円の2カ年において原油の品薄感により原油価格が上昇し、国内の石油価格が高騰したことや灯油価格の高値安定が続くなどの原因から、12月から2月の寒さの厳しい時期に低所得者世帯と施設に居住する障害者世帯に対し、緊急措置として実施し、国においても補助金を交付するなど道内においても多くの自治体で助成に取り組んできたところであります。議員御質問の今年度道内における福祉灯油の取り組み状況につきましては、全道35市中6市が、また上川管内で22市町村中7市町村がそれぞれ内容は異なりますが、実施していると聞いています。本来なら価格が下がってくる時期でございますけれども、石油産油国である中東地域の政局不安が安定するまでには多少時間を

要することや在庫不足から価格が上昇する傾向が出てきております。幸いにしてことはこれまで暖冬で推移しており、日本気象協会が出している今後の天気予報を見ても大きな変化はないものと思われませんが、今後におきましても灯油価格の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。再質問と要望をさせていただきます。

まず、T P P交渉参加への対応についてであります。これについては何度も言うこともないかというふうに思うぐらい大変な状況は皆さんおわかりのことというふうに思っています。しかし、市民の方の中にはT P Pについてよくわからないという方も結構いらっしゃるわけで、テレビなどの報道では参加しないと世界から取り残されてしまうというような報道もある中で、不安も抱えて正確な情報を求めているというような中であります。先ほど答弁の中でも話がありました2月18日の名寄農業セミナー、ここで行われた「T P Pが地域に与える影響について」と題された講演では、本当にわかりやすく、参加された方からはわかりやすい話でよかったと、ほかでもやってもらえるのかと、こんなような感想が出されてきました。ですから、積極的にこういった取り組みをしていただきたいなというふうに思っているのですが、例えばこれは道内美幌町なのですけれども、独自のポスターを作成しまして、美幌町などの影響を細かな試算をして大きなポスターにして、これはちょうど図書館に張り出された写真があるのですけれども、このように公的な施設の中でポスターを張って、住民の皆さんにT P Pの内容をお知らせしていると、こういった取り組みもされています。また、全国的には首長が呼びかけ人となるなどして反対集会等々も盛んに開かれているよ

うですけれども、こうした取り組みも必要ではないかというふうに思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 御提案がございました。農業関係者が中心になってというようなことで、一般の市民の皆さんにはなかなかこの影響の部分というのはわからない面もあるかもしれません。しかし、いろんな形で我々も農協含めてアピールしていくというような取り組みも考えておりますし、この間の農業セミナーも一応市民向けというようなことも含めてやったわけなのですけれども、こういう機会、ぜひ市民向けの形で今後も開催をしていくということについては関係の皆さんと相談をしていきたいというふうに思っております。

それから、独自のポスターだとか、パンフレットだとか、そういった部分でお知らせをするという部分につきましても、なかなか独自という部分がどの程度のということになるかはあれですけれども、この部分についても農業関係だけではなくて、商工会議所サイドあるいは消費者協会、こんなところともいろいろ御相談をさせていただいて、どういう形が一番望ましいのか、いいのか、この辺は少し研究させていただいて、できるだけ対応をしてみたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 農業関係者、名寄でいえば農業、林業の方々との関係が大きいかなというふうには思うのですけれども、先ほどお話ししましたように医療の分野でも、御答弁いただきましたが、やはりかなり地域の皆さんに影響を及ぼすということになるのかなというふうに思っています。また、先ほど農業の問題では、日本と外国との耕作面積等々大きな開きがあるというところでは、東京大学の名誉教授の宇沢弘文氏は貿易自由化の理念は参加各国が同じ土俵に上がって、同じルールに従って市場競争を行うものと。し

かし、例えば農家1戸当たりの平均耕地面積、アメリカが日本の100倍、オーストラリアは日本の1,500倍、けた違いの中で、それを同じルールで競争するのをよしとする考えは社会正義の感覚に反するのではないかと。だからこそ、関税の格差があるのだと、こんなふうに述べられています。こういったこともぜひ皆さんにお知らせしたいなというふうに思っているところです。

また、消費者にとってここは見逃せないなというふうに思っているのは、先ほどもお話ししましたように24の部会で作業が進められているのですけれども、検疫の作業部会もありまして、アメリカ、これまでも日本政府に検疫の簡素化を求めてきましたけれども、食品添加物の承認の手続の見直しであったり、またアメリカ産牛肉のBSEの問題がありました月齢制限の、こういった撤廃などが非常に懸念されていまして、農業関係者ばかりでなく、私たち消費者にとっても非常に関係の深い大きな懸念がされる材料がそろっているなというふうな部分では、もっともっと市民の皆さんにお知らせしていただくことが必要ではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 御提言のとおりこの問題については、非常に大きな運動というか、大きな声を上げていかなければならないというふうに考えておりますので、お話しのとおりできるだけ多くの人に理解をいただくようにということ考えておりますし、食料という部分、本当に基幹産業というこの地域でございますので、やはりこの地域の疲弊という部分も、当然こういったことになったらもう大きなそういった状況になるわけありますから、ぜひ皆さん方に御理解いただけるような、そういう形をとっていきたいと思いますし、加えて農業以外の部分につきましてもあわせて十分勉強して、理解を求めるといったような動きをしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。私たち日本共産党は、政府がTPP参加を閣議決定した11月9日に即日日本農業と地域経済、国民生活を土台から破壊するTPP参加に断固反対し、食料主権を保障する貿易ルールを目指す国民的な共同を呼びかけたところであります。引き続き皆さんと力を合わせていきたいというふうに思っています。

2つ目に移らせていただきます。人権尊重と男女共同参画社会の形成についてであります。先ほど答弁にありましたようにやはり人権尊重、互いを認め合う、尊重し合う、これが本当にますます高まっているなというふうに思っているのですが、私は道徳のところにと絞ってしまいますとまた押しつけにつながるのかなという懸念をしています。やはりお互い認め合う、尊重してもらえる、子供たちにとっても褒めてもらえる、自分がここにいて頑張っているということが認められる、こういったことが非常に必要ではないかなというふうに思っているところです。そういった部分も含めて、教育現場での指導、先生方の研修等々をぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

また、デートDV、先ほどDV防止法のところここは当てはまらないということでしたけれども、先ほどお話ししましたように恋愛中の男女間で起こるデートDVが夫婦間の暴力へも、DVへつながっていく。そして、児童虐待へとつながるケースが非常に多いと言われている中で、やはり早い段階でのセーブといいますか、抑えていくことが非常に必要だろうなというふうに思っています。今男女共同参画社会への推進計画があります。実施計画書、これではもう各課にわたって、中身が本当に広くありますので、担当課にわたっているのですが、連携が非常に必要かなというふうに思っています。昨年でした。男女共同参画担当課の名前がなくなりました。企画課の中で担当さ

れているわけですがけれども、この部分についてもちょっと私は不安を抱えているのですが、この点についてのお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 組織のスリム化の関係ありまして、企画課の一部にスタッフ制というか、グループ制というか、縦割り組織の弊害を是正しながら、組織のスリム化に対応するべく、そのような機動的な業務推進をするということも含めまして、主幹職を配置させていただきました。問題は、広報を使つての周知であるとか、ワークショップの開催であるとか、市民講演会の開催という部分で過去取り組んできました。その活動は、長く取り組んできたこともあって、一部なれてきた部分もありまして、もしかすると活動が少し停滞かもしれません。先ほど1回目の答弁で行いましたように、中高生や大学生も対象にしましたワークショップを開催しまして、広く市民の皆様の方にそういうDV防止の関係についての啓蒙を積極的に進めていくことがより重要かなというふうに考えています。

組織の改編の関係につきましては、昨年4月に改正しておりますけれども、市長が加藤市長にかわりまして営業戦略室というネーミングのことも含めて、機動的な組織はどうあるべきかということについては常に念頭に置いておりますので、この辺業務を進めていく中で必要な場合については見直しも含めて検討はしてまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 確かに毎月の広報の中で大きく取り上げていただいている。そういったことが先ほど御紹介したような高校の養護の先生がおっしゃったように、関心といいますか、がふえているということなのかなというふうには思っているところですけれども、しかしやはり被害者の救済、また加害者の救済も必要だというふう

言われています。ですから、こういった方々への支援をするためには、やっぱり専門の担当部署が必要かなというふうに思っていますので、そういった部分と、また中高生の皆さん方の現在の状況等々つかんでいただきながら、検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。お願いして、次に移ります。

3つ目の観光振興への対応なのですけれども、市内交通の利便性、公衆トイレの利便性、市民と、また市外から来られた皆さん方、両方にこのことはもう最低限必要などころではないかというふうに思っています。

天文台の部分では、道立公園ということがあるというふうなお話だったのですけれども、例えばサンピラー交流館前で下車された方が天文台に行きたいのだけれども、どうもあの坂は上がるのは大変だ、こんな方を車で送ってあげる。これもいろんな問題が生じるのかもしれないのですが、そういったことはできないのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） オープン当初の関係につきましては、教育委員会のほうでスクールバス等を上手に配置をして対応させてもらった事例があります。交通を担当している総務部のほうとしては、不確定な人数の関係の中で個別対応については非常に難しいと思っていますけれども、地元の高野会さんの方とも協議をさせていただいて、そういう申し込みがあったときにサービスできる体制がとれないかとか、それからバス路線の関係につきましては昨年11月からだと思っておりますけれども、ピヤシリ線も利用のしやすい状況にしたのですけれども、残念ながら先ほど言いましたようにバスが上まで上がっていくまでの道路状況ではないので、その辺の検証も含めながら、できるだけ利用する方の利便性のことも含めまして、ちょうど23年度からはさまざまな市内循環バスの状況も含めての検証に入っていきます。

すので、民間活力も利用しながら、若干は利用者の負担もいただきながら、より望ましい観光の足確保についても検討してまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 天文台、イベント等あるときには、ピストンバスもオープンのおきに出されていましたが、今高齢の方々運転免許証の返納もありますので、自家用車に乗れない方もふえているかなというふうに思っていますので、そういった方々の利便性を考え、また天文台たくさんの方に来ていただいて、見ていただきたいというふうに思っていますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますし、トイレの問題もよそから来た方に名寄のまちの中はトイレがないと困っている方が結構いらっしゃるのです。高齢になるとやはり大変です。そういった部分での気配り、心配り、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、4番目の中学校の柔道の必修化についてですけれども、先ほどいろんな留意点も挙げていただき、また指導者の方々の積極的な研修への参加をとというふうなお話がありました。全日本柔道連盟、昨年6月、安全指導プロジェクトという特別委員会を立ち上げて、手引書の再改訂や安全指導講習受講の義務化、事故原因の分析など6つの柱を掲げているところです。「柔道の安全指導」という手引書の中には、鍛錬に名をかりたいじめやしごきを生み、取り返しのつかない事故を起こしてはなりませんと。指導者が体罰やセクハラの方当事者になることは論外としても、きめ細かい目配りも重要な役割と、このように記載されているところです。それがどれだけ現場に浸透し、徹底されているのか、今改めて問われているのではないかと考えています。安全指導の徹底、もう本当に望むところです。先ほど海外の柔道事故は、ほぼゼロに近いというふうに言いました。イギリスの柔道連盟では、児童保護のための厳格なガイドライン、これをつくって対応していると

いうふうに言われています。先ほども言ったように初心者の死亡が多い、事故が多いというふうに言われています。不安なく楽しい学校生活を送られる、こういったように最善を尽くしてほしいというふうに思っているのですが、先ほど2番目の人権尊重の問題とあわせて、やはりお互いを尊重し合うという部分も含めて安全指導が必要かなと、重要かなというふうに思っているのですが、もう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 人権教育にかかわりましては、教育の根幹にかかわる問題でございます。各学校では、命の教育を大切にさせていただいております。そういう中で人はすべからず法のもとに平等であるという、こういう考え方をしっかりと定着するように、さまざまな体験活動などを通して努力しているところでございます。

また、特に形となってあらわれてくる場面としては、いじめだとか、こういうものがあるわけでございます。教育委員会としては新年度新たに教育推進アドバイザーを設置して、いじめについても根本から名寄では発生しない取り組みをしていきたい。今全国的には大変な状況にあるわけあります。そういう中で名寄はしっかりと防いでいきたい。先生方のそういうカウンセリングマインドの資質もしっかり高めていきたい、こう考えているところであります。

柔道にかかわりましては、体育の授業で導入するというので、わざを競うとか、こういうレベルではございません。ですから、柔道の基礎、基本、身を守るとか、それからわざの内容を理解するとか、こういうのが基本でございますので、事故は起きる可能性は極めて少ないと思いますが、今の川村議員のお話のとおりしっかりと安全指導にも心がけてまいりたいと、こう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今柔道の部分で、身を守ることが大事かなと本当に思います。あ

る学校の先生のお話を聞きますと、例えば受け身だとか、スキーであると転び方から、そういった子供たちにとっては楽しくないことかもしれないのですけれども、そこの一番大事なところをやはり徹底して指導していただくということをお願いをしたいというふうに思います。

最後になりました。石油類の高騰の対応についてです。先ほどお伺いをしました道内市町村の実施状況、上川管内でも7市町村で実施されているというふうなことでした。やはりいち早く取り組んでいるのか、それか毎年低所得者の皆さん方への支援として取り組んでいるのかというところもあるかというふうに思うのですけれども、先ほど私の前の高橋議員の話の中で雇用の問題出されていきました。やっぱり低所得者の方々多くなっている。また、年金生活者の方でも国民年金で本当にぎりぎりの生活をしている方々いらっしゃいます。話を聞けば、夜は早く電気を消して寝るのですね。日中は大型店へ行って時間をつぶすと。うちではストーブをつけないようにするというふうな、そんな声も聞いているところです。やっぱりそういった方々への思いやりを持った福祉施策、望まれるなというふうに思っているのですが、最後にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員言われましたように、名寄市におきましても福祉行政につきましては、新市長になりましてからも特にきめ細かな行政ということで進めさせていただいてございますので、今議員お話のあったようにこれから道内近隣町村の動向を見きわめながら、特に19年、20年度もそういう状況で行政としても支えさせていただいた経緯がございますので、そういう部分を勘案しながら、今後も検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革について外3件を、佐々木寿議員。

○7番（佐々木 寿議員） ただいま議長の発言の許しを受けましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。さきの代表質問、あるいは議員の質問の重複があらうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目は、行財政改革について、事務事業の一元化について伺います。行財政改革は、単なる経費節約だけではなく、行政の仕事の効率性と質を向上させ、市民の皆様へのサービス効果を高めることであると考えています。市民から愛され、信頼される行政を目指し、自己改革を進めていくことが重要であり、行財政改革の実施に際しては市民の皆様にもさまざまな面で御理解と御協力をお願いしなければ進めていけません。そこで、少数精鋭の行政を目指して、事務事業の一元化を推進されておりました。22年度での各種事業や公共料金などもかなり進捗されていると思っておりますが、前期最終年度の23年度は特にどの分野での事務事業の一元化を検討されているのか伺います。

次に、職員の適正配置について伺います。職員定数の適正管理については、19年度に策定した新名寄市行財政改革推進計画に基づいて進められていますが、その前年の18年度に旧名寄市と旧風連町が合併し、職員数は552人となりましたが、これを6年後の23年度までに55人削減して497人とする計画でありました。ところが、一般行政職員数は18年度以降22年度までの5年度で135人に上り、特に60歳の定年退職前の早期退職者がふえ、行財政改革の一環で取り組んでいる職員数の適正化は計画よりも早く進んでいるという報道がありました。このような状況の

中であって、職員の業務負担の増加となり、適正な業務、適正なサービスが可能なのかが懸念されます。そこで、今後60歳定年退職予定者数は何名になるのか、また一般行政職員数の見積もりは、採用計画はどのように進めていくのか、職員数及び配置等の適正化をどのように取り組まれるのか伺います。

次に、メンタルヘルス対策の取り組みについて伺います。平成22年11月に地方公務員安全衛生推進協会が発表した地方公務員健康状況等の現況によれば、平成21年度中に精神疾患を原因とする30日以上長期病欠休暇、退職者率は1.15%となり、平成11年度の0.33からすれば高どまり状況にあります。そこで、平成22年の厚労省に設置された職場におけるメンタルヘルス対策検討会、これでは不調者の早期発見、早期予防の一環として健康診断時にメンタルヘルスに関する問診項目を設け、医師等との面接を実施する仕組みを提言しております。名寄市においても平成20年3月、労働安全衛生委員会に委員8名によるメンタルヘルス部会を設置し、平成21年4月1日付で名寄市職員の心の健康の保持増進のための指針、いわゆるメンタルヘルス指針が策定されておりますが、具体的対策として早期発見、早期予防にどのように取り組んでいるのか伺います。

2点目に、教育行政について伺います。まず、学習状況調査結果の主な内容と今後の取り組みについて伺います。平成22年度全国学力テストと同時に行われた学習状況調査が22年4月に行われ、調査実施方法が悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切りかわり、本市は希望利用方式を活用して本調査に参加しました。その調査結果について採点、集計、分析がなされ、本市の子供たちの学力や学習状況をきめ細かく把握できたと思われまます。過去3年間の結果も踏まえ、本市教育委員会や学校の取り組みを一層充実させることができるものと思っております。そこで、調査結果及び主な内容と今後の取り組みについて伺います。

次に、外国語授業について伺います。中央教育審議会外国語専門部会から平成20年告示に、新学習指導要領での外国語活動が必修化になりました。主な内容としては、小学校高学年、5、6年生で年間35単位時間、週1こま程度、2つ目は教科と異なる位置づけ、数値評価なし、3点目は学級担任とALT、外国語指導助手等とのチームティーチングを基本とするもの、4つ目は国による共通教材、ICT活用などによる質的水準の確保等です。名寄市としても23年度からの本格実施に向け、22年度から試験的に外国語活動を全小学校で取り組んでおりました。1年間の成果や課題をどのように取り組まれるのか、完全移行準備は完成しているのか伺います。

次に、武道授業について伺います。文部科学省では、平成24年度からの中学校学習指導要領の完全実施に向けて各学校で武道、ダンスを安全かつ円滑に実施できるよう指導者、施設、用具の観点から、各教育委員会の取り組みを支援しておりますが、名寄市として今年度の取り組み、指導者の養成、確保、武道場の整備、武道用具等の整備等完全実施に向けての準備状況はどのようになっているのか伺います。

3点目は、インフラ整備について伺います。初めに、道路整備について伺います。施策の基本的な考え方として、地域間ネットワーク道路整備と並行して生活道路など市街地内道路舗装率の10%向上を目標に舗装を進めるとしておりましたが、総合計画前期計画の最終年度で舗装率達成見込みはどのようになるのか、また後期計画でも国の交付金減額が予想される中で、厳しい道路整備になるのではないかと推測いたしますが、どのように推進するのか見解を伺います。

また、特に名寄地区では本舗装より簡易舗装が多いため、維持管理にも財源が必要となり、今後の課題と思われませんが、あわせて見解を伺います。

次に、上下水道整備について伺います。名寄市水道事業は、昭和35年の給水開始以来ほぼ50

年近くを経過し、給水開始当時から布設された管路等の老朽化は確実に進行しています。こうした老朽管などの計画的な更新と安定した配水を行うための管網整備を進めておりますが、整備現状について伺います。

また、安全、安心な水道水普及のため、給水区域の拡張など今後の整備計画、危機管理体制の確立、水道水質の安全性を確保するためにも河川管理局、北海道、名寄保健所、本市関係部局、関係市町村との連携についても伺います。

次に、交通体系について伺います。公共交通機関は、商業や観光はもとより、子供や高齢者などの交通弱者にとっては欠くことのできない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠であります。そこで、市民生活の利便性の高い交通網の整備が求められます。交通拠点の再整備、総合計画で高速道路の整備、さらにはコンピューター航空ネットワークの整備の考え方を改めて伺います。

また、岩木議員の関連質問をさせていただきませんが、近隣市町村と連携して旭川空港間の連絡バス等の運行を検討するという答弁がありました。現在は、私有車による移動手段が主流になっておりますが、観光行政における交通インフラとともに高齢者等交通弱者に対する将来の旭川空港間の交通体系の充実をぜひ推進すべきと思われませんが、現在の懸念事項は何か、対策手段があるのか、見解を伺います。

4点目は、福祉行政について伺います。低所得者対策について伺います。厚労省発表によると、2010年9月現在で65歳以上の高齢者は総人口の23.1%にも達し、高齢者がいる世帯のうちひとり暮らし高齢者世帯も23%に達しているということであります。2030年には、全世帯の37%がひとり暮らし世帯になると推計されています。また、生活保護受給者の52.5%が無年金者と言われております。今後無年金がふえる見通しで、その多くが生活保護を受給する可能性があり

ます。生活保護受給者実態及び生活相談数と内容を伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐々木議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。大項目1と大項目3のうち小項目（3）は私のほうから、大項目2は教育部長から、大項目3のうち小項目1は建設水道部長から、同じく小項目（2）は上下水道室長から、大項目4は健康福祉部長からの答弁となります。

まず、大項目1の行財政改革についてお答えします。小項目1の事務事業の一元化につきましては、平成19年2月に策定をいたしました新名寄市行財政改革推進計画では、個別課題推進計画として72項目の事業等について検討、見直しをすることにしていました。平成22年度までに実施できたものが45項目であり、一部実施したものの11項目合わせると56項目については何らかの見直しを行ってきています。しかし、調査研究をした結果、見直しすることができなかった項目として14項目があり、その内容として多くを占めているのは民間への業務委託をすることができなかったものであります。具体的には、学校給食センター、女性児童センター、図書館、北国博物館、下水処理場、市民会館、風連地区スキー場、風連海洋センター、水道事業等があります。主な理由といたしましては、外部委託方式を採用すると現行の直営方式と比較してコストが上昇する可能性があることから、当面は嘱託職員等で経費の節減を行うことにしています。また、北国博物館につきましては、道内では民間委託が北網圏北見文化センターしかないことから、状況を見ながら判断することにしています。

平成23年度において検討を予定している内容といたしましては、風連地区コミュニティセンターの地域による自主管理運営方式への移行と無料施設として社会体育施設の市営プールと名寄地区

の学校開放事業等があります。また、風連地区の年間共通券については、両地区の使用料の統一を行った上で廃止するよう24年4月に向けて協議を進めてまいります。

（2）の職員の適正配置についてにお答えいたします。今後5年間の定年退職予定者につきましては、一般行政職では平成23年度16名、平成24年度13名、平成25年度25名、平成26年度18名、平成27年度12名となっております。合計84名の定年退職者が見込まれます。また、職員採用においては、合併ルール時の計画である退職者が1けたの場合は7割補充、2けたの場合は6割補充を基本に検証を行いながら、組織のスリム化を進めてまいりました。今後退職に伴う組織のスリム化に加えて、昭和57年から62年度、風連地区においては58年から60年度までの3年間で財政健全化を進めるために職員採用を差し控えたこともありまして、年齢階層的にはゆがみが生じていることを踏まえまして、平成22年3月に策定をいたしました新名寄市人材育成計画に基づきまして職員研修等の充実を図りながら、早急な人材育成を進めてまいりたいと考えております。

（3）、メンタルヘルスの対策の取り組みについてであります。名寄市におきましては、平成20年3月に労働安全衛生委員会にメンタルヘルス部会を設置しております。具体的な取り組みといたしましては、平成21年4月に名寄市職員の心の健康の保持増進のための指針を策定いたしまして、職員研修として旭川医科大学医学部健康科学講座医師を講師に招きましてメンタルヘルス講演会を開催してきています。その他の取り組みといたしましては、平成21年度から上川町村会が旭川医科大学に委託をして行う事業に参加をいたしまして、相談窓口の開設やメンタルヘルス通信の発行を行って職員のほうに周知、PRをしております。また、平成23年1月からは北海道市町村職員共済組合でも同種の事業を開始したことから、

平成23年度において内容の整理を行いながら、職場環境の改善に取り組んでまいります。

次に、大項目3、インフラ整備について、(3)の交通体系について答弁させていただきます。市民生活の利便性を重視した交通拠点施設の整備につきましては、本年度より駅横再整備事業として予定をしておりますが、事業にあわせて市内循環バス路線から実証試験運行を行い、利用者の利便性向上に向けた取り組みを行いたいと考えております。

また、北海道縦貫自動車道士別剣淵から名寄の整備につきましては、2003年12月の国土開発幹線自動車道建設会議において新直轄方式による抜本的な見直し区間とされましたが、2006年2月に緊急に整備すべき区間として士別剣淵インターチェンジから士別市多寄町間12キロの着工が決定され、整備が進められています。しかし、残る士別市多寄から名寄インターチェンジ間12キロにつきましては、いまだに着手の見通しが立っておりません。道北地域住民の切実な声として、産業経済の活性化、観光振興のほか、特に救急医療における生命線としての高規格幹線道路となることから、着工に、区間の早期の供用開始はもとより未着手区間の早期着手に向けて北海道開発幹線自動車道道北建設促進期成会及び北海道高速自動車国道旭川一名寄間建設促進期成会を通じて国に対し強く要望しているところでございます。

通勤・航空ネットワークにつきましては、北海道新長期総合計画、昭和63年から平成9年までの戦略プロジェクトにおいて高速交通ネットワークが掲載されたのを機に、高速交通空白地帯である上川北部における通勤・空港建設促進と地域振興の発展を目的として平成元年に名寄通勤・空港建設促進期成会を設立し、陳情、要望活動を進めてまいりました。交通環境は、刻々と変化をいたしまして、北海道縦貫自動車道の建設促進、宗谷本線の高速化の発展等により旭川、札幌圏域までの移動時間が短縮されるなど、コミ

ューター空港の必要性や実現性が問われてきたところであります。こうした状況を踏まえて、北海道通勤・空港建設促進期成会連合会においても誘致をめぐる厳しい環境、道内各期成会の相次ぐ解散、脱退など諸情勢を勘案し、さらに北海道総合計画や施策においても新空港整備は削除されまして、将来的な方針転換も望めない状況であることから、一定の区切りをつける判断がなされ、平成21年1月に残念ながら解散となりました。以上の経過や諸般の事情にかんがみまして、名寄通勤・空港建設促進期成会においても運動を終結し、平成21年10月に解散をしたところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、旭川空港間の路線バス等の運行につきましては、岩木議員の代表質問に答えたとおりですが、現在旭川空港から旭川市内間で旭川電気軌道、道北バス、ふらのバスが路線運行を行っていることから、新たに旭川空港へ路線バスへの参入は許認可関係で難しいと思われまます。貸し切り観光バスも含めてさまざまな可能性を過去に検討したことがございます。名寄一旭川空港間の連絡バス運行につきましては、改めて調査を行い、運行形態の模索も含めて検討をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、教育行政について、まず小項目1、学習状況調査の主な内容と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査におきましては、児童生徒に対して学習に対する関心、意欲、態度、学習時間や家庭での過ごし方、社会に対する興味、関心や規範意識、幼児教育経験などについて77項目の質問がございました。その中で全国平均と比べ名寄市における特徴的な事柄については、指導改善プランや市のホームページに掲載をさせて

いただいたところであります。教育委員会として特に力を入れております読書活動の推進におきましては、本に対する興味が少しずつ高まってきております。また、早寝早起き朝御飯につきましても多くの子供たちが朝食を食べ、早寝早起きに取り組んでいることがわかりました。ですが、毎年一、二割の子供たちが依然として不規則な生活をしている結果となっております。また、家庭学習の時間が少なく、テレビやゲーム視聴の時間が長い傾向は続いております。教育委員会といたしましては、これまでも家庭での取り組みのポイントを示したパンフレット配布や家庭学習の推進など取り組んでまいりましたが、今後も基本的な生活習慣や学習習慣の一層の定着に向けて学校や家庭、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、外国語授業についてであります。移行期間であることし1年間の成果、課題、移行準備についてでございます。名寄市においては、従前から総合的な学習の時間などにおいてALTを活用しながら、国際理解教育の推進を図っております。また、来年度から小学校で本格実施されます外国語活動につきましても、先行実施しながら進めてきているところであります。小学校5、6年生に配付している副教材の英語ノートの活用やALTとの連携など工夫改善を図りながら、平成23年度に向けて年間指導計画の作成が完了している学校もでございます。教育委員会といたしましては、教員の積極的な研修参加を促したり、電子黒板等を活用した授業の工夫改善など指導に努めてきているところであります。

また、平成23年度も現在2名のALTと1名の外国語指導講師を配置し、5年、6年生は年間35時間の外国語活動の時間のうち、各学年約20時間程度音声やリズムなどの指導を行う予定であります。そのほかにも日本語との違いや生活習慣、行動等の違い、多様な考えや異なる文化との

交流や理解を一層図るために4年生以下の総合的な学習の時間にもALTの方を積極的に活用するなど、国際理解教育を推進してまいります。

小項目3の武道授業についてでございますが、完全実施に向けての準備状況であります。平成24年度からの実施となります武道は、目的である基本動作や基本となるわざを身につけることや我が国固有の文化である相手を尊重し、礼で始まり礼で終わる伝統的な振る舞いを守ろうとする態度の育成に向けて、柔道、相撲、剣道の中から選択することとなっております。市内の中学校では、名寄中学校と智恵文中学校では柔道、名寄東中学校では相撲、風連中学校では剣道を選択する予定となっております。

武道用具等の整備状況ですが、柔道着につきましては個人の負担となりますが、柔道の畳については名中、智恵文中、2校に既に配置をしております。相撲につきましても東中学校には土俵用のマットを購入し、また回しにつきましては授業用の簡易なものですけれども、準備をしております。剣道の用具類につきましては、風連中学校に平成22年度と来年度、23年度の2カ年で30セットを配置することとなっております。教育委員会といたしましては、用具類の一層の整備とともに、指導者の資質の向上を図るため、北海道教育委員会主催の講習会などへ積極的に参加を促すなど、完全実施に向けて指導の充実と、また事故の未然防止にも努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。
○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目3点目のインフラ整備について、1番目の道路整備についてお答えをいたします。

総合計画では、市街地の生活道路151.5キロメートルのうち、未整備道路が51.2キロメートルありまして、そのうち市街地を中心に15キロメートル、率にして10%の舗装率を向上するために目標として進めております。平成22年度末

現在では1.8%、平成23年度の前期総合計画終了時でも2.05%の伸びにとどまる見通しとなり、大幅におくれている状況でございます。おくれている主な原因としては、国の公共事業の見直しによる事業費の削減が大きく、社会資本整備総合交付金、とりわけ道路事業に配分される活力創出基盤整備事業にあっては北海道全体で平成22年度が要望額の一律65%、最近の情報では平成23年度で68%にとどまることが想定されています。道路整備は、市民が生活する上で最低限必要なインフラ整備でありますし、住むところによって不公平を感じる行政サービスでもあります。総合計画後期計画の策定も始まりました。その中で現在の道路状況、あるいは交付金や有利な起債などを探りながら、事業の内容を提案することで今後の道路事業のあり方を含め、市民論議をしていただき、少しでもおくれを取り戻す努力をしていきたいというふうに考えております。

維持管理については、簡易舗装が約60キロメートルありまして、毎年オーバーレイ、打ちかえを中心に市内を3つのエリアと風連に分け、危険で緊急を要する路線ごとに地域バランスを考慮しながら行ってございます。財源的には、平成21年度が生活対策臨時交付金、平成22年度、23年度がきめ細かな臨時交付金をそれぞれ1,000万円程度充当しております。先ほど申し上げました道路財源が伸びない中にあるのは、乳剤散布の防じん処理舗装や簡易舗装の補修費が年々膨らんでいくことが想定されますので、パトロールの強化による補修費がかさまない傷みが早期の段階での修繕や建設事業全体で調整を図りながら、道路保全に努めてまいります。道路事業は、国の公共事業の予算が大きく影響されます。今後も全道市長会、同副市長会や道路関係各団体と連携を図り、国に働きかけていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 私からは、大項

目3の小項目2、上下水道整備について申し上げます。

名寄地区の水道事業は、昭和35年に給水を開始、風連地区では翌年の昭和36年に給水が開始をされまして、それぞれ50年ほどが経過しております。この間布設されました管路につきましては、平成22年度末で名寄地区では141キロメートル、また風連地区におきましては110キロメートルと合わせて251キロメートルの管路延長となっております。老朽管対策としましては、耐用年数の40年以上を経過した管を対象に更新を図っておりますが、名寄、風連両地区におきましては創設期に布設した管路のうち石綿セメント管約40キロメートルを昭和56年から平成12年までに更新を完了してきました。また、平成19年度からは新名寄市総合計画に盛り込み、計画的な更新を実施をしてきているところであります。平成19年度から22年度までの実績としましては、名寄地区2,900メートル、風連地区2,313メートル、合計5,213メートルの更新を終えております。今後平成28年度までに両地区合わせて22キロメートルほど、総事業費では6億2,000万円に及ぶ更新を計画しておりますが、今後もさらに昭和45年からの第1期拡張工事で布設しました管約59キロメートルも対象となっておりますので、引き続き計画的な対応を求められる状況にあります。

配水管網整備事業につきましては、道路改良に伴う布設がえや未普及地域解消のために実施をするものでありまして、総合計画で予定される9,500メートルのうち、これまでに6,000メートルの布設が完了しております。また、給水区域の拡張につきましては、サンルダム事業の凍結により影響を受けておりますが、水源確保のめどがつき次第、計画されている風連地区の給水統合及び自衛隊への配水管布設等の進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、危機管理体制につきましては、水源汚染

や災害時における給水停止に至る事態を想定し、緊急給水や復旧対策に係るマニュアルの整備及び実施計画等の整備を進めております。水源汚染につきましては、24時間自動監視装置による監視を実施し、あわせて水質検査体制を整備し、速やかな異常の検知が可能となっております。また、水源汚染の監視、通報体制につきましても旭川開発建設部名寄河川事務所において策定をされております防災必携において情報伝達に係る手順が定められておりまして、保健所や警察、消防、関係自治体など関係機関への周知が図られることとされ、毎年担当者会議も実施をされております。また、給水停止等に至る事態への対応につきましては、名寄市地域防災計画や私ども上下水道室で策定しております緊急時対応マニュアルにおいて応急給水や復旧体制、情報伝達、作業手順等を策定しているところであります。

さらに、広域的な防災組織として、日本水道協会北海道地方支部では、毎年水道災害に係る相互応援訓練を実施をしているところでありますが、平成23年度は本年7月に名寄市において実施される予定となっております。この訓練は、大規模災害により水道被害を受けた市町村に対し、近隣の加盟都市による緊急給水や復旧に係る応援体制を構築するため、実施をされるものであります。こうした訓練を通じながら、一層の危機管理体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目4点目の福祉行政についての低所得者対策、生活保護受給者の実態及び相談件数と内容について申し上げます。

アメリカのリーマンショックの影響を受け、国内において多業種にわたり派遣切りや採用予定取り消し等から失業者が多く、道内においても札幌市や釧路市を初め雇用情勢が厳しく、職を失う人や年金生活に不安を感じて生活保護の受給につい

て相談に訪れる方が多くなってきております。名寄市の現状につきましては、平成23年2月末日現在、生活保護世帯242世帯、323人となっており、昨年同月と比較しますと世帯数は同数ですが、人数にしまして8人の減と大きな動きはありませんでした。内訳を見ますと、65歳以上の高齢者世帯では129世帯、140人、母子世帯では13世帯、42人、障害者世帯では27世帯、33人、傷病者世帯では57世帯、79人、その他世帯が16世帯、29人となっております。

次に、市役所に訪れ、生活保護を受給するための制度や仕組みについて相談された件数につきましては、平成23年2月末日現在で117件、昨年と比べて38件の増となりました。生活保護に直接結びつく相談については93件となり、相談の内容別では疾病のため働けない等の医療費に関して26件、年金収入だけでは厳しい、適職がないなどの生活に関してが67件となりました。また、生活保護以外の相談も24件あり、医療費の支払い、施設の入所、生活資金の借り入れ等に関する相談についても受け付けし、他法を活用するなどの助言を行ってきております。今後におきましても失業等による経済的不安から、生活が困窮し、衣食住、医療などに困っている方に対し、家族や扶養義務者から状況を聞き取るなど適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますが、まず行財政改革ですけれども、事務事業を抜本的に見直して、これまで以上に必要性や費用対効果を期待するという観点からすると、民間委託による事業を推進するというところで、先ほど北国博物館については北網のことを参考にしながらということでありましたが、上下水道の外部委託についても新名寄市行財政改革推進計画推進状況の報告書に

は書いてあるのですが、それは外部委託に対しての見解というのはどういうふうにお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 浄水場施設におきましては、名寄、風連両地区で7カ所の施設がございまして、このうち処理水量が少なく、水質も安定した地下水を利用しているところが4カ所ほどありまして、これらにつきましては既に巡回、それから簡易操作などの民間委託は実施をしているところでありまして、しかし処理水量が多い緑丘浄水場、それから風連浄水場並びに表流水を水源としております風連の日進浄水場は直営管理ということになっております。ちなみに、風連浄水場、それから風連の日進浄水場につきましては、基本的に無人施設となっておりますので、直営管理ということであれば緑丘浄水場が対象になるものと考えております。下水処理場にありましては、名寄下水の終末処理場は直営で行っております。それから、風連浄水管理センターについては委託を実施ということになっております。これまで行政改革推進計画の中で民間委託を検討するに当たりましては、それぞれ法律の規定もございまして、水道施設にありましては平成14年4月に改正をされました水道法の管理業務の委託規定を基本にしております。また、下水道施設にありましては、平成16年3月に国土交通省から下水処理場等の維持管理における包括的民間委託に関する通知、これがございました。これを基本に検討を進めてまいっております。

実は、水道法の改正による第三者の委託、それから下水処理場の包括的民間委託の通知は、その背景に大きな違いがございまして、少し説明させていただきますが、下水処理場の包括的民間委託の通知では費用の節減という言葉が明確に示されておりますけれども、水道法の改正によりまして第三者の委託につきましては水道の安全性を確保する観点からということで、民間の活用が述べられて

おります。現在多くの小さな浄水場では、維持管理、それから水質検査などに自前で十分な体制をつくることできないということで、結果としましては水道水の安全管理に支障が生じている現状が多々見られるということがございます。水道法の改正につきましては、そうした状況の改善を図るために自前でできない分民間の高い技術力を活用すると。そうしたことがベースになっているというふうに私どもは押さえております。

しかしながら、現在直営の対象となっております緑丘浄水場におきましては、水源に鉱山排水の流入がありますとか、それから生活排水が流入しますとか、過去からさまざまな要因を抱えていたということでありまして、水道水の安全を図る観点から、私どもの浄水場施設では高度な管理、技術レベルの強化を以前から進めておりまして、中でも水質検査施設につきましては上川北部地域の中核の検査施設ということになっておりまして、この地域の水道水質の検査をほとんど私どもが担っているという状況になっております。こうした安全性の確保、それから高い危機管理能力、そういったことがまさに私ども水道事業の責任ということで、これまで対応を図ってきております。しかしながら、行革の中でも若干触れておりますけれども、こうした体制を維持していくためには、やはり高度な人材を確保するというのと、それから私どもが積み重ねてきたいわゆる技術の継承、これをしっかり図っていかないと。こうしたことがありますし、それから水質検査の機器整備にも大変大きな費用が必要になるということで、課題が多いというのも事実であります。これまでそうした課題に対応するというので、民間の活用につきましても模索をしてきたということでありまして、結局民間にもいわゆる高い技術力を要求をしますと、どうしても費用が高くつくということが1つ。それから、この間浄水場での事故が非常に多いということで、行政的なより主体的な責任というのが改めてクローズアッ

プをされてきているということがあります。第三者の委託を実施するに当たっても、基本はやはり高度な技術力を持って維持管理をして、高い危機管理能力をいわゆる発揮をしていくと、こういったことが前提になりますので、私どもでは現在自前でこうした体制を堅持をしているということですから、当面こうした体制を、直営の体制の維持を図るということを考えてきております。

ちなみに、水質検査施設につきましては、近隣の水質検査の受託も行っております。その受託収入が例年2,700万円ほどございまして、非常にいわゆる収益性の高い施設ともなっているということもありまして、直営堅持ということにもなっております。

それから、下水処理場につきましては、早くから経費の節減を図るということで、臨時、それから嘱託職員の採用を進めておりまして、こうした臨時、嘱託職員につきましても高いレベルで維持管理を行っているという実態がございまして、もう既に民間との経費の比較につきましても人件費で相当抑えているという現実もございまして、現在のところ費用対効果は十分出ているものというふうに判断をしていますので、当面は民間委託による費用対効果は低いということで、直営堅持という考え方を持っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） 御丁寧に御説明をいただきました。5年間で、結局は民間委託にすると経費等もかさむということで、前期で今のうちに、今の体制でできるのであればしっかりと今の体制でやると、こういうふうに結論したほうがいいのではないかと私は思います。それで、いずれにいたしましても水道というのは住民の口から入るわけですから、安全性がまず大事なわけですから、安全性と、それから安定した供給が必要だということが基本から考えると、今の体制以上のことをほかの検討するというよりもここで決断をし

たほうがいいと私は思っております。どうぞその辺も踏まえて検討していただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、事業の一体化というのはやはり合併をすることによってできたというのがかなり多いと思うのです。それで、合併時にある程度現行維持か、あるいは継続するのか、あるいは廃止するのかということ、一本化をいろいろと協議されてきたと思われるのですが、その中で午前中の市長の答弁で風連市街地の地区の利雪、克雪に関して、これはまだ課題があるということで、一体化という観点からしますとこれも市の除排雪に関連してこれ整合性はどうかというふうにとれているのかということもあると思いますので、時間がありますので、短く簡単に、副市長、よろしく見解をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおり、事務事業の一元化というのは2制度を一つにしてということでございまして、原則的には受益と負担の公平性を保つというのが言えるのかなということでございまして、先ほど御指摘のありました利雪、克雪事業についても公平性を保つという観点から、どうなるかということは今後検討してまいりたいと思います。先ほど総務部長の答弁、そしてまた午前中の代表質問で田中議員の御質問にも答えさせていただきましたけれども、近々の課題としてそれぞれ各団体、そしてまた関係の住民や地域の方々の理解を求めて関係の機関等々にお諮りをして、早期に方向づけをさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○7番（佐々木 寿議員） これは、財源も含むことですし、ちらっと見たら来年度も400万円ぐらいなっているのですけれども、予算委員会で細部をちょっとお伺いしたいと思います。

次に、メンタルヘルスなのですけれども、これ

は今外国、アメリカあたりはメンタルヘルスについてはワークライフバランス、これをある意味では広い意味でとっているということなのですが、要するに労働と生活と大体バランスをとりながら、メンタルヘルスをやるというふうなことは目標にして職場に取り入れているということなのでありますので、この辺も含めてメンタルヘルスも考えていただきたいと。

それから、先ほど申し上げましたように健康診断時に医師の診断をもう一緒にやってもらうというような方法を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、学校教育のほうで、先ほど外国語のALTの、これ簡単には説明できない。先ほど学習補助、これを例えば各学校の出前授業に、出前に行けるのかどうか、できるかできないか、これだけちょっと。

○議長(小野寺一知識員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) ALTにつきましては、年度当初の計画に基づいて小中学校それぞれに配置しているところであります。しかし、そのほかにも学校で要請があればいつでもALTが行って、外国語活動とか、その他の国際理解教育に参加することができるということになっています。

○議長(小野寺一知識員) 佐々木議員。

○7番(佐々木 寿議員) もう一点、武道について、先ほど装具、用具、これは柔道は個人で負担するというところだったのですけれども、ほかのところは学校で準備するというところ、これ父兄に対する不公平感、これがちょっと感じられるのですけれども、この辺はどういうふうにお考えなのか。

○議長(小野寺一知識員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) 武道を選択するに当たりましては、教育委員会で指定したのではなくて、学校でそれぞれ地域、PTAの方たちと御相談されながら種目を決定させていただきました。したがって、柔道の場合は柔道着は個人負担とい

うことでありますが、それぞれ採択する学校では地域の方、保護者の方とも相談された上で柔道を選択したということでございます。柔道着というのは、なかなか貸し借りというのもちよっと子供たちどうかという、そんな考えもあって、柔道着の場合はやはり個人のものがないのではないかと、こういう判断に至ったということでございます。

○議長(小野寺一知識員) 佐々木議員。

○7番(佐々木 寿議員) いよいよ時間がなくなりましたので、交通網をちょっとお聞きしたいと思いますが、これは先ほどいろいろと説明を受けました。特に旭川空港から名寄までの交通体制、これをやっぱり前向きに整備しなければいかぬと私は思っております。したがって、これはやっぱり市長のリーダーシップにかかわる部分が多いのだと私は思うのです。市長、お疲れでしょうけれども、意気込みをちょっと。見解を聞きたいと思っております。

○議長(小野寺一知識員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 年末にある新聞社さんとの企画で、土別の市長さんと対談をさせていただく機会があって、今高速道路も土別でとまっているということで、土別と名寄でとりあえずタッグを組んでそうしたことができないのかというような、雑談の中でも提案をさせていただきました。今部長からも答弁ありましたけれども、ぜひともそれも含めて検討してくれというように指示を出したところでございます。よろしく願いいたします。

○議長(小野寺一知識員) 佐々木議員。

○7番(佐々木 寿議員) 最後になりました。もう1分。それでは、最後低所得者なのですけれども、今国のほうでは年金の主婦の切りかえが云々ということになっておりますけれども、こういう方とか、あるいは会社にたん勤めて、そしてまた出戻ってきたり、あるいは初めから就職しないのうちの中にいるという若者がいると。こういう人方がうちの中においていざ年金をもらうという段

階になると、これ非常に問題になってくるのではないかと思います。それで、これ福祉というか、そういうような部分で、例えばそういうことの相談の窓口、あるいは主婦の年金の切りかえ、こういうような宣伝をもう少しきちっと行政のほうでして、そしてそういうものを少しでもなくすようなことをしていったほうがいいと思いますが、簡単に見解を伺いたいと、こういうふうに思います。

署名議員 上 松 直 美

署名議員 佐 藤 靖

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私の担当のほうといたしましては、生活保護の高齢者につきましては142人のうち無年金者が39人ということで、28%の数字になってございます。今議員言われるように、名寄市全体では数は把握してございませんが、実態的にそういう若者が多くいるということは新聞報道で承知をしているところであります。将来の日本をしょって立つ若者でございますので、行政としては周知を徹底させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録

開議 平成23年3月9日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員(23名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員(2名)

14番 渡辺 正尚 議員

20番 川村 正彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原		忠君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	香川		讓君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本		剛君

○議長（小野寺一知識員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員、20番、川村正彦議員から欠席の届け出が出てございます。

ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 川村幸栄 議員

7番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域連絡協議会について外3件を、佐藤勝議員。

○11番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長から御指名をいただきましたので、大きな項目で4件につきまして、通告順に一般質問を行います。

1点目といたしまして、現在名寄7地区に設置されています地域連絡協議会についてお伺いをいたします。このことにつきましては、御存じのとおり合併協議会、合併協定項目の基本的な事柄、地域自治組織の中で風連町区域に合併の日から5年間合併特例区を置き云々の後に、名寄市には区域を分けて地域自治区を置きます。内容は、市民の皆さんや住民組織の方々と相談し、新しい市の条例で決めますと規定されています。合併による新しい自治体の確立に向け、地方自治法第202条の4、地域自治区の設置に基づく地域自治組織の導入による分権、地域主権の自治推進を図ることが晴れがましく、高らかに誓いと決意とを込めてうたわれているのであります。地域自治区には、地域コミュニティー活動の推進についての協議機

関として、地域協議会を置くことが条例で定める手はずにもなっているのであります。その後市民の皆さんと協議を重ねながら、現在の地域連絡協議会の設置に至ったところでございます。そこでも、地域連絡協議会は何に基づいて設置されているのか、その設置の根拠についてお知らせを願います。

また、協議会設置の意義と課題についてもお知らせを願います。

協議会の今後について、島前市長が平成20年第2回定例会において、私は連絡協議会が発展して地域自治区という形に早晩は当然結びつけていかなければなりませんし、結びついてくると、そのように自信を持っておりますと御発言なさっております。地域連絡協議会の今後について、現在どのような御認識をお持ちなのか、改めてお伺いをいたします。

大きな項目の2点目であります。豊栄川流域の課題についてお聞きをいたします。豊かに栄える豊栄という名とは全く裏腹の暴れ川の名が定着した感のある豊栄川ではありますが、昨年も2度の洪水を起こし、現在徳田橋のかけかえ工事が行われるなど災害防止に向けての対策が進められているところであります。関係住民から市に対し不安解消の要望も出されるなど、鋭意話し合いが持たれていることもお聞きをいたしております。上流域、下流域ともに事情あるいは課題を有していて、一刻も早い解決を望んでいるところでありますが、それぞれの現況と今後の整備計画、さらには課題についてお知らせを願います。

大きな項目の3点目ですが、風連庁舎の現状と今後についてお尋ねをいたします。今の風連庁舎の閑散とした光景になって久しく時間が経過していて、その間の無策に対して法律で言うあえて積極的な行動をしない行為、不作為を指摘せざるを得ません。あの空々寂々たる光景を市民はどう見ているだろうか、あるいはどう感じているのだろうか。なぜこうも長い時間思いが至らな

かったのか、将来構想、あるいは有効活用の予定があるのであれば、なぜそれを市民に伝えようとしてこなかったのか、今やらなければならないこと、将来やりたいこと、その整理があればあの空間をこれほど長きにわたって放置しておくことはなかったはずであります。市庁舎は市民の財産であり、その財産を預かり、よく活用して市民の利便性、あるいは福祉の向上を図る。まさに加藤市長の唱える民間会社名寄市の1丁目1番地、イロハのイであります。現状に対し、市あるいは市長はどのような御認識をお持ちなのかお聞きをいたします。

また、今後万が一の予定をお持ちであるならばお聞かせを願います。

大きな項目の4点目であります。新聞活用による言語活動の充実についてお聞きをいたします。ことしは、NIE、新聞活用学習、これは英語なのですが、ニュースペーパー・イン・エデュケーションという英語の略だそうであります。NIE元年と位置づけられ、新聞活用を盛り込んだ新しい学習指導要領が小学校ではこの4月から、また中学校でも明年24年度から完全実施されます。今年度から実施される小学校の新学習指導要領には、編集の仕方や記事の書き方に注意して記事を読むなどが挙げられていて、情報を分析し、活用するメディアリテラシー能力、つまり情報を評価、識別する能力とも言われておりますが、の育成が求められております。2010年度で実践校の数が42校と北海道の数は非常に多く、セミナーに参加するなど人的交流も盛んで、新聞社が施設見学や職業体験学習を受け入れたりとさまざまな取り組みが行われております。北海道NIE推進協議会、高辻清敏会長は、新聞活用の頻度が高まれば小さな知識として蓄積され、学力になる。現代社会のさまざまな経験と知恵が社会問題を解決するための高度な知性と感性、実行力となり、よき社会人が誕生する。新聞は、人生の道しるべであるとまで言い切っております。新聞を読み比べ、

思考力をつけ、感想文を書き、表現力アップを図る。さらには、社会への関心を高める。このように多くの教育効果が期待できるNIE、新聞活用学習、言語活動能力向上に向け、市の取り組みについてお知らせを願います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま佐藤勝議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。大項目の1と3は私のほうから、大項目2は建設水道部長から、大項目4は教育部長からの答弁となります。

まず、大項目1点目、地域連絡協議会についてであります。（1）の協議会の根拠についてお答えをします。地域連絡協議会は、当初合併協議会の中で地域自治区を設定して進めることを基本としておりましたが、名寄地区においては町内会に行きまして説明会を各地域で開催していった中で、現段階では住民自体が担っていくことができない等の反対意見が数多く出され、財源を持ち、自分たちでということではなく、その前段として協議会として連帯を深める組織づくりから行うこととし、名寄地区の市内7つの小学校区域を基本として、校区エリアの町内会長を中心に地域連絡協議会が組織されています。地域連絡協議会は、自主的な組織として設立されたものでありますから、条例はなく、市民が主役のまちづくりを進めるため、市民の皆さんがまちづくりに参加する機会、参加するための情報を共有する場や市がどういった仕事をしようとしているのか、進めているかなどの内容を知る機会がふえることが必要と考え、地域連絡協議会がそうした機会や場の一つとなること、市民の意見を反映する場としてまちづくりに参加する機会の一つになると同時に、まちづくりについて考える場になることを目指した取り組みを目的としています。

次に、協議会の意義についてであります。少子高齢化の社会の中で、一つの町内会ではできない

もの、複数の町内会で支え合っているというところが基本で、町内会が担っている役割を地域ぐるみの力を大事にしながら、安全、安心の見守りや防災活動など、さらに広い区域での活動や連帯が有効となること、また自分たちで暮らす地域課題やまちづくりに関して地域住民の意見を行政に反映させる場、主体的に市政に参画しやすい環境づくりなどを目指すことだと考えております。

(3)の協議会の課題についてであります。名寄地区に7つの協議会が設立されて約2年が経過しました。地域連絡協議会は、地域での特性や自主性を尊重しており、活動の内容等はそれぞれの協議会で協議、決定、実行されており、行政が主導的な立場であってはならないと考えております。各協議会で進み方に、活動状況に差がありますが、現在は各連絡協議会が地域環境美化活動や防災に関する取り組み、世代間交流やイベントを通じて連携、連帯を深めてきておりますが、協議会の運営や活動内容など住民周知の部分については十分でないもの等の課題もあると考えております。

(4)の協議会の今後についてであります。現段階では、各協議会での連帯ができてきたところであり、それぞれの活動も軌道に乗りつつあります。前段でお話ししましたように、協議会の活動はそれぞれ主体的に自主性を持って行われています。すべての協議会が同時に進んでいる状況ではないので、期限をつけることによって無理が生じ、協議会の運営に支障を来すことも懸念されます。もう少し時間をかけ、主体的な行動や議論を進める中から、協議会が地域福祉の向上や安全、安心な生活につながる有意義なものであるとの認識が深まるよう、今後につきましても行政として情報発信や財政的な支援などを行ってまいりたいと考えております。

次に、大項目の3、風連庁舎の現状と今後についてであります。(1)の現状に対する認識についてお答えします。御指摘のありました風連庁舎につきましては、22年4月の組織機構の見直し

による職員の減少によりまして空きスペースが生じており、1階部分においては閑散としている印象を与えていると感じています。このことに関しまして、風連庁舎で執務する各課の代表者で風連庁舎配置検討委員会を立ち上げて検討してまいりました。費用も伴うことから、新年度の予算査定にあわせて11月までに3回の会議を重ね、経済部と農業委員会が3階から1階におりてくることを基本に産業振興室が風連庁舎に入る案と名寄庁舎に残る案の2つの改修案をまとめました。検討に時間を要したのは、1つとして風連地区振興課が22年度末まで執務しているため、経済部と農業委員会が1階におりてくるとスペースが十分確保できないことがあります。2つとして風連庁舎のボイラー交換が急に必要となりましたので、これらを含めた3階部分の会議室機能、1階の内部改修を平成23年度に一体的に行うことで合併特例債の活用が可能になる協議を進めていたことによるものであります。

(2)の今後の予定についてお答えをします。本年3月26日に合併特例区が解散し、それに伴い風連地区振興課が廃止をされ、業務がそれぞれ4月1日には各部署に引き継がれることとなります。これに伴い、改修に必要なスペースが1階に確保されますので、2つの改修案のうち産業振興室を名寄庁舎に残す案で4月の組織機構体制が固まり、統一地方選挙終了後に関係機関と最終的な調整を済ませ、実施をしたいと考えております。また、市民周知につきましても、広報「風」を用いて実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2点目、豊栄川流域の課題についてお答えをいたします。

最初に、上流域の現況についてであります。豊栄川は、名寄市街地より北北東約4.5キロメートル

ルの山腹にその水源を発し、東風連21線の山地から中名寄、緑丘、徳田区からの排水を流下させながら、1級河川天塩川に流下する流域面積にして15平方キロメートル、流路延長11.8キロメートルの中小河川であります。豊栄川は、毎年のように豪雨や融雪による災害を繰り返しており、特に徳田、旭ヶ丘区町内会の住民からは浸水対策及び生活環境保全を強く望まれ、これに対応すべく平成14年に現在の豊栄遊水池から徳田18線までの2.8キロメートルを普通河川から1級河川に指定を受け、平成14年度から北海道が事業主体となり、豊栄川河川総合流域防災事業として河川改修に着手をしていただきました。

本年度の事業計画であります。昨年暫定的に河道を掘削した国道40号から宗谷線、JR橋までの450メートルを完成断面にすることや大通の徳田橋及び17線の白樺橋のかけかえ工事を予定しているとお聞きしています。また、調査業務として昨年7月29日の大雨災害での被害を教訓にし、再度上流域での土地改良区水路の越流水を含め、流入調査を行うというふうにお聞きしております。北海道事業は、平成25年度に完成を予定しておりますが、上流部の普通河川においても昨年の災害対応として徳田19線道路の横断管渠、直径にして1メートル10センチだったものを横2メートル、縦1.5メートルのボックスカルバートに大きく変更したり、徳田18線から19線の河川の雑木の伐採、床ざらいを行っておりますので、今後も豊栄川の防災対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、下流域の課題についてであります。豊栄川河川改修計画では、豊栄川上流と同じ計画高水量は1秒間に50トン、計画確立年7年として河川断面を決定していますが、下流に負担を与えない計画として遊水池を設置し、その効果によりはんらんを未然に防ぐ構造とお聞きしております。下流の国の管理区間には、平成5年に設置された豊栄排水機場がありますが、排水能力1分間に2

00トンのポンプ2台が設置され、異常出水時には内水排除を行っており、開設以降排水機場周辺の市街地での被害はございません。豊栄川河川改修工事が地域住民はもとより名寄市民が安心して生活できるように関係機関と連携を図り、早期の完成に向けて北海道に要望していきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私からは、大項目4、新聞活用による言語活動の充実について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、新学習指導要領によります平成23年度からの実施に向けての対応についてでございます。新しい学習指導要領では、小学校国語の読むことの領域で読む能力を育てるために、教科書や本以外に新聞、雑誌、地域の情報紙などに掲載された意見、論説、報道、解説などの文章を教材資料として活用することが示されております。また、中学校におきましても論説や報道などに盛り込まれた情報を比較するなど、起こった出来事をとらえ、それについて書き手がどのように報道しているか読み取るなどが示されております。これらを受けまして小学校では、平成23年度のカリキュラム編成の中で、5年生の国語では新聞をつくろうや6年生では学んだことを生かして調べようなど、新聞等を活用する場面が出てくることとなります。名寄市教育委員会といたしましては、近年になりまして日本新聞教育文化財団などが中心となりまして先進的な学校の取り組みなどを紹介していることから、その成果を見きわめながら、新聞を教材とした学習活動であるNIEを言語活動の一環として、各学校で教育課程の中でどのように取り入れるか検証してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、NIEの実践効果がある中、積極的な活用に向けて教育委員会としての取り組

み、方向性であります。名寄市内の各学校におけるN I Eの活用状況であります。小学校において現在使用している教科書で申しますと、小学校5年生の国語、日本語について調べようで新聞の第1面の比較、それから天気予報の言葉、見出しの表現上の工夫、テレビ番組欄のおもしろい表現、スポーツ記事の中の言葉など、テーマを決めて調べる学習をしております。また、小学校6年生国語の社会に目を向けての単元では、新聞やインターネットを使い情報を集め、それをもとに自分の考えをまとめる学習をしております。中学校では、休業中の取り組みとして新聞の切り抜きに自分の考えを書いた生徒もごございますし、例えば名寄東中学校では「社会調査のうそ」という国語の題材名の場面で、新聞に掲載された情報を批判的に読み、記事の主張と根拠に整合性があるか検証していく活動を通して、適切な情報を得るため、読み書きなど情報判読の素養であるリテラシーを高めていく校内授業研究の実践例もごございます。教育委員会といたしましては、今後これらの学校との実践交流を図り、その成果を検証した上でN I Eの活用による言語活動の充実を目指した教育課程の編成を検討してみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。順次再質問を行います。

初めに、地域連絡協議会についてであります。地域連絡協議会については名寄地区に7カ所設置されて、今現在それぞれ活動中というようなことは私も承知をいたしております。今後は、さらに活発に活動されて発展していくことを願っているわけですが、発言の趣旨として提出いたしました協議会の根拠というところに私は非常にこだわるわけでありまして、活動交付金の交付要綱はあるのですが、地域連絡協議会とは何ぞやというものについては全く公的なものがないのだと思います。ないのですよね。私の見た限りではなく

て、それでそうなりますと名寄地区全体に張りめぐらされている地域連絡協議会とはどういうものですかというふうな、例えば質問したときに100人の方に聞けば100通りの答えが返ってくるのです。それで本当にいいのだろうか。これは、そもそも誤解を招いたり、混乱を招いたりしている原因ではないのかなというふうに思います。先ほど御答弁では、条例に基づかないというお話がありましたけれども、執行機関の附属機関としてであればこれは条例の定めがあるのですが、そうでなくてもやはり市との連携を密にして、あるいは市と協働しながら地域づくりを高めていくという機能を持っているのであれば、私は当然条例を持って事に当たるべきだというふうに思うわけですが、このことについていかがお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） お尋ねの地域連絡協議会の性格といたしますか、根拠につきましては、市民の皆さんに懇話会のメンバーとなっただきまして策定をしました自治基本条例の中に第2条の定義として、まちづくりとは市政を含め住みよいまちを実現するために行われる市民活動の全体をいうと。さらには、コミュニティーとは町内会など市内の特定の地域に根差し、その特性を生かしたよりよい地域づくりにかかわる集団または組織をいうということで、これにつきましては現存いたします町内会もそうでありまして、地域連絡協議会もこの2条の趣旨に沿って設立をされたものと認識をしております。これらにつきましては、総務部長もお答えをさせていただきましたように、あくまでも任意の自主的団体という性格を持っておりますので、その活動につきましては市のほうで支援をさせていただくということで、条例なり規則等で交付の規定を持っているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） ただいま副市長の御説明についてはよくわかります。ただ、コミュニ

ティー組織としてということで、町内会と同列に地域連絡協議会を並べてしまうものですから、そこで混乱と誤解が生じると。先ほど私は申し上げましたが、そういうことだということなのです。ですから、そうではなくて、今現在確かに地域連絡協議会、任意団体という位置づけではありますが、町内会は本当に自主発生的な自治会、あるいは地域をみずから守っていく、高めていくという機能を従来しっかりと果たしてきているわけですが、新たに設置をした地域連絡協議会というのはそれとは一線画して、明らかに本来果たすべき機能だとか役割だとか求められている、期待されるものが違うのであれば、しっかりとした条例なりをつくって、地域連絡協議会の設置目的から始まって、これはやっぱり置くべきだと思うのです。そうでなければ、先ほど申し上げましたけれども、いろんな解釈がやっぱり飛び交うわけです。そこは、水かけ論にならない前向きな形で御答弁いただけませんか。今すぐとは申しませんが、やはり前島市長も必ず地域連絡協議会は地域自治区になっていくのだというふうにしっかりと言い切っております。ですから、やっぱり前市長の強い意思を受け継いでいくのが行政の継続性からいっても大切なことではないかなというふうに思うものですから、しかも合併協議の5本の柱の一番最初に出てくる項目でもあります。ですから、これはただ任意団体として置いておくのではなくて、しっかりとした条例に基づいてだれもが誤解のないような、混乱のないような理解ができる、そういう目に見える形で地域連絡協議会は設置するべきだというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在設置をされております地域連絡協議会につきましては、議員御指摘のとおり合併協定の中でうたわれている地域自治区を想定をして作業を進めた結果、そこまで至る機にはないということで、地域連絡協議会という性格のもので設置をさせていただきました。20

年の前市長の答弁もそのとおり私ども認識をしております。ただ、当初町内会とは違う組織ということでお話をさせていただきました、今でも同じ思いをしておりますが、結果として地域連絡協議会の担い手がどうしても町内会の役員さんとか、町内会のメンバーが主体ということで、町内会と極めてかぶるといいますか、議員のお話のように性格が明確に分かれていないというきらいがございます。この辺は、あくまでも地域の自主組織として活動いただく組織でありますので、条例でどういうふうに規定をすべきなのかということにつきましては今後地域の皆さんとも協議をさせていただいて、あるいは地域自治区につきましても合併協定のときの構想そのままでの名寄市の実態に合うのかどうかももう一度検証をしながら、これは現在総合計画の後期計画等策定をしております。これらの総務部会等でも御論議をいただきまして、名寄市の地域に一番合ったふさわしい形の地域自治というのを論じていただきまして、方向性をしっかりと出していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 今副市長のおっしゃったことは理解はできます。合併協議事項であるから、かたくなにそれでなければいけないという、確かにそういったことではないというふうに考えております。時間も時代も変わっていきますから、そこはやはりそのときに合った形にしっかりと形をつくっていくことは重要なことというふうに思うのですが、どうも私が心配なのは、この定例会の初日の条例提案のときの副市長とのやりとりの中で、質疑の中でちょっとニュアンスが微妙に変わってきて、解釈の仕方によっては全く別なものになってしまうというような可能性がだんだん膨らんできているようにも思うものですから、あえて今回一般質問にも入れたわけですがけれども、やはり先ほども申し上げまして、副市長が今おっしゃったとおり、町内会の役員の方とかぶっていると

ということがあればなおさらのこと、条例でこういうものだと。それは、当然行政が一方的につくる条例ではなくて、今現在の地域連絡協議会の皆さんと一緒にどうしたものをつくっていかうか、どうものを目指そうか、それこそ行政と市民の皆さんとの協働という形で新たな条例をつくって、その条例に従って進んでいくと。そして、時間が経過して衣が合わなくなれば、そのときに合った衣に着がえていけばいいわけですから、最初からかぶっているのをわかっていながら、その解釈はいろんな解釈がある、あるいは混乱も来す、誤解も来すという中をそれを放置していくというのはいかがなものですか、副市長。それでよろしいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 自治組織のあり方につきましては、議員御指摘のとおり市民の中にも整理がされていない部分といたしますか、こちらのほうの説明不足の点もあろうかと思えます。自治基本条例につきましても懇話会で一番熱心に議論いただいたのは、市民の思いと理解と協力なしに地域活動は進まないだろうということで、この際に地域自治区構想、当然合併協定にうたわれているこれからの名寄市が進むであろう自治の姿というものをお話をさせていただいて、御論議いただきました。懇話会の中でもその趣旨はわかるけれども、やはり市民がみずから選んで、みずから組織をする活動でなければ自治は進まないだろうということで、自治基本条例の中にも地域自治区も含めた具体的な組織の名前は網羅しませんでした。これについては、時代は変わるであろうと。市民の自治に対する意識あるいは働きかけも当然変わっていくので、5年をめぐりに再検討して条例を改正をする道も残すべきだということで、8章の中に条例としては珍しいのですけれども、やわらかな、柔軟な対応をしていくと。それが自治であろうということで規定をされておりますので、これらもしっかりと活用しながら、今後のあるべき姿につ

いて規定も含めて整理をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 決して言葉じりをとらえるわけではありませんが、理解をしていないのは市民の側ではなくて市の側だというふうに私は思っております。やはり市がしっかりとした制度設計を持って、目的を持って事に当たらない限りは、今現在のようにいろんな解釈が出てくるわけですから、混乱するのは当然であります。ですから、やはりこれはもうこれ以上この場では申し上げませんが、私は当初はですから自治基本条例にこの1項目、地域自治区という文言を入れるべきだという主張もしてきたわけですが、それはかなわなかったわけですけれども、いま一度市として地域連絡協議会が果たすべき役割を整理をして、今現在動いている7つの地域連絡協議会の皆さんと一緒にこれからこのあり方を進化させていただきたい、深めていただきたいというふうに思っております。

次に進みます。豊栄川流域の課題につきましては……

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員、副市長のほうから答弁がございます。

中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 地域自治区についてお答えをさせていただきますけれども、地方自治法の第202条の4に規定をする地域自治区が合併協定でうたわれている根拠でございます。市町村がその区域内の地域に市町村長の権限に属する事務を分掌させ及びその地域の住民の意思を反映させつつ、これを処理するために設置をする自治行政組織ということでありまして、これにつきましては条例に基づいて行政組織の一つとしてしっかりうたうということになるかと思えます。行政組織でありますから、市のほうで規定をすれば形はつくれますけれども、運用はやはり地域の皆さんの理解と協力なしには一歩も進むものではない

というふうに認識をしております。あわせて一定の財源を持って行政行為をするわけですから、議会との関係も当然出てまいります。これらの整理もなしに市民の皆さんにこの組織をとということには、なかなかそれは市民の皆さんの理解もすつんと落ちるといふことにはなりませんので、今後地域の皆さん、あるいは議会とも改めてそれぞれのクリアすべき課題が多く残っておりますので、これを整理しながら、また方向性を出していきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 失礼をいたしました。くどいようですが、市民の皆さん、それから地域連絡協議会の皆さんと一緒にってというのは私は当初から申し上げていることでありまして、当然であります。行政が一方的に動くなつていうことは、今の時代ほとんど難しい状況だといふのはあえて言うまでもないことでありますので、今後に期待を申し上げます。

続いて、豊栄川流域の課題について、今上流域あるいは下流域の課題についてそれぞれ御説明、御答弁をいただきました。18線までが道の管轄、それから下流のほうは豊栄橋より下が国の管轄ということで、3つに分かれている河川ということで非常に整備も難しい。打ち合わせ機関が多岐にわたるといふことで難しいかなといふふうに思うのですが、今18線までは25年まで整備されるというふうなお話でありますので、問題は18線から上、21線までの間です。ほとんど今現在草が生えたり、柳が生えたりといふことで、無架線状態になっております。ですから、こここのところをこれは幾ら急いでもやっぱり25年の18線までの工事が終わらない限りはその先には進めないといふことは私も理解をいたします。そういったことも地区の方にはもう既に説明済みといふふうにも私は聞いておりますので、ただ20線から21線の間についてはまだ関係住民も説明も聞いていない状況だといふふうに思います。それぞれ1

9線、名風聖苑から流れてくる水、それから20線、21線、沢水が流れてくる道、これはほとんど無架線状態。河川というほど大きなものではありませんけれども、ふだんは小川、それから一たん大雨が降ればとんでもない水量になるということでもありますので、関係流域の住民の方にはすべて今後の経過について見通しについても含めて御説明を願いたいといふふうに考えております。

それから、下流域、今揚水機場2基のポンプで揚げているということではありますが、去年の7月29日の状況を見ますと、今後いかなるときにいかなる大雨が来るかもわからないというような天気がこのごろ頻発しておりますので、やはり将来的なものに備えてもう一基のポンプの増設も国のほうに早い段階から要請することはどうなのかといふことで、この1点お伺いをいたします。いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 上流域の普通河川の部分では、今後も地域の方々とお話し合いをさせていただきたいと思っています。

それと、下流域の国の河川の部分でありますけれども、今申し上げた豊栄排水機場というのが名寄市内の西地区を一手に引き受けて、2台で十分に今のところ間に合っていると。それと、豊栄川全体的には、今言った15キロ平方メートルは南側と東側の部分なのですが、名寄市内約450ヘクタール、線路から西の部分で8号から東の部分、それと15線から北の部分、この部分はうちの終末処理場と終末処理場に一緒になっておりますポンプ場のほうで、これが200トンぐらい級のポンプが5台設置されておりますので、これも一緒に豊栄川のほうに吐かれていますので、そういった意味では下流域の部分では豊栄川で相当数の水が吐けるといふふうに私どもは認識をさせていただいてるところであります。したがって、国のほうには今現在のところ要望する部分がないといふふうに

思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） わかりました。去年の7月29日の状況をいろいろ近間の方にお聞きしますと、もうちょっとだったというようなところがあったものですから、ただいまのような質問をいたしました。いずれにしましても、関係住民の流域の皆さんの不安のないような早期の取り組みを期待申し上げます。

それから、3番目ですが、風連庁舎の現状と今後についてのことでありますが、私は今期、この4年間14回この場に立たせていただきましたが、この問題ほど正直腹立たしく、そしてむなしく思った問題はありません。1年間、少なくとももっとさきから始まっているわけですが、この1年間あの状態を放置しておいた。結果、放置しておいたわけですから、計画はあったのは今お聞きしましたけれども、いずれにしても、放置しておいたことでありますので、例えば久保副市長が毎日あそこを出入りしていて何かを感じなかったのだろうか。あるいは、市長も週2回勤務をしておいて何かを感じなかったのだろうかということを思うのです。いろいろ予算も伴うというお話だったのですけれども、例えば今現在奥に振興課がありますけれども、あれをすぐ手前に持ってくるなんていうことは半日もあれば自前で、全くそれこそ今進めている職員の皆さんには御苦勞をかけますが、予算もかけないで半日もかからないで移動できるのではないですか。そうすると、あの奥まで行かなくても市民の方はそこでいろんな話ができる。それから、市長、副市長の部屋だってあんな奥まったところに置かなくたって、入ってすぐのところにとくさんスペースがあるわけですから、とりあえずそこに仮設でもいいのですから、きちっとしたものができるまで置いておくという、そういうことも可能なわけです。ですから、私先ほど申し上げたのは、今できることを今やるべきだと。

そして、将来やるべきことは将来やればいいいわけですから、すべてが決まらなければ一步も動けないという形はいかがなものですか。ですから、私は本当にこの問題については不作為としかもう表現のしようがありません。市民の皆さんがあの光景を見てどれほど寂しい思いをしたことに思いを至らせたことはありますか。いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員おっしゃるとおり、合併をしてから結果的には組織のスリム化と業務の円滑な推進をしていくということで、両立させながら仕事を進めてまいりまして、今おっしゃられるとおりに行革の進行に伴いましてどんどん、どんどん1階のスペースが空白状態になりまして、閑散とした状況になっておりますけれども、市長室、副市長室につきましてもあの奥まった状態のところで、当初はそういう形での執務を考慮しておりましたけれども、現実的には福祉分野の関係、それから住民関係の分野についてスリム化になってしまったことがああいうふうになったのですけれども、問題は経済部が上から下に動いてくるということで、庁舎全体のバランスも含めての話でしたので、市長室、副市長室の関係についてはオープンにすべきだという御意見もいただきましたけれども、実際には重要な案件の協議があったり、住民の方々との応接スペースの関係もありましたので、その位置をどこに持ってくるかについても検討することが必要でありましたので、結果として時間がかかったことについては大変申しわけないと思っていますけれども、住民の方々のサービスに対しまして、極力迷惑をかけない形で行政運営ということを心がけてきましたので、この辺については御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 私も大概のことは理解できると思っていますし、理解したいというふうに努めておりますけれども、この問題だけはこういうふうにも考えても理解はできません。もう過

ぎてしまったことで、これから近々にやるということですから、それはそれでよろしいのでしょうか、すべて3階から1階においてくる大移動を今すぐやれということではなくて、先ほど申し上げたとおり今やれることは何なのかというふうに考えるべきでないかというふうに言っているのです。私は、行政的な言いわけを聞くためにこの質問をつくったではありません。これは、今回一つの教訓として、今後今総合窓口等の動きもやっているわけですから、いかに市民の皆さんに不自由あるいは不便、それからいろんな思いを抱かせない、そういう努力をすべきだと思うのです。そのために今総合窓口を取り組む、試しているのでしょうか。ですけれども、その前には3階が全部おいてこれないのなら、3階の窓口だけ下においてきたっていいではないですか。すべておいてこなくていいのです。それこそ風連庁舎版総合窓口をやればよかったではないですか。なぜそんな知恵が、こんなにたくさんの皆さんがいて、そんな知恵の一つも出ないのですか。毎日通ってあの状態を365日ほったらかしておいたということは、これはどういうふうに言っても言いわけは通りません。

○議長（小野寺一知議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 風連庁舎の責任を持っている副市長として答えさせていただきたいと思いますが、議員御指摘のとおり閑散とした執務スペースというのは、本当に私自身もそういう面で早期に対応できなかったということについては市民の皆さんにおわびを申し上げたいというふうに思います。ただし、先ほど申し上げましたサービスの低下というものについては、風連庁舎の1階部分の職員は総合窓口の機能を十分に果たしているというふうに私自身評価をしていますし、寂れたという感じを持たせないようにということで、1階にいる職員にはできるだけ元気に明るく市民対応してほしいということで対応させていただきました。ただし、今議員おっしゃるように私が執

務場所を外に出すなり市長と相談してもう少しスペースを有効に使うという、そういうことも含めて考えればよかったかなということで、その点についてはおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） 合併をして5年経過してあの光景を見たら、風連地区の市民の皆さんはやっぱりかと思うのです。ですから、それは行政の負けなのです、そういう感じを持たせてしまっては。ですから、この件については4月早々新しい形が出てくるということでもありますので、期待をして切り上げますけれども、これをやはりただ無駄に流れた1年間として終わらすのではなくて、今後の行政運営の一つの教訓としていただきたいというふうに思うものですから、ちょっと声を荒らげて申し上げてみました。冷静にまた戻りたいというふうに思います。

最後に、NIEの活動については、先ほど教育部長から御答弁いただいたとおりで、これは4月から全く新しく始まる活動でありますので、そんな意味ではいろんな教育効果をひたすら期待するのみであります。今道内には42校の実践校があるということで、先生方にもしてみても、それから家庭にしても新しい取り組みでありますので、逆に新聞というのは日常どこにでもあるような極めてありふれた部分というものもあるものですから、私学校のほうではいろんな教材に基づいて教育は進められるというふうに思うのですが、家庭の側ではやはり新聞を間に置いて保護者と子供たちが話し合いをすると。時事問題、今の政治はこうだよねとか、今のアフリカの状況はこんなだよねとかという話ができて、きっかけになってくるようなことになってくればいいなというふうに思います。それですから、なかなかこれ難しいと思うのですけれども、学級だよりあるいは学校だよりを通して、家庭での取り組みのノウハウというふうに込み入ったものではなくて、こんなや

り方もありますよみたいな、そんなことも必要かなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員御指摘のNIEについてですが、文章を読んだり、理解すること、また社会生活の理解という教育活動の部分では、新聞の活用というのは言語活動の充実に成果を上げていると認識をしてございます。議員のお話にありましたように、北海道では実践校が多いという現状がございます。上川北部では剣淵町での取り組みを聞いておりますので、先行の実践例を学ばせていただきたいと思いますし、また今お話しのとおり家庭内での親子の対話の促進であるとか、新聞を情報源として身近に感じるという意味では、全家庭学習、学校での学習、全分野で有効な手法と思いますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） それから、もう一つ、地元にも新聞社が2社あって、あるいは北海道全体の新聞社もあったり、あるいは全国紙があったりということなのですが、現場の記者の方の体験談だとか、苦労話だとか、ぜひそういう生きた学習も、今それこそ新学習指導要領の中では教科書が2割も3割も厚くなったということで、非常に時間のやりくりはあるのでしょうかけれども、もし可能であればそういう現場で日々活躍されている記者の皆さんの話も聞くような、これは学校全体でということになるのかもしれませんが、そんな機会の創設というのはいかがなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 今具体的な提言をいただきました。議員の皆様の中にも新聞記者の経験の方もいらっしゃいますし、また地元でも2つ

の地域新聞社がございますので、ぜひともそういった方の御協力を得て、学校現場で取り入れていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 勝議員） いずれにしても、新しい教育課題ということでもありますので、いろんな情報を早期に仕入れながら、より教育効果が高まるような取り組みに期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

名寄市農政の課題について外1件を、植松正一議員。

○3番（植松正一議員） 議長より御指名いただいておりますので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

大きな1点目、名寄市農政の課題について御質問いたします。昨年は、2年続きの災害に見舞われ、加えて農産物価格が下落しており、農家の皆さんにとりましては大変厳しい農業経営の中で、一生懸命努力しながら経営を継続していることに対して敬意を表することでございます。今日日本農業は、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化、担い手不足の深刻化、農村集落の活力低下など厳しい状況に直面しており、世界の食料事情が不安定を増す中で、国内生産力を上げることが重要な中で自給率向上の見通しが立たないまま、日本農政の流れを変えることができていないのが実態であります。名寄市においては、活力と潤いのある農業、農村を目指し、名寄市の農業、農村の基本指針である農業・農村振興計画、19年から28年がありますが、前期計画、19年から23年の実績と効果についてお伺いいたします。

また、国においては、昨年3月に食と地域の再生を図るための新たな食料・農業・農村基本計画を策定したところであり、国際情勢の変化や農業者戸別所得補償制度を初め国の政策が大きく変化の中で、後期実施計画、平成24年から28年

の策定のポイントについて伺います。

次に、道北地方唯一の食肉センターについては、平成22年から24年度にかけて実施されますが、食肉センター施設整備事業及び農畜産処理加工施設整備事業の年度別の実施計画と財源対策、事業実施の効果をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、平成23年度から意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組む環境を整備するため、畑作を含め本格実施される農業者戸別所得補償制度の目的と事業概要について伺います。

また、当市における各交付金の戸数、面積、交付金の概要規模、制度実施上の課題についてもお伺いをいたします。

大きな2点目、名寄市林業の振興について質問させていただきます。世界規模の重要課題となっている地球温暖化に向けて、温室効果ガス25%削減を決定しました。森林は、二酸化炭素の吸収量の確保に対して大きな期待が寄せられておりますが、依然として木材の価格の低迷などで収益が見込めない森林、また施業での困難な森林整備と二酸化炭素吸収や水源涵養、生態系の保全などさまざまな公益機能の低下が懸念されている状況を踏まえ、名寄市森林整備事業計画を着実に推進し、森林の多目的機能の維持、資源管理が大きく求められると思っております。

1つ目に、名寄市森林整備事業計画の検証について、名寄市森林整備事業計画による市有林と民有林の樹種と面積をお知らせ願いたいと思います。

次に、実績と効果についてもお知らせ願います。

次に、今後市民の財産である市有林の多目的機能を考え、創意工夫を生かした考えがあるのかお聞きしたいと思います。

2点目に、地球温暖化に伴う新エネルギーの利用検討と導入への考えについてでございます。ついては、21年の第1定で木質バイオエネルギーの実施に向けて質問させていただきました。その

とき産学官の協力を連携し、全道各地の取り組みを検証し、市としてできるのか調査するとの答弁でした。そこで、調査研究をされたのか。

次に、化石燃料を消費することで、二酸化炭素排出量の削減が叫ばれている中、新エネルギーの利用検討プロジェクトを立ち上げる考えはあるのかお知らせ願いたいと思います。

これまでの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。私から答弁させていただきますので、よろしく願います。

初めに、大項目1点目の名寄市農政の課題について、農業・農村振興計画前期実施計画の検証と後期実施計画策定の課題についてお答えをいたします。一昨日の日根野議員の代表質問でもお答え申し上げておりますので、一部重複した答弁となりますことを御了承願いたいと思います。新名寄市農業・農村振興計画につきましては、平成19年3月に合併後の名寄市農業、農村の基本指針として策定したところでございます。また、計画期間を市の総合計画と合わせ平成28年度までの10年間とし、前期実施計画が平成23年度までの5カ年間と後期実施計画が平成28年度までの5カ年に分けて、計画を実現するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定しているところでございます。平成19年度からの5年間につきましては、国のこれまでの価格政策から所得政策へ大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、水田・畑作経営所得安定対策事業、生産調整関連では新産地づくり対策から産地確立対策に移行され、平成22年度においては国が直接生産者に支援する戸別所得補償制度モデル対策に変更されております。さらに、農地・水・環境保全向上対策が打ち出され、市といたしましてもこれらの対策の積極的な推進を図ったところであります。国、道の施策を考慮しながら、市の単独事業も取り入

れながら、実施計画に基づく農村の目指す5本の柱である収益性の高い農業の確立、多様でゆとりある農業経営の促進、農業担い手の育成と確保、環境と調和した農業の促進、豊かさと活力ある農村の構築に基づく事業展開を通じて、農業、農村の振興を図ってきたところであります。

後期実施計画の策定に当たりましては、世界的な主食となる食料と飼料作物の不足及び価格の高騰の中で、国は昨年食料・農業・農村基本計画を策定し、食料自給率の向上を目的とした新たな施策が打ち出されている状況下を踏まえ、さらに市の現状においては高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠な課題となっております。また、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定交渉等における国際交渉など、今後におきます本市の農業、農村を取り巻く情勢が大きく変化することが予想されるところであります。このような状況下におきまして、名寄市農業、農村の振興を確実に実現していくために、国、道等の施策を十分考慮した中で、実施計画の見直しにつつまして生産者、関係機関、団体連携し、議論を重ねながら、活力と潤いのある農業、農村を目指しての実現に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、食肉センター整備事業の実施計画についてお答えをいたします。初めに、これまでの経過についてでございますが、指定管理者でありますニチロ畜産株式会社では、平成5年に設置した加工施設の整備、浄化槽の劣化等による改修などとあわせ、処理頭数の増等に伴う改修計画を平成19年に樹立していましたが、市といたしましては平成20年に実施した食肉センターの構造診断調査結果を踏まえ、雇用の確保、定住化対策等畜産振興を図る観点から、食肉センター及び加工施設を一体とした新築整備計画として農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に申請した

ところ、平成23年度までの事業実施期間で加工施設のみが採択されたところであります。

食肉センター及び加工施設の年次別整備計画ですが、平成22年度に加工施設の実施設計委託、平成23年度に加工施設の本工事及び食肉センターの実施設計委託、平成24年度に食肉センターの改修計画を計画しております。財源対策につきましては、食肉センターを全額単費で建設することは難しいことから、一時事業が中断してしまいましたが、ニチロ畜産株式会社から現在の加工施設を改修し、食肉センターとして使用してはという相談があり、年次計画で事業を実施することになりました。また、平成23年度の加工施設の本体工事費は10億3,200万円で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、補助率50%、交付金額で4億8,500万円を見込んでおまして、これを活用し、補助残の95%につつましては合併特例債の充当を予定をしております。

次に、食肉センターでございますが、改修に伴う実施設計費を平成23年度に予定し、事業費で1,785万円を見込んでおります。改修工事につつましては、平成24年度に実施することとし、平成25年度からは両新施設での操業を開始するとともに、現在の食肉センターは強度補強等を行い、食肉センター係留場として活用する予定でございます。食肉センターは、新築いたしますと10億円以上の事業費となりますが、今回の改修工事では現在の加工施設を改修して食肉センターとして使用しますので、新築の約6割程度の6億1,200万円の事業費を予定しているところでございます。財源につきましては、ニチロ畜産株式会社にも応分の負担をいただくことを前提に随時協議を進めているところでございます。

次に、事業実施の効果についてでございますが、事業を実施することにより、現在のニチロ畜産株式会社所有の加工施設の1日の加工処理頭数は牛で50頭でございます。従業員数は30名で稼働しておりますが、事業実施後の1日の加工処理

頭数は70頭になり、従業員数は41名と予定しております。11名の雇用増が見込まれてございます。食肉センター、と畜場ですが、においては、現在の1日の処理頭数、牛で40頭、従業員15名が事業実施後では1日の処理頭数、これはピーク時ということになりますが、70頭規模に増頭されるため、従業員数では24名となり、事業実施後において将来的には両施設で20名程度の雇用創出につながるものと考えております。また、家族の計算でいいますと、1世帯当たり2.8人とした場合、現在の146名から196名と56名程度の増加が見込まれ、前段でも申し上げましたけれども、雇用の創出、定住人口の増加、さらには食肉流通運送業務の増加による雇用拡大とともに、地域経済の活性化が図られ、畜産の振興、食肉の流通等にも大きく寄与するものと考えてございます。

次に、本格実施される農業者戸別所得補償制度についてお答えをいたします。平成23年度から本格実施となります農業者戸別所得補償制度の目的につきましては、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付し、農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することとしており、平成22年度にモデル対策としてスタートをしたところでございます。これまでの水田における米、転作作物の交付金に加えて畑作物の所得補償交付金加わり、田畑共通して対象となる制度となっております。具体的には、主食用の米については作付面積から一律10アールを控除した面積に10アール当たり1万5,000円の固定部分と当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額を補てんする変動部分交付金から成り、主食米の安定生産を図るものでございます。転作につきましては、国の戦略作物である麦、大豆、飼料作物が10アール当たり3万5,000円、ソバ、菜種、加工用米が10アール当たり2万円となっております。その他野菜類等にお

きましては、産地資金が創設されておまして、地域の実情に即した地域振興作物への取り組み支援として、名寄市においては内示額ではありますけれども、4億700万円の配分を受け、昨年の激変緩和調整枠同様にアスパラなどの振興作物に交付する予定でございます。

畑作物の所得補償交付金においては、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショ、ソバ、菜種が交付対象作物となっており、前年産の試算面積に基づき10アール当たり2万円の面積払いと出来高と品質に応じた数量払いの組み合わせによって交付され、高収量、高品質なものほど交付額も多くなる仕組みとなっております。また、耕畜連携粗飼料増産対策事業が耕畜連携助成として戸別所得補償制度に組み込まれるなど、これまでの関連事業が加算措置として組み込まれており、さらには規模拡大加算、緑肥輪作加算など新たな加算措置も創設されております。戸別所得補償制度は、国から農業者へ直接交付されるものでありますが、農業者への周知、受け付け、現地確認などの事務は引き続き市、農協を中心とした地域協議会が担当することになってございます。

また、各交付金の戸数、面積、交付額等につきましては現在のところ概数ではございますが、米の戸別所得補償の定額部分、主食用米であります。これが410戸で2,600ヘクタールを見込んでおまして3億9,000万円、水田利活用所得補償交付金、麦、大豆、飼料作物、ソバ、加工用米の水田の転作でございますが、これが700戸で1,900ヘクタール、5億5,000万円、産地資金、これは野菜等の水田転作でございますが、これが700戸で1,500ヘクタール、4億1,000万円、畑作物の所得補償交付金、これは新規の制度でございますが、算定不能な状況にありますけれども、概数で申し上げますと720戸、1,600ヘクタール、5億7,000万円程度と見込んでございます。合計では、19億2,000万円程度の交付金を見込んでいるところでございます。

これらの制度を実施する上での課題といたしましては、国の財源対策が継続して確保されていくのか不安な面もございますけれども、米につきましては変動部分における対策が出されており、収入増につながるものと考えております。しかし、酪農、畜産農家やカボチャ、スイートコーン、タマネギ等の野菜農家の多い当市におきましては、所得補償の対象外となる品目によりましては農業経営に非常に大きな影響が懸念されると同時に、対象作物によっては一定の補償がある反面、捨てづくり等への懸念も残るところでございます。いづれにいたしましても、農業の担い手が将来にわたって希望の持てる制度となるよう期待をしているものでございます。

次に、大きな項目2点目、名寄市林業の振興についてでございます。初めに、名寄市森林整備事業計画の検証についてお答えをいたします。森林整備計画につきましては、平成20年度から24年度までの5カ年の計画となっております。造林面積は、市有林44ヘクタールと民有林287ヘクタールで、合わせて331ヘクタールとなっており、植栽樹種はカラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツF1、マカバ等となっております。また、未立木地につきましては調査簿上で523ヘクタールとなっておりますが、実際には天然林化しているところが見られるのが現状でございます。実績につきましては、平成22年度で196ヘクタールとなり、計画に対する達成率は59%となっており、ほぼ計画どおりに進んでいると考えております。現在市有林には、主としてカラマツとグイマツF1の植林を行っておりますが、先日の新聞報道で国有林に広葉樹の植林をふやすという記事が掲載されておりました。今後皆伐の時期を迎える中で、二酸化炭素の削減に伴う造林のあり方につきましては上川北部森林組合等々と連携して進めたいと考えてございます。

次に、地球温暖化に伴う新エネルギーの利用検討と導入の考え方についてお答えをいたします。

バイオマスエネルギーの利用検討については、隣の下川町の五味温泉、あるいは幼児センター、介護老人福祉施設であるあけぼの園等で木質バイオマスボイラーを導入していることから、これらについて調査研究をしたところ、設置につきましては補助事業の活用により安価に導入できることや導入前と比較してランニングコストに経済効果があることを確認しております。当市で導入する場合、どのような公共施設がふさわしいのか検討してまいりましたけれども、やはり公共施設の中ではエネルギーの消費量が多く、1年間を通じて消費量の多い施設に導入することが望ましいのではないかと考えております。木質バイオマスボイラーの導入につきましては、さらに先進事例を調査研究し、導入の可能性を模索し、あわせて市有林、民有林を含めて間伐や林地残材、木材加工施設から発生する端材やパーク等の確保の検討が必要になってくると考えております。新エネルギーの利用検討プロジェクトの立ち上げにつきましては、林業関係の関係機関、団体と協議しながら、市役所内部の関係部局とも庁内論議を深めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） それでは、質問の順にそのまま再質問をさせていただきたいと思っております。

今高齢化ですとか担い手不足の中で、耕作放棄地や遊休農地が増加していると。今後対応、対策についていろいろな議論もされておりますけれども、どのような考え方をお持ちなのか、まず1点お聞きしたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 耕作放棄地、遊休農地、これにつきまして農業委員会、あるいは市の農務課のほうでこれらの調査もやっております、実態としてはそれほど現状においては多いということではございませんけれども、ただこれからの部分ではこういったものがかなり懸念されるとい

うことをございます。これらの対策ということでもありますけれども、それらの遊休農地、あるいは遊休農地化されそうな土地につきましては、農地として復元可能なのか、あるいは植林化等による非農地化とするのかという判断をきちっとしながら、具体的には作業受委託だとか、地域連携型の法人の中で農地として活用するということが望ましいというふうに考えてございます。国の制度の中でも耕作放棄地の再生利用に対する支援であるとか、あるいは施設保管、整備に対する支援であるとか、こういった制度も出ておりますので、これらの制度を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） 私も農業委員会ですから、農地部会のほうで検査など現地も調査しています。しかしながら、大きなところは元山間部といえますか、そういうところで耕作していた関係の農業者が農振の除外はさせていただいているのですけれども、やはりお父さんが子供さんに農業者年金の関係で譲渡した場合には、こういったら失礼ですけれども、お父さんが亡くならなければいわゆる造林をしたくても、いろいろな面でやりたくても税金がかかると。そうしたら、そういう関係もありまして、その辺の遊休農地を有効利用するということが国の施策も含めて流れがありまして、その人もいろいろなことをしたいのですけれども、なかなかその辺ができないということでございますので、その辺もこれからも国含め、政策含めてですけれども、いい方向でやっていただければ、国の施策ですから、そこを何とかしろ、税金かからないようにしろというのもあれかもしれませんが、その辺もいろいろと今後考慮してやっていただきたいなと思っております。

また次に、名寄市基幹産業である農業なだけに、国、道の施策を入れて行政として今まで単独事業含めて農業施策にはいろいろな施策があるのは私も当然わかっているわけでございますけれども、

今後生産者やら消費者、それから関係機関と連携をしていただいて、後期実施計画の中で補助金ですとか交付金に頼らない、そういう農家の生産者の思いを十二分に新しい施策として入れるべきだと。それによってやはり農家の生産者含めて、安心までもいかないと思いますけれども、何とか潤いある農家が少しでもできるのでないのかなと思ってございますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 先ほど申し上げましたように、農業情勢、非常に猫の目のように変わってございます。加えて国際的なTPPの問題だとかFTAの問題だとか、そういった流れもございまして、なかなか農業者の皆さん、将来的に希望を持ってという状況になりません。そういう中で戸別所得補償制度という、こういった制度も出てきてはいるのですが、これも先ほど申し上げたように財源対策の恒久的な対策になり得るのかどうか、こんな懸念もございまして。しかしながら、従来から土地改良事業につきましても、あるいは近代化関係の施設、あるいは農業機械の導入、さらには今実施している農地・水・環境保全向上対策だとか中山間事業、これら国の制度をいかにやっぱりうまく活用するかということに尽きると思うのです。その上でこの地域の特性を生かす部分の事業として、名寄市の単独の事業をうまく絡ませていくと。特に市の中でも担い手対策の部分については、新規参入も含めていろんな対策を打っておりますので、既存の農家後継の部分も含めてこの辺についてはしっかりと後期計画の中で新たな担い手の確保対策についてきちっとした盛り込みをしたいなというふうにも考えております。

それと、やはり従来からというより、この議会でもいろいろとお話しいただいております、いわゆる6次産業化です。やはり農商工連携含めて地域の農産物にいかに付加価値を高めるか。ひいては、農業所得の向上に結びつけていくような、こんな部分についてもきちっと一つの形として後期

計画の中で議論をして、制度を何とかしていきたいなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） それはわかるのですけれども、昨年私も9月の定例議会でしたか、智恵文含めて現状調査をさせていただきました、9月2日に。そのときに今回農協とタイアップした形の中で営農補助というのですか、無利子の部分の助成ですとか、それからお借りしています公庫資金の延期、利子の延期ですとか元金の延長ですとか、そういうような策もやっていただいて、対象になっている方は本当に喜んでいてということでございまして、こういう形の部分、こういうのは突発的に起きる部分もありますけれども、やはりこういう資金面だとか、それから固定資産分、いわゆる機械類ですとか、いろいろな関係の助成策ですとか、そういうのもかなりの農家の、基幹産業農業ですから、その辺の施策含めて名寄市独自の助成をするのだとか、そういうのも常にというか、示されたほうが農家の方もいろいろな面でやりやすい部分もあるかなと思ってしますので、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 名寄市独自の部分の施策につきましても、今お話あったいわゆる資金対策を含めていろいろと農協と相談しながら、できる範囲のことはやっています。ただ、国なり道で出ている部分については、これは極力利用させていただくと。これが大前提でありますし、例えば中山間事業なんかにつきましてもこの交付金を活用して独自策を地域で決められるという、こんな部分もございまして。この中でもソフト事業の中で年間約200万円ぐらい、先進地の視察だとか、そういうこともやっておりますし、あるいは廃プラの処理の問題、あるいは市で、あるいは農協で対応できない部分の鳥獣害対策、例えば電牧さくを設置だとか、こんなこともやっておりますので、ここは国、道の事業、それからいろんな制度を最

大限に活用して、それ以外の部分で先ほど申し上げたような担い手対策だとか、グリーン・ツーリズムの対策だとか、そういったソフト的なことを中心に名寄市の対策もやっていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） その辺も市長さんも公約の中で6次産業含めて基幹産業の農業の云々、公約もいろいろお話しされていますので、公約にうたっていますので、その辺は今後の取り組みとして後期実施計画の中で取り入れていただければと、こう思っております。

次に、食肉センターの関係でございましてけれども、ことしから24年までいろいろ整備をされまして、25年から新しい食肉センターということで、これから実施されまして、これも経済常任委員会でも示されていない部分も若干ありますので、余り詳しくは言いませんけれども、質問をさせていただきたいと思っております。最終的には6億1,200万円の事業費のことということでございまして、財源については先ほど説明ありましたようにニチロ様と負担をいただくことを前提に協議を進めているということでございましたけれども、この説明の内容を含めていつごろ説明のあれができるのか、また市民の皆さん含めて周知をされるのか、ちょっとまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 一連の食肉センター、と畜場と加工施設です。これらについては、先ほど申し上げました市としての財源の対策は一定程度やっております。ただ、どうしても有利な起債だとか交付金というものが活用できない部分について、ニチロさんとお話をさせていただいているということであります。ニチロさんから応援いただく部分については、どういう形で導入していただくかということもありますし、ここについてはニチロさんについても本当に前向きに協議させていただいておりますので、私どもが考える以上の

負担ということも考えておられるというようなお話も聞いております。それで、この辺の部分について、でき得れば今月中には一定の今現時点の事業費ということベースにした数字というものを決めたいというふうに考えておりますので、そのときには経済常任委員会等々でその辺の内容について明らかにしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、先ほどちょっと私の答弁の中で、1世帯2.8人とした場合、146名から196名と56名の増加というふうに申し上げましたけれども、202名ということになりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 植松議員。

○3番(植松正一議員) そのようにお願いいたします。

指定管理者としてのニチロ畜産の、名寄にとっては大企業でもありますし、先ほど説明の中でも多くの雇用がされる。大変よろしいかなと思っておりますし、また健康の森のイベント等ですとか、給食センターに対しての肉の納入など、本当に大変寄与されていると思っております。それだけに今後応分な話し合いが当然必要になってくると思っておりますし、この辺の市民からの立場も含めて、私どももはっきりと言えるものと、また市の持ち出しの部分ですとか、それからニチロさんの持ち出しの部分ですとか、これからやっていくうちにいろいろと協議含めての事項や何かもあろうかと思うのですが、大企業、こうやって名寄市のために貢献しているわけですから、その思いも含めて逐次、今度名前変わるかもしれませんけれども、経済常任委員会含めてやはり報告していただければいいと。そして、名寄市の食肉センターの発展のためにもやはり協働のまちづくり含めてのことでもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それと、全道各地から牛も来ていまして、先ほど頭数の関係ございましたけれども、今新しくなりますと年間の頭数はどれぐらい考えているのか、

それとまた名寄市も牛も大分少なくともはなっておりますけれども、名寄市の現頭数も、今度今までの現状と今後どのような形で処理をするようになるのか、できる範囲でよろしいですけれども、その辺お願い申し上げたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 茂木経済部長。

○経済部長(茂木保均君) 食肉センターと加工施設ということで分けられるのですが、食肉センターで申し上げますと現在40頭の許可を得てやっております。繁忙期については50とか50過ぎるような状況もありますけれども、トータル的に言いますと年間で約1万頭現在処理しています。これが新しい食肉センターの中では、1日当たりの基本的な頭数はなかなか変えられないのですが、繁忙期、あるいは牛の更新時等の中では年間の当初の段階の予定としては1万2,000から1万3,000、この程度の処理をしていきたいというようなことで考えてございます。このと畜場については、北海道の構想の中でいいますと道北唯一のと畜場ということで、今天塩だとか紋別だとか、ああいうところはもうなくなりましたので、そういう意味では名寄市というよりは道北一円に大きな貢献をしているというふうにとらえていただいたほうがいいかなと思っております。実態としては、名寄市の牛の量はそれほど多いわけではありませんけれども、全体的にはそういう上川、留萌、宗谷、道北圏域で6割を超えるような、そんな牛の処理をしているということでもあります。

○議長(小野寺一知議員) 植松議員。

○3番(植松正一議員) 今頭数などもお聞きしましたけれども、これはもう当然指定管理者ですから、ニチロさんのほうの委託の関係ですから、それは全面的に向こうで買い付けからいろいろやっているのだらうと思うのですが、名寄市のかかわりとしたら、どのようなかかわり、今までの中身含めて知らなければならぬわけも問題点もあろうかと思うのですが、かかわり方がもしあれば、どのようなかかわり方をしている

のか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） かかわり方というよりは、と畜場につきましては名寄市が昭和40年に公営のと畜場として設置した経過があります。これは、やはりこの地域の畜産振興と雇用というようなことでやっておりまして、従来からこの業務についてはニチロ畜産に委託をしてきたということでもあります。そういう過程の中で、平成18年に指定管理者制度に基づいてニチロさんをお願いをしているということでもあります。と畜場につきましても今回加工施設もあわせてやるということになりましたけれども、この辺両方の施設につきましても指定管理者制度に基づきましてニチロさんに委託するというような方向で今考えておりますので、市とニチロさんのかかわりというよりはこの業務については従来からお願いをしているということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） わかりました。いずれにしても、道北一ということ、名寄の大きな企業でございますので、その辺もお話し合いを持ちながら、やっぱりよい食肉センターにさせていただければなと思っております。

次に、農業所得の戸別所得関係にいきたいと思いますが、去年から水田などは試験的といいますか、始まりましたけれども、今回政府のほうでお話しされているのは、水田だとか転作田などは一定の方向性を見ているわけでございますけれども、畑作の対象外、いわゆる今されているのはカボチャですとかスイートコーン、それからタマネギなどの土地利用型の野菜の関係です。この辺が作付が名寄も結構多いわけでございますけれども、そういう説明もありましたけれども、今国も予算関係含めてごたごたしているような中で、これからもう苗に取りかかろうとしているときのこういう国の施策、国民を無視したようになっていきますけれども、本当に早く予算を通していただ

いてやりたい。これも与野党含めて本当にしっかりと早く予算をつけていかなければだめだと私も思っております。そこで、これに関しては国、道、それから協議会を立ち上げて善後策含めて説明、対応だとか対策をやっているわけでございますけれども、今現時点でわかる範囲内でのいいのですけれども、この戸別所得補償外の土地利用型の野菜関係は今のところ説明含めてあるのかどうか、ちょっと説明願います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 戸別所得補償制度の対象品目については、米と、23年から畑作物が入るということになりました。これは、基本的には考え方としては先ほど申し上げましたように恒常的に販売価格が生産費を下回っている品目を対象とすることが基本だということになっておりまして、野菜あるいは畜産もそうなのですが、これにつきましては一応検討はされているということで、今後米や畑の検証、あるいは生産費等々のデータの充実を図りながら検討を進めるということになっています。ただ、野菜については価格安定制度というのがあるのですが、これも100%価格安定制度に加入しているわけではございませんので、そういう面から見るとなかなか難しい面があります。ただ、上がる年、上がらない年、いろいろ価格の上下がありますので、所得補償制度になじむのかどうかという点については、これはかなり難しい判断になるのかなと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） この関係に関しては、これから逐次国のレベル含めて協議がなされると思いますので、そのとき会議の席含めてよろしくお願い申し上げたい。

次に、2点目の名寄市の森林整備計画の検証にまいります。私も森林組合にいた関係ですので、余り詳しくは言いませんけれども、この計画は20年から24年の5カ年で造林面積が44ヘクタールという説明が今ございました。民有林で28

7ヘクタール、総体で330ヘクタールの計画とのことでした。昔から木の大切さ、水源涵養機能、そして農業の根幹をなす水、この関係の大きさを多面的機能というのですけれども、そういう機能を生かした中で、やっぱり名寄市の放置されている山、いわゆる智恵文の北山のもの肉牛繁殖センター、あそこところは多分156ぐらいあると思うのですけれども、それで今のところ、私がまだ現役でいるところでしたから、今幾らやっているのですか、年間5ヘクタールぐらいの計画だったと思うのですけれども、それからいきますと40か50ぐらいは造林はしているなと思っているのですけれども、いかにせんそれでいきますと156だったら、例えば1年間5ヘクタールやっていくとなるとまだ100ちょっと、106町か、それぐらいあるわけです。そうしたら、それを毎年5町歩ずつやっていくと、20年か21年ぐらいいまだかかるわけです。そして、あそこところはやっぱりひまわり畑ですから、またその後草地、そしてひまわり畑ということで起こしたりなんかしていますから、土砂の流出を含めて去年の災害等、7月29日ですか、その災害などでもあそこら辺の行くまでの北山の河川関係もかなり傷んでいるということもございます。またそれと、天塩川流域ということで、天塩までの含めてそういう形の観点からいきますと、財源的なこと余り進まないのか、もう少しその辺を考えた形の中で、やっぱり20年か21年といたら、もうみんな私どもはいないのですけれども、その辺を含めてこういう状況というのは早くやるべきだと私は思うのです。樹種の関係もあったり、いろいろな苗木の関係もあるかもしれませんが、今植えているのは、私は認識しているのは雑種、いわゆるカラマツのF1だと思っておりますけれども、あそこはF1は、隣は道有林でございますので、特にウサギの被害、ネズミも当然ですけれども、ウサギ、ネズミ、それからシカなどの被害もあります。トドマツですとかアカエゾマツ、それから先

ほど言っていました天然林等も含めてやはり早急にやるべきだと思うのですけれども、その辺の考え方、端的にお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま議員からお話あったように、この未立木地、極力早く植林をしてということについては私どももそういうふうに思っております。ちょっと状況を話しますと、市有林の未立木地につきましては123ヘクタールございまして、そのうち現在智恵文の北山に110ヘクタールありますが、平成21年8月17日に社会貢献というようなことで、名寄のプロパンガス協会だとか、北部石油業協同組合の灯油部会と市、あるいは森林組合と協定を結びまして、森づくり協定及び森林整備長期委託契約、こんなものも交わさせていただいて、御協力をいただきながら植林をしているということでございます。この協定による31ヘクタールと市の79ヘクタールということになっておりまして、智恵文の北山以外については、未立木地の13ヘクタールについては点在しているということでございます。智恵文の北山につきましては、計画的に植林をしておりますので、皆伐による再造林及びその他の未立木地についても植林を予定をいたしてございます。今後現地確認を行い、計画的に進めたいと考えておりますし、森林整備計画の変更につきましても平成25年度から始まります後期計画の中で見直して、これらの植林の加速化というようなことを含めてこの中で登載していきたいと思っております。そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） そういうことで機能がいろいろございますので、その辺は後期の森林整備計画の中でもやっぱり取り入れていくべきだと私も常日ごろから思っているわけでございますので、その辺よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、最後の地球温暖化に伴う関係でございませぬけれども、今説明いただきまして、中で木質バイオマスボイラーの研究調査の関係で、導入前と比較してランニングコスト、経済効果が上がっていると。そして、年間通してのエネルギーの消費、施設に導入することが望ましい、こういう答弁と私は認識いたしましたけれども、よろしいでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 下川の状況をいろいろ勉強させていただいておりますけれども、そういう認識で間違いありません。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） 私もこの関係で、21年度にバイオマス関係で延々と下川の事例などで環境に優しいということで話をさせていただきました。そういうことで私も今一定の理解はした。さて、それからやるかやらないか、導入するかしないかという問題になってくるのですけれども、私は21年のときも導入をして、化石燃料から、今燃料も原油自体も上がっている。また、日本にはないわけですから、それも前から原油の上がり下がり含めて、やっぱり化石よりも木質の環境に優しい、CO₂削減のを利用してはということで話をさせていただきました。そして、そのときにはまた利用研究させてもらうということで一定の理解をさせていただきました。そこで、やるかやらぬか、入れるか入れないか、まずその1点だけちょっとお聞きします。簡単をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） やるかやらぬかというよりは、このバイオマスエネルギーというか、木質のボイラーを入れて効果の上がる施設が、これから名寄市で対象になる施設があるかどうかと。新しくつくる、あるいは改修ということを含めてです。ここが一番肝心な部分でございまして、そういった施設があればこの導入についても検討すると、こういうことであります。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） まだ言いづらい面もあるのだらうと思うのですけれども、私も常日ごろから、先ほども言っていますように、それでは私の考え方で恐縮なのですけれども、端的に申し上げたいと思います。今回23年3月31日でふうれん望湖台が本当に存続云々含めていろいろ議論をさせていただきましたけれども、廃止ということになっていまして、名寄の振興公社、いわゆるなよろ温泉サンピラーがこれから風連の望湖台の人の通っている思いも含めて、いろんな面で施設含めて議論をされていくのだらうとは思っております。そこで、私は年間通して熱の供給源という、この木質のボイラーをやはり設置して、そして環境に優しい、そういうことであそこに設置してはいかがなものかと。そして、熱の供給源を含めて、下川さん、これ21年度なのですけれども、熱、普通の重油関係とまた比較しますとやはり1万何かがしのカロリーが減になっている。いわゆるお金に換算すると500万円以上の削減になっているという、この段階です。ですから、そしてまた前回のときには燃料の供給が云々という話もありましたけれども、これは今24年までに全道で150基ぐらいということで、国のほうでも木質バイオマスの予算づけをされているのは知っているとおりだと思うのですけれども、やはりその辺も含めて、そして材料などはある法人、こちらで、名寄市で出資している法人関係と立米何ぼで年間どれぐらい使うからということでの委託契約をする。これは、義務づけされているわけなので、その辺も含めて私はあそこの温泉サンピラーもこれから当然利用含めて、中身も改築含めてあるかどうかわかりませんが、それも含めて後期計画の中でまずどれぐらいの改築するのか、一部あれするのか、ふろ場も含めて、その辺もちょっと聞きたいなと思っていますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） なよろ温泉のサンピ

ラーにどうかというような、そんなお話だろうというふうに思いますが、なよろ温泉サンピラーも改修計画という部分はございますから、これ後期計画の中で議論すると思います。そういう中で木質バイオマスエネルギーの可能性という部分についても、総合計画の中でも議論の対象にしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○3番（植松正一議員） 終わりですね。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成23年度市政執行方針から外2件を、大石健二議員。

○6番（大石健二議員） 緑風クラブの大石健二です。議長より指名をいただきましたので、これより通告に従い、3件5項目について質問を行います。

最初に、平成23年度市政執行方針から、名寄市の産業振興政策についてお聞きをいたします。平成18年の名寄市と風連町との合併以降、ピーク時から人口の漸減傾向に歯どめがかからず、少子高齢化社会の進行に加え、人口の年齢構成や生産年齢人口が大きく変化をし、近い将来消費がますます縮小する傾向が強まる中、地域経済が負の循環に陥るものと懸念されます。さらに、国の行財政改革に伴う国庫補助金や地方交付税、公共事業などの大幅な削減が断行され、地方経済に大きな影響を及ぼす中、経済のグローバル化が進展し、企業間競争、地域間競争が余儀なくされ、激しさを増しています。こうした厳しい経済環境の中で、商工業の振興策など名寄市の経済成長を実現する

ための施策をお知らせ願います。

また、あわせて経済成長を促す重要な長期ビジョンに基づく観光施策についてもお知らせを願います。

次に、名寄市行財政改革から、効率的な行政改革とその対応についてお知らせを願います。平成19年3月の新名寄市行財政改革推進計画もいよいよ本年度をもって終了いたします。24年度以降に向けた計画の見直しを行っていくとのことですが、これまでの計画の進捗度とその実効性に伴う効果測定についてお知らせを願います。

続いて、平成22年市政執行の総括についてお聞きをいたします。私の手元にある平成23年度市政執行方針を拝読すると、平成23年度にかかわる市政執行についてはる記述されています。この執行方針の最初のページで加藤市政の担当10カ月について触れてはいますものの、平成22年の市政執行に対する総括について触れておられません。平成22年の市政執行に対する総括についてお知らせを願います。

次に、平成23年度予算編成についてお聞きをいたします。2月中旬から衆参両院で2011年度予算委員会が開かれ、予算と関連法案をめぐって与野党の攻防が繰り広げられていました。この質問書を書いている段階では、予算の年度内成立が可能となったものの、予算関連法案は衆参のねじれにより成立の見通しが立たず、先行き不透明の状況下にあります。よもや巷間ささやかれている失態続きの政権政党のうちから壊れている自壊作用に加えて、まさかの解散総選挙で予算関連法案の廃案という事態の急展開にまでは発展すまいと期待を込めずにはられません。現政権政党の混迷と迷走による新年度予算と関連法案への成立の不安をぬぐい切れない中で、名寄市では歳入確保などこうした事態に備えたりスクマネジメント、もしくはクライシスマネジメントについてどのような事前想定とその対策を立てているのかお知らせを願います。

最後に、名寄市教育行政執行方針から、知に基づく財産と地域づくりの教育環境整備づくりについてお聞きをいたします。平成23年度は、市の施策事業分野の中でも名寄市教育委員会は極めて重要な位置を占めるのではないのでしょうか。それは、道内外はもちろん国内外にも耳目を集めるなよろ市立天文台きたすばるの完全開館を初め、（仮称）文化ホールの建設具現化に向けた事業着手などが挙げられます。こうした大きなプロジェクトを前に教育行政執行方針では、名寄市教育委員会の知の連携に基づく財産と地域づくりが抽象的表現にとどまり、具体的な計画や施策の内容が不明のままであり、今後具現化に向けて名寄市教育委員会がどのように推進を図ろうとしているのかお知らせを願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま大石議員からは大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1点目の1は私から、大項目1点目の2、3及び大項目2点目は総務部長から、大項目3点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお聞きをいたします。

まず、大項目1点目、平成23年度市政執行方針から、名寄市の経済産業振興施策等より、商工業等の振興策についてお答えをいたします。名寄市の商工業振興施策につきましては、中小企業振興条例、企業立地促進条例により推進しておりますが、名寄地方におきましても大変厳しい経営環境が続いている状況であります。商業施策では、商店街等活性化補助事業、融資関連事業、指導、育成に対する事業など街区、個店の支援に努めております。また、23年度におきましても国の地域活性化・きめ細かな交付金を活用してプレミアムつきなよろ地域商品券の販売事業の継続をまいります。プレミアム10%つき商品券1セット1万円を1万セット販売し、市内参加店で御利用していただき、地域での購買力につなげようと

するものでございます。そのほかに地域活性化セミナー開催や名寄ブランド販売拡大事業などを通して、地元商店での販売促進や消費拡大の支援を行い、商工会議所、商工会等と連携して商工業の振興を図ってまいります。

次に、観光振興策についてお答えをいたします。観光の振興は、農業、加工業、商業などあらゆる分野に波及してまいります。今日名寄で実施している国際、国内交流、企業誘致、冬季スポーツの振興などあらゆる分野で名寄をPRしていくことが重要と考えております。23年度は、名寄の売り込み実現のためにこれまで産業振興室、風連地区振興課、企画課に分散していた観光、物産振興、広域観光の連携、交流事業、移住、定住の促進、企業誘致、（仮称）複合交通センターなどの施設管理など一体的に推進する組織として営業戦略室を経済部に置くことにしており、これまで以上に迅速に情報発信と売り込みを行い、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。これらの事業は、しっかりとした目標設定を立てて推進していくことが必要になってまいります。さらに、これらは各分野にかかわっていくことから、市民とともに協働の作業が求められます。幸いにも本市には誇れる農畜産物があり、これまで整備してきた公園施設や教育施設を含め、多くの財産があります。官民一体で地域を挙げてこれらを生かしたまちづくりを積極的に進めてまいります。

ことし4月には、天文台きたすばるのグランドオープンがあり、昨年名寄市が映画のロケ地として撮影されました「星守る犬」が6月11日に全国一斉公開されることが決まっております。さらに、ひまわりのまち名寄を全国的に情報を発信していくために、市民の皆さんにひまわりを育てていただく取り組みなども予定してございます。これらのことから、本年度は名寄を売る絶好の機会と位置づけをし、交流人口の拡大に向け総合計画後期計画の策定にあわせて観光振興の指針となる名寄市観光振興計画についても手がけてまいりた

いと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目1の小項目（2）、名寄市の行財政改革からについてお答えをします。

行財政改革につきましては、平成19年2月に策定いたしました新名寄市行財政改革推進計画に基づきまして平成20年度から市長を本部長とする実施本部を立ち上げて、組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の見直し、公共施設のあり方などについて検討、見直しを行ってきました。これまでの進捗状況としましては、検討項目72項目のうち事業実施が45項目、一部実施が11項目、調査検討を行ったが、実施できていない事業14項目、平成23年度において検討を予定している事業2項目となっています。平成23年において実施を予定している事業としまして、風連地区コミセンの地域による自主管理運営方式への移行と無料施設の有料化として社会体育施設の市営プールと名寄地区の学校開放事業等があります。また、風連地区の年間共通券については、両地区の使用料の統一を行った上で廃止するよう平成24年4月実施に向けて協議を進めてまいります。

また、現在の新名寄市行財政改革推進計画につきましては、平成23年度で終了することになりますが、行財政改革につきましては今後におきましても進めていかなければならないことから、平成23年度におきましてこれまでの検証等を行った上で、新たな計画の策定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）、平成22年度市政執行の総括について。平成22年度、さらには平成23年度の執行方針でも述べているとおり、加藤市政の施策推進に当たっては総合計画の施策及び事業の着実な推進を基本としています。総合計画の進行管理に当たりましては、御存じのように具体の事業で

構成される実施計画について、毎年度次年度を含めた向こう3カ年間の計画について見直しを実施しておりまして、総合計画庁内推進委員会を初め総合計画推進市民委員会での議論を経まして、議会へ報告させていただいているところであります。これら一連の過程に加え、まちづくり懇談会や各種の要望等を踏まえた予算編成の中で平成22年度の総括を行ってまいりました。

次に、大項目2、平成23年度予算編成についてお答えをします。市の財政構造についてお答えをします。国の平成23年度予算は、先般衆議院を通過いたしました。が、予算関連法案につきましては成立のめどが立っておらず、大変危惧をしております。お尋ねのありました予算関連法案の成立がおくれることによる影響につきましては、1つとして子ども手当関係では支給の根拠が恒久法でないため、年度内に成立しないと児童手当が復活することになることとあります。6月10日が支給日であるので、2月、3月が子ども手当、4月、5月が児童手当となるため、所得の把握も含めて窓口では混乱が予想されます。2つとして、公債特例法案、赤字国債の発行ができないため、予算総額全体への影響が出てくるものと考えております。3つとして、地方交付税法改正案、4月の概算交付の際に別枠加算であるとか、特例加算などが23年度の改正分が減額されるおそれがあります。4つとして、税制改正法案につきましては、税制面でさまざまな影響が出ることなどが考えられます。特に子ども手当におきましては、窓口での混乱が心配されますので、健康福祉部挙げて対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、名寄市教育行政執行方針からのうち知に基づく財産と地域づくりの教育環境整備等について、御質問のありました本年グランドオープンを迎えます市立天文台の普及や教育分野の活用等に

ついてを中心としてお答えをさせていただきます。

市立天文台につきましては、昨年4月のオープン以来1万5,000名以上の入館者を数え、当初の予想を大きく超える状況でございます。昨年12月には北海道大学の1.6メートル望遠鏡の鏡が設置され、本年4月に予定されておりますグランドオープン以降も学校教育、観光客を含めた一般の方、そして研究者とそれぞれの目的を持った分野の方々が来館をいただけるものと期待しております。天文台の設置目的は、天体観測や自然科学に関する知識の普及であります。また、北大望遠鏡の併設により市立天文台と北大が相互運用する研究施設の面もございます。また、道立公園内にある立地環境から、観光施設の側面もありまして、本年度の入館者のうちおおむね6割の方が市内、市外の方は4割ということになっており、そのこともこれを裏づけております。こうした多面性を持つ天文台の機能を踏まえつつ、設置目的である天文知識の普及についての対応が求められることは言うまでもございません。本年度の天文台主催の観望会につきましては10回ほど行い、延べ1,069名、天体教室では3回を実施し、121名の参加がございました。また、学校教育分野につきましては、幼稚園を含めまして北は音威子府から南は士別市まで25件、939名の利用があったところでございます。本年度は、開館1年目ということもありまして、駐車場の整備、各種施設整備への習熟、北大望遠鏡の設置工事などの中で現在の職員体制の中で企画できる限りの事業実施をしたと考えております。

来年度からの普及事業につきましても今年の実施事業の反省点を踏まえまして、学習内容に合わせたプラネタリウムの学習投影と天体現象に沿った観望会の充実をしてまいります。また、北大と締結しております連携事業には、市民の生涯学習と理科教育への貢献が明示されております。北大望遠鏡の本格運用に伴いまして、教授陣初め大学院生による子供たちや市民への定期的な普及事業

の実施も見込まれてございます。

また、お話しになりました（仮称）市民ホールにつきましては、本年度に位置が決定をいたしました。その機能、規模等につきましては、平成23年度におきまして基本設計の中で具体化をしようと考えております。また、この過程でパブリックコメントなどを通じて市民の方々の意見を伺ってまいりたいと考えております。

ただいま天文台、市民ホールなどにつきまして市の知に基づく財産としてのお話をいただいたところです。これらを含めました名寄市の社会教育施設においては、短期的には財産の価値を高める内部努力が求められておりますし、中期的には地域づくりに貢献できる人材ネットワーク等を見据えた施設の計画的な整備を含めまして、知に基づく財産としての価値を高めていくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） それでは、いただきました答弁をもとに再質問をさせていただきます。

先ほど茂木部長のほうから名寄市の経済振興策について御答弁をいただきました。その中で産業振興室を改め営業戦略室、この新設の部署について御答弁をいただきましたが、私もかつてこの場で名寄市の経済部が時代の要請や市民の要請に応じた先取りをした経済政策を実施するためにマーケティング課をつくってはどうかという御意見を申し上げた記憶がございます。ですから、今回この営業戦略室という新設の部署が設置されることを正直申し上げるとだれよりも喜んでおります。名は体をあらわすといいます。名寄市を売り込む手だてを戦略的に展開をするということですから、何とも頼もしいネーミングだなというふうに考えております。

ところで、質問なのですが、この営業戦略室がなぜ年度がわりの4月からの設置になったのか、この辺について御意見をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 平成22年度の4月に5部制から6部制も含めまして、組織のスリム化に対応するべく組織の改編を行ってまいりました。その一環として一定程度作業を進めてまいりました。新しく加藤市長が就任をされまして、市長の公約でもありますそれぞれ交流であるとか、観光であるとか、物産振興であるとか、別々に周知をしていくと、事業を推進していきますと、なかなかトータルとして名寄全体の総合的な地域振興ができないということも含めまして、市長の指示がありまして行革の組織検討部会の中でも議論させていただきまして、組織を再編すべきだと。そこにつきましては、12月末から先行する形で営業戦略推進委員会を、6つの部と2つの病院と大学から若手係長を中心にアイデアをかき集める、そういう組織を立ち上げまして、その後3月定年退職が多く出る中で、4月1日付で営業戦略室、いわゆる実行部隊も含めて組織としてつくらせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） つまりは、名寄市の定期人事異動に乗せたということなのでしょうか。それであればそうなのでしょうけれども、ただ残念ながら期待をしていただけに、営業戦略というのは4月から繰り広げるといふ考え方もあるのかもしれませんが、営業チャンスというのは既にもう始まっていることだろうと思うのです。いろんなところでいろんなものが生まれているだろうと思うのですが、なぜこの営業戦略室というポジションについて定期の人事異動のベースに乗せて、もっとダイナミックにフレキシブルに行えなかったのか、もしその辺お考えがあればお教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ことしの3月に現場も含めて16名の職員の定年退職がありまして、その中には部長職、次長職、課長職も含めて相当

の幹部職員が異動になることもありまして、営業戦略室については既存のセクションからそれぞれ交流関係、観光関係、それから物産振興も含めてばらばらになっているものを統一させながら、統合しながら、さらにそこには人員の増も2名ほど含めましての対応でありましたので、年度途中に今おっしゃるようにフレキシブルにはなかなかいかなかったで、そこは定期異動の4月の中で、ただ先ほど言いましたように市長が進めようとしています営業戦略の部分については、先ほどの推進委員会を12月末から立ち上げをしまして、既に4月以降の作業についても民間の部分との一部連携も含めながら、先行する形で作業進めておりますので、そこは4月1日に向けて円滑な形で引き継ぎをして、さらに民間とのコラボレーションをより深めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） わかりました。ただ、老婆心ながら、名寄市の営業戦略室というのは名寄市経済部にとってはある意味で新機軸だなと思ったものですから、助走なしで一気に本格的にランに入っていたかかったかというものが正直な気持ちであります。

続きまして、今戦略にかかわることでもう一度話を広げていきたいのですが、きたすばるやひまわり栽培による観光という事業が新年度には控えているようですけれども、商工業の振興策、あるいは名寄市の経済成長発展、あるいは実現するための施策として、持続可能な地域経営の形成に資する、ちょっと言葉が難しいのですが、地域経済の成長に向けた戦略的な取り組みというものがもし戦略室設置に際して練っておられるのであれば、概要で結構ですから、お知らせいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 4月から新たに営業戦略室ということで、当面は4月、6月、8月と何回もお話ししているとおり一つの名寄のある意味で

は産業を全体を押し上げてくれるであろう観光の振興といえますか、名寄を大きく売り込むチャンス。その年にしっかりとそれをまず物にしていかなければならぬという思いがございます。もう一方で、名寄を大きく全体で売っていくということが今まで民間と行政とでしっかりとタッグを組んでやっていたのかどうか。そこをみんなで一緒になって考えていく、目標を設定してやっていく必要があるのだらうというような思いもあっての推進室の立ち上げということでございます。先ほどの答弁にもありました。振興計画をつくっていくということも含めて、今後どういった戦略でこの地域の産業を興していくのか、そこをぜひとも民間の皆さんとも一緒になってこれをつくり上げていくということも含めての営業戦略室ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 今市長のお話とダブっていく可能性があるのですが、きのう佐々木部長にちょっと確認でお尋ねした件があるのですけれども、国の合併特例支援措置というのが一部を除いて22年度3月末でほぼ終了するという。今後は、地方交付税も段階的に減少して盤石とは言えない依存財源に支えられた名寄市の財政基盤、これらの改革を図る上で、今加藤市長がおっしゃっていた振興計画、いろいろネーミングはあるのですが、私は同じように戦略としてとらえるための名寄市の経済成長戦略プランみたいなのが必要だなというふうに考えていたものですから、もし名寄市の経済成長戦略というものを、ネーミングは市長の場合は振興計画というふうにおっしゃっていたのですけれども、振興計画の中身としては名寄市の経済成長を戦略的にとらえる内容というふうに理解していいですか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） お話しのとおり、今後少子高齢化社会、あるいは国の財政も大変不透明な

中で、地域はそれぞれ自主努力で頑張らなさいという地方分権、あるいはそうした自主独立のことを求められていくということでも、将来的にわたって歳入の増加ということも含めたしっかりとした産業の振興を図っていかなければならない。人口をふやさないまでも減らない対策をしていかなければならないだろうとか、あるいは税収を上げていくためには当然企業の売り上げやそれぞれの住んでいる皆さんの所得がふえての住民税がふえていくとか、あるいはそうしたあらゆる角度から地域の産業を興していくにはどうしていったらいいのかという計画をつくっていかなければならぬというふうに思っています。そのことも含めて、関連が深いであろう国内交流であるとか国際交流、あるいは移住、定住だとか、あるいは企業の誘致だとか、そういうようなことも営業戦略室に1つ機能を集約をさせて仕事をしていくと。また、計画もつくっていくというようなことを考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 今市長がおっしゃったように、名寄市は経済的な自立を図っていかなければいけないと。また、そうした時代を迎えつつあるという観点では、おっしゃったとおりに歳入増を図るための施策、あるいは税収を確保して自立した地域経済への転換を図っていくという計画というのは私は喫緊の課題だろうと思っていますので、ぜひ策定を急いでいただきたいなというふうに考えます。

次に、観光施策についてちょっと関連してお伺いをしていきます。今私のほうでは、勝手なネーミングで経済成長戦略ということでお話を賜りましたが、観光施策は経済成長を願う意味で重要なキーポイントだろうと思います。今名寄市内の商工業者の皆さんと関係機関による新名寄ブランド販売拡大事業というのが強く推進されています。昨日も加藤市長のほうから6社、6商品について御紹介がありました。私も流通業にいた関

係で、広告、宣伝の媒体の力の強さというのがいろいろあるのですけれども、電波あるいは紙を使った広告媒体というのがあるのですけれども、一番伝播力、伝わる力が強いのは口コミなのです。ですから、きのうも加藤市長のほうであえて6社の名前と6商品の名前をおっしゃっていましたが、私ももう一度口伝させていただきたいと思いますので、あえて6社、6商品について読み上げさせていただきたいと思います。ひまわり工房様のひまわり油一番搾り北の耀き、喜信堂様の星に願いを、shop's Garden千花様のお星さまのおさんぽ、かまくん本舗えびす食品様のアスパラ入り海鮮玉アスパラ薄化粧、江端商店様の手延アスパラ健康麺、創作キッチンたまさぶろう様の雪とまちあわせの6点が現在商品化されています。このように名寄市にはすばらしいアイデアと人材が豊富にあふれている。事業への積極的な取り組みもすばらしいということなのですけれども、ただこうした商品も知らなければいけないのと同じという状態になります。残念ながら、これら6社、6商品の知名度というのはまだまだ高いものではございません。ですから、これら6社、6商品が一堂に会して市民に一度お披露目をするようなイベント、そういった企画をぜひ行政のほうでとっていただいて、市民の皆さんの認知度を高めていただきたいという御依頼を申し上げて、もう一点。これら6社、6商品、今のところです。名寄市として側面から支援するための施策として、名寄市が推奨するブランドのマークというものを市民の皆さんから公募をして、名寄市が推奨する商品に張りつける。あるいは、あらかじめ刷り込む。いろんな方法があらうかと思うのですが、こうした名寄市のブランドマークというものを制作するお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 名寄商工会議所が国の事業を活用してということで取り組んだ新「な

よろブランド」商品開発プロジェクト、これは今議員からお話ありましたように6つの商品が商品化されて、本格的にはこれからいろんな展示、PR等々をやりながら、本当の意味の商品として認知していただくための取り組みをするということでございます。この部分については、一応平成22年度の事業ということでございましたので、23年の部分についてはこれをどうするかというお話がありまして、会議所を通じて市のほうにも御相談あるいは要請がございました。この間の臨時議会の中で、会議所の地域活性化推進事業という中で名寄ブランド販売拡大事業を引き続いて継続してやりたいということも含めて、市のほうでは1,500万円の中の200万円、この部分の予算として支援することとしてございます。

それから、当然のようにこのプロジェクトには名寄市の中でも産業振興室あるいは農務課、こういったところからプロジェクトに参画をさせていただいておりまして、側面的にいろいろと御支援したり、あるいはPR販売等には一緒に行って商品の売り込みだとか展示なんかについてもお手伝いをしていると、こういうことであります。

お尋ねの部分として、ブランドマークの件がございました。このプロジェクト、これからも23年も継続されるということでございますし、この事業の中でのトータル的なデザインの関係も含めていろいろとこのプロジェクトの中で話し合いをしているようでございますから、きょうのお話も含めて御提案の部分についてはお話をさせていただいて、そういったブランドマークの取り組みという部分についても話し合いの材料にしていきたいなというふうに思っております。

それから、この手の商品等の市内での展示だとか販売だとかPR等の部分については、今いいお話いただきましたので、市内にもいろんなイベントがございます。経済部サイドでも地産地消フェアだとか、あるいは産業まつりだとか、そういったものもありますし、またそのほかのイベントも

含めてこれらの商品について紹介する。そういった機会については、何回もやって名寄の市民にもきちっと認知をしていただくということが何より大切だというふうに思っておりますので、そういった取り組みについてはぜひやっていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） せっかくですから、いろんな機会をとらえてこれらの6社、6商品の名寄ブランドに対する市民の認知も深めていただくように、どんどん行政としても側面から支援をしていただきたいというふうに考えます。

もう一点、観光振興策についてお聞きをしたいのですが、名寄市の観光資源の一翼を担っている道の駅なよろについてお聞きをいたします。平成21年にオープンした道の駅ですけれども、間もなく3周年を迎えるということでございます。多くの利用客からも高い評価を得ている道の駅なよろなのでしょうけれども、そろそろ各種設備、施設にそれぞれ改良、改善点が出てきているのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 道の駅については、今年3年目を終えようとしておりますけれども、本当に皆さん方の御理解のもとに大きな利用をしていただいております。評価についても非常に大きなものがございます。そういった点で3年目を迎えての施設等の改修等の関係ですけれども、それほど多く出ているわけではございませんけれども、一部今出ていますのは農産物の直売所の関係です。これがやはりどうしても狭いということで、農産物の直売の皆さんのグループがでございます。ここを含めてそういった要請が出てきておりますけれども、ここについては一応夏場については当然そういうようなことなのでしょうけれども、冬場についてはちょっとまだこの部分使っておりませんので、トータル的に夏冬を含めた部分ということになればどうなのかというようなことを含

めて、今御相談をさせていただいているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 道の駅に多くの利用客がおいでになるのだろうと思うのですが、そうした利用客の声を拾うようなアンケートというようなものを実施されていますか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） あの施設については、名寄市がもち米の里ふうれん特産館に指定管理者ということでお願いをしております。本当に努力をしていただいて道内でも有数の道の駅という評価もいただいております。それで、利用者のアンケートということなのですが、道の駅さんというか、ふうれん特産館のほうでレストラン等の中では一部そういったアンケートというか、それぞれのお客さんの印象だとか、味だとか、そんなようなことの部分もとっているようでございます。そこら辺については、ちょっと私どものほうでまだその結果についてお伺いしてその内容を整理しているというところまでいっていないものですから、後日そういった部分もきちっと聞き取りをして、これからの道の駅の利用に反映できるようにしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 利用客のアンケートというか、声が十分に把握できていないということなのですが、たまたまキャンピングカーを使って、その駐車場の一部を使って一夜を過ごされるという50代、60代を中心にした、そういう車中泊という方がふえてきているのですが、そういった方々の声というのを実はJAFという日本自動車連盟というのが実施をしたようです。北海道では、名寄の道の駅も入っていました。その中で名寄の道の駅を利用したお客様、利用客が出したという答えではないです。総計で、最も欲しい施設としては入浴施設だったのです。ですから、確かに名寄の道の駅なよろというのは今のところ高い評価

を得てはいるものの、私もかつてテーマパークが好きでいろんなところを回ったのですが、日々年次的に施設、設備を更新しない、そういった施設はあつという間にだめになっていきました。一番皆さんにも御記憶があるのは、芦別にカナディアンワールドというのがあったのですが、あそこは全然手をかけないというところで、瞬く間にだめになってしまったという最たる施設だなと思うのですが、この道の駅もオープンから3周年です。普通の流通業において、市長も民間のお出ですからおわかりになるかと思うのですが、こういった施設も大体3年から5年でリニューアルをかけます。リピーターをさらに促進させるという手を使っていくのですが、どうも名寄の道の駅は今のところ評判はいいものの、先ほど申したように伝播する力というのは口コミが一番高いです。こういう車中泊の車で、キャンピングカーで泊まり歩く人たちというのはかなり交流が頻繁に行われていますから、口コミであそこはだめだと。施設外に電源のコンセントがないとか、あるいはちょっとした洗いを洗うような水回りが無いとか、そういったものがどんどん伝わっていくのです。道の駅を利用される利用客の声を反映するためにも、アンケートは余り行ってないということですから、利用客の声を反映した施設づくりにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間がなくなってまいりましたので、少し順序入り繰りありますが、質問を続けていきます。名寄市の行財政改革推進計画が23年度末をもって終了いたしますが、この行革の推進計画が来年度末で終わる。名寄市と風連町の合併特例期間が本年3月で終了するということですが、これにあわせて質問を拡大するためにお聞きをしたいのですが、この5年間の歳月で当初から唱えられていた心の合併はかなったというふうにお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 心の合併の問題につきましても、それぞれの人の感じ方によって若

干差異はあるのかなというふうに思っていますけれども、風連の夏のふるさとまつりも含めて、それから相互に各種イベントの関係につきましても両地区の住民の方々が協力をしながら進めている内容から見ると、私の意見はと聞かれば心の合併は着実に進んでいると思っています。ただ、100%かどうかについては、それはいろんな意見は分かれるのかと思いますけれども、イベントを通じたり、さまざまな委員会等の中では、十分心の合併については着実に進んでいるものだというふうに理解をしています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） ちょっとさすが言葉のやりとりが難しいなと思うのですが、心の合併は着実に進んでいるということで、心の合併はまだかなってはいないのですね。いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども言いましたように、100%とは私言っておりませんので、そちらの方向に向けて住民の方々も、それから役所の職員も含めて、今動いている状況から見るとそのように私は判断していますが。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 特にそこにこだわる必要はないのですが、行革には幾つかの柱がありました。そのうちの一つの柱として、組織機構の見直しというのがありました。心の合併が着実に進んでいるということであれば、それが名寄市全体としての総意に基づく御意見ではないのでしょうか。佐々木部長の感ずるところでは着実に進んでいるということなのですから、1つここでお聞きしたいのが昨年の12月の第4回定例会でもお聞きしたのですが、平成19年4月1日から施行されている名寄市の副市長の定数を定める条例というのがあります。この名寄市の副市長の定数は2人とするというのがあるのですが、この2人とするという部分の条文を2人以内に、2人以内とするというふうに改正する行革の推進計

画の構想があるかどうかお聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 合併特例区が3月で終了して、また4月から多少まだ問題、解決しなければならぬ積み残しもあるということで、地域連絡協議会的なものを設置するというので、私の諮問機関ということでございます。そんなこと、あるいは建物の名寄、風連の構造的な問題、分庁方式を今後も続けていかなければならぬという判断のもとに、今回の風連の庁舎のボイラーの改修も含めてやるということでございますので、当面副市長2人ということで私は考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） それでは、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと順序不同になりますけれども、23年度予算案についてお聞きをします。先ほど本年3月をもって合併特例支援措置が終了するというふうにお話をしましたが、この中で年次的に、段階的に依存財源に支えられている名寄市の財政基盤として、歳入増を図る手法といいましょうか、考えというか、手だてといたしますか、そういったものをお持ちかどうか、まずお聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども市長が述べましたように、地域の産業興しも含めて、雇用拡大も含めて、過去名寄市としましては自衛隊の増強、維持、それから短大の4大化に伴いまして4年ごとに入れかわるにしても、学生数を増加させることによって地域の歳入をふやすと。そこは、一面税収でやったり、地方交付税であったりということを含めてこの間対応してきましたので、基本的には先ほど市長が言いましたように地域が繁栄をして雇用拡大になったり、個々の収入が伸びたり、誘致した企業が地場できちっと営業していただくことによって一定の収入増が税収として返ってくるものかな、そんなふうを考えていまして、過去そういう形で名寄市は比較的上手に収入増を

図ってきたのかなというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） 今佐々木部長、あるいは前段で市長のほうからもお話があったのかと思いますが、ただそう楽観はできないだろうと私は思っています。労働生産年齢というのがたしか15歳から64歳までだったなと思いますが、そうした労働生産年齢人口というのが、まずは高校を卒業して大学に進学するという、こういった世代というのが名寄市内から出ていってしまうと。そうすると、伝承的な製造業の中ではそうした労働力が不足をしていくだろうと。不足していく事業所にとっては、営業利益なり営業収益は減っていくだろうと。なおかつ、こうした製造、市内における事業所にとって製造販売する主たる主原料というのは市外から入ってくる。そうすると、名寄市にある地域内通貨というものは域外に流出をしてしまうだろうというふうになって、簡単に言うと名寄市の経済においてはそんなに楽観できる余地はないだろうと私は思っているのですけれども、そのための財政基盤の歳入増を図る手法として何をお持ちなのかということ、余り明確にお話がないのですけれども、私もさて何があるのかなというふうに考えてみましたら、役所の方とお話をするとな新税しかないというお話だったのですけれども、なかなか市民の理解は得られないというのがあります。ただ、たまたまネーミングライツというのを御存じかどうかわかりませんが、命名権の販売というのがあります。これは、成功すれば年次的に収益が上がっていくというのがあります。このネーミングライツ、命名権の販売、例えばことしの4月29日にグランドオープンするきたすばるなんかのネーミングライツ、あり得ると私は思いますし、さらにはことしから計画が本格的に進む（仮称）文化ホールのネーミングライツもあり得るというふうに思うのですが、この点についてはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ネーミングライツ等も当然施設なりこの地域なりのブランド力が高まっていけないと、それも高く売れないということもあるでしょうから、まずはこの地域の産業、あるいはブランド力を高めていくことが先決だろうというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○6番（大石健二議員） まさしくその点も私も同感なのですが、たまたま2011年3月19日、間もなくオープンする名古屋市の科学館の世界最大のプラネタリウムの施設があるのですが、これがネーミングライツされて、ミシン屋さんがあるのです、ブラザーという。このミシン屋さんがネーミングライツを取得して、Brother Earthというネーミングを購入をしたそうです。ですから、天文関係というのは何かよくわかりませんが、この間もちょっと教育部長とポアンカレ予想だとかというお話をしていた中で、今天体、天文に関する地道な、あるいはファンの中でしかないのかもしれませんが、非常に静かなブームを呼んでいるようです。たまたま名古屋市の科学館、プラネタリウムのドームは、何と5年間で12億円というすばらしい金額で販売をされたという経過があるので、まずは地域のブランドを高めるところから出発をしたいというのであれば、それはそれで市長の御意見を尊重したいと思うのですが、さらに私は歳入増を図るためのない知恵を絞ったのですが、もう一点ございました。名寄市の公有地に広告塔を建てて、それが需要があるかどうかわかりません、やってみなければわからないというところがありますから。名寄市が所有する、あるいは開発公社が所有している公有地、市有地に広告塔を建てて、そこに掲載される商社を募集するというのも1つかなと思います。

あともう一点、今名寄市の市職員が市民会館と図書館のほうに駐車場を利用されている。遠隔地から来ている職員もいるのかもしれませんが、マイカー通勤を利用されている職員から駐車場の利用

料金を徴収するというのはどうだろうか。これも確実に徴収できるものだろうと思うので、ぜひ24年度以降から始まる行財政改革推進計画の中で盛り込める余地があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 貴重な御意見として承りたいと思っています。ネーミングライツの問題につきましても大都市では、知名度の高い施設の関係については一定程度競争になって、高い落札ということも聞いておりますけれども、中小のところではかなり厳しい、苦戦しているという状況であります。それも含めまして今言いました公有地の広告塔の関係につきましても、地方に行けば行くだけ鉄塔は建っているのですけれども、がらがらの絵がかかかっていない広告塔もあるのも現実でありますので、先ほど言いました駐車場の関係につきましても、風連と名寄と分庁方式を採用していることも含めまして、議員の皆さんも含めまして来客する方については西側の部分で十分な駐車場も確保できない状況でありますので、そこはひとつ御意見としてさまざまな検討は行革の中でさせていただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

定住自立圏構想について外3件を、上松直美議員。

○1番（上松直美議員） 議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目4点について質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、大項目1点目の定住自立圏構想について質問いたします。昨今の地方圏の人口は、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が進む中、北海道でいえば札幌圏に人口が一極集中していることは、人口の流出が地方から札幌にまだまだ歯どめがきかない状況になっていることをあらわします。そのことは、国勢調査の結果からもうかがえ

るところであります。地域主権、地方分権の地方自治がどのように確立していくかが問われるところであり、この人口の偏りを分散することで都市と地方の役割を明確にし、中央集権型の社会構造を地域集権型社会に転換することが必要になっていきます。そこで、地方圏における定住自立圏構想で地域の核となる都市機能を高める施策が重要になってくると同時に、行政と地域住民の協働と広域ネットワークによる各事業の効率化と周辺各市町村との連携と情報の共有化等が重要になってくると思われます。

また、グローバル化の進展と地域経済の低迷は、ますます地方にさまざまな問題を提起しています。この問題は、地域の過疎化、都市への人口の流出に歯どめがきかないのが原因であり、抜本的対策を自主的、自立的地域づくりを発想の転換と広域ネットワークで地域主権の確立を推進することが地域の再生と定住促進に結びつくことは明確であります。そして、大都市から移住してもらえ生活環境の整備、デジタルデバイドの解消に向けたICTインフラ整備、高速交通システムインフラ整備、地域間格差を最小限にするためのプログラムをコンソーシアムの組織を中心とした連携組織が地域の自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を生かした地域に根差す地域の継続的発展と地域資源を活用した地域全体の利益を追求することによる地域ネットワークの事業が重要と考えます。よって、定住自立圏構想は、地域の連携と連帯、協力により、地域住民の命と暮らしを守るための圏域全体の生活機能を強化することが地方圏の人口定住を促進するための施策と考えます。

まず1点目に、定住自立圏構想の目的と趣旨について、中心市としての名寄市の立場からどのようにとらえているかを説明お願いいたします。

次に、2点目、定住自立圏構想の今後の計画と手順、進め方について具体的に説明をお願いいたします。

3点目、この構想の可能性と見込まれる成果は

どのようにとらえているかをお伺いします。

最後に、定住自立圏構想における課題と問題点についてお聞かせください。そして、その問題点の解決策、どのように考えているかお伺いします。

大項目2点目、名寄市における医療費の助成について質問いたします。少子化問題、障害者の自立支援、さまざまな課題の中で、憲法第25条第1項、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると生存権を保障しています。若者が安心して子供を産み育てる環境、ハンディキャップを抱えても社会参加と自己実現を邁進できる環境、老後を安心して暮らしていける環境、これらの実現こそがこの命題ではないでしょうか。この観点から、北海道医療給付事業における各市町村が実施している医療費の助成制度について、まず1点目、名寄市における助成制度の種類とその制度についてお伺いいたします。

次に、2点目、3点目の事業費の動向と今後の計画、名寄市の基本的な方針についてお伺いいたします。重度障害者の1割負担が重く感じられる。この問題は、自立支援法の改正と国の政策にかかわる問題ですが、将来に安心して治療、療養ができる制度を確立することが望まれます。

大項目3点目、スポーツとまちづくりについて質問いたします。スポーツとまちづくりについて、私なりの考え方をまとめてみたいと思います。昨今いろいろな社会現象を分析すると、特にコミュニティが崩壊しているという問題意識を持ったとき、スポーツによるコミュニティの再構築の可能性を探ったとき、スポーツは生活していく上での文化として、人間らしく生きていくための重要な役割を担っていると考えます。そして、生活の一部として定着することがさまざまな経済効果とプラス効果を生み出すことに気がつくことが重要と考えます。スポーツによるコミュニティの再構築は、コミュニケーション機能を通して世代間交流、地域間交流の促進につながり、まちづくりに欠かせないツールになることは間違いないと

考えます。また、スポーツが盛んになることで住んでいるまちに対する誇りや愛情が生まれてきて、地域の活性化、地域住民の共感を呼び、指導者の育成、発掘を通してのアスリートの育成を図り、目標を定め、将来は一流選手が育っていく環境を醸成することが大切と考えます。スポーツの後の爽快感、達成感、ストレス発散効果、また体力の向上、生活習慣病の予防等が期待されることは地域社会の発展に寄与することと健康の増進につながり、スポーツの振興が目的を持って実施できる環境の再整備が必要となると考えます。学校教育においても文武両道の精神で、学力の向上効果もあると考え、勉強とスポーツの両立で自主的な管理能力、マネジメント能力をはぐくみ、効率的な学習方法とみずから考える能力、問題解決する能力を培えるのではないのでしょうか。

最初に、1点目、スポーツとまちづくりについて、名寄市としての基本的な方向性についてお伺いいたします。

2点目、スポーツ振興策としての構想と考え方についてお伺いいたします。

3点目、学校教育におけるスキー授業の現状をお伺いいたします。

最後に、今後の課題と対策についてお伺いいたします。

大項目4点目、共生型グループホームについて質問いたします。共生型グループホームは、高齢者と障害者が制度の壁を乗り越えて共同生活をすることがどれだけのプラス効果とニーズがあるか、需要と供給のバランスを考慮し、どのような組み合わせのグループホームが経営的安定と理想的なパターンであるかを検討することが重要と考えます。健常者の高齢者の場合は、介護保険の適用を受けないため、受給者負担がふえることとなります。また、障害者自立支援法の共同生活援助で、障害者の場合は受益者負担が軽減されています。理想を言えば、障害者を加えた高齢者が一緒に入居できる共生型のグループホームや健常者の老老

夫妻、痴呆症の高齢者等のさまざまなニーズに対応できる地域密着型共生グループホームが地域ごとに拡充されれば、さまざまな問題を解決できるのではないのでしょうか。このようなグループホームが安定して経営をするには、運営資金の補助や効率的な経営母体の構築が重要となります。グループホームの拡充による雇用の創出と交流人口の増大が見込まれ、地域への経済効果が見込まれると考えます。

1点目、共生型グループホームの動向と計画についてお伺いいたします。

2点目、潜在的ニーズと今後の動向について。

3点目、老人福祉と障害者福祉の共生についてお伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま上松議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と4は健康福祉部長から、大項目3は教育部長からの答弁となります。

まず、大項目1の定住自立圏構想についてお答えします。目的と趣旨についてであります。本構想は、平成20年6月に政府が閣議決定をした経済財政改革の基本方針2008に明記されておりまして、政府を挙げて推進する方針が示されたことを受けまして同年12月26日に通知された定住自立圏構想推進要綱により基本的な考え方が示されたものであります。我が国の総人口が今後減少及び少子高齢化の進行が見込まれる中で、特に地方圏においては大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれる状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、人口の流出を食い止めるとともに、都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められているとの問題意識のもとに、全国的な見地から推進するというのが本施策の趣旨であります。

また、中心市と連携する市町村が1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域ごとに中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備するとともに、連携する町村において生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携、協力することにより圏域全体の活性化を図ることを目的にしています。

次に、今後の計画についてであります。定住自立圏構想を推進するために中心市の宣言、定住自立圏形成協定の締結、定住自立圏共生ビジョン策定の3つの手順を経る必要があります。まず、中心市宣言については、中心市の役割を担う自治体はその意思を広く公表するもので、2月28日に開催されました関係市町村長会議におきまして、名寄市と士別市が3月28日に宣言を行うことが確認されています。

次に、定住自立圏形成協定につきましては、中心市と周辺町村が連携する取り組みについて協定を締結するもので、今後担当部局間における協議、議会における議決を経まして、本年9月の協定締結を目指しています。

最後に、定住自立圏共生ビジョンについてありますが、定住自立圏形成協定において規定した事項に基づきまして、中心市が連携して推進する具体的取り組みの内容を記載するものであり、平成24年3月末の策定に向け作業を進め、平成24年度からビジョンに基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想における可能性と見込まれる効果についてであります。定住自立圏構想では、医療、福祉、教育、産業振興などの生活機能の強化に係る政策分野、地域公共交通、道路等の交通インフラ、地域内外の住民との交流、移住促進などの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、人材育成などの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3つの行政分野においてそれぞれ1つ以上の連携を図ることが条件とされて

います。現在は、中心市宣言に向けて3つの行政分野において合わせて21の取り組みがリストアップされていますが、各取り組みの具体的内容や条件などは今後の協議によることから、現段階で明確にお答えすることはできませんが、従来の上川北部の枠を超えた11市町村との間で最低でもそれぞれ3つの連携が図られること、さらには国から取り組みに対する一定の財政支援を受けられることから、人口流出や過疎化への歯どめ、圏域内の交通などを通じた地域活性化などの効果を見込んでおります。

次に、定住自立圏構想の課題と問題点、その対策等についてであります。定住自立圏構想における取り組みの具体的内容については、先ほど申し上げたとおり今後協議を予定しており、協定締結、ビジョン作成の段階でそれぞれ課題や問題が生じるものと考えています。特に定住自立圏構想では、中心市と連携する町村との1対1の協定を基本としていることから、他圏域に比べて構成市町村数が多いこと、さらには従来圏域の枠を超えていることなどから、課題は決して少なくないと想定をしております。ここは、連携する町村、同じく中心地の役割を担う士別市との連携、協力のもとに課題解決に当たってまいりたいと考えています。

また、もう一つの課題として、複眼型の中心市間で協定を結ばないことが挙げられますが、さきに総務省に照会した事例では、協定締結の有無にかかわらず連携することが可能との回答も得ておりまして、今後も制度の一層の研究、工夫に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目2点目と4点目について申し上げます。

大きな項目2点目、名寄市における医療費助成については、どのような助成があるのか、事業費として平成23年度の予算は、今後の計画と予

算の動向の3点の質問をいただきました。現在健康福祉部で行っている医療費の助成制度には、重度心身障害者医療給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業、乳幼児等医療給付事業の3事業に対する助成を北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき給付しております。答弁につきましては、関連がございますので、事業ごとに御説明を申し上げます。

重度身障者医療給付事業につきましては、心身に重度の障害を持つ障害者が安心して暮らせるよう保険診療で支払う医療費の一部を助成するもので、対象となる身体障害者では1、2級の交付を受けている人と心臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸等の障害者にあつては3級も対象となり、現在561人が資格を取得しております。知的障害者では、知能指数35以下もしくは身体、視覚、聴覚などの障害は50以下が対象で、親は入院のみの対象として現在78名が資格を取得しております。精神障害者では、精神障害者保健福祉手帳1級の方が現在12名の合わせて651人が重度心身障害者として資格を取得しております。給付の状況ですが、3歳未満及び市町村民税非課税世帯の方は医療機関で初診時一時負担金のみを支払い、残りを助成するもので、平成23年度当初予算では6,451万2,000円を計上しておりますが、平成19年度決算では7,851万5,000円、平成20年度決算では6,869万9,000円、平成21年度では5,531万5,000円となっており、受診件数の減から給付額がここ数年減少傾向にあります。また、資格取得者では平成21年度の664人、平成22年度当初710人、平成23年度690人と推移しており、今後においてもほぼ横ばいの状況が続くものと予想しております。

次に、ひとり親家庭等医療給付事業につきましては、ひとり親家庭などの児童が病気になったとき、18歳未満の児童に支払う医療費の一部を助成するものですが、ひとり親家庭の親と両親の死亡等により他家庭において扶養されている18歳

未満の児童にも適用されます。現在児童の497人とひとり親の321人、合わせて818人が取得されています。給付の内容につきましては、児童は入通院が対象で、親は入院のみとなっており、本人の自己負担は内科等の医科が580円、歯科が510円、柔道整復が270円と初診時の一部負担のみを支払い、残りを助成しますが、市町村民税課税世帯にあつては重度心身障害者医療給付と同様、原則として医療費の1割を自己負担となります。平成23年度当初予算では、1,050万円を予算計上しておりますが、平成19年度決算額で1,103万円、平成20年度決算で958万9,000円、平成21年度決算で991万4,000円と横ばいで推移しており、今後においても大きな変化はないと考えております。

最後に、乳幼児等医療給付事業につきましては、子供の健やかな成長を願い、保護者が支払う医療費の一部を助成するもので、平成20年度においてそれまで就学前の児童が対象であったものが通院は就学前、入院は小学6年生までに対象年齢が拡大されたものです。資格取得者は、2月末でゼロ歳から3歳まで946人、4歳から6歳までは641人、6歳以上39人を加え1,626人となっており、対象となる医療負担額は医科580円、歯科510円となっており、市町村民税課税世帯の負担はさきの2事業と同様1割負担となります。予算では、平成23年度当初予算で4,342万4,000円を見込んでおり、平成19年度決算では4,513万8,000円、平成20年度決算で3,853万9,000円、平成21年度決算額で3,608万3,000円となっており、ここ数年は少子化により給付額は減少傾向にあります。今後においても出生者の減等から、資格取得者は減少していくものと考えております。

以上のことから、少子高齢化の波が医療給付事業でも顕著にあらわれていることから、今後においても市広報やホームページに事業内容を掲載し、市民に広く周知する中で、乳幼児の疾病の早期発

見を促進し、健康の保持と障害を抱える方々や子育て世帯の負担軽減を図り、安心して医療が受けられるよう情報の周知と支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目4点目の共生型グループホームについて、3点の御質問をいただきました。1点目の動向と計画につきましては、厚生労働省が進めている先進的事業支援特例交付金事業の中の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受け、高齢者や障害者との共生型サービスを一体的に行い、日中活動の場や住まいの場などの整備が加速度的に展開されるよう施設1カ所につき3,000万円を上限に10分の10以内で交付されるものです。この交付金を受け整備が進められているところは、平成19年度から昨年末まで道内で69カ所、上川管内で1市6町が既に整備が進められております。名寄市におきましても名寄心と手をつなぐ育成会が実施主体となり、共生型共同住宅を建設すべく、11月9日付で北海道を通じ厚生労働省に計画書を提出し、本年1月21日に内示を受け、国に対し現在申請しているところでございます。計画の内容は、独居で不安を感じている高齢者と障害者が共生型共同住宅に入所することにより、互いが交流できる場を通して触れ合いの輪が築かれ、生きがいを持ち、自立に向けた訓練の場としての機能を有するグループホームの建設のほかに、町内会、老人クラブ、他世代子供の支援、市立大学のボランティア等の活動や交流ができる施設のほか、災害発生時の一時避難施設としても利用できるような部屋を配置しております。こうしたことから、共同住宅の機能とコミュニティー施設の機能をあわせた施設となっており、地域の拠点施設としての利用度も高いと思われま

す。次に、潜在的ニーズと今後の動向につきましては、現在市内には障害者を対象としたグループホームは知的障害者用が2カ所、12名、身体、知的障害者用が1カ所、7人、精神障害者用が1カ所、4人の合計23人が入所し、生活訓練を通し

就労先となる事業所や企業等に通所しております。グループホームの必要性は、本人や家族の将来を考えるとときにひとり暮らしが困難な人たちが少人数で共同生活を通し、安心して生活が営めるような施設を希望される方のニーズを考えたときに、今後においてもこうしたグループホームの基盤整備が進められていくのではないかと考えております。市といたしましても障害者が自立に向けた生活の場を開設する場合の施設整備に対し、今後におきましても引き続きかかる経費の一部を助成するなど、名寄市障害者ケアホーム・グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正するなど支援してまいりたいと考えております。

次に、老人福祉と障害者福祉の共生につきましては、市内において高齢者、障害者がそれぞれの分野において生活を営んでいるのが実態であります。今年度において高齢者と障害者が共同生活でできる施設を民間で行うと国からの交付金を受け、平成23年度から事業開始されます。これまでは、障害者が高齢者と触れ合う機会が少なく、障害者にとっては高齢者と日常生活をともにすることで高齢者が持つ人生経験豊富な知識や体験を十分発揮できる場を設けることにより、生きがい対策とつながることで触れ合いの輪が築かれ、障害者の社会参加や日常訓練の場として地域で自立していくこともできると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、スポーツとまちづくりについて答弁させていただきます。

まず、小項目1、名寄市としての基本的な方向性についてでございます。生涯スポーツの振興につきましては、新名寄市総合計画及び名寄市社会教育中期計画において市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深めることを目標としております。そのためには、健康維持ができるようス

スポーツ施設の整備、改修や管理運営の充実に努めるとともに、スポーツ団体の育成、指導者の育成確保、スポーツ教室、各種スポーツ大会への支援、充実など体育協会、地域スポーツクラブと協力をして進め、スポーツ情報の収集、提供に努めることを施策の基本的な考えとしております。具体的には、年度ごとのスポーツ振興事業計画のもとに事業を推進しております。また、平成19年3月には、豊かな自然の中で健康で明るい幸せを願い、市民一人一人がスポーツ、文化、自然に親しみ、さらなる健康づくりを推進するため、健康都市を宣言しております。

小項目2番目の振興策としての構想でございます。具体的な振興策としましては、総合計画に基づきながら、体育施設であるピヤシリシャンツェ、ピヤシリ・フォレストやパークゴルフ場など施設の改修やスポーツセンターの備品等の更新を計画的に進めるとともに、財団法人名寄市体育協会及び風連スポーツクラブ「ポポ」と連携を図りながら、各種のスポーツ大会、教室の開催や指導者の研修、育成等に推進してまいりました。また、児童生徒のスポーツ振興を図るために、名寄市文化スポーツ振興基金を活用し、その活動に補助をしてまいりましたが、このたびより利用しやすい制度を目指して基金名を名寄市教育振興基金として、名寄市教育振興補助金に改めたところであります。今後におきましても限りある財源を最大限有効に活用するように計画的な施設整備に努めるとともに、各団体と連携を図りながら、スポーツの普及、振興を推進してまいります。

3番目の学校教育の中でのスキー授業の現状であります。市内の小学校では、学校、学年によっては多少の時間数の違いはございますが、ゲレンデスキーについては学年10時間程度、うち小学校中高学年ではスキー場の利用が二、三回程度であります。歩くスキーにつきましては、名寄地区の学校において実施しておりますし、休み時間等を利用しながら、大体3時間から5時間程度の

実施をいたしております。中学校におきましては、ゲレンデスキーはスキー場での学習で2回、10時間程度、歩くスキーは智恵文中学校で6時間程度を実施しております。また、カーリングは小学校で1回程度、中学校では10回以上実施している学校もございます。小学校学習指導要領体育編の指導計画の作成と内容の取り扱いの中で、地域や学校の実態の考慮や自然とのかかわりの深い活動を取り上げるとした指導計画を作成するように示しており、運動領域の時数バランスを考慮しながら授業を行っております。教育委員会といたしましては、名寄市には雪質日本一のピヤシリスキー場もあり、今後も各学校へ各種行事などの案内を通じて児童生徒がスキーに親しむ機会をふやしていきたいと考えております。

小項目4点目、今後の課題と対策ですが、前後の文脈からウインタースポーツに絞ってお答えをさせていただきます。今後の課題と対策につきましては、ウインタースポーツは天候に大きく左右されることもありますが、人口の減少等に伴いまして各体育施設の利用者が減少傾向にございます。スキー場におきましても全道的にもスキー離れが進んでおります。当市のスキー場においても利用者が減少をしております。雪を楽しく体験させ、親しみを持ってもらうということを目的に、指導者を対象とした研修会を昨年に引き続き本年も実施をいたしました。今後におきましても引き続き実施の予定であります。また、指導者の育成につきましては、議員も御指摘のとおり人材の発掘と継続的な指導体制を図ることが大切と考えておりますので、体育協会及びスキー連盟などの各種関係団体との連携を深め、ウインタースポーツの振興に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） それでは、順番に沿って再質問をさせていただきます。

大項目1点目の定住自立圏構想について再質問

します。複眼型中心市としての定住自立圏の形成により、安心して暮らせる地域をつくることで人口の流出を食い止めることが目的で、雇用の創出で若者が定着できる発想の転換による産業間の連携の強化、雇用の場をつくることが定住の促進につながると考えますけれども、そこで今定住自立圏構想における、具体的にどのような広域ネットワークが共生ビジョンの策定で実行できるのか。先ほど現段階では詳しい内容はどのと言っていましたけれども、共生ビジョンの策定に、実行できる可能性のある具体的な内容、また地方転換に伴う支援策はどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） つい先日市町村長が集まりまして、今後の方向性が確認をされておりますが、その前に4回にわたりまして13市町村で構成する企画担当の課長レベルでの会合を持っておりまして、先ほど言いましたように3つの分野で連携、協力をしていくということで、定住自立圏構想の中で具体的なプログラムを今後詰めていく作業をしております。中心市としての考えだけではなくて、それぞれ近隣する町村からの各種の要望をいただいておりますので、具体的なことについてはもう少し詰まってからのお話になろうかと思っておりますけれども、現実的な対応としましては救急医を含めた医療の利用であるとか、各種福祉政策で名寄市を中心とした近隣町村との取り組みも既にやっておりますので、その拡充も含めた形での対応になろうかなと思っております。

それから、地域の圏域のマネジメントということも含めまして、例えば職員研修も含めた人材の育成とか、この辺の関係についても対応してまいりたいと思っております。いずれにしても、名寄市の持っている機能を十分使うことで、近隣町村のほうにも定住自立圏という形での効果が生まれてくるものと考えておりますので、この辺についてはもう少し担当課長レベルで具体的な作業を詰め

まして、しかるべき時期に議会のほうに報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 既に各市町村、全国で今現在62の都市が中心市及び広域のこの関係の中で決定されていると聞いております。その中でも共生ビジョンの策定の実行段階に入って、実際に広域ネットワークの事業展開をしている市町村があると思うのですけれども、その調査とか、そういうことを中心市としての役割として、周辺市町村との役割分担を踏まえて、やはりきちっとした展開というか、準備を調査、情報収集の中でやっていくべきではないでしょうか。その点についてよろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄と土別の複眼型の中心市ということでもありますので、全国的にも余力がないということもあります。その辺も含めまして、昨年には管内の担当企画課長レベルで先進地の視察も行ってきまして、現実的に定住自立圏がなくても、例えば介護認定審査会であるとか、救急2次の取り組みであるとか、さまざまな取り組みやっておりますので、先進地のほうで取り組んでいる内容につきましても可能なものについては取り組みをすることを前提にしまして、個別、個別の事業について、この地域の定住自立圏のためには何が必要なのかということにつきまして、関係課長レベルで検討を既にもう昨年からやってきておりまして、ただそれぞれの町村のほうにおかれましてはまたさらなる合併につながるのではないかという、懸念される町村の方もあやに聞いておりますので、十分な協議をさせていただいて、なおかつ土別と名寄市の複眼型ということもありまして、両市の持つ中心市としての機能についても検証しながら、今後作業を進めていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、1つが9月の議会というのがターニングポイントになっておりますの

で、一定のものがまとまりました段階では、その都度議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） もう一点ですけれども、事業展開する場合に今総務省からの支援策、お金がつくと思うのですけれども、それ以外に各省庁がいろんな交付金、助成金を展開すると思うのですけれども、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 中心市のほうにおきましては、名寄、士別のほうでは約3,000万円近い特別交付税とか、協定に参加する町村につきましては約1,000万円程度の特別交付税と。こういう制度の支援のほかにハード事業も含めてそれぞれ各省庁の交付金を利用したり、適債事業の関係についてはそれらも含めて可能だという話は出ております。それぞれ名寄、士別におきましても総合計画を中心にしまして、名寄市民を対象とした施設であったり、観光、それから教育施設の関係についても整備してきておりますので、新たな負担ということについてのハード事業というのは総合計画とリンクするものについては取り込んでいながら、できれば大学もこの地にありますので、これを利用した部分につきましても可能な限り国の財政支援制度も検討して作業を進めてまいりたいというように考えています。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 私も大学というか、連携体というか、コンソーシアムという言葉を使ったのですけれども、大学を核とした地域に根差した連携組織、これは今大学のあるまちではコンソーシアムという組織の中でまちづくりとか、イベントの企画から人材の育成、いろんなことをやっているというふうに聞いております。この定住自立圏構想におきましても我がまちには市立大学という立派な大学があるので、そういう観点に

立ってコンソーシアム的な発想で連携、協力のもとに大学を核とした情報発信と広域ネットワークの構築が大事だと思うのですけれども、その点についてお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 当然大学の持っている財産価値につきましては大変大きなものがあると思っておりまして、人口3万人の規模でこれだけの施設を持っているのは例を見ませんので、これらも近隣町村との協定の中で、可能なものについては取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 次に、広域ネットワークによって事業を効率化して、やっぱり経費とか人材の育成等行政のスリム化も期待できると思いますし、また公共施設の相互利用の促進、行財政改革による自主財源の確立にもつながると思います。いわゆる各市町村が立派な施設を持っていると思います。そこをやはり公共施設の相互利用を促進することによって、無駄な施設をつくらない、そういった考えもそこに出てくると思います。中心市としての役割の使命を自覚して、やっぱりリーダーシップと広域ネットワークによるタスクフォースをフル活用して、地域再生のトリガーとしてこの構想を推進することが地域主権の社会への転換になると思います。いま一度中心市としての役割と基本姿勢についてよろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 年末には、加藤市長と牧野市長の懇談会も開催しまして、それぞれの地域の課題も含めて、それから定住自立圏も含めて、この圏域をどのように安心で安全で暮らせる地域となるかということも含めても両市長同士の懇談をしておりますので、それも含めましてリーダーシップをしっかり発揮しまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） ありがとうございます。

大項目2点目の名寄市における医療費の助成について再質問をいたします。重度障害者の医療助成で、道と市で折半して9割の医療費の助成を実施しているということになっていますが、健康保険との関係についていま一度理解したいので、御説明をお願いいたします。健康保険では、通常自己負担が3割ですが、1割負担の重度障害者の場合は2割が助成で、あとは健康保険に請求して支払われる仕組みではないのでしょうか。この件について再度ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうで自己負担の分で初診料から、それから自己負担の部分の助成ということで今先ほども言った9割と1割という部分がございますけれども、その部分については病院で支払った分で、その以外の部分を助成するというのでありますので、請求に伴って、請求に従いまして、支払いをしていくということでもありますので、その手続関係につきましては病院でどうこうという手続についてはちょっとまだ承知しておりませんので、後ほどお知らせを申し上げたいと思いますけれども、基本的には国の分担の部分の残りの部分ということで私のほうは承知しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 病気になったときのひとり親家庭の医療助成については、医療保険及び受給者が負担した残りの額を市町村が助成しますと書いてありまして、読み込むと先ほどに対してもやはり道と市が2割の分の、健常者は通常は3割負担、重度障害者は1割負担、その2割に対して市及び道が2分の1ずつ負担するということが正しい。これなぜこういうことを言うかといいますと、先般恵庭市のほうで高額療養費の請求漏れというのがありました。これがやっぱりちょっと

私も気になりまして、しっかりとしたお金の流れというか、財源の流れというか、健康保険、補助金についても整合性と流れをしっかりとつかんでおかなければ、そういったミスにつながるのではないかと考えて質問した次第でございます。その件について。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員にお話しいただいたとおりであります。基本的に認識不足と、また人的なミスという2つのミスが考えられますけれども、それぞれ担当のほうではないような形で従来から仕事は進めさせていただいておりますけれども、その認識に誤りがあった場合は今のような間違いが出てくるということでございますので、今後の仕事の遂行につきましては2つの問題点を精査させていただきながら、間違いのないような執行をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 大項目の3点目のスポーツとまちづくりについて再質問します。

スポーツ振興策として、スポーツによるまちづくり条例による明確な目的、方針による基本目標、基本方策を明記し、関係団体の連携、協力を明確にし、スポーツ振興を促進することはどのような効果があるか、やっぱり検証することが大事になってくるかと思ひます。ということは、各市町村でもスポーツまちづくり条例というものが施行されているところがありまして、そういうまちに対してはかなり積極的な取り組みが行われております。各スポーツの指導者の育成、アスリートの発掘、トータル的一貫性を持った教育体制の確立、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツアカデミーの創設など、積極的なアプローチをすればやっぱりスポーツ振興というものはかなり目的を達成できるのではないかと考えます。担当部局としてどのような考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） スポーツまちづくり条例のようなものを制定をして一定の方向性を出すべきでないかという御要望であったかと思いません。名寄市といたしましては、現在では条例はございません。ただ、施設と指導者の充実を通じて生涯スポーツを、市民皆スポーツを目指していくという方向は明らかにしているところでございます。御指摘のように条例をつくればいろんな分野での振興策が盛られることは事実であります、それにつきましては他市の例も参考にして少し勉強をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 次に、先ほど学校教育におけるスキー授業についてお聞きしたのですけれども、我々の世代は学校のスキー授業というのは時間数も多く、そのせいかなやっぱり名寄出身の人たちは皆スキーがかなり上級レベルであるというふうに評価されていると思えます。このような観点から、スキー授業が今2時間、3時間という現状の中で、今後学習指導要領の中のカリキュラムの密な中に2倍、3倍というようなふやし方ができるのかお聞きいたします。

○議長（小野寺一知議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校教育の授業におけるスキー授業についてでございますが、現在北海道全道的な傾向としてもスキー授業をやめるとい学校がふえていく中で、名寄市は先ほど答弁のとおりスキー時間を確保しているのが現状でございます。これからの指導要領の中での時数の計算等で、増加についてはなかなか難しい部分もあろうかと思えますが、学校教育におけるスキー授業につきましては体育の授業の中の一環として、また部活動等での振興等が考えられますが、これらにつきましては昨今の少子化、それから子供たちの嗜好の多様性、そうした中で何よりも大きな原因は指導者である先生の人材不足ということでございます。スキーを特技とする先生を採用すれば

一番いいわけでございますが、教員採用の中ではバランス等の問題もあり、難しい部分もございます。それから、学校においては小学校、中学校、高校という継続性を持ったスポーツの連続性というものも大切になってくるところでございます。その部分につきましては、各学校の連携の中で行っております。また、一部スポーツ団体等は地域の中では高齢化等も進んでおまして、なかなか参入できる部分も少ないという現状があります。そういった点も御理解をいただければと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） 小中学校の、特に先生なのですけれども、スキーの指導能力がやっぱり最近はなかなか指導員の資格を持っている先生が少ないとか、学校のスキー授業においてもボランティアの人に頼る部分が多いという地区が出てると聞いております。北海道のこの名寄地区で教師をするという場合、採用をするという観点に立てば、スキーというのは必修科目というか、すべての人にスキーの指導員の免許を持っていないければだめだということではないのですけれども、少なくとも小中学生に基礎的なことを教えられるレベルの先生を、スキーを中高大学とやり、国体レベルの活躍をした先生等を、やっぱり成績のいい順から採用するのではなく、一芸に秀でた先生の魅力ある教育力、そういう先生の採用というのはどのような、できるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 名寄のスポーツの特色というものも私は大切ではないかと、こう思っているのであります。そういう中では、名寄におけるウィンタースポーツというのはやはり大きな特色を持たせる要因を持っていると。したがって、先ほど部長の答弁のようにスキー授業も全道的には、旭川などはもうほとんどスキー授業がなくなりつつあります。こういう現況でありながら、

名寄は頑としてスキー授業を維持していると、こういう現状も御理解いただければと思います。あわせてやはりカーリングなどのウインタースポーツもこれからしっかりと振興していかなければならない、こう思っているのであります。

指導者につきましてもやはりスキーに関して、あるいはカーリングに関しては職員の提案もございました。カーリングについては、まだなかなか普及が少ないので、指導者は少ない。しかし、スキーについてはそれぞれ級を持った指導できる先生が地域にはおりますので、そういう先生方を名寄も人事異動などでそろえるように努めているところであります。小学校ではスキー少年団、中学校でも少年団、そして高校に接続していくと。

ただ、こういうスポーツ関係はスキーばかりではございません。例えばせんだっては竹中議員からもお話ありました陸上の問題があります。小学校で陸上少年団がある。しかし、中学校では部活動がない。その御指摘もありましたので、新年度は中学校で陸上の指導がしっかりできる教員を確保することで今進んでおります。そういう中で小学校と中学校がつながる。そして、高校の陸上部に入っていくと。こういうシステムをしっかりとっていくと。サッカーも同様であります。そんなことでやはり小中高の接続をしっかりと考えたスポーツの振興、これは青少年の育成という意味で大切な部分だと、こんなふう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 上松議員。

○1番（上松直美議員） わかりました。

最後に、スポーツまちづくり条例というものを基本に、将来的にはスポーツでやっぱりまちを興していくという考えのもとに、小中学校一貫したスポーツ教育の指導者の育成、またその中でアスリートの発掘を踏まえて将来この地域から有名な選手が出るような環境をよろしく願っています。

以上で終わります。

○議長（小野寺一知議員） 共生型はいいですか。

○1番（上松直美議員） 教育長、もう一度そうしたらお願いします。

○議長（小野寺一知議員） いやいや、共生型はいいのですかと。質問項目。

○1番（上松直美議員） 共生型についてはよろしいです。

○議長（小野寺一知議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 佐々木 寿

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成23年3月10日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(23名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	上松	直美	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	植松	正一	議員
	4番	竹中	憲之	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	大石	健二	議員
	7番	佐々木	寿	議員
	8番	持田	健	議員
	9番	岩木	正文	議員
	10番	駒津	喜一	議員
	11番	佐藤	勝	議員
	12番	日根野	正敏	議員
	13番	木戸口	真	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員(2名)

14番 渡辺 正尚 議員
21番 谷内 司 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	藤原		忠君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	吉原	保則	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	香川		讓君
市立大学局長	三澤	吉己	君
上下水道室長	扇谷	茂幸	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本		剛君

○議長（小野寺一知識員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員、21番、谷内司議員から欠席の届け出が出てございます。

ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 大石健二 議員

12番 日根野正敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業振興施策について外2件を、黒井徹議員。

○18番（黒井徹議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、農業振興施策についてお伺いをいたします。名寄市の農業振興施策について伺う前に、名寄の農業振興、地域経済に大きく影響を及ぼすTPPについて申し上げることをお許しいただきたいというふうに思います。第4定例会で、TPPなど国際貿易交渉に関する特別決議を国に提出いたしました。しかし、いまだに菅総理は交渉に参加の意欲を示しております。TPPに参加した場合の情報は、断片的で不十分で、農業界と経済界の対立のように映っておりますが、国民の一人一人が理解してほしいのは、今回の自由化は農産物だけでなく、協定締結後は人、物、金、医療も10年後はすべて自由、フリーになると。例えば海外から移民が入り、安い労働力が流入し、国内の賃金水準も下がり、国内労働者の職が奪われるということもあるということを認

識してほしいというふうに思います。そういった情報は、議論がもっともっと必要というふうに思われます。先般川村議員の質問で名寄市の影響額が示されましたが、上川総合振興局も試算を出しました。農業関連を含めると700億円の損失、失業者は6,000人と発表いたしました。まさに破壊的影響を受ける。まさに国を壊す開国と言わざるを得ません。これから担い手施策の振興計画について伺いますが、幾ら真剣に議論をしても国の施策が間違った方向に進むとなれば何の意味もなくなります。ここは、しっかりと運動を行い、正しい判断を国に迫っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、本題に入りますが、1番目に担い手施策についてですが、まず現在の担い手の状況について調査をしていると思いますが、名寄市は全道的に見て担い手、いわゆる後継者の率はどうなっているのか、地区別の率に特徴があるのかを分析ができていますので、お伺いをいたします。

次に、現在実施されている施策とその成果についてどのように評価されているのかを伺います。新規参入者に対して、名寄市は新規就農者等に関する条例で支援をしておりますが、その必要性をどのようにとらえているのか。また、名寄農業高等学校は本年度をもって閉校し、キャンパス校となります。先般12月18日には、各議員あるいは市長さんにもおいでをいただきまして閉校記念式を開いたところでもありますけれども、そのあいた農場等を活用した、仮称ではございますけれども、担い手研修センターの設置についての概要をお伺いをいたします。

2番目、農業振興センターの成果と今後についてですが、これは田中議員のほうから詳しく質問、答弁がありましたので、すべてではないですけれども、一部省かさせていただきます。農業振興センターは、旧風連町時代からの施設で、合併してからは名寄市の水稲試験地も統合し、農業振興の拠点としての役割を担ってきました。土壌分析、

アスパラ振興、ユリ根の成長点培養など多くの成果を残していると認識をしておりますが、その運営状況について、人員、予算、事業内容について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、農業・農村振興計画の後期実施計画についても伺います。これもダブっておりますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。前期計画が本年度終了し、24年からは後期計画ですが、国の施策も政権交代で変わってきております。また、最近ではJAグループは政策提言もあり、時代は刻々と変化をしております。農地の集積状況、それに関連をして営農類型の見直しをどのようにとらえているのかお伺いをしたいというふうに思います。

大項目の2番目に移らさせていただきます。商業の振興施策について、都市再生整備計画についてお伺いいたします。これも代表質問でいろいろ答弁がありましたけれども、2点についてお伺いをいたします。まず、今までに示された計画に変更があったのか、またその背景や事由を報告をお願いいたします。

また、駅横整備に関して、市民や商店街等の反応や協議の経過があるのかをお伺いいたします。

2つ目に、都市整備計画と関連もいたしますけれども、5丁目、6丁目の空き店舗についてお伺いをいたします。空き店舗は、年々目立ってきております。駅横を開発してもメインストリートが閑散としている状況では、にぎわいの創出が本当にできるのか。対策は行っているということは承知をしておりますが、根本を認識し、分析して協議をして対策をすると。評価、改善することのプロセスが重要というふうに思います。そこで、5丁目、6丁目の空き店舗数と持ち主の状況を伺います。つまり空き店舗になった理由別に、高齢化であるのか、経営不振であるのか、あるいは他に営業項目を持って5丁目、6丁目の商店を閉めたのか、そういった分析を必要というふうに思いますので、その実績、内容についてお伺いをいたし

ます。そこで、この再生整備事業で空き店舗対策を含めた対策をどのように行うのか、商店街あるいは商工会議所がどのようなビジョンを持って対策をしようとしているのかを伺います。

3番目に、名寄ブランドづくりについて伺います。新「なよろブランド」商品開発プロジェクト委員会の活動と事業内容については報道されていますが、販売拡大に向けた支援体制についてお伺いをしたいと思います。

大項目の3番目に移らさせていただきます。防衛計画の大綱と名寄市ということで伺います。名寄市の自衛隊駐屯地の歴史を若干振り返りますと、警察予備隊から保安隊にかわった昭和27年に先遣隊となった美幌から管理隊が昭和27年12月5日、列車で約50人が名寄駅に到着をいたしました。名寄市のプラスバンドを先頭に市内を行進し、内淵のキャンプ地に向かったそうです。同年12月19日、遠軽から会計隊が移駐し、翌20日には第3連隊の先遣隊が入って駐屯地が開庁いたしました。主力となる第3連隊約3,000人が移駐したのは、翌28年3月であります。5月には通信隊の北部方面名寄支所、翌年29年5月には特科第62連隊第2大隊と第2偵察中隊が移駐し、部隊がそろったということになります。昭和29年7月、保安隊は自衛隊に改められ、保安隊の移駐による隊員3,100人、家族1,000人の人口増は、それに伴う消費量増は不安定な農業収入に翻弄されていた名寄町の経済に保安隊景気という効果をもたらしたというようなことを新名寄市史に記載されておりました。第4高射特科群は、東千歳118特科大隊を母体として編成され、昭和46年12月7日に先遣隊が移駐したのを皮切りに、昭和47年1月に第2陣、第3陣が移駐し、4月9日に第4高射特科群創隊式が行われました。以来名寄に駐屯をして58年が経過をして、名寄市は自衛隊なしでは語れない状況だというふうに思います。

昔は、主要道路の除雪に始まり、災害派遣、援

農、雪祭り、雪祭りは駐屯地内で第1回が開催されたのが始まりというふうにされております。現在でも雪像づくりや災害等での自衛隊の協力は大きく、経済的にも波及効果は莫大なものであります。自衛隊は、国民の生命、財産を守る団体、他国からの侵略を防ぐ国防上の観点から、極めて重要な役割を担っております。最近の状況でいいますと、尖閣諸島での中国船侵略問題、北方4島のロシア大統領の訪問や竹島など領土問題が非常にクローズアップされております。また、沖縄の米軍基地問題と日本の外交の不安定感は本当に心配で、憂いているところでございます。こんな状況での防衛大綱の見直しですが、北方重視から西方偏重へとシフトしたことは、今後の名寄市駐屯地に影響がどのように及ぶのか伺います。

3つ挙げておりますけれども、3項目まとめて伺いますが、まず中期防衛力整備計画の内容についてと現在の名寄駐屯地の実態と役割についてですが、隊の構成と人員、名寄地域に果たす貢献度と給与等の経済効果、どの程度のものか、概略でよろしいと思いますけれども、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、高射特科群が道内で一部削減されるとさきやかれております。その行方と削減が事実とすればその時期がいつなのか、体制維持に向けて運動はどのように展開しているのかを伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。ただいま黒井議員から大項目3つにわたっての質問がありました。3つ目を私から、1点目と2点目を経済部長から答弁をさせていただきます。

まず、防衛計画の大綱と名寄市の関係についてでございます。政府は、昨年12月17日に今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について示した新たな防衛計画の大綱、これに基づく防衛

力整備、運用を明示した中期防衛力整備計画、これを6年ぶりに策定をいたしました。新しい防衛計画の大綱は、平成23年度からおおむね10年後までを想定したものでありまして、自衛隊の均等配備を重視する従来の基盤的防衛力にかわり、即応性、機動性を高めて事態に対処する動的防衛力への転換を図るものとしていることから、一定の人員、戦車、火砲の削減、部隊配置の見直しを行うということとしておりまして、道内2つの高射特科群がありますけれども、そのうち1つが廃止される旨の新聞報道も年末になされたところであります。陸上自衛隊の名寄駐屯地は、昭和28年の創設以来我が国の北方防衛の重要拠点として、国内でも精強部隊として防衛体制の整備がなされてきました。現在第3普通科連隊、第4高射特科群など名寄駐屯地には10個の単位部隊が所在をし、隊員数はおおむね1,700人と伺っておりますけれども、駐屯地隊員の方々においては我々自治体の要請にこたえての災害救助支援はもとより、地域における各種イベントの支援、特に第4高射特科群の隊員の皆さんにはなよろ雪質日本一フェスティバルの大雪像の制作など、地域に密着したさまざまな分野でも深くかかわりをいただいているというところでございます。

また、あくまでも参考数値になりますけれども、平成22年の家計調査における消費支出額を使用して市内の消費を70%と仮定して消費経済の効果を算出したならば、名寄駐屯地による消費経済効果はおおむね35億円の経済効果が見込まれますし、市民税、交付税など市への歳入においても多大な影響、効果が与えられております。隊員数の定数の削減や部隊の縮小、廃止は、この地域社会や地域経済に与える影響は多大であります。高射特科群の廃止について、その対象となる部隊、時期などは今回の新しい防衛計画の大綱、あるいは中期防衛力整備計画には具体的には示されておりませんが、平成28年以降に今全国で8つあるうちの1つの高射特科群が廃止の方向であ

るというふうに聞いております。ついては、削減や廃止部隊の改編時期等が不確定でありますことから、今後も継続して関係機関、団体、期成会と連携しながら、また上川北部の市町村長にもここは御協力をいただいて、地域で一体となって名寄駐屯地の現体制の堅持に向けて国に要望活動に取り組みさせていただきたいというふうに思っています。あわせて定年退職の自衛官の再就職についても地元定住を促進するために引き続き関係各団体としっかりと連携して、再就職への支援、協力に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大項目1点目及び2点目の答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1点目、農業振興施策について、担い手施策についてお答えをいたします。農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進む中で、農業、農村を支える担い手の育成確保は大変重要な課題でございます。全道的に見ても担い手の就農状況については、平成21年度新規就農者実態調査結果によりますと、新規就農者が611人、内訳としては稲作で150人、畑作177人、酪農174人、肉牛18人、野菜70人、果樹で2人、花卉で5人、養豚2人、その他13名で、新規学卒者が245人、Uターン就農者が299人、新規参入者が67人となっております、ここ10年では平成16年度の728人をピークに減少傾向にございます。名寄市における最近5年間の後継者及び新規参入者等の就農状況でございますが、平成18年は8名、平成19年は8名、平成20年は9名、平成21年は6名、平成22年は5名の5年間で36名であり、営農類型別では稲作で19名、畑作で5名、畑作、野菜で5名、酪農で5名、稲作、畑作が1名、稲作、野菜が1名となっており、新規学卒者が18名、Uターン就農者が16名、新規参入者が2名の計36名となっております、近年

は特にUターン就農者が多くなっておりませんが、年間平均7人程度と1けたという形で減少傾向にございます。現状の800戸余りの農家戸数を維持していくには、世代交代を30年といたしますと後継者が年間27人必要という数字になります。現在の充足率につきましては、26%程度の状況で、さらに65歳以上の経営者が全体で24%となっており、経営主全体の約半分が後継者不足ということで、一層の農家戸数の減少が懸念されるところであります。

担い手対策としましては、名寄地域担い手育成総合支援協議会、名寄市農業担い手育成センターなどの事業展開において、国、道などの施策を積極的に活用するとともに、新規就農者助成事業、新規就農者就農奨励事業、農村青年チャレンジ事業等の対策を進めてきたところであります。また、新規就農者等に関する条例の必要性につきましては、これまでの実績として6戸の独立就農者がおりますし、さらには2戸の農家子弟との結婚ということがございます。この対策につきましても10年、20年先を見据えますと効果といえますか、農家戸数の減少に多少の効果があるのではないかと考えております。今後においても農家子弟の後継者はもとより、Uターンや農業以外の業種からの就農者に対する円滑な就農のために体制整備を図るとともに、将来の地域農業を担う担い手の育成確保は重要な課題となっております。

議員も御承知のとおり、名寄農業高校が名寄光凌高校と統合して名寄産業高校となり、北海道初の産業キャンパス校として4学科による学科集合型高校として本年4月からは完全統合となり、酪農科学科としての特色を生かし、農業教職員数に見合う農場規模に縮小、再編する計画となっております。市といたしましては、この実習地、実習施設等を活用した多様な農業の担い手育成を地域で支える研修センター等の設置に向けて、名寄農業高校農場活用に関する検討委員会を設置し、具体的な検討をしているところでござい

まして、この検討結果を踏まえて北海道教育委員会及び北海道農政部とも協議し、担い手研修センターの設置に向け対応したいと考えているところでございます。具体的には、あいている教員住宅の有効活用、縮小される農場の活用、農業機械施設の活用等を検討しておりまして、場合によっては教室等の有効活用等も素材に上がっております。農家における実践的農業研修と並行して、研修センターの実習農場においてリハーサル農業の場として検討しているところでございます。

次に、農業振興センターの成果と今後についてお答えをいたします。農業振興センターにつきましては、農業の振興を図るため、農業技術の改善、普及と農業情報等を提供する拠点施設として平成3年度に設置され、運営経費につきましては行政と農業団体の応分の負担割合で対応させていただいております。現在は、合併後の平成18年8月4日に取り交わされた名寄市農業振興センター運営管理に関する確認書に基づきまして施設及び運営経費につきましては名寄市が70%、道北なよろ農業協同組合が30%としておりますが、土地改良及び基盤整備にかかわるものは全額市の負担となっております。また、職員等の経費につきましては、事務系の所長に係る経費は市が60%、道北なよろ農協が40%、技術系の所長及び営農指導員経費につきましては市と道北なよろ農協で折半、その他の職員経費では組織培養事業1名は市の負担、土壌分析事業は道北なよろ農協の負担となっております。

現在の農業振興センターの運営体制及び事業内容につきましては、所長が1名、営農指導員が2名、組織培養の事業の職員が2名、土壌分析の職員が1名、圃場管理人1名、管理係長1名の8名体制に加えまして、農繁期につきましては高齢者事業団の派遣による農作業員4名により施設の管理運営を行っております。また、農業振興センターにおける実証試験展示圃事業の新品種、新技術の各種試験展示につきましては、関係機関と連携

し、各生産部会からの課題提起、または幹事会並びに部会で要望等を検討し、事業計画に取り組んでいるところでございます。

道北なよろ農協の経費の負担割合につきましては、平成21年度の決算で支出の予算総額が4,064万7,000円に対しまして、運営経費分の負担は574万4,000円で支出総額の14.1%程度の割合となっております。また、営農指導員経費では574万円の負担となっております。また、22年度につきましては、支出予算額2,399万1,000円に対しまして、運営経費分は約492万円程度で20.5%の割合となっており、前年度対比で14.3%の減額となっておりますが、この部分につきましては堆肥盤の設置だとか、あるいはアスパラの大苗事業をやめたというような状況で減っているところでございます。

事業の内容につきましては、水稻系統選抜試験、将来品種決定現地試験、初冬まき春小麦の有望系統の地域適応性現地試験等、上川農業試験場の委託試験を初め地域振興作物でございませアスパラガスの新系統の栽培試験及び品種別収量調査、花卉生産組合との連携事業として有機肥料主体の施肥栽培法試験、高設栽培試験による夏秋イチゴの産地化と栽培技術の確立、新栽培法のバッグ培地栽培と新規作物の可能性の調査、食用ユリのウイルスフリー球の供給、イチゴ並びに全道一の産地、サンダーソニアの有望品種の育種を目的とした組織培養技術の確立、さらには土づくり推進として土壌診断に基づく施肥法の改善と肥料高騰の中で窒素分析による施肥量の適正化を図り、農業経営のコスト低減に努めているところであります。

次に、農業・農村振興計画の後期実施計画についてお答えをいたします。当市の耕地面積につきましては、平成2年度以降の推移を見ますと多少の減少はあるものの、現在までおおむね1万ヘクタール前後で推移しております。平成17年度では、1戸当たりの耕地面積は13.1ヘクタールとなっており、平成21年度ではおおむね14.1ヘ

クターとなってございます。また、認定農業者等の中核的な農業者への農地の集積率は85.6%でありまして、1戸当たりの耕地面積は19.7ヘクターとなってございます。今後においても高齢化や後継者不在による離農が進む中で、さらなる農地の集積が必要なことから、農業・農村振興計画の後期実施計画での策定では農地集積についての検討を進める必要があると考えております。

また、前期計画の中での営農類型につきましては、平成18年に農業経営基盤強化基本構想の変更をもとに実現可能な個別経営体13類型と組織経営体4類型を設定し、所得目標は1経営体480万円以上と示してございます。その後平成20年に現状を考慮して営農類型の経営面積を見直し、現在に至っております。さきに述べました農地の集積状況を含め、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施がされることから、農業政策が大きく変わる中で、目標営農類型についても見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

次に、大きな項目2点目の商業振興施策について、都市再生整備計画についてお答えをいたします。平成22年3月に国土交通大臣の認可を得て、（仮称）複合交通センター整備や市民ホール整備を計画した都市再生整備計画につきましては、予定した今年度分の業務は順調に完了する見込みであることから、特段の変更はないことを報告をさせていただきます。平成23年度事業におきましては、国の予算動向に左右されるおそれはありますが、現時点では予定どおりの計画で事業が進捗するものと想定しているところでございます。

複合交通センター整備に関して市民意見を募集させていただいたところでございますが、基本プラン策定前の意見募集に関しては5件、基本プラン案策定後の意見募集では5件の意見がございました。いずれも機能の拡充を含む提案となっております。基本計画では、可能な範囲で意見を採用し、事業化を進めてまいります。また、複合交通センター整備を初めとする市街地中心部の整備に

関しては、商工会議所や商店街振興組合とも協議を進めておりまして、駅横地区だけでなく商店街全体に施設整備の影響が波及するよう関係者と協議を進めているところであります。

次に、空き店舗の実態と対策についてお答えをいたします。平成22年11月の名寄商工会議所の調査によりますと、中心市街地の商店街全体では空き店舗が45カ所、空き地が9カ所となっております。5丁目だけに限りますと空き店舗9カ所、空き地3カ所、6丁目では空き店舗が12カ所、空き地2カ所という状況でございます。持ち主の状況であります。6丁目では家屋の所有者と使用者が違い、また土地の所有者も違うなど三者三様となっているところが多く、5丁目ではほぼ一致している状況と聞いてございます。今後は、それぞれの状況を含めて商工会議所とも連携を図り、細部における調査を進めてまいりたいと考えております。

空き地、空き店舗の対策として、名寄市中小企業振興条例施行規則で町中にぎわい事業の商店街空き地空き店舗活用事業として個人、団体グループが1年以上の賃貸契約を結び、商業等を営む場合には家賃、借地料の100分の50、限度額を60万円として支援をしており、改修事業につきましては都市計画用途地域の商業地域内で行われる近代化事業に対し、500万円以上の投資による店舗または事務所の新築、改築、増築に対し、投資額の100分の20、限度額1,000万円を助成しております。これら商店街事業の過去4年間の実績でございますが、空き地空き店舗活用事業で平成19年度1件で48万円、20年度が3件で99万6,000円、21年度が2件で78万円あります。22年度につきましては、現在において実績はございません。中心市街地近代化事業は、平成19年度1件で244万円、20年度が1件で140万円、21年度は2件で943万9,000円、22年度が1件、280万円を助成しているところでございます。

都市再生整備計画では、アーケードのリニューアル、商店街景観向上事業を計画しております、具体的にどんな取り組みができるか、今後商店街振興組合や商工会議所と協議を始めましたので、空き地、空き店舗対策だけではなくて商店街全体としての事業として取り組めるよう協議を進めてまいります。また、名寄市中小企業振興条例施行規則等の改正の準備が整い次第、経済常任委員会等に報告をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、名寄ブランドづくりについてお答えをいたします。地域の資源を生かした新製品開発、販路開拓、観光開発に取り組む地域事業者を支援する中小企業庁の補助事業で、昨年度から名寄商工会議所が採択を受け、市内の産学官の代表者でプロジェクト委員会を立ち上げ、事業者による商品開発部会と連携し、新商品の試作、既存商品の改良、パッケージング、市場調査、商談会などに取り組みをしてまいりました。開発商品は食品6点で、地元の農産物など地域資源を活用し、その中の1点が羽田空港国際線ターミナル内で販売が決まるなど大きな成果があったところであります。しかし、中小企業庁の補助は平成22年度で終了いたします。そんなことから、行政としてもさらに商品価値を高めた新名寄ブランドの開発、未参加の地元企業にも参加をしていただけるよう事業の継続を願い、2月1日の臨時議会で補正予算の承認をいただきました。国の地域活性化・きめ細かな交付金で地域活性化推進事業として支援をしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。3番目の防衛計画の大綱と名寄市については、市長みずから答弁をいただきました。ありがとうございます。

まずは、それなら3番目から再質問をさせていただきますと思いますけれども、以前の番匠司令

におきましては、自衛隊と市民の関係は名寄が全国で一番だという、いわゆる名言といえますか、そういうものを残して、その後次々と赴任する司令もそういうことを受け継いできて、やはり名寄が一番だというふうに言ってくれています。私たち市民としては、そういうふうに言ってもらえると本当にありがたいというふうに思います。私も議員になりまして、自衛隊との関係がこれほど数多くあるのかなというぐらい、それぞれ創隊記念ですとか、あるいは着任、離任、あるいはいろんなことで交際があるわけですがけれども、本当に年間自衛隊の皆さんと顔を合わせることが多いなというふうに思っています。そこで、日本一の市民との関係をもってしても、名寄は大丈夫だというふうに防衛省のほうから言ってもらえることはないものか、さらにはもう一つは運動、陳情といえますか、体制維持に向けて年に1回程度は市民挙げて各関係の方々大勢で行って陳情しているという状況だと思いますけれども、その回数をふやしながらやっていくのか、具体的な話をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどとも重複するかもしれませんが、北海道の駐屯地連絡協議会というのが平成17年2月につくられました。これ北海道179全市町村が加盟しての団体ということで、昨年とはりわけ防衛大綱、中期防衛力整備計画見直しということで重要年だというふうに位置づけて、駐屯地連絡協議会でも東京で体制維持の決起大会もやりましたし、そのほか三、四回直接東京のほうの防衛省あるいは財務局に行つての陳情もしてきました。北海道がここで精強部隊をつくって南方方向へいつでも有事の際には行けるといふ、いわゆる動的防衛力というのは、まさに駐屯地連絡協議会が訴えてきたことであり、そのことがある程度この大綱、中期防衛力整備計画に織り込まれたというふうに認識をしまして、やはりこうした地域の住民の動きが一定程度そう

したことでの成果につながったものというふうに考えています。

一方で、今の第4高射特科群の問題等出てきているということでもあります。このことは、やはり引き続きしっかりと住民運動していかなければならぬというふうに思っていますし、先般上川北部の市町村長の会議の中でも提案をさせていただいて、今まではどちらかというとな寄駐屯地の増強の要望というのは名寄の各関係6団体で毎年行っているということでしたけれども、周辺の隊区管内の町村長、あるいは関係団体の皆さんにもぜひとも一緒になってことし運動していただけないかという要望をして、皆さん快諾をいただいています。こうした新たな名寄だけでなく地域の動きもこれからつくっていきたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 先ほどの市長の答弁の中で35億円の消費が経済効果として名寄市にあるということですので、これはぜひでも維持をしていかなければならぬというふうに思います。35億円がすべてなくなるということではないというふうに思いますけれども、第4高射特科群がなくなるということは、これからいろいろ市長が言っている財産を生かしたまちづくりという中では1つ財産が欠けるような形になって、市長の一つの大きな使命として積極的に運動をしていただくことを望んで、この件については終わらせていただきたいというふうに思います。

下から始まりましたので、下からまたいきたいというふうに思います。商業の振興ということでお話をさせていただきたいというふうに思います。まず、駅横等についてはそれぞれの皆さんが質問をしていますので、やはり最初に申し上げたように空き店舗対策をしっかりして5丁目、6丁目を明るい商店街、にぎわいのある商店街にしないと、駅横ができてから人が集まればあそこで営業したいというふうなことも出てくるのかなという想定

はできますけれども、今から総合的にやっていくことが必要ではないかなと。ただ、これは行政がどうのこうのということではない。これ経済行為でございますので、やっぱりそこで営業している人、あるいは商店街がどういう方向でやるのか、あるいは商工会議所がどうやって方向性をそれぞれの経営者に見出していくのかということが大事でないかというふうに思いますので、こちら辺のいわゆる話し合いといいますか、そういったものをどう構築していくのかというのが大事ではないかと。駅前だけに特化されている再開発といいますか、整備事業というのは余り皆さんは。ちょっと冷ややか、一步引いて、それだけできてもねという雰囲気も私も伺って、本当に協議はやっているのかというふうに申し上げたのですけれども、そこら辺の対策を今後どういうふうに進めていくのか、まず1点伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 先ほど申し上げましたように、空き地、空き店舗の実績を申し上げましたけれども、なかなか実態としては厳しい状況の部分だなというふうに認識をいたしてございます。特にこの経済状況というようなことで、新規創業だとか、そういった部分の取り組みというのはなかなか新しく入り込めないという、こんな状況もあろうかなと思います。確かに空き地、空き店舗に対する補助率の支援を仮に高めたとしても、これはなかなかそれだけで営業というものが成り立つわけではありませんので、本当に私どもも会議所と相談する中で、何か逆に特効薬がないのかという、そんなお話をさせていただきますけれども、現状の中ではなかなか難しいという部分がございます。そこで、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、都市再生整備計画の中でファサード事業というようなことで、いわゆる景観整備というようなことで、お店の前の化粧直しといいますか、そんな事業だとか、あるいはソフト事業展開の中で何とか少しでも人を呼び込

めるような、そんな対策をしようということで、具体的にはこれから商店街や商工会議所とも徐々に話し合いを進めておりますけれども、そんなところから進めていきまして、一店でも二店でも何とか空き店舗、あるいは空き地に進出してくれるような、そんな企業を期待するというのが現実でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 空き店舗で最大年間60万円ということですが、どうも見ていると1年間そういう助成を受けて営業するけれども、その助成金がないといわゆる家賃でとてもではないけれども、営業できないということで、何か長続きしないような雰囲気ちょっと見られたのですけれども、1つはやっぱりきちっと働きかけて、そういう人たちが行政に対してみずから、今の条例の中での枠の中で物を考えるとできないかもしれませんけれども、それは私たち議員の仕事でもあるかもしれませんけれども、こうやってやりたいのだけれども、不十分な支援策ということであれば商店街なり商工会議所がきちっとそういう意見を集約をして行政に要望するぐらいの、それをリードするぐらいの行政であってほしいなというふうに私は。何かないか、何かないかではちょっとあれなので、そういう提案があれば私たちも一生懸命対応するということを含めて、対応してほしいなというふうに私は思います。さめたといいますか、行政がやるものだから仕方ない、それはにぎわい大してできないのかもしれませんがねということでは、やっぱりまちの活性化というのにはならないのではないかなと思います。そこきちっとやると、やっぱり若い人たちも残って名寄市の人口の削減は少しでも抑えられるのではないかなと思いますので、そこら辺の政策、施策をしっかりとやっていただきたいと思います。

駅横につきましては、ありましたけれども、なぜこれほど、交通センターのほうはそれぞれわかりましたけれども、民間開発ですから余り物申す

なという風潮もあるというのはわかっています。ただ、やはりあそこの土地を地元の西條さんに売るというときには、市民が6,800万円ほど負担した結果があるのです。これは、やっぱり重いというふうに私も思います。例え簿価であろうと何であろうと、時価ではないのですから、やむを得ないといえばやむを得ないのですけれども、これはやっぱり重い結果があるということ、そこは3者協議もきちっと認識をしていかなければならぬのではないかなと思います。先般の新聞報道では、1社は不透明という言葉を使っておりました、1社は8月、9月に実施をするというふうな。質疑、答弁のやりとりを聞いて、やっぱりそれだけの差があるのではないかと。これ不透明という報道については、やはり市民はまたかという観念を持ってしまうのではないかと思いますので、副市長にお伺いをしたいのですけれども、あの新聞、不透明という、要は商業施設というふうになってしまったけれども、あそこの開発が不透明というふうにはなっていませんでしたけれども、その言葉を見てどのように感じたか、まず1点伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 今予定をしております民間の開発計画につきましては、直接みずから行おうとする計画と他社との連携によって起こす計画と両方を持っておりまして、自社についてはしっかりと約束の期限に、期間に進めていくということで協議調っておりますけれども、一方提携をして進めていく分についてはそちらのほうの事業の振りつけといいますか、年次別の計画も持っているものですから、どうしても名寄を優先してということではなくて、順番をもって計画を進めていたということが全体の順番は狂っていないのですけれども、時期がどうしても今の経済情勢からして少しずつおくれがちになっているということで説明はいただいていた。その辺は、一定程度やむを得ないのかなとは思っておりますけれども、

全体が進まないとなると全く着手できないということではありませぬので、調っている部分から先に着手していただくということで今協議を進めておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 私もそう思つて、全体ということになるとそれはいつまでも調わないからできないという話になってしまうので、調つた部分から着手をしてやっていくということで、何となく8月、9月というのは見えてきたのかなというふうに思ひますけれども、法的協議、3者協議も法的措置を実効性のあるもの、担保できるものというような話もありましたので、その話出る自体が本来はおかしなことだなというふうに私は思ひます。8月、9月ができなかつたらということではなくて、だつたら今から担保できるような法的措置をもうとつたほうがいいのではないかと、そこまで不安定なものあれば、私は何かそのように思ひますけれども、やっぱりしっかりと市民が、これ行政側もあるし、我々それをよしとした議会側にも大きな責任があるというふうに思ひますので、これはこれから市会議員の選挙に向かつていってどうも足引張るようになるのではないかなと。あなたら、それもできないような議員なら必要ないというような、そんなような状況になるので、ここはしっかりと、我々任期はもう少しありますので、さらにできなかつたということではなくて、3月あるいは4月に入つてもいいですから、我々が市民に向かつてきちつと説明できる形を選挙戦前にぜひとも私はお願いをしておきたいというふうに思ひますので、これはちょっと中尾副市長、約束してください。お願いしませぬ。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 3者協議の中では、議会の意向あるいは市民の声も含めて届けておひまして、この点につきましてはしっかりと履行ができる形ということで、前回の議員の御質問にも

お答えさせていただいておひましたけれども、3者協定、場合によってはより実効性のあるものに改めて、なおかつ具体的な事業内容なり事業時期も明示をした上で、履行されない場合の対応等も含めて検討するということでの話はしておひますので、しっかりと進めてまいりたいと思ひておひます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） なかなか明言はいただけなかつたのですけれども、何としてでも実効性のあるもの、我々にも説明をぜひとも近いうちにおひ願ひを申し上げたいというふうに思ひます。

時間が余りありませんけれども、最後になりました。農業施策についておひ願ひをしておひませぬ。担い手対策については、それぞれやっておひましております。一番今大事と申ひますか、いわゆる農家人口あるいは後継者不足というのは否めないわけで、遊休地、荒廃地ができないようにしていかねばならぬということで、まず名寄農業高校の跡を活用した担い手研修センターをきちつと活用しなければならぬと。ただ、これはやっぱり投資もかかるし、経費もかかるというようなことで、財政負担も一定出てくるのではないかなと。いいことではあるけれども、その費用対効果も出てくるし、農業振興センターにもありますようにどうしても経済団体の農協もかかわつてこなければならぬというようなことがあります。そこら辺でももう少しビジョンを積み上げていく必要があるのではないかなというふうに思ひますので、例えば担い手センターにコントラの事業付加をするとか、いわゆる多少なりとも経費をいただきながら、その運営費に充てられるような、そういったような施策というのはないものか、ちょっとおひ願ひをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 新しい組織というか、そういうものを立ち上げると、負担というものはやはりいろんな形で出てまいります。今お話しあり

ましたようなコントラ事業だとか、一連の担い手対策だとか、役所として、あるいは農協としてやっているいろんな取り組みがありますから、でき得れば例えば担い手対策的な部分を一定程度集約をするということは可能なのかもしれませんが。この辺については、まだ具体的な検討しておりませんので、御提言に沿って協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 以前にも田中議員がおっしゃっていましたが栗山町の農業振興公社というか、それはいろいろ農業施策を一手に引き受けて、農協あるいは行政と、それから普及センターも含めながらやっているというようなことで、そういうことも必要になってくるのかなど。役所の仕事だ、農協の仕事だというふうに分散しないで、農業振興をするための一つのセクションだというふうなことも必要でないかなというふうに思っています。そんな中でその考え方をもう一度茂木部長にお聞きをしたいわけですがけれども、今の振興センターの運営委員会というのはどういうメンバーでどのようになっているか、ちょっと時間もありませんので、軽くお願いします。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農業振興センターは、名寄市農業振興対策協議会というのがありまして、その中の農業振興センター部会というような位置づけをさせていただいております。関係機関あるいは農業者のいろんな生産部会があります。そういった方で構成をさせていただきます。その下に関係機関、団体の幹事会ということで、2段構えでいろんな企画運営から試験の成績等、あるいはどんな試験をやるか、そんなことを協議させていただいております。

○議長（小野寺一知識員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） もう少し詳しく聞きたいのですがけれども、時間がなくなりましたので、終わらせていただきたいというふうにも思います

けれども、農業振興等農業施策については本定例会といいますか、本年度でそれぞれ幹部の方も退任、退職される方大勢いるわけですがけれども、茂木部長におきましては農業一筋でやってこられて、いわゆる担い手の振興条例ですとか、チャレンジ事業というようなことで随分農業の中に貢献されたと。惜しまれて退任されるというふうに私は思うのですがけれども、大変御苦労さまでした。あとは、しっかりと後任の部長、職員に引き継いでいただきますことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

公正労働基準の確立と地域の活性化外2件を、熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 一般質問最後になりますけれども、市民連合の熊谷吉正です。通告順に従い、順次質問を申し上げたいと思っております。

公正労働基準の確立と地域の活性化についてであります。出口の全く見えない政治経済状況に加えて、前政権以前からの国債や借入金など900兆円以上にも及ぶ借金の存在で、まさに国会も混乱をしておりますが、それ以上に地方財政、地域経済、市民生活に大きな重圧になっていると思っております。とりわけ公共事業に対する依存度の高い建設関連企業やそこに働く労働者、雇用を直撃し、地域の経済力を、活力を失ってしまいました。しかし、現実がかつての時代に戻ることはできないものの、これからも市民生活に有益な公共事業量を確保しながら、地元企業や働く人たちの労働条件改善につながるような入札、契約改革と新たな制度の創設により、地域活性化を目指さなければならないと思っております。

1つに、名寄市発注の公共事業受注業者数、雇用状況、そしてそれに伴う受注額について、今年度末あるいは5年前の合併時にさかのぼりながら、お知らせをいただきたいと思っております。

2つ目には、公契約条例、いわゆる公共工事賃金確保条例に対する認識と検討経過についてお知らせをいただきたいと思います。

3つ目に、入札改革の現状と今後の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

4つ目には、今後の普通建設事業及び各種維持管理事業の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

大きな2つ目、名寄市日進地区特区構想と今後の施設維持についてお聞きをしたいと思います。観光空白地域の汚名返上のため、管内各市町村が交流人口の拡大、定着に努力しているところがあります。名寄市も道の駅、ピヤシリヘルシーゾーン及び道立公園の各種施設等を集客に向け情報発信をしていますが、施設等の中心は名寄市の日進地区であります。地理的条件は決してよいとは言えませんが、自然環境を背景に、雪質日本一のスキー場、全国有数のジャンプ台とカーリング場に加えて天文環境日本一のきたすばる天文台、森の休暇村、映画ロケ地としてのひまわり畑など、一自治体や管内としては過ぎるほどの建設投資をどう生かすか、まさにこれからの取り組み次第だと思えます。

1つに、交流人口の現状と拡大の展望であります。ピヤシリヘルシーゾーン、施設等道立公園交流人口の現状と拡大の展望についてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目には、交通利便向上策について。昨年12月11日から定期路線としてのバス路線の運行が始まりましたが、その利用状況や今後の利便向上対策についてお知らせをいただきたいと思えます。

3つ目には、地域全体の自然環境維持と景観向上についてであります。その考え方についてお答えをいただきたいと思えます。

4つ目には、健康の森、道立公園等の施設評価と今後の維持管理についてであります。主な各施設の評価と今後の維持管理についての展望につ

いて課題をお知らせをいただきたいと思えます。

最後になります。安心の福祉施策について。少子高齢化という現実を踏まえ、高齢者には健康でいてほしい。さらには、経験やわざを生かせるようなステージを確保すること。優しさと安心が担保されなければなりません。将来を担う子供たちや親には、子育て支援とともに教育を初め健やかな成長に役立つ施策が必要であります。今回は、これまでも積み残し課題となっている3点についてお伺いをいたします。

1つには、子供の医療費の現状と無料化についての考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。医療費施策の現状についてもあわせてお願いをしたいと思います。

2つ目には、高齢者の除排雪対策の条件緩和についてであります。除雪サービス事業は過去何回かの制度変更を行い、現在は名寄地区は平成20年から70歳以上に引き上げ、所得基準を設けながら平成23年まで激変緩和がもう終わろうとしております。風連地区は、委託方式で無料、見直した以降の事業評価と平成24年以降の考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。

福祉バス、現在は借り上げバスというふうに言っておりますが、福祉バス無料化についてであります。これまでの高齢者団体との協議経過、そして有料化1割負担導入以降の利用状況についてお答えをいただきたいと思えます。

この場における質問を終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま熊谷議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。大項目の1は私から、大項目2は経済部長から、大項目3は健康福祉部長からの答弁となります。

まず最初に、大項目1の公正労働基準の確立と地域の活性化について、名寄市発注の公共事業等の受注者数と雇用状況についてお答えをします。平成22年度、これは2月末現在ですが、建設工事、設計委託の発注状況については、1つ、市内

業者では46業者で140件、発注金額ベースで10億8,200万円、市外業者で23業者、33件、発注金額3億8,800万円、JVで12JVで12件、発注金額7億4,600万円、以上合計で81業者、185件、発注金額22億1,600万円となっております。なお、きめ細かな臨時交付金事業を除きますと、合計では20億2,200万円となっております。平成17年度におきましては、旧名寄市分だけの集計であります。市内業者で33業者、93件、発注金額10億3,400万円、市外業者で22業者、32件、発注金額3億5,500万円、JVで4JVで4件で、発注金額1億円となっております。以上、合計で59業者、129件、発注金額で14億8,900万円となっております。

次に、雇用状況については、事業所、企業統計によりますと建設業の従事者数は、平成18年度で1,180人、16年度では1,308人、平成13年度では1,651人となっており、5年間で471人の減少となっております。

次に、公契約条例に対する認識と検討経過についてお答えをいたします。建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は名寄市の発展に大変重要であると考えております。公契約条例の目的は、雇用、賃金、労働条件を入札や落札の条件として定めることや環境への取り組み、男女共同参画、地域貢献など自治体政策、社会的価値の実現への取り組みを契約に絞り込み、適正な価格とともに社会的価値の実現を図り、質の高い公共サービスを確保することにあります。千葉県野田市が公契約条例を最初に制定しましたけれども、この背景には構造的な政官業の癒着、繰り返される談合事件への反発として、反作用としまして入札での低価格受注競争や委託業務の質の低下などが起こったことでもあります。そのしわ寄せが落札率が80%を切るというような下請業者への単価の切り下げや労働者

の賃金の切り下げに及ぶ、これが悪循環を繰り返すことに対して是正対策として取り組まれたものであるという認識をしております。

当市におきましては、公契約条例の制定について情報収集に努めてはおりますが、具体的な検討までは行っておりません。積算におきましては、最賃制度に配慮をし、国、道の単価を用いており、工事が適正、確実に実施されるよう低入札価格調査制度の実施や価格以外の要素を評価項目に織り込むなど総合評価方式の実施などを進めております。また、社会的価値の実現の部分では、市内業者及び準市内業者のうち土木、建築に登録された建設業者の格付の際、技術的要素のほか社会的要素として地域への社会貢献や環境負荷の低減を図るための認証取得、男女共同参画の推進の観点から育児休業制度の設置など、これらの取り組みを実施する企業に対して加算措置を行っております。財政状況の悪化から、全国的に歳出削減の傾向にありますが、公共事業を一定程度確保するとともに、公契約条例の理念を念頭に安さだけでなく、適正な賃金、労働条件が保たれるよう受注業者への指導を含め、制度のさらなる研究をしてまいりたいと考えております。

次に、当市における入札制度につきましては、旧名寄市では平成13年度から予定価格の事前公表を施行し、平成15年度から本格的に実施し、平成20年度からは地域限定型の条件つき一般競争入札を導入しております。国、他の自治体では、予定価格の事前公表により落札率の高どまり、業者の積算意欲の低下、談合が容易に行われる可能性などの理由から、事後公表へと移行が進み、北海道などの指導もあって平成22年度から建設工事に限り事後公表といたしました。結果としては、落札率が平成21年度の93.38%に対しまして、平成22年度2月末現在では93.67と大きな変化は見られなかったこと、また予定価格に達しない入札、不落随契も9件ありまして、当初想定した結果とはなりません。このような状況を

受けまして、現在入札制度改善庁内検討委員会におきまして入札回数や不落随契のあり方について協議を行っております。今後も事前公表、事後公表、それぞれの課題を検証しまして、より公平性、透明性の高い入札となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、普通建設事業の推移、今後の見通し等について申し上げます。名寄市の一般会計における普通建設事業費の状況で申し上げますと、平成19年度は21億382万円、平成20年度では26億201万円、平成21年度では45億6,035万円、平成22年度では19億3,886万円、この数字は3月補正時の数字であります。平成23年度は、29億5,374万円を当初予算に計上をさせていただきました。平成24年度以降につきましては、現在策定中の、進めております後期計画策定審議会での議論となりますが、地域の厳しい経済状況を考えますと毎年20億円以上の事業量が必要と思われる、特別会計や企業会計においても総合計画とマッチさせた一定の事業量が見込まれるものと考えております。また、道路、公共施設等の維持管理委託料については、平成20年度と平成23年度を当初予算ベースで比較いたしますと、平成20年度では7億4,600万円、平成23年度では8億3,300万円となっております。3年間で8,700万円ほど増加をしています。今後も点検、補修等を定期的に行いながら、施設の有効活用と延命を図りながら、一定の事業量を確保してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目2点目、名寄市日進地区特区構想と今後の施設維持について、初めに交流人口の現状と拡大の展望についてお答えをいたします。

平成21年度の交流人口につきましては、なよろ健康の森7万6,087名、なよろ温泉サンピラ

ー9万7,191名、名寄ピヤシリスキー場6万9,628名、体育センターピヤシリ・フォレスト1万3,794名、道立トムテ文化の森1万1,122名、道立サンピラーパーク13万1,354名、サンピラーパーク森の休暇村4,917名、名寄市ピヤシリシャンツェ3,468名で、合わせて40万7,561名となっております。また、市立天文台きたすばるはオープンから2月末日現在で1万5,029名となっております。交流人口に関しましては、サンピラー現象やジャンプシーズン最初の大会開催地として、スキー国体やコンバインドの世界大会の誘致等により全国的に取り上げられており、冬はスキー、夏にはサッカー等の合宿に活用され、スキー場だけではなく、健康の森の施設にも交流人口拡大に大きな効果を上げていると考えております。今後の交流人口の見通しにつきましては、4月29日には市立天文台きたすばるがグランドオープンとなり、各種のイベントが企画されております。また、カーリングの日本選手権誘致により開催地の女子チームが4位と健闘し、新聞等マスコミで大きく取り上げられました。さらに、昨年名寄市が映画のロケ地として撮影されました「星守る犬」が6月11日に全国一斉公開されることやひまわり畑、映画ロケ地の公開等、名寄を売り出すイベント企画を立てていることから、交流人口の一層の増加を期待しているところでございます。

次に、交通便利向上策についてお答えをいたします。日進ピヤシリ線は、公共交通空白地域だった日進地区の住民の利便性と市内循環バスの逆回りで利用できる利便性及び日進地区の公共施設への足としての交通手段を確保する目的で運行しております。日進ピヤシリ線運行による利用状況でございますが、ピヤシリスキー場のオープンに合わせての1日5往復の運行で、12月11日から2月末日までの約3カ月間の利用者としては4,812名となっており、前年度の同時期に比較すると17.8%増となっており、ほかの交通手段か

ら路線バスへ移行があったのではないかと判断をいたしております。より利用しやすい公共交通を目指して、市民の皆様の利便性向上のため、路線バス内及びなよろ温泉サンピラーフロントでのバス回数券の販売を実施しているところでございますが、今後も運行路線内停留所ごとの利用状況を把握し、運行路線経路、運行時間の検討や利用促進に向けたPR活動、子供たちを対象としたバスの乗り方教室を開催するなどの取り組みを実施してまいりたいと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、日進地域全体の自然環境維持と景観向上についてお答えをいたします。日進地区では、農地・水・環境保全向上対策の取り組みをしておりますピヤシリ資源保全活動組織の中の日進地区老人クラブが中心となって、日進10線道路及び東11号道路の市道の歩道に花壇の造成がされており、農村景観においてすぐれた地区と考えております。建物の景観向上につきましては、現状の中で農村景観にそぐわないものはないと考えてございます。また、農村景観としては、周辺的环境整備として廃屋等の整理や花や樹木の植栽等による緑化が中心となるものと考えているところでございます。

次に、健康の森、道立公園等の施設評価と今後の維持管理についてお答えをいたします。なよろ健康の森の施設につきましては、夏はパークゴルフや市民農園、散策等、市民に利用され、夏のサッカー合宿、冬の歩くスキーや各種大会等で交流人口の拡大に欠かせない施設となっております。施設の維持管理につきましては、老朽化が起きておりますけれども、大きな修繕につきましては地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で管理棟などの修繕を行いました。今後とも市民の皆様に安心、安全な施設として御利用いただけるよう維持管理に努めてまいります。

なよろ健康の森内には、道立トムテ文化の森があり、北海道が管理している施設がございます。

この施設につきましては、平成10年5月に開設され、もりの学び舎やバーベキューハウス等には市内の幼稚園や小中学校の遠足、児童遊園の休憩所として利用されております。利用目標者1万2,260名に対し、毎年1万1,000名を超える方に利用され、開設され12年を過ぎておりますが、利用者にとっては特に問題なく利用されていると考えてございます。しかしながら、北海道は平成21年度に公共施設評価で道民の森施設の5つの施設中4つの施設につきまして建設を所在市町村へ移管を基本に協議することとなり、道立トムテ文化の森につきましても平成23年4月に北海道と市町村で検討委員会を設置して、移管に向けた課題的な条件等について協議を進めることとなっております。

また、道立サンピラーパークも同評価の対象施設となっておりますけれども、今回は道立のまま継続されることになりましたが、今後において心配される課題の一つと考えております。北海道におけるサンピラーパークの管理の目標達成度評価によりますと、利用促進、安全かつ快適な利用環境の提供、住民等との協働推進、業務運営の効率化の4項目すべてにおいて満点の10点で、評価はAからEまでの5段階でA評価となっております。目標達成に向け努力が評価できるようになってございます。道立サンピラーパークは、平成18年11月に開設され、4年が過ぎたところでございますが、利用者目標12万4,000名に対して毎年大幅に目標を超える利用がなされております。さらなる利用の促進に努めるとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目3点目の安心の福祉施策について3点の御質問をいただきました。1点目の子供の医療費の現状と無料化の取り組みにつきましては、昨日の上松議員と重複する部分もございますが、御了承をいただきたいと思っております。

乳幼児等医療費給付事業につきましては、昭和48年から乳幼児の疾病の早期診断と早期治療を促進し、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的として始まり、その後平成16年度に少子化対策の推進と制度の安定的な運営を確保する観点から見直され、平成20年度には少子化が進行し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、医療保険制度の改正を踏まえ、北海道医療給付事業が見直されたことに伴い、名寄市においても条例の一部改正を行い、現在に至っております。現在対象となる項目は、医科、歯科等の入通院に当たっては就学前の児童が対象で、入院については小学6年生までが対象となっており、乳幼児医療の資格取得者は2月末でゼロ歳児から6歳児までが1,587人、6歳から12歳が39人の合わせて1,626人が対象となっております。医療費に係る自己負担は、市町村民税非課税世帯の場合、医科は580円、歯科は510円を初診時に負担していただきますが、課税世帯については入通院でゼロ歳から3歳児までは初診時の負担のみですが、3歳以上就学前の児童の入通院と小学6年生までについては1割負担となります。平成21年度決算では、入院で529件、1,620万3,000円、外来で1万709件、143万8,000円、歯科で1,573件、165万9,000円、調剤で8,701件、671万円、その他9件で7万3,000円、合計で2万1,521件、3,608万3,000円を扶助しております。

議員御質問の医療費無料化につきましては、21年度決算から試算した場合、就学前の児童1,482人を無料にすると約1,050万円、小学生1,533人を無料にした場合で1人当たり年間1万円医療費がかかると仮定した場合、約1,530万円、さらに中学生までを無料にすると1学年の生徒数を250人と仮定した場合、750万円が加算され、約3,330万円の新たな財源が必要となります。平成22年4月現在の道内の状況ですが、3歳未満及び市町村民税非課税世帯に対し全額助

成を行っている市は35市中2割の7市となっております。そのうち士別市では、昨年8月から市独自の施策としてゼロ歳から小学6年生まで約1,800人の乳幼児の入通院と中学生の入院を無料化したことにより、月額当たり252万6,000円、年額にして3,031万2,000円の財源が必要とお聞きしております。家庭にとって子供の医療費負担は家計に少なからず影響を与えることとなりますが、市独自で上乘せすることは厳しい財政状況のもとでは困難と考えておりますが、今後とも道内の状況等を見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の除排雪対策の条件緩和について申し上げます。現在名寄地区での除雪サービスは、平成20年度に利用者の世帯収入及び年齢について制限を設け、条例改正をして段階的に実施しております。利用状況は、制限を加える前の平成19年度には467戸、平成22年度では177戸、経過措置の終了する平成24年度には120戸程度になるのではないかと見込まれております。また、風連地区とのサービス方法の統一につきましては、利用者負担についての合意形成を進めており、平成23年度中には具体案を提示し、理解を得た中で平成24年度から実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉バスの無料化について申し上げます。平成21年度から名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金交付要綱に基づいて老人クラブ等の活動を支援しております。それまでは、福祉バスとして無料で運行してまいりましたが、所有するバスが更新時期を迎え、さらに道路運送法では観光要素の高い白ナンバー車両の運行規制があり、民間バス利用に転換したものです。この転換期に合わせ、老人クラブ連合会を通じて市の厳しい財政状況と利用者負担への理解を得て、車両運賃の1割を負担していただいているところでございます。老人クラブでの利用は、転換前の平成20年度では37日間、平成21年度は14団体、

19日間、平成22年度は15団体、21日間となっております。バス運行を民間に委託することで行動範囲が広がり、利用の増加も考えられていましたが、利用するホテルでの無料送迎バスを活用することで経費の節減を図るなど、各団体において工夫をしていただいたため、全体では利用が減少する結果となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） それぞれお答えをいただきましたけれども、最初に安心の福祉施策についてから再質問申し上げたいと思います。

除雪サービスの事業の見直し、福祉バスの無料化の問題、いずれも負担とサービスのあり方に連動して、市民にしてみれば愚策の選択であったような気がいたします。行政、市民サービスと負担の問題について、負担を高めても市民理解の中でそのサービスが生きていくような感じで残っていけばいいですけれども、現実に除雪サービスも制限を加える前の467戸から想定では4分の1、120戸に利用が減ると。それは自助努力、あるいはこの冬はまあまあよかったのですけれども、玄関先山のように踏んで家の中に入るといような状況。バスの無料化についても利用が半分ぐらいに激減をして、温泉の無料バスの活用という言い方もあるようですけれども、やはり私自身も所管の常任委員会にて除雪サービスの見直し関係については非常に審議不十分だったと今反省をしているところなのですが、それぞれの評価と今後どう改善をされていこうとしているのか、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 除雪につきましては、議員お話しのとおり利用率は減少しているというのが実態でございます。この部分につきましては、今年度の生活実態調査を実施いたしまして、それぞれの現在の社会保障制度の変動に伴いまして、それらの影響を勘案しまして、ことし実

施をいたしますこれらの除雪サービスの該当者にアンケートをさせていただきまして、その中身を再度検証させていただきながら、24年度の実施に向けて、あわせて風連との統一という問題もございまして、それらを含めまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） それは、この見直しの結果が思わしくなかったということの認識を踏まえて、しっかり市民ニーズを把握した上で、新年度の中で見直して24年に新たな形でスタートをするという理解でよろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 当初の実施したものがうまくなかったということでは認識してございませんけれども、ただ風連との統一を含めた中で当初の400台の利用がその当方で適切だったかも含めまして、それらの部分を含めましてやはりこれだけ減少した理由も含めまして、それぞれ実施した部分の皆様にご意見をいただきながら、24年度に新たにということではなく、現在の部分を踏まえた中で直すものがあれば直すという形で検討していきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 私は、風連の統一の問題についてあえて触れておりませんし、見直した結果が思わしくなかったという前提で、改善をしていくということの認識でよろしいかどうか、それ改めて。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 年度、23年、24年に経過措置で段階的に進めている段階でございます。その段階の中でやはり市民の中では御意見をいただいている部分あるということですので、実態を把握をさせていただきたいということで、アンケート調査ということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） もとの状態に戻した

ら、名寄地区の場合は幾らになりますか、予算としては。

○議長（小野寺一知識員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 大変恐縮ですけれども、もとに戻った場合の数字について現在ちょっと手元にございませんで、後ほど答弁させていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 私自身も所管の委員会としての反省もありますし、市民の声を聞くとき非常に愚策の見直しだったという声が大きいですから、しっかり調査をされて、改善の方向で1年間まず見守りたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

バスの関係について、当初有料化、1割負担を入れて、たくさん乗れば1人100円か200円の負担だからと安易な感じでスタートをして、その次の年は2割ぐらい負担してもらおうかという考え方もあったようなのですが、これについてもわずかな楽しみを奪って、金の問題という以前に十分高齢者団体だとか、市民の皆さんのそれをやることによってまたコミュニティーや人間関係の孤立をしている人がつながっていたり、それぞれ地域町内会のコミュニティーに大きな役割を果たす研修の事業でございませんで、しっかりこの辺については評価をし直した上で、新年度以降対応を求めておきたいというふうに思います。

医療費の関係について、先行実施している、最近新聞で出ていますが、南富良野町、中川町、士別市、この管内の中でも財政状況を比較して名寄はそれほど劣るのかなという感じがしております、これはやっぱり首長の姿勢にも大きくかわってくるのかなと思いますが、子育てしやすいまちづくりのためにという認識に立った場合に、市民の皆さんはどういうことを一番、ベストスリーを挙げたらどんなことを望まれているのかちょっと確認をしたいと思うのですけれども。

○議長（小野寺一知識員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子育てしやすい重要な要素の一つに、医療の安心、安全ということがあるのかというふうに思います。名寄市立総合病院では、24時間の小児の緊急の医療体制をしっかりと持っているということで、他の地域に比べてもそうした意味では子供を育てやすいというか、安心、安全という体制が整っているというふうに考えています。

○議長（小野寺一知識員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） これは、平成16年の子育てプランのアンケート、冊子になって皆さんも持っておられますけれども、今市長言ったように小児医療体制の充実、それとあわせて子育ての経済的な支援、これは医療費無料化も含めてここに入っているのではないかと思います。その後子育てしやすい、働きやすいような職場環境の充実等がベストスリーに入っているのですが、決して私名寄市が先行実施している自治体と特に財政が厳しくてという状況では、比較論としては、ないという認識を持っておりまして、首長の姿勢は、これから仮に半分を改善をしていく、あるいは全面無料化に向けてそのお願いを、しっかり将来を担うお考えや、保護者の皆さんや子供たちのために、これはもう憲法上も含めて最優先のテーマではないかというふうに思いまして、苦しくても名寄で育てよかったです、安心していけるなど。24時間の関係、本当に病院の努力もあって恵まれてはいるのですけれども、ぜひその辺についての基本的な考えをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 限られた財源をどのように配分していくかということで、地域のそれぞれの特色が決まってくるのかもしれませんが、そんな中で名寄は、そうした病院をしっかりとまた守り育てていくことが名寄のみならず、この地域を全体を見た中でもそうした使命を担っているのかなというふうに思っています。もう一つ、今子ども手当も含めて、国のほうもそうした子育てに対す

る直接、手当もちょっとどうなるかわからない状況もありますけれども、そうしたことも含めて、現状ではどうなのかなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほどの除雪の関係でもとに戻ったときのということで、500世帯ということで仮定しますと、1世帯2万4,000円ですから、約1,200万円という金額になると思っております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 近隣の市町村と比べて、名寄市が財政状況そんなに悪いかどうかです。端的にお答えいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 名寄市の財政状況が近隣の自治体と比べてどうかという認識というお尋ねでございますが、名寄市におきましては不断に行財政改革に取り組んできておりまして、これにつきましては議会を初め市民の皆さん、あるいは職員の協力もいただいてしっかりと進めているということで、市長のほうから執行方針でお話ししたとおり一定の改善が見られるということで認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） さっきから答弁漏れ、手挙がってこないのですけれども、無料化を完全に実施した場合、あるいはそこまでいなくても今より改善をするというふうにした場合のトータルでの予算の額について。あとこれ加藤市長には、最優先事項です、やっぱり子育て。私も今話題になっている子ども手当、別に全部金で出せという立場ではございません。やっぱりトータルのな子育て支援体制を求める立場なのですが、今は医療費だけに限定をしますけれども、今後の市民が望まれる最優先の課題である子供の医療費の無料化の方向について、改めて基本姿勢をお伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからの繰り返しになりますけれども、限られた財源の中でどこに重点配分していくということですから、今ある病院の体制と、それとそれによって安心、安全の子育てができていくという観点は他の地域に比べて優位性を持っているというふうに思っています、その観点からも今すぐに医療の無料化を拡大するという意は持っておりません。

○議長（小野寺一知議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほど議員の無料化にした場合の数字ということで、金額ということで、先ほども答弁させていただきましたようにすべての同じ条件でいきますと全体で3,330万円ほどの追加の予算が必要になってくるということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 中尾副市長も決して市役所の職員の努力や行革やら全体の取り組みで、名寄市の財政が先行されている先進事例の土別とか、南富良野とか、中川町には劣っていないと。努力、改善中だということですが、そうするとそれにもかかわらず、本当は国や道が責任持ってやるスタンスはこれ当然。しかし、そうにもかかわらずやっぱりしっかり子供時代、親の安心を担保するために、首長の姿勢としてそれぞれやられているところございまして、加藤市長は今の答弁ですと私は多少財政改善していても今後も医療費の無料化やその方向については否定をするという認識でよろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 選択肢の一つではあると思えますけれども、限られた財源をどこに配分していくのか、先ほどお話しした子育てのしやすい環境の中には働く場所とか、そうしたまた違った角度の観点もあるというふうに思いますが、そうしたことも含めて全体的なバランスを見て今後も検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） その答弁ではちょっと納得しませんで、加藤市長はきょうの段階では余り子育てしやすい一番ニーズの高い医療費の無料化の方向については眼中にないという形で受けとめさせていただいておきます。

日進地区の特区構想について、道立公園とトムテの文化の森、維持管理の関係も私も事前に調べてきましたが、当初から見るとトムテは維持管理、道の指定管理ですけれども、平成18年849万円ぐらい、現在22年で800万円ぐらいと50万円ぐらい落ちています、指定管理料。サンピラーパークは、完全に施設そろったのが平成20年フルオープンですから、5,200万円ぐらいから4,600万円ぐらいまで落ちています。これは、今道財政の現状はどのぐらいの認識かお知らせをいただきたいと思います、まず。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 北海道の財政状況は、各種報道等でも出ておりますけれども、かなり厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 国よりはましだけれども、名寄よりはるかに悪いという状況ですから、維持管理も抑制をするのは自然の流れなのかもしれませんが、答弁の中にそれぞれ道立から地元の自治体に振ってくる可能性、既にトムテのは4月から協議を始めるということなのですが、サンピラーパークも含めていずれそうなる。近い将来その可能性は、非常に道側の対応として考えられますけれども、これに対する基本的な態度は庁内で意思統一しておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 道立トムテ文化の森、あるいは道立サンピラーパーク、これについては名寄市につくっていただいたという経緯はございますけれども、これが名寄市にという、移管するということになれば、当然維持管理含めて、今現

状の施設の修理修繕含めて大きな費用が伴うというふうに思いますから、考え方の基本としてはそれに伴う財源というものを担保していただくという、これが前提になると思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 経済部長、当然そうだと思います。サンピラーパーク、誘致というか、早くできたほうがいいということで、サンピラーパークも市民挙げて期待をされました、地元の道議の御努力もあつたりして。当時建設途中でしたけれども、地元のときに私もできた後の維持管理について心配ないのでしょうか。それはもう道立だからという話でしたけれども、まさに今の道の財政状況からして、言葉悪いですけれども、地元を押しつけてくる可能性非常に大きいということですから、これはしっかり市民や議会とも相談をしていただいて、基本的なところを間違わないように。生産性はいずれもないわけですから、ここに。これからいろんな名寄市の取り組みによって、交流人口の拡大も含めてしっかりやらなければならない。それは当然なわけでありましてけれども、大きくそれを補う利用者からの収入は見込めないという状況の中において、道立に関する基本的な認識について、テーブルに着くことは否定はしませんけれども、選択を誤らないようにしっかりお願いしたいと思いますが、加藤市長の見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員おっしゃるとおり、慎重に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 日進地区、本当にせっかくしっかり投資を、市立、道立も含めて一定の基盤ができて、市長が言うように今ある財産をどう生かすかというのが非常に重要なことでございます。先日ですか、住民の足、交通、足の確保の関係、道立公園まで来る関係の話もありましたけれども、私は園の中にももう少しやっぱり漫画

チックに、由仁町のゆにガーデンに行ったことがありますか。名寄も坂が結構あったりして、なかなか高齢者には下から上まで行くというのは容易でない、そういう話も指摘を受けたと思うのですが、きのうホームページで出してみたら、ゆにガーデン、あれも維持するの大変だなというふうに私も印象としては思っていますけれども、もう50万近いホームページに入っていった人、49万。この中に、これがいいかどうかというのはわかりませんが、園内のいろいろ足の確保なんかではハービー号だということで電車みたいな、こんな感じのものを100円、ワンコインで、あるいは団体だったら無料でということで、ある程度バス停みたいなつくって、私も何回か行きましたけれども、いろいろメーカーから電気自動車をいただいて宣伝を兼ねて回すとか、さまざまな方法もあると思います。当面天文台に目が集中しておりますけれども、やっぱりリピーターを確保する。子供がたくさん集わなかったら、大人もなかなか集まらない。じいちゃん、ばあちゃんも集まらないということですので、たくさん提案は用意していますけれども、ぜひいろんな意味でまたもんでいただきたいなと思いますので、交流人口拡大は本当に重要な課題だと思いますし、道の駅から入った人に道立公園、健康の森に案内をする手だてなんかについてもしっかり。重要なキーポイントではないのかなと。それは、40号線通ってバイパス乗って帰られてももったいない。南からばかりではないでしょうけれども、ぜひ北から南から東西から、あらゆる方策をしっかりと練っていただきたいなと思います。

4分しかなくて、きょう一番ここをテーマにして4分ではできませんけれども、公契約の関係です。市長、この問題での答弁ではないのですけれども、地元業者をいかに優先するかという、言われていて、去年議員の質問に対して地元企業の健全育成優先は認識しているけれども、納税者たる立場からすれば少しでも安いほうがいいとい

う気持ちもあるでしょうと。その辺の住民サービス等との兼ね合いで非常に悩ましい答弁をしておりますけれども、この公契約条例、働いている人の公正な労働基準をどう担保するかということは、これ地域の経済の活性化にも、事業主にももちろん理解を得なければなりませんけれども、非常に重要なテーマです。私8年前に同じようなことをまだこの問題が話題になる前に御提案申し上げていますが、そのときも研究、検討でした。今回も研究、検討です。市長、民間出身の社長経験しながら、今そこにお座りですけれども、これは公契約条例問題について民間的な発想でいくとどういうふうにとらえをしていただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（小野寺一知議員） 再開します。

中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 私民間出身でありませぬので、なかなか民間的な柔軟な発想ということにはならないかもしれないですけれども、熊谷議員がテーマとして提起をされている公契約条例の趣旨は十分認識をしているつもりであります。ただ、一方、名寄の地域における入札あるいは契約の実態を見ますと、地域限定型一般競争入札という名前で、地域の名寄地区の業者の皆さんにしっかりと競争をして仕事をしていただくというふうにしておりますので、その労働条件等も含めて、あるいは賃金等も含めて十分承知をして取引をさせていただいているということでありまして、実効性といえますか、議員御指摘のところの部分で実際に条例を制定するしないにかかわらず、今地域としてはその実態は十分に果たしているというふうに私認識をしておりますので、今後経済情勢、あるいは入札の仕方が変わる事態で生ずることがあればということで、今後のことにつきましてぜひ研究、検討を進めるということでお答えをさせ

ていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 普通建設事業、あるいは維持管理を含めて総量を確保するというのも重要な、そこからスタートするわけなのですが、一般的に工事費用の構成としては労務費、材料費、現場経費、一般管理経費などが主だと思っておりますけれども、野間井部長、うなずいていただけますか。この中でも労務費についてです。入札は実際には総価方式ですから、そのうち労務費が幾らというのは積算段階では明らかですよ。これは、三省協定の労務費を1万四、五千円ぐらいの平均ですけれども、職種によって違いますけれども。これもだんごにしてやれば、それは結局労務費にしわ寄せが寄って、80%とか70%ということもひっかかるような感じの後から調査しなければならぬという状況もあるのですが、ある程度法制度によって担保すること以外に、やっぱりこれも働く者の懐を潤す。それは、地域にまた回ってくる、あるいは税金として入ってくる、そういう循環の関係にありますから、これは別枠としての認識を持てるかどうか、改めてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今熊谷議員が言われたとおり、労務費だとか材料費だとかで構成されています。そして、賃金も1万3,000円ほどの労務費を積算で見えています。ただ、実際に業者が労務賃金として払うのは1万円なり1万1,000円かもしれません。それは、一定程度名寄市の場合は下請の方々が少ないと、土木工事に関しては。直営で仕事をさせていただいているということも含めて、そういう賃金の部分でいう認識は持っているつもりでございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月11日から15日までの5日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月11日から15日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 日根野 正 敏

平成23年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成23年3月16日（水曜日）午後1時02分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案の撤回について
日程第3 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第26号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
日程第4 議案第29号 名寄市教育委員会委員の任命について
日程第5 意見書案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書
意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
意見書案第3号 旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、裁判官を常駐させることを求める意見書
意見書案第4号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書
意見書案第5号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書
意見書案第6号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案の撤回について
日程第3 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 平成23年度名寄市国

民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第26号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第4 議案第29号 名寄市教育委員会委員の任命について

日程第5 意見書案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書

意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書

意見書案第3号 旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、

裁判官を常駐させることを求める意見書

意見書案第4号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書

意見書案第5号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

意見書案第6号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告について

日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（24名）

議長	26番	小野寺	一	知	議員
副議長	19番	熊谷	吉	正	議員
	1番	上松	直	美	議員
	2番	佐藤		靖	議員
	3番	植松	正	一	議員
	4番	竹中	憲	之	議員
	5番	川村	幸	栄	議員
	6番	大石	健	二	議員
	7番	佐々木		寿	議員
	8番	持田		健	議員
	9番	岩木	正	文	議員
	10番	駒津	喜	一	議員
	11番	佐藤		勝	議員
	12番	日根野	正	敏	議員
	13番	木戸口		真	議員
	15番	高橋	伸	典	議員
	16番	山口	祐	司	議員
	17番	田中	好	望	議員
	18番	黒井		徹	議員
	20番	川村	正	彦	議員
	21番	谷内		司	議員
	22番	田中	之	繁	議員
	23番	東	千	春	議員

24番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（1名）

14番 渡 辺 正 尚 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	田 中 澄 昭
書 記	佐 藤 葉 子
書 記	三 澤 久 美 子
書 記	高 久 晴 三
書 記	熊 谷 あ け み

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
副 市 長	中 尾 裕 二 君
副 市 長	久 保 和 幸 君
教 育 長	藤 原 忠 君
総 務 部 長	佐々木 雅 之 君
市 民 部 長	吉 原 保 則 君
健 康 福 祉 部 長	三 谷 正 治 君
経 済 部 長	茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長	野 間 井 照 之 君
教 育 部 長	鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 事 務 部 長	香 川 讓 君
市 立 大 学 事 務 局 長	三 澤 吉 己 君
上 下 水 道 室 長	扇 谷 茂 幸 君
会 計 室 長	竹 澤 隆 行 君
監 査 委 員	手 間 本 剛 君

○議長（小野寺一知識員） 本日の会議に14番、渡辺正尚議員から欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 去る3月11日の東北地方太平洋沖地震において、犠牲となられた多くの方々に弔意をあらわすため、黙祷をささげます。

御起立をお願いします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（小野寺一知識員） 終わります。

御着席ください。

この際、今回の東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、名寄市議会からのお見舞いの言葉を申し上げます。

去る3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生し、津波、火災、原発事故など未曾有の災害が広範囲で起き、甚大な被害をもたらしています。東北地方を中心に多数の死傷者、行方不明者が出ており、犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、救援に当たって全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、海上保安庁、海外救援隊、そして各自治体、関係者各位の本当に身を惜しまない努力に心より敬意をあらわすところであります。

地震発生から6日目を迎えました。被害状況が明らかになるにつれ、その被害の大きさに愕然とすると同時に、戦後65年間経過した中で最も厳しい危機だと感じております。私たち日本は、戦後の復興を含めて、過去においても厳しい状況を乗り越えて、今日の平和で繁栄した社会をつくり上げてまいりました。今回のこの巨大地震と津波に対しても、私たちが力を合わせることで必ずや

この危機を乗り越えるものと確信しております。

名寄市議会としても、全国市議会議長会、北海道市議会議長会などと連携を図りながら最大限の支援を行うとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げ、お見舞いの言葉とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 佐藤 勝 議員

24番 宗片 浩子 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 議案の撤回についてを議題といたします。

提出者から議案の撤回について説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本市議会定例会に提出いたしました議案第1号につきまして、その撤回の理由を申し上げます。

本議案は、風連町合併特例区協議会におきまして、合併特例区解散後においても風連地区の将来を見据えた地域の課題やその解決の方策等を検討する諮問機関としての組織と広く風連地区住民の意見を聞き、市政に反映させるための組織の設置が望ましいとの意見があり、市としてはこれらを機能的、一体的に協議する場としてこれらの機能をあわせ持つ内容で名寄市風連地区地域協議会を設置しようとしたものであります。地方自治法第138条の4第3項に規定する諮問のための附属機関と任意団体としての組織が混在していることは、報酬の支払い、条例の効力、期間等で混乱が生じることが想定をされることから、本議案の修正が必要であるものと判断をし、名寄市議会会議規則第19条第1項の規定により、議案の撤回について議会の承認をお願いするものであります。

既に議会におきましては、議案提案時の質疑、委員会付託後の常任委員会での審議と真摯な御議論をいただいた後であり、議員各位並びに市民の皆様に対しまして多大な御迷惑をおかけしましたことに対して重ねておわびを申し上げたいと思います。今後早急に本議案の修正について協議をし、できる限り早く議会で御相談させていただきたいと考えております。

よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） お諮りいたします。ただいま議題になっております議案の撤回について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案の撤回については承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第24号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第25号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第26号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成23年度名寄市病院事業会計予算、議案第28号 平成23年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、川村正彦委員長。

○予算審査特別委員長（川村正彦議員） 御指名をいただきましたので、今定例会において予算審

査特別委員会に付託をされました議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議案第28号までの平成23年度各特別会計予算並びに各企業会計予算の11件について、委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

第1回委員会は、2月24日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私川村が、副委員長には駒津喜一委員がそれぞれ選任されました。

第2回の委員会は、3月11日に開会し、審議日程を3月11日、14日、15日、16日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査をいたしました。

その経過につきましては、詳細に御報告申し上げるところではございますが、当委員会では全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算並びに議案第19号 名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第20号から議案第28号までの平成23年度各特別会計予算並びに各企業会計予算9件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げまして、簡単でございますが、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第18号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありましたので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議案第18号 平成23年度名寄市一般会計予算について採決を行います。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成23年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第28号までの9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第28号までの9件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第29号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります志水貴江氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を再度教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるものでありま

す。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 意見書案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書、意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書、意見書案第3号 旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、裁判官を常駐させることを求める意見書、意見書案第4号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書、意見書案第5号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書、意見書案第6号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第7 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

それでは、ここで今期限りをもって勇退を予定されております議員から発言を求められておりますので、これを許します。

持田健議員。

○8番（持田 健議員） 議長より御指名をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

初めに、11日午後、東北から関東地方にかけての大地震が発生いたしました。東北地方を中心に大きな津波が到来し、犠牲となられました大勢の皆様に対し御冥福を祈るとともに、被災されました皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

このたび一身上の都合により、歩み始めたばかりの道ではございますが、1期で勇退することを

決心いたしました。市民の皆様の期待にこたえることができなくなり、心残りではありますが、私にとりまして1期4年間は人生で初めて体験する市政、行政における議員としての立場を勉強しながら、すばらしい経験を与えていただきました。皆様に対し、こういう機会を与えていただいたことに対し心より感謝申し上げます、お礼を申し上げます。今後は、一市民として名寄市の発展、自衛隊名寄駐屯地の存続に対し、加藤市政への協力をしながら、一市民あるいは自衛隊OBとして頑張っていく覚悟であります。理事者の皆様、議員の皆様、4年間本当にありがとうございました。

○議長（小野寺一知識員） 続きまして、木戸口真議員。

○13番（木戸口 真議員） 議長よりお許しをいただきましたので、貴重な時間をおかりいたしまして退任のごあいさつをいたしたいと思っております。

私は、平成9年9月の風連町の議員選挙に出て以後きょうまで、4月までなのですけれども、13年と8カ月経過することになります。この間思い起こしますと、やはり一番は平成18年の名寄市との合併が思い浮かびます。合併に至るまでは、風連町では議会の特別委員会、また名寄市の合併協議会という中で進んでまいりました。私も大変重責ではありましたが、その委員会の責任を担う立場になり、大変苦勞したことが思い浮かびます。まず、市民の皆さん方に合併の方向性、いろんな形でお伝えし、さらには議員の皆さん方には在任特例という新しい合併に伴う形の説明と、あと選挙区をしいて風連地区は8人、また名寄地区は18人という、定数も26という制定をいたしました。このことは、やはり議員の自分の、議員を守るとか、いろんな考え方がありまして、大変苦勞したことを覚えています。また、合併特例区を設置するというので、市民の皆さん方、町民の皆さん方にも住民説明会等を開きながら説明したことが大変だったなという思いがあります。

早いもので合併してから5年が経過し、私も合

併を推進した立場でもありますし、今現在こういう形を見て大変合併してよかったなと感じております。風連にとりまして、懸案でありました本町地区の再開発事業、また道の駅、風連中学校においては形は変わりましたが、そういったことが達成できた。また、私が1つ懸案でありました風連町の玄米調製施設がことし着工されると。来年から農家にとりましても均一なものを、名寄地区と同じものを出せるということで、それは大変農家にとってもよかったのかと考えております。

また、先ほどちょっとここに出てくる前に、うちは凜風会ということで当初立ち上げて、9人の議員がいて、当初は36ということで大世帯で、大変私たちも張り切っていた部分があったのですけれども、たまたま学校給食の未納問題がありまして、たしか9月の補正か何かのときに施設か何かのものが上がって、それに修正動議を上げた。私たちの9人の力で、かないはしませんでしたけれども、そういったことが論議されたことが大変懐かしく、また私も勢いがあったのかなと考えております。

今現状を見ますとき、私全然経験が少ないのですけれども、いま一つ皆さん方にお伝えしたいことがあります。合併して5年が経過して特例区が終了し、事務事業、住民サービスが統一に向けて進んでおります。私も住民サービスは公平でなくてはいけないと考えております。今後まだ統一されていない部分は、しっかりと市民の皆さん方の理解を得て進めたいと考えております。ただし、地域のコミュニティ、私は風連のコミュニティは、名寄のコミュニティも歴史があると思います。今思うとき、東日本大震災で大変多くの犠牲者が出て、痛ましい災害でありました。しかし、地域で、その地域のコミュニティの力によって今復興に向けて頑張っている姿を見たとき、やはり地域のコミュニティを今後とも育てられるような施策をぜひともして欲しい

ただきたい。確かに料金だとか、いろんなもので施設の利用だとかありますけれども、その地域のコミュニティの灯を消さないようにしっかりとした施策をとっていただきたいと思います。

いろいろと言いましたけれども、私の最後だと思ってお聞きいただきまして、大変ありがとうございます。加藤市長におかれましては、今後ますます健闘していただきたいと思います。また、行政、また職員の皆さん、また議員の皆さん方には、大変お世話になったことを感謝申し上げまして、この場からのお礼といたします。大変ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 続きまして、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長から御指名がありましたので、私も退任のごあいさつを申し上げます。

先ほど木戸口議員からもお話がございましたように、私は平成13年9月から旧風連町議会議員としてなったわけですが、就任後平成15年から例のいわゆる平成大合併の話ということで、当初は下川、美深、風連と3地区ということでいろいろ協議をしてきました。その後美深、下川のほうからお断りをいただきまして、風連としてはやはり教育、医療関係も名寄との一体感を求めなければならぬということで、名寄との合併協議で本当に皆様も御承知かと思っておりますけれども、住民投票までやったという、そういう我々議員としても厳しい、きつい、つらい立場にあったことも事実でございます。そういった中で平成18年3月27日から、いわゆる名寄と風連と合併をして、メーンとしておりました3大事業もやはり旧風連町からとり行っていたことですが、名寄市と合併をしたおかげであれだけの立派なことができたというふうにも私も風連の市民の方々も解釈をしているというふうにも思っているところでございます。

それと、平成19年9月に、いわゆる北海道で

市議会で初めての議会基本条例を制定いたしました、特別委員会をつくりまして、副委員長ということでいろいろと議論のあれをさせていただきました。その中で、私はやはり議員としてのこれからのいく姿といいますか、そういうことを本当に議員の皆様方から教えていただいたということで、非常に感謝を申し上げるところでございます。

それと、個人的な話になろうかと思えますけれども、緑風クラブはいろいろなことに、方針に対しまして東会長さんを初めとする市政クラブの皆様方にもいろいろと御支援をいただいたということで、この場をもってお礼を申し上げたいと思います。

4月30日までが我々の任期ということでございますけれども、その後は一市民といたしまして今回出ます議員の皆様方をお願いをしたいことが1つあります。それは、いわゆるいろいろな議論の中になっております風連地区、名寄地区の一体感を求める施策を、これは加藤市長にもお願いをいたしますけれども、一日も早くそういう形で新名寄市をつくっていただきたいということをお願い申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますけれども、退任のごあいさつとさせていただきます。お世話になりました。

○議長（小野寺一知識員） 次に、田中之繁議員。

○2番（田中之繁議員） まさかきょうこの場で退任のあいさつをすると夢にも思っていなかったわけですが、昭和62年、本当に厳しい戦いの中で、名寄は自衛隊のまちだという中で、市長、道議、2人をこのまちからとられたということで、私はたまたま道連の役員やって、全道の集まりの中で大変皆さんにおしかりを受けたということで、旭川に帰ってから名寄に着いて、出ると。本当に1週間の戦いをさせていただきました。それは、当選するしないではなくて、名寄は自衛隊のまちだということで、やはり保守は頑張ってやらないと、このまちはだめだということで、あえて1週間の戦いをさせていただきました。受かる落ちるは別

として、やはり自分の信念の中で市民の皆さんの負託にこたえるために頑張って、まさか1週間で当選すると思っていませんでした。11時半ごろ当選だということで、私は落ちると思っていたのですけれども、みんなが集まったところに行くと。そのときには何を言ったかといったら、入れた以上は皆さんの責任だと。私は、右も左もどこでも飛んで歩く男ですから、当選させた以上は後援会の皆さん方が頭たたいてもいいから育ててくれということで、最後のごあいさつをしたとき、今でも印象にあります。それから6期24年、本当に皆さん方の御支援の中で好きなこと言ってここまできたなど。私は、名寄に親戚も何もないと。しかし、私の仲間は床屋さんであります。その中で好きなようにやって戦ってみると、そういうような仲間がたくさんいたということで、よくここまでやれたなど。

しかし、私は一番今も思い出すことは、風連のときの合併です。しかし、合併の中で私は議長として風連行って100人の老人クラブの中でごあいさつしたときに、ある人がちょっと同じ風連の議員と名寄の議員が一緒になって、給料が何で違うのだと、こういうことを言われました。いいこと聞いてくれましたねと。しかし、風連は5分の1の人口だと。それで、給料は安い中、高いのです、逆に。そんな話をして、いろいろな話をして、風連との理解の中、好きなことを言ってまいりました。しかし、私はとにかくこれからいろいろな問題が出てくると。新しい市長が出て、これから夢と希望にある。しかし、私はまだ67歳です。しかし、みんなの後ろにいろいろなアドバイスを、そういうような気持ちで今回は引退させていただきながら、将来のために皆さんとともにこの道北の中核都市として頑張っていたきたいなど、そんな思いで今回は決断しました。本当に皆さん方に大変お世話になったことを心から感謝とお礼を申し上げます。最後のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、私のほうからごあいさつをさせていただきます。

勇退に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。まず、3月11日の東日本大震災におきまして、被災されました皆様方に対して心からお見舞いを申し上げますと同時に、亡くなられた方々には御冥福をお祈りをいたします。

議員の皆さん、理事者の皆さんには、6期24年間大変各面にわたりましてお世話をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く厚く感謝を申し上げるところでございます。

私は、1987年、昭和62年になりますが、議会に立たせていただきまして、当時は昭和の高度成長時代をもう終わらして、国鉄の分割民営化など国の財政改革が具体的に進められたときでありました。深名線や名寄線の廃止による人口の減少など、地域経済や地方財政に大きな影響を与えた時期でもございました。1989年、平成元年には消費税が3%で導入されたのであります。名寄市議会としてもこの消費税に対して大きな議論がなされたというのを記憶しているところでもございます。平成9年には5%に改定されまして今日を迎えておりますことは申し上げるまでもありませんが、1990年代に入りましてバブル経済が崩壊をいたしました。経済成長は著しく低下をして、低経済成長時代が始まったと認識をしていたところでもございます。24年間、現在の私の人生の3分の1を議会に身を置いておりましたので、多くの課題、難題、喜びもありました。多くを語ることは控えますが、最近では市民とともに大学の4大化や大型店問題、そして風連町との合併問題を議論できたことを本当にうれしく思っているところでもございます。そのような情景が走馬灯のように目に浮かんでくるときもございません。

また、平成19年には、皆さんに温かい御理解をいただきまして、4年間議長を務めさせていただきました。全国議長会における産業経済委員長

や高速道路協議会副会長、幹事等々要職を務めさせていただきました。特に高速道路協議会の役員につきましては、全道議長会の理解をいただきまして継続させていただき、何としても土別から名寄までのミッシングリンク、いわゆる未開通部分を前進させるべく努力してまいりましたが、国の状況からして思うようにならなかったことは残念でなりません。しかしながら、全国議長会の各議長等初め、関係者とのおつき合いの中から、名寄市のPRは最大限にさせていただきましたし、また名寄を理解していただいたというように思っております。大変うれしく、そして有効だったなということを感じているところでもございます。

また、全道の市議会に先駆けて議会基本条例の制定がなされました。それに基づいて報告会等を開き、あわせて議員の皆さんの資質向上への活動ができましたことは、皆さんの御協力によるものだとして心から感謝を申し上げます。皆様も御承知のとおり、国の厳しい状況からして地方にとってはさらに努力が必要になることと明白でございます。議会に対する市民の要求や責任の求められ方も厳しくなる時代だということを感じておりますけれども、ぜひ皆様におかれましては課題を克服して市民や内外からも評価されます名寄市議会であることを心から願うものであります。私も一市民となりまして、側面から皆様方に御協力をしていきたいというように感じております。

理事者の皆様、議員の皆様におかれましては、さらなる御健勝と御活躍、御繁栄ありますことをお願いを申し上げ、私のお礼を言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） ここで加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきましたので、一言あいさつを申し上げたいと思

います。

去る2月24日に開会をされました平成23年第1回の定例会、21日間の日程で本会議並びに予算審査特別委員会におきまして多くの貴重な御意見、御示唆をいただき、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。おかげさまでもちまして平成23年度の予算並びに関係議案を御決定いただきました。平成23年度は、新名寄市総合計画前期計画の最終年度でございます。この計画をしっかりと実のあるものにしていくこと、同時にこの5年間をしっかりと検証し、後期計画あるいはそれぞれの各部局の実施計画をしっかりと練り上げていきたいと思っております。また、名寄開花宣言、名寄を大きく売り込む元年となりますよう皆様方のさらなる御指導、御協力をお願いを申し上げたいと思っております。

さて、議員各位におかれましては、今期4年の任期を迎えようとしております。風連3大事業でありました道の駅、本町地区市街地再開発事業、風連中学校の移転改築、さらには市立天文台きたすばるのオープンなど、新名寄市として合併以降の両地域の新たな融和、そして発展のために御尽力をいただきました。諸課題に対する適切な御指導あるいは御助言に重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

今任期をもって御勇退をされます小野寺一知議長、田中之繁議員、川村正彦議員、田中好望議員、木戸口真議員、持田健議員におかれましては、この場をおかりし、長年の議員活動の御労苦に敬意を表し、これまでの御指導に心から感謝を申し上げたいと思っております。今後とも御健勝で、名寄市発展のためにさらなる御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、改選に当たられます議員各位におかれましては、今日までの議員活動や政策を市民、有権者に訴えていただいて、再びこの議場で御活躍、御指導いただきたく、必勝を御祈念を申し上げます。

なお、本年3月31日をもって定年退職をされます説明員の吉原市民部長、茂木経済部長、三澤大学事務局長、香川病院事務部長に対しても、長年にわたり名寄市の発展に御尽力をいただきましたその御労苦に感謝を申し上げます。今後ともますます御健勝で、地域で、あるいは後輩職員に対し御指導いただきますようお願いを申し上げます。

大変厳しい地方自治体を取り巻く環境でございますが、議員の皆様、退任される皆様には今後とも市政の推進に御指導、御鞭撻をお願いを申し上げて、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） これをもちまして、平成23年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 1時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 宗 片 浩 子

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成 2 3 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	岩 木 正 文 (P 52)	1. 加藤市長就任10ヶ月を経過して (1) 民間出身の市長として、現状、行政運営をどうとらえているのか (2) 平成23年度予算編成について (3) 全国首長消費税アンケートについて 2. 行財政運営について (1) 財政運営の基本として起債発行の考え方 (2) 健全化判断比率の実質公債比率目標について (3) 国勢調査結果を踏まえてその影響と対策 (4) 効果的な行政運営のためにも行政組織の見直しの考え方は 3. 広域行政について (1) 定住自立圏構想について 4. 産業の振興について (1) JR 駅横 (仮称) 複合交通センターについて (2) デフレ時における公共事業について (3) 市街地再開発事業について (4) 住宅リフォーム事業について (5) セーフティネット住宅に対する考え方 (6) 公設地方卸売市場について (7) 観光振興における交通インフラについて 5. 高齢者福祉と生活環境について (1) 福祉施策におけるトータルケアへの対応 (2) 健康なよろ21の中間検証 (進行管理状況) (3) 予防介護への取り組み (4) 交通安全対策について (5) 灯油高騰を踏まえ福祉灯油の検討を 6. 市立総合病院について (1) 初期診療の民間病院との連携について (2) 駐車場対策 (3) 医師用住宅をPFIで (生活環境整備を)

		<p>7. 名寄市立大学について</p> <p>(1) 学生のまち推進条例を</p> <p>(2) 外部評価について</p> <p>(3) 大学図書館について</p> <p>8. 教育行政執行方針より</p> <p>(1) 天文台について</p> <p> ア 開館日について</p> <p> イ 運営委員会の提言をどう生かすのか</p> <p>(2) 児童クラブの充実を</p> <p>(3) 食育について</p> <p>(4) 岩見沢市の食中毒を受けて給食センターの対応は</p> <p>(5) ゆとり教育の検証</p> <p>(6) 英語教育における小・中の連携</p> <p>(7) 指導プランの検証と課題</p>
<p>2</p>	<p>佐 藤 靖 (P 74)</p>	<p>1. 市政執行方針及び新年度予算案にかかわって</p> <p>(1) 国の財政状況に見る今後の行財政運営の見通しについて</p> <p>(2) 市政推進の基本的な考え方の具現化について</p> <p>(3) 市財政の今後の見通しについて</p> <p>2. 教育行政にかかわって</p> <p>(1) 平成22年度全国学力・学習状況調査結果を受け、公表した今後の取り組みと執行方針の整合性について</p> <p>(2) 名寄地区適正配置について</p> <p>(3) オープンスペース教育の評価について</p> <p>(4) (仮称) 市民ホールについて</p> <p>3. 名寄市立総合病院にかかわって</p> <p>(1) 消化器内科の診療体制縮小に伴う影響について</p> <p>(2) 名寄市立総合病院改革プランの改定とは</p> <p>(3) 中・高校生に対する医療教育の必要性について</p> <p>(4) 近隣を含めた医療バスの運行について</p> <p>(5) 地域医療再生事業の採択見通しについて</p> <p>4. 名寄市の各種課題について</p> <p>(1) 土地開発公社のあり方について</p> <p>(2) 東病院について</p> <p>(3) 営業戦略推進委員会の意義と庁内合意形成について</p> <p>(4) 名寄市を全国に売り出す具体策について</p>

		<p>(5) 都市再生整備計画名寄地区について（特に、駅横の一体開発の見直し）</p> <p>(6) 風連国保診療所跡地活用について</p> <p>(7) 元気な第一次産業づくりについて</p> <p>(8) 名寄市立大学の今後について</p>
<p>3</p>	<p>日根野 正 敏 (P 96)</p>	<p>1. 名寄市立大学の発展と将来構想</p> <p>(1) 大学図書館及び今後の大学施設整備計画は</p> <p>(2) 児童学科の四大化と大学院設置の可能性について</p> <p>(3) 大学スタッフの過不足の現状と対策について</p> <p>(4) 地域交流センターの効果と課題について</p> <p>(5) 学生確保に向けて将来の課題</p> <p>2. 活気ある名寄市に向けて</p> <p>(1) （仮称）複合交通センターの予想される効果と次の構想は</p> <p>(2) 駅横開発の民間開発部分の計画と予定は</p> <p>(3) （仮称）市民ホール建設に向けて想定規模と建設の特色は</p> <p>(4) 観光の発展に向けての目標と過程のビジョンは</p> <p>(5) 移住、定住対策の現状と充実を</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>(1) 小中学校適正配置計画の実施について</p> <p>(2) 1年生の35人学級の実施について</p> <p>(3) 教職員の勤務実態の把握と対応について</p> <p>(4) 食育教育の充実を</p> <p>4. 豊かな農村を目指して</p> <p>(1) ひまわり油振興の展望は</p> <p>(2) 地産地消の推進について</p> <p>(3) 玄米バラ集出荷調整施設整備事業について</p> <p>(4) 新農業・農村振興計画の達成度と次期計画に向けて反映は</p> <p>(5) 後継者・新規就農者の育成について</p> <p>(6) 農業・農村の役割と綺麗な景観づくりについて</p> <p>5. 財政課題について</p> <p>(1) 合併特例債利用の現状と今後の利用計画は</p> <p>(2) 行財政改革の進捗状況と積み残しの課題は</p> <p>6. 清潔なまちづくり</p> <p>(1) 一般廃棄物最終処分場の現状と展望について</p> <p>(2) 収集体制について</p>

		(3) さらなる分別の徹底に向けて (4) 協働で綺麗なまちづくりを
4	田 中 好 望 (P 1 1 8)	1. 風連特例区終了後の振興について (1) 名寄市風連地区の今後の方向について 2. 名寄市農政の今後について (1) 農業振興センターの今後について (2) 6次産業化の取り組みについて 3. 名寄市小中学校適正配置計画について (1) 小学校の再編について 4. 市職員による営業戦略について (1) 今後の営業戦略推進委員会の方針について

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 3 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	高 橋 伸 典 (P 1 2 6)	1. 市民福祉の充実について (1) 子育て支援について (2) 地域の福祉について (3) 高齢者福祉の充実について (4) 障がい者福祉の充実について 2. 雇用対策について (1) 内定状況 (2) 連携と対策について (3) 緊急雇用創出推進計画について (4) マッチング事業の推進を 3. 放課後子ども教室について (1) 計画内容と実施状況 (2) 私塾との連携
2	川 村 幸 栄 (P 1 3 7)	1. TPP (環太平洋貿易協定) 交渉参加への対応について (1) 農林業への影響 (2) 地域経済への影響 (3) 医療への影響 2. 人権尊重と男女共同参画社会の形成について (1) 教育の推進について (2) デートDVへの対応について 3. 観光振興への対応について (1) 市内交通の利便性について (2) 公衆トイレの利便性について 4. 中学校の武道必修化に向けての安全策について (1) 柔道における安全指導について 5. 石油類の高騰への対応について (1) 福祉灯油の実施について (2) 農業への支援について

<p>3</p>	<p>佐々木 寿 (P 1 4 8)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務事業の一元化について (2) 職員の適正配置について (3) メンタルヘルス対策の取り組みについて 2. 教育行政について <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習状況調査結果の主な内容と今後の取り組みについて (2) 外国語授業について (3) 武道授業について 3. インフラ整備について <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路整備について (2) 上下水道整備について (3) 交通体系について 4. 福祉行政について <ol style="list-style-type: none"> (1) 低所得者対策について
<p>4</p>	<p>佐藤 勝 (P 1 6 0)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域連絡協議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会の根拠 (2) 協議会の意義 (3) 協議会の課題 (4) 協議会の今後 2. 豊栄川流域の課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上流域の現況について (2) 下流域の課題について 3. 風連庁舎の現状と今後 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状に対する認識 (2) 今後の予定について 4. 新聞活用による言語活動の充実について <ol style="list-style-type: none"> (1) 新学習指導要領による取り組み (2) N I E 実践校について
<p>5</p>	<p>植松 正一 (P 1 7 0)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名寄市農政の課題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業・農村振興計画前期実施計画の検証と後期実施計画策定の課題について (2) 食肉センター整備事業の実施計画について (3) 本格的に実施される農業者戸別所得補償制度について 2. 名寄市林業の振興について

		<p>(1) 名寄市森林整備事業計画の検証について</p> <p>(2) 地球温暖化に伴う新エネルギーの利用検討と導入の考えはあるのか</p>
6	大石 健二 (P181)	<p>1. 平成23年度市政執行方針から</p> <p>(1) 名寄市の経済産業振興施策等より</p> <p>ア 商工業等の振興策について</p> <p>イ 観光振興策について</p> <p>(2) 名寄市行財政改革から</p> <p>ア 効率的な行政改革とその対応について</p> <p>(3) 平成22年市政執行の総括について</p> <p>2. 平成23年度予算編成について</p> <p>(1) 新年度予算編成より</p> <p>ア 市の財政構造等について</p> <p>3. 名寄市教育行政執行方針から</p> <p>(1) 知に基づく財産と地域づくりの教育環境整備等について</p>
7	上松 直美 (P191)	<p>1. 定住自立圏構想について</p> <p>(1) 目的と趣旨について</p> <p>(2) 今後の計画について</p> <p>(3) 可能性と見込まれる成果について</p> <p>(4) 課題と問題点その対策等</p> <p>2. 名寄市における医療費助成について</p> <p>(1) どのような助成があるのか</p> <p>(2) 事業費として平成23年度予算は</p> <p>(3) 今後の計画と予算の動向</p> <p>3. スポーツとまちづくりについて</p> <p>(1) 名寄市としての基本的な方向性について</p> <p>(2) 振興策としての構想は</p> <p>(3) 学校教育としてのスキー授業の現状は</p> <p>(4) 今後の課題と対策について</p> <p>4. 共生型グループホームについて</p> <p>(1) 動向と計画について</p> <p>(2) 潜在的ニーズと今後の傾向について</p> <p>(3) 老人福祉と障害者福祉の共生について</p>

<p>8</p>	<p>黒 井 徹 (P 2 0 4)</p>	<p>1. 農業振興施策について (1) 担い手施策 (2) 農業振興センターの成果と今後について (3) 農業・農村振興計画の後期実施計画について 2. 商業の振興施策について (1) 都市再生整備計画について (2) 空き店舗の実態と対策は (3) 名寄ブランドづくりについて 3. 防衛計画の大綱と名寄市 (1) 中期防衛力整備計画の内容について (2) 名寄駐屯地の実態と役割 (3) 第4高射特科群の行方は</p>
<p>9</p>	<p>熊 谷 吉 正 (P 2 1 4)</p>	<p>1. 公正労働基準の確立と地域の活性化 (1) 名寄市発注の公共事業等受注事業者数と雇用状況について (2) 公契約条例に対する認識と検討経過について (3) 入札改革の現状と今後の取り組みについて (4) 今後の普通建設事業及び各種維持管理事業等の見通し 2. 名寄市日進地区特区構想と今後の施設維持 (1) 交流人口の現状と拡大の展望 (2) 交通利便向上策について (3) 地域全体の自然環境維持と景観向上について (4) 健康の森、道立公園等の施設評価と今後の維持管理について 3. 安心の福祉施策について (1) 子どもの医療費の現状と無料化の取り組み (2) 高齢者の除排雪対策の条件緩和について (3) 福祉バス無料化について</p>

平成23年第1回名寄市議会定例会議決結果表

平成23年2月24日～平成23年3月16日 21日間
本会議時間数 20時間04分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市風連地区地域協議会設置条例の制定について	23. 2. 24 総務文教常任	— —	23. 3. 16 撤 回
第 2 号	名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 3 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 4 号	名寄市特別会計条例の一部改正について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 5 号	名寄市教育相談センター条例の一部改正について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 6 号	名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の一部改正について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 7 号	上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 8 号	平成22年度名寄市一般会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 9 号	平成22年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 10号	平成22年度名寄市介護保険特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 11号	平成22年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 12号	平成22年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 13号	平成22年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決
第 14号	平成22年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	— —	— —	23. 2. 24 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	平成22年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	—	—	23. 2. 24 原案可決
第 1 6 号	平成22年度名寄市病院事業会計補正予算	—	—	23. 2. 24 原案可決
第 1 7 号	平成22年度名寄市水道事業会計補正予算	—	—	23. 2. 24 原案可決
第 1 8 号	平成23年度名寄市一般会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 1 9 号	平成23年度名寄市国民健康保険特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 0 号	平成23年度名寄市介護保険特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 1 号	平成23年度名寄市下水道事業特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 2 号	平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 3 号	平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 4 号	平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 5 号	平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 6 号	平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 7 号	平成23年度名寄市病院事業会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 8 号	平成23年度名寄市水道事業会計予算	23. 2. 24 予算審査特別	23. 3. 16 原案可決すべきもの	23. 3. 16 原案可決
第 2 9 号	名寄市教育委員会委員の任命について	—	—	23. 3. 16 同 意
諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	—	—	23. 2. 24 適任と認める
意見書案第1号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 2 号	地域医療存続のための医師確保に関する意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決
意見書案 第 3 号	旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、裁判官を常駐させることを求める意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決
意見書案 第 4 号	平成 2 3 年度畜産物価格決定等に関する意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決
意見書案 第 5 号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決
意見書案 第 6 号	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書	—	—	23. 3. 16 原案可決
報告第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	23. 2. 24 報告済
報告第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	23. 2. 24 報告済
報告第 3 号	例月現金出納検査報告及び定期監査報告について	—	—	23. 3. 16 報告済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	23. 3. 16 継続審査（調査）決定
	議員の辞職許可報告	—	—	23. 2. 24 報告済
	議会運営委員会委員の選任	—	—	23. 2. 24 選 任